

尊氏上京、天皇登山門、内裏皆燒、官軍攻京、尊氏敗軍、二月天皇還幸、三月攻圓心于播州、尊氏以西兵東上、勅正成至兵庫防之、遂討死、天皇復登山、六月尊氏攻山門、不利、八月十五日、豐仁親王即位、十二月天皇幸吉野、建都居焉、號南朝、用延元、楠正行入朝奉守、云云。

攝陽群談卷第十

後志 編集

○歷世都地古宮の部 附行宮・離宮

難波高津宮 東生郡高津小橋の地に屬す。今西成郡西高津村に於て 仁德天皇の社あり。世俗此社地を指て、皇居の地と云り。仁德帝は、山城國葛野郡平野の社に祭り、世に平野大明神と號す。今謂是社は、天稚彦尊、天降に屬し、磐船に乗下つて爰に至る。天探女神・下照姬命也。其天磐船の所至之地を以て、高津の號あり。仁德帝、聖德の高きこと、記も猶恐あり。都地・方角、神社門及村の部、津の部、橋の部等所々に論之。【日本書紀】卷第十一云、大鸕鷀天皇仁譽田天皇之第四子也、母曰仲姬命、五百城入彦皇子之孫也、天皇幼而聰明叡智、貌容美麗、及壯仁寬慈惠、四十年春二月、譽田天皇崩時、太子菟道稚郎子、讓位于大鸕鷀尊、未即位時、同元年、春正月丁丑朔己卯、大鸕鷀尊即天皇位、尊皇后曰皇太后、都難波、是謂高津宮云云。同四年、春二月己未朔甲子、詔群臣曰、朕登高臺、以遠望

攝陽群談卷第九終

之烟氣不起、於域中、以爲百姓既貧而家無炊者、朕聞、古聖王之世、人々誦詠德之音、家々有康哉歌、今朕臨億兆於茲三年、頌音不貽、炊烟轉疎、即知五穀不登、百姓窮乏也、封畿之内、尙有不給者、況乎畿外諸國耶、三月己丑朔己酉、詔曰、自今之後、至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之、糲衣鞋履不弊盡不更爲也、溫飯煖羹不醜饑不易也、削心約志、以從事乎無爲、是以宮垣崩而不造、茅茨壞而不葺、風雨入隙而沾衣、被星辰漏壞而露床蓐、是後、風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁、七年夏四月辛未朔、天皇居臺上、而遠望之、烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、皇后對語、何謂富焉、天皇曰、烟氣滿國、百姓自富歟、皇后且言、宮垣壞而不得脩、殿屋破之衣被露、何謂富乎、天皇曰、其天之立君、是爲百姓、然則君以百姓爲本、是以古聖王者、一人飢寒、顧之責身、今百姓貧之、則朕貧也、百姓富之、則朕富也、未之有百姓富之君貧矣、秋八月己巳朔丁丑、爲大兄去來穗分皇子定壬生部、亦爲皇后定葛城部、九月諸國悉請之曰、課役並免、既經三年、因此以宮殿朽壞、府庫已空、今黔首富饒而不拾遺、是以里無鰥寡、家有餘儲、若當此時、非貢稅調以脩理宮室者、懼之其獲罪于天乎、然猶忍之不聽矣、同十年冬十月、甫科課役以構造宮室、於是百姓之不領、而扶老携

幼、運材負簣、不問日夜竭力爭作、是以未經幾時、而宮室悉成、故於今稱聖帝云云。同十四年冬十一月、爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋、是年作大道置於京中、自南門、直指之至丹比邑云云。同卷第廿九云、天武天皇十一年、九月辛卯朔壬辰、勅自今以後、跪禮匍匐禮、並止之、更用難波朝廷立禮云云。

【金葉】三 參議師賴 いにしへの難波の事をおもひ出て、高津の宮に月のすむらん

【玉葉】六 藤原隆信 ふりにける跡に心のと、まるは、高津の宮の雪のあけほの 國 隆

【夫木】二 おほさき高津のみやは雨ふれと、つかれぬ事を民は悦ぶ

味經宮 同郡に屬す、方角所指不詳。【日本書紀】卷第廿五、孝德天皇白雉元年、春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮、味經此云阿、同卷曰、白雉二年冬十二月晦、於味經宮、請二千一百餘僧尼、使讀一切經、是夕燃二千七百餘燈於朝庭内、使讀安宅土側等經、於是天皇從於大郡、遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮云云、夫木集、味經宮、津國に比す、大郡

は今謂東生郡を云へり。

【萬葉】長歌

上略 見まくほりして御食むかふ、あちふの宮はみれとあかぬかも

【夫木】雜十

田鶴のなくあしへの浪に袖ぬれて、味經の宮に月をみる哉

長柄豊崎宮 西成郡長柄村、南北に屬す。

【日本書紀】卷第廿五、天萬豐日天皇アモトヒコノミコ、天豐財重日足姬天皇アメトヒコノミコ、同母弟也。大化元年、冬十二月乙未朔癸卯、天皇遷都難波長柄豊崎、老人等相謂之曰、自春至夏、鼠向難波遷都之兆也。云云、同三年、是歲壞小郡、營宮、天皇處小郡宮而定禮法。云云、小郡今謂西成郡也。

【萬葉】五

上略ありし間に、うみをなす、長柄の宮に眞木柱下略、公 朝

【夫木】雜十

いにしへの長柄の宮は跡もなし、橋柱たに朽果る世に

孝德帝此宮に居て、左右の大臣及内大臣百官を分ち、位階を定め玉ひ、群臣の禮法を守しめ、或は畿内の境地を改め、郡里・田圃の小大、其行程を限り、農業・飲食等、百

姓民家の分際、織殿、衣服の寸尺等に至まで、定法の詳なる事、【日本書紀】に所載、引書一卷に過たり。因て略之。

大隅宮 同郡に屬す。方角所指不詳。宮を讀る歌未考。【日本書紀】卷第十、應神天皇二十二年、春三月甲申朔戊子、天皇幸難波、居於大隅宮、丁酉、登高臺而遠望、時妃兄媛イハヒメ侍之、望西以大歎兄媛者吉備臣、云云、御友別之妹也。同四十一年、春二月甲午朔戊申、天皇崩于明宮、時年一百十歳。云云、于大隅宮云云。

阿胡行宮 住吉郡に屬す。海の部に論之、宮を讀る歌、未考。方角所指不詳。【日本書紀】卷第三十、持統天皇六年、五月乙丑朔庚午、御阿古行宮、時進賢、云云。

祝津宮 同郡に屬す。宮を讀る歌未考。方角所指不詳。【日本書紀】卷第十九、欽明天皇元年、九月乙亥朔己卯、幸難波祝津宮。云云。

【天書】曰、元年九月己卯、行幸難波、庚辰進幸祝津宮、遣使祠住江神、賜民爵及帛、各有差、初將征新羅、云云。

山崎宮 島上郡山崎の地、城・攝の境に屬す。方角所指不詳。【日本書紀】卷第廿五、孝德天皇白雉四年、天皇恨欲捨於國位、令造宮山崎。云云。

河陽宮 同郡に屬す。證歌未考。【續日本後紀】卷第十五云、承和十二年、仁明天皇行幸河陽、遊獵。云云、同十八云、洪

水浩々人畜流損、河陽橋斷絶、僅殘六間、云云、河陽行宮とする歟。橋亦山崎の橋に屬す。

【三代實錄】卷第卅九、陽成天皇元慶五年、正月十八日丁卯、下知河内・攝津兩國、僞齋内親王擬出神宮、從河陽宮取水路、赴難波宮。

水無瀨宮 島上郡廣瀨村にあり。【續日本後紀】水成瀨或は水生瀨に作る。【本朝遷史】云、惟高者、文德天皇第一皇子也、皇嗣固其所也、然而第四皇子惟仁、以忠仁公爲其外祖故、立爲皇太子、清和天皇是也、於是、惟高閑居于洛外山碕水無瀨宮。云云、今城・瀨の境地、瀨の中にあり。

水無瀨離宮 同所 後鳥羽院遷幸の處也。【東鑑】云、建久九年正月十一日、御脫屣、承久三年七月遷御鳥羽院、同八日落御篋、同十三日遷御隱岐國、延應元年二月廿二日崩御、五月廿九日追號顯德院、仁治三年七月八日改號德院、爲後鳥羽院。云云、亦曰太上天皇。云云。

【新古】八 太上天皇

十月はかり、水無瀨に侍りし比、前大僧正慈圓のもとへ、ぬれて時雨のなと申つかはして、次のとしの神無月、無常の歌、あまたよみてつかはし侍りし中に、

おもひ出る折たく柴の夕烟、結ふも嬉しわすれか

攝陽群談卷第十 歷世都地古宮の部

たみに 返し 前大僧正慈圓

おもひ出るをりたく柴と聞からに、みたれしられぬ夕煙哉

難波宮 川邊郡難波村に屬す。土俗、仁德帝皇居の地也と云り。因て、難波の梅と號て名木あり。其證未詳。【日本書紀】第廿六、齊明天皇六年、冬十二月丁卯朔庚寅、天皇幸于難波宮。云云、【元亨釋書】云、元明天皇和銅三年春三月、從難波遷都于奈良。云云。

【元亨釋書】云、聖武天皇廿年春二月庚申、遷都于攝州難波、三月轉大般若經于新宮。云云、寶字四年冬十月、遷都于近州保良。云云。

【風雅】十六 國 隆

有かよふ難波の宮は海ちかみ、海士乙女らかのねる船みゆ

小墾田宮 河邊郡上坂部・七ツ松の兩邑にあり。又小墾田の板田の橋と云傳て、尼崎の城下にあり。【夫木集】小墾田の宮天古大和國にあり。【夫木集】大和・攝津の兩國に比す。橋は尾張國にあり。坂部・七松等の土俗、皇居の地と云へり。亦難波の京と稱し、至于今難波村の號とする處あり。其難波村は、聖武帝の舊都にして、別に記之。今

一八五

上坂部村の古宮には、叢祠を置いて、小墾田の社とし、毎年十月二日神祭あり。橋亦其の部に論之【日本書紀】卷第廿四云、天豐財重日足姬天皇天武天皇元年冬十二月壬午、天皇遷移於小墾田宮、云、和州小墾田豐浦の宮也。故老の云、孝德帝遷都於難波長柄之豐崎、以前造假宮、號て稱小墾田宮也、是今の上坂部村の所傳也と云へり。

【續古】十九 土御門院
をはた田の宮のふる道いかならん、絶にし後は夢のうきはし

武庫行宮 武庫郡に屬す。【羅山文集】溫湯記に所載、武庫行宮は、今云兵庫也と云へり。兵庫は、今矢田部郡にあり。【和名類聚】、武庫の郡武庫と云、云、今武庫川の西、押照宮あり。世俗押照を、於加之と訓しめ、押照於加之の宮と稱す。武庫の郡内にあつて、古宮と稱するものは、武庫の行宮の一名歟。

【日本書紀】卷第廿五、孝德天皇大化三年、冬十月甲寅朔甲子、天皇幸有間溫湯、左右大臣、群卿大夫從焉、十二月晦、天皇還自溫湯、而停武庫行宮、武庫は云、地名

難波押照宮 同所。【日本書紀】卷第廿五、孝德天皇大化四年、春正月壬午朔、賀正焉、是夕天皇幸于難波碕宮、云、
【萬葉】十二 家 持

隱岐國遷幸の時、假に宮造る舊地なりと云り。

福原宮 矢田部郡兵庫にあり。福原の内裏屋敷と號す。古蹟至于今、四町四方に、築地の威儀を殘せり。此内裏事成て時の人、咲出る花の都をふり捨て、風ふく原の末をあやうきと落書する事、土俗傳語處なり。亦是より西に、假の御所、萱の御所と號るの古跡あり。各于是附屬す【帝王正統錄】云、安德天皇、人王八十一代、諱言仁、高倉院御子、母建禮門院德子、中宮太政大臣清盛公女也、治承二年十一月十二日降誕、十二月八日爲親王、十五日立太子、同四年二月廿一日受禪、四月廿二日即位、六月二日遷都福原宮、云、猶委は古戰場部に然り。

生瀬離宮 同郡生瀬村の土俗、寛元年中、後嵯峨院離宮の古蹟也と云傳へり。文永五年十月五日御落飾、法諱は號素覺。於此地寺院を創建あり。淨橋寺と號す。寺記に詳也。

○古地・舊屋の部 歌名所、俗名所

難波館 東生郡に屬す。【日本書紀】卷第廿三、舒明天皇二年、十月壬辰朔癸卯、天皇遷於飛鳥岡傍、是謂岡本宮、是歲改脩難波大郡及三韓館、云、岡本宮は和州也。難波の大郡は、當國今の東生郡を云、【延喜式】卷第廿一云、

櫻花今さかりなり難波の海、おしける宮にきこしめすなへ

有馬行宮 有馬郡溫泉山杉谷にあり。

舒明天皇・孝德天皇、于爰行幸、古蹟今に存之。猶山谷の部に詳也。【日本書紀】卷第廿三、舒明天皇十年冬十月、幸有間溫湯宮、是年百濟・新羅・任那、並朝貢、同十一年春正月乙巳朔壬子、車駕還自溫湯、乙卯新嘗、蓋因幸有間、以闕新嘗歟、云、孝德帝、大化三年于爰行幸の事、武庫の行宮に比せり。

【千載】廿 按察使資賢
めつらしき御幸をみわの神ならば、しるし有馬の出湯なるへし

○同俗名所

棹指宮 西成郡佛性院村、大願寺緣起に所載なり。其證不詳して、未得考。土俗の傳語、捨がたし。此處、長柄の涉りを隔つ。爰を以て豐碕の宮を、私の號とするもの歟。磐手古宮 島上郡安滿村にあり。俗傳、御所屋敷と號す。御宇未考。

假御所 河邊郡にあり。濱田大島村の間に挿り。後鳥羽院

凡新羅客入朝者、給神酒、其釀酒料稻、大和國加茂、意富、纏向、倭文四社、河内國恩智一社、和泉國安那志一社、攝津國住道、伊佐具二社、各卅束、合二百四十束、送住道社、大和國片岡一社、攝津國廣田・生田・長田三社、各五十束、合二百束、送生田社、並令神部造、差中臣一人、充給酒使、釀生田社酒、於敏賣崎給之、釀住道社酒者、於難波館給之、若從筑紫還者、應給酒肴、便附使人、其肴惣隱岐鮫六斤、螺六斤、腊四斤六兩、海藻六斤、海松六斤、海菜六斤、蓋卅八口、匏十柄、案六脚、被實還 蕃客從海路來朝 攝津國遣迎 船、王子來朝、遣一國司、餘使部 客船、將到難波津之日、國使著朝服、乘一裝船、候於海上、客船來至、迎船移進、客船・迎船比及相近、客主停船、國使立船上、客等朝服出、立舟上、時國使喚通事、通事稱唯、云、

鼓吸戸 【延喜式】卷第四十九、兵庫寮式、鼓吹戸、攝津國二烟、右起十月一日、盡二月三十日、以十人爲一番、番別三十日、更代教習、云、

飼戸 同式云、飼戸攝津國十六烟、凡飼戸計帳者、國司、每年勘造進寮、其絶戸田、每年賃租送官、云、

雜工戸 同式云、攝津國五十烟、右雜工戸、免調庸、每年自十月一日、至三月三十日、役仕、雜作、人別不得過五十日、其役分物、每年附貢調使進之、但攝津國有馬郡羽束、工戸

役十五日、不免其調、若有絶戸、其口分田准價賃租、充雜工食、不給公糧、云云。

鍛冶戸 同式云、攝津國五十八烟、右鍛冶戸、毎年當國計帳進官、官先下主計寮、全計損益、然後下寮、即從十月一日、至二月三十日、爲番役使、云云、今西成郡加島村の土俗、昔此所鍛冶千軒とて、民家悉く、鍛冶戸なりと傳語せり。

釋道公古跡 東生郡四天王寺にあり。所指未考【元亨釋書】卷第九云、釋道公、居天王寺、持法華有年云、

鑪鑄道場古跡 同郡四天王寺の辰巳にあり。聖德太子、撞鐘を令鑄の古迹と云へり。鐘は、今甲州新善光寺にあり。又一説、守屋連、寺院、佛像を燒捨、所殘金銅の像、鑪を以て鑄潰すの舊地也とも云へり。

人見・本間、向赤坂城出陣之古迹 東生郡四天王寺にあり。【太平記】云、天王寺より赤坂の城へ先懸、武藏國住人に、人見四郎入道恩阿、相模國住人本間九郎資貞、生年三十七歳、天王寺石の鳥居の左の柱に、

花さかぬ老木の櫻くちぬとも、其名は昔の下にかくれしと一首の歌を書て、其次に、武藏國の住人、人見四郎入道恩阿、生年七十三、正慶二年二月二日、赤坂之城に向て、武恩を報ぜん爲に、討死仕り畢んぬと、書たり。又右の柱、ましてはし子を思ふ闇に迷らん、六つちまたの道しる

へせむと書て、相模國の住人本間九郎資貞、嫡子源内兵衛資忠、生年十八歳、正慶二年仲春二月、父が死骸を枕にして、同じ戰場に命を止め畢んぬと、書たりと、云云。

兼好假居古跡 同郡阿部野村にあり。土俗兼好、爰に假居して、民家に交り遊んで、賤の手業を習ひ、筵を打て樂とする事、暫ありと傳語せり。亦豊島郡池田村、穴織宮の東、藪の中にあり。一年兼好、田舎濟ひして、風景しばしとて、春秋を送る古迹也と云へり。【扶桑隱逸傳】云、兼好者、卜部兼顯之子、大織冠之苗裔也、博覽無所不窺、能綴和語、巧作和歌、時論爲少有俳體、嘗仕建治帝、爲武衛次將、正中元年、帝升遐、兼好乃削髮、入修學院、後上横川、深匿影迹、兼好尋常清貧、雅與頼阿善、嘗乞米及錢於頼阿、因以折句歌見意、頼阿亦不賑答、又以歌而少饋錢而已、其貧交可想見也、兼好與清閑寺道我爲友、又每遊高師直之家、皆以和歌交、一日師直、託兼好作艶簡、兼好便書、其不拘也如此、偶二月望、夜來乘月詣千本釋迦堂、潛入堂後、而獨聽遺教經、有美婦人、忽然而來傍兼好之側、膏粉如移、蘭麝襲人、兼好則避席、婦人慕來、兼好即起席而去、蓋宮女之知兼好者、欲見其節操、而相謀爲之也、嘗論心友之難得而曰、獨座燈下讀書友古人、樂莫過於此焉、好讀文選白氏文集老莊之書、又愛本朝古文、所著寂寞草、往々示己志、初兼好有童兒、善

松榮亭、嗒千載處なり。天下茶屋 西成郡勝間村の東の新家にあり。豊臣秀吉公、堺政所入御の時、此茶店に於て休息し玉ひてより、世に天下茶屋と稱す。今人、地名の如くせり。遊女佛古迹 同郡堺北庄大街道の東、高須の地、傾城町にあり。所傳云、昔一人の遊君あり。貌美して、容麗く、如も心ばへ吝く、歌を好し、常に樂器を翫ぶ。一日彼に交る者、菩薩天女の影向して、歡喜の心、極樂世界も斯やらんと、世に佛とぞ號たり。自ら惡之、罪障の拙さ、其名も恐ありやとて、地獄と改名して、専ら佛乘に志す。一休和尚尋寄て、「聞しより見て、仇き地獄哉」とあれば、遊女、往來る人も落ざらめやは」と連たると云傳り。高三隆達古跡 同所北材木町にあり。所傳に云、隆達、元來日蓮宗の僧、泉州堺顯本寺境内に住す。有故還俗し、當津の市店、藥種屋高三氏の家に入つて、終に商人と成れり。隆達俗家に交て、常に音曲を習ひ、小歌の一流を謳出せり、今の世に隆達節と云は是也。釋溫故舊栖 同所同町にあり。所傳に云、釋溫故は、日蓮宗の僧、妙國寺境内に住侶す。中將基の達人、於禁裏賜法橋、世に名人の譽あり。喜多長能舊屋 同所櫻町にあり。所傳云、長能字は七大夫、

詠和歌、且知萬葉、古今之事、兼好出家之後、今川了俊招之令侍左右、云云。

家隆卿舊栖 同郡天王寺勝曼院の後にあり。土俗或は俊成家隆の舊栖とす。

【夫木】^六

從二位家隆

天王寺にて、やまひかきりになりける最後

の歌、七首の中、

難波の海雲井になして詠れば、とほくも見えす彌

陀の御國は

釋明達舊栖 住吉郡住吉に屬す【元亨釋書】卷第十云、釋明

達、姓土師氏、攝州住吉縣人也、云云、方角所指不詳。

生馬仙出生古地 住吉郡住吉に屬す。方角所指不詳。【元

亨釋書】云、生馬仙者、攝州住吉縣人、入河内高安縣東山、

云云。

大伴金村舊栖 同所に屬す。方角所指不詳【日本書紀】卷第

十九、欽明天皇元年、大伴金村居住古宅、云云。

富士第宅古地 同所にあり。樂人富士、居住すと云へり。今

方角土俗の所指、社待酒井内藏助第宅、富士之舊栖たる

の一説也。

松榮亭 同所にあり。大將軍家康公、上洛し玉ひて、社務津

守大學頭第に入御、今に其殿内を崇祭て東照御殿、奉祝

父は醫師願慶、家に武勇の譽あり。當津勘大夫に習始て、踏舞の妙を得たり。是則今の喜多七大夫始祖也。惠藤源左衛門舊栖 同所矢藏町にあり。所傳云、中村備中入道一噌を師とし、笛を習ひ、自然と其妙を得たり。瓦落名管は、惠藤の家より出て、弟子藤田清兵衛に譲之云へり。

車屋道説舊屋 同所車の町中濱にあり。所傳に云、今春大太夫弟子、音曲の達人也。今百番の謠、二十五番は道説撰出して番之。

高野堂古迹 同郡堺九軒町にあり。所傳に云、弘法大師入唐歸朝して、始て此處に著岸あり。側に就て草室を構へ、自像を彫刻して安置し、高野山より往來の僧の、便とするの所傳たり。

神馬廐古跡 同郡堺目口町にあり。所傳云、此の所は、昔神功皇后、三韓御歸陣の時、始て于是來岸、神馬を係せ玉ふ處也。其時、秣を獻たる古例、于今神祭あり。地名始は根口と云、今目口轉之。

邊第宅古跡 同所にあり。世云、鼠樓、栗新左衛門は、鞘師にて、細工の名譽を得たり。能鞘口を合せ、邊と行を以て、時の人異名すと云へり。交人、當話輕口にして興あり。常に關白秀吉公の御前に參り、慰興の翫と成れり。剩、詩歌・

しもとなんと云、遊女か住家見めくれは、家は南北のきしにさしはさみて、内は旅人のしはしの情をおもふさま、さもはかなきわざにて、扱もむなく此世をさりて、來世はいかならむ。是も前世の遊女にてあるへき。宿業の侍りけるやらん。露の身の、しはしのほとをわたらんとて、佛のおほきに、いましめ給へるわざをするかな。我身一のつみは、せめていか、せん、おほくの人をさへひきそんせん事、いと、うたてかるへきには侍らすや。しかれとも、かの遊女の中に、おほく往生をとけ、浦人の物の命をたつもの、中にありて、おほりいみしき事おほく侍り。こはされは、いかなる事をや。前世のかいきやうによるへくは、何とてか、今かくうたてきふるまひをすへきや。又此世のつとめによるへくは、あに、かれら往生をとけんや。是をもつて、しつかに思ふに、た、心によるへきにや。露命をつかんとての、はかりことに侍れは、心にもあらず、これにまはしり、かれにともなへとも、これに心をうつさず。かれに心をしめて、つねに後世の事をおもはん人は、口にあしき言葉をはき、手にわろきふるまひ侍るとも、心うるはしく侍らむには、さらなりけるにや、侍らんと、あるひしりとうちかたりつ、その里を過なんとするに、冬をまち得ぬむら時雨の、はけしくて、人

連俳を好す。惜哉世に咄の名を耳得たり。末期に及ぶ時秀吉公薨之、世の望を達し得さすべしと也。濼、上使を請じて云、上意難有覺え候ふ。乍去世に所望なし。公に若御用在て、先途の御一門へ、御書など被爲進候は、片便ながら御届可申之旨、申之。末期を知て不勞可也と、感被仰と也。

占衛古迹 同郡堺、攝・泉の境地、大小路の街にあり。所傳云、昔安陪晴明、泉州信太郷に遊歴して、洛に往來するの時、世人吉凶を不知して、事に迷るを歎き、天文地理の術書を、此地に埋ましむ、因て於于是、人の初語を聞て、善惡を分と云傳て、占四會と號す。今も猶然り。

源傳舊栖 西成郡に屬す。【元亨釋書】云、源傳者、攝州渡部郡人也、家世弓馬、自少年慕佛法、略逝年六十、長承三年也云。

柴江刑部丞舊栖 同郡に屬す。【東鑑】に所載之、渡部海賊同類柴江刑部丞源綱舊栖とす。有馬郡下筒村の記に詳也。是に考合すべし。

江口君古迹 同郡江口村にあり。傳記寺院に詳也。

西行法師【撰集抄】に云、治承二年長月の比、あるひしりとともなひて、西の國へおもむきしに、さしていつくともなきまゝに、ひのかたふくにもいそがすして、江口は

のそとも立やすらひて、うちをみいれ侍るに、あるしの尼の、時雨もりけるをわひて、いたを一ひらさけて、あちこちはしりありきしかは、何となくかく、

賤かふせやをふきそわつらふ

と、うちささみけるに、此尼、さはかり物さはかしく、はしりあはつるか、何とてか聞けん、板をなげ捨て、

月はもれ雨はとまれとおもふには

と、つけて侍りき。さもゆうにおほえて、みすくしかたく侍りしかは、かの庵に一夜とまりて、連歌なんとして侍りて、あかつきかたに、此つれたる僧、かく、

心すまれぬしはの庵かな

と、侍りたるに、あるし、又

都のみおもふたかとはいそかれて

と、つけ侍りし事は、けにむねをこかして覺え侍りき。六十餘州さそらへて、おほくの人に、みなれ侍りしかとも、これ程の物の、かくまで、なさはえたるは、侍らざりき。あれはおとこにしあらは、とかくこしらへて、いなひつれて、うへをなくさむる友ともしてむと、いと、なつかしく侍りし。此つれのひしりは、立いつるみちすから、さも戀しき江口の尼かなとそ、申侍りし。

天王寺にまいりけるに、俄に雨ふりければ、江口に

【新古】^{旅十} やとをかりけるに、かし侍らさりければ、讀る。世の中をいとふまてこそかたからめ、かりのやとりををしむ君哉

返歌

遊女 妙

世をいとふ人としきはかりの宿に、心とむなとおもふばかりそ

【江家次第】云、八十島祭日、到難波津、宮主作檀、次中宮御料、次齋宮御料、宮主著膝突、西捧御麻修禊、禊了以祭物投海、次歸京、於江口遊女參入、纏頭、例祿如恒、歸京之後、典侍參内、返上御衣、并申御祭平安奉仕畢由、云、

釋實忠遊歷古迹 【元亨釋書】卷第九云、釋實忠、良辨之徒也、遊歷攝州難波津、忽見闕伽器浮浪來、近視則十一面大悲像、駕于器也、忠喜而取之、銅像也、其長七寸、暖如人膚、朝廷聞之、於東大寺、建賢索院安之、云、西成郡に屬す。龍溪禪師草室古迹 西成郡木津川町の西南にあり。城州宇治郡大和田村、黃檗山萬福寺開山、隱元禪師來朝して、臨濟の始祖と成れり。又、龍溪是に附屬し、大宗正統龍溪禪師と成て、島上郡富田村普門寺開基の後、爰に於て草室と構ふ。延寶第三寅年中、五畿内洪水の愁あり。此草室水邊にして、如も海に近し。潮逆登て、終に漂流せり。禪師

合掌端座して、末期の一句を書して、弟子に授け、終に海底に沈没し玉へり。明德の僧といへども、前業に因る歟。弟子草室の樽風を遁れ出て、黃檗山の禪師に告て用之。

龍溪禪師

三十年前恨未消 幾回受屈爛藤條
今晨怒氣向人噴 一喝却倒八月潮

隱元禪師

見龍溪法子臨終偈、以次其韻
忽見墨痕疑盡消 不孤生鐵鑄藤條
隨行一偈全賓主 涌起滔々四海潮

五花堂第宅 同郡堂島裏壹丁目、堂島橋の西にあり。此第宅、小川宗五に始り、宗三號隱江屋に相傳り、今中の島の市店、加島屋七兵衛家と成れり。堂島の名も、五花堂に因歟。一説島の部に論之【羅山文集】五花堂記云、小川宗五、予久所識之人也。語余曰、頃年自洛徙攝州、結衡茅於難波津之小洲、植梅櫻牡丹蓮菊、號曰五花堂、夫梅有名于難波、櫻於本朝、百卉中、不斥名而稱花、則似洛蜀之花也。牡丹有姚王之號、蓮有君子之氣象、菊有元吉之坤裳、既有此五種、則終年宜無不日見花也。梅始於番風、開于深雪、和靖玩之、櫻燃於遲日、映於露霞、荆公詠之、牡丹發於清明二候、逮於春季、舒元興賦之、蓮瀉香洗譽、不染淤泥。

濂溪愛之、菊芳于晚節、佳色冒霜、彭澤賞之、且夫櫻之帶韶光也、木芍藥之殿餘春也、蓮之引涼風也、菊之含秋露也、梅之堪寒苦也、乃是終年之所以慰目協心者歟、此五者之於時於人也、固宜哉、何其四照加一、三朶添二乎、况判五花亦非吾事也、詩人嘗指牡丹爲君、則以此五花比五君、何獨竹林而已乎、今聚五君於一庭、分類交色、爭秀吹香、與時共應、與境相對、是欣賞也、請先生爲之記、余聞之、奇其清放、謂書其所語可以貽焉、曰、未也、願待先生旋洛、比及其遊難波、五也與五君共受清眼之眇眇也、若然則幸孔歟、余愈奇之謂五也、若匪莫教一日不花開、想是一徑花開一徑行、曰未也、又願先生製一詩、俾人歌之以爲五花堂之榮、是所請益也、於是一律狎賦、四韻早成、小堂和氣弄芳鮮、次第春風四序天、東閣催詩千歲後、南山當戶一籬前、我朝榮寵櫻殊絕、京洛嘉名花亦然、方外芬陀漫產陸、不如君子對池蓮、今茲朝鮮信使、趙翠屏、俞秋潭、南靈谷來朝、稽留於大坂之間、偶見此記、相共嘆賞之、既而三使各作之記、以授宗五、云、

法事座家 同郡北中島の庄内、甘宿村にあり。織田信長本願寺を攻るの時、一向門徒の一族、馳集つて、中津川を支力戦す。其功名に因て、戦死の末家、本願寺法事の座に於て、廿人は各定席を設となり。

律師隆海舊栖 島上郡に屬す。方角指所未考。【三代實錄】

卷第四十九云、仁和二年秋七月、戊寅廿二日己亥、律師法橋上人位、隆海卒、隆海者、俗姓清海、眞人、氏左京人也、生於攝津國、家在河上、漁捕爲業、隆海年甫數歲、從漁父出遊水上、當國講師樂圓、見而異之、共載而歸、久之樂圓、付屬律師願曉、令受三論宗義、云、

能因法師草室舊迹 島上郡古會部村にあり。【羅山文集】云、能因法師者、左大臣橘諸兄十代之孫也、本名永愷、父曰肥後守元愷、永愷補文章生、號肥後進士、後遁世改名能因、號古會部入道、善和歌、此道普無師弟、至能因、初以長能爲師、果然否、嘗有秋風白河關之詞、世以爲美談、兵部大輔大江公資、五條東洞院宅庭有大櫻樹、每年能因、自古會部入洛、往玩其花、花亦依人而其名彌顯、後冷泉院永承四年、禁裏歌合時、能因獻和歌、有三室山楓龍田川錦之句、不亦榮乎、其餘詠歌、繁多不可枚舉也、攝州高槻邊、有其舊跡、今略書其姓名、以傳于後世、云、

【後拾】^三

能因法師

津の國、古會部といふ所にて、讀る、
我宿の梢の夏になる時は、生駒の山そみえずなり
けり

【後拾】^八

大江嘉定

對馬になりて、まかりくたりけるに、津の國のほとり、能因法師かもとへつかはしける。命あらば今歸りこん津の國の、難波堀江のあしの浦半に

【新古】^八

能因法師

大江嘉定、對馬になりて下るとて、難波堀江の

あしのうらわにとよみて、又待にけるほとに、

國にてなく成にけると聞て、

あはれ人けふの命をしらませは、難波のあしに契

らさらまし

楠正成送于形見於古郷舊迹 同郡櫻井村の邊にあり。俗傳

云、建武年中、正成湊川の戰場に赴く時、討死すべき所存

有て、古郷に形見を送る。此所より、家人を歸したる古跡

也と云傳へり。

氷室舊地 同郡氷室村にあり。舊地を指て、氷室塚と云。氷

室の濫觴は、矢田郡郡夢野村の氷室に論之詳也。

虎宮古跡 島下郡別符村にあり。俗傳未考。此古跡より、亡

火いづる事雜類に比す。

攝津權守山莊古迹 豐島郡に屬す。方角所指不詳。【三代實

錄】卷第十七云、貞觀十二年、三月癸丑卅日壬午、峯嗣侍

淳和院、奉太后御藥湯方之事、由是、遷爲播磨介、以近都

亦優其身也、仁壽元年、加從五位上、天安二年爲典藥頭、

貞觀五年自謝老、出爲攝津權守、退居豐島郡山莊、灌藥養

性不交流俗、十年改出雲性、爲菅原、以土師・出雲同祖也、

卒時年七十八、峯嗣不墜家名、處治必効、嘗奉勅、與諸名

醫共撰定金蘭方、又針艾之所加、多方法之外、後進之備、

至今稱妙焉、云、

釋空海封蚊舊屋 同郡東畑村、庄屋太兵衛居宅にあり。家

傳云、空海^{弘法}諸國遍參の時、於于是且過せり。折しも水

無月半、極暑に當れり。亭主蚊の群がることを苦しむ。空

海封之愁を止む。今も猶封するの一間、蚊帳を不垂。如

も臥こと安し。襖一重を隔て、蚊の群こと他に同じ。其妙

なること後世に留り、家内に分之こと甚奇なり。

幸壽丸學校古跡 同郡勝尾山の坊舎、知足院にあり。寺記

に云、多田滿仲公家臣、藤原仲光愛子幸壽丸の學校なり。

今猶影像を置て、古跡とす。

玉坂舊栖 豐島郡玉坂村に屬す。

【萬代】

攝津の國玉坂と云所に、住わたりけるに、兵部卿親

王元良、かよはす成にければ、つかはしけるとなむ。

豐島なるなを玉坂のたまさかに、思ひ出ても哀と

いはなん

鍛冶埋忠第宅古迹 同郡池田村、吳織宮の邊にあり。所傳

に云、鍛冶埋忠は、鑄造ることを能す。元來當所の産也。

第宅の舊地、田圃の中に在て、至于今埋忠臺と字すと云

へり。

豐島冠者第宅古迹 同郡西市場村にあり。

【東鑑】云、元曆二年十一月五日甲申、關東發遣御家人等

入洛、二品忿怒之趣、先申左府、云、今日豫州、至河尻之

處、攝津國源氏多田藏人大夫行綱、豐島冠者等遮前途、聊

發矢石、豫州懸敗之間、不能挑戰、然而豫州勢以零落、所

殘勢不幾、云、

織殿舊蹤 同郡池田村田圃の字にあり。俗傳云、昔吳織、穴

織二女神、絹織初し古跡也と云へり。二女來臨の緣起、神

社門に然り。

星御門古迹 同所民家の地名にあり。所傳云、吳、穴二女神、

光明在て、闇夜に燈をからす。或は諸星天降して、織殿を

照す、是を以て、其舊地に於て、星の御門の號ありと云へ

り。

梅室姫室古蹟 同所の北にあり。俗傳云、吳織・穴織二女神、

去給ひて後、機織物の具を納めたる、舊室の迹と云へり

牡丹花卜居古迹 同所にあり。

【扶桑隱逸傳】云、牡丹花者、具平親王之遠孫也、早出塵俗、

名以肖柏、又自稱牡丹花、人皆隨呼之、喜讀書詠和歌、兼

善連歌、從自然齋宗祇而學焉、又每遊五岳、且解作詩、其

出必騎牛、乃塗牛角、爲金村、觀者怪笑自若也、垂老、卜隱

攝州池田、額曰夢菴、長松花樹環簷、又以四時花次第栽之、

故榜其軒曰弄花、性好酒、愛香、併花爲三愛、而自作記、永

正七年之秋、帝夢見牡丹花、乃命藤公實隆、召見便殿、親

唱和、帝甚悅、既復歸于幽栖、野服葛巾、觴咏而樂、於後避

攝之亂、徙居泉南、大永七年四月卒、年八十五、云、

【牡丹花家集】云、攝州吳織の里に隠れて、室を夢庵と號

して、篋の葉の聲も便の霜夜かな、永正七年の秋、

帝牡丹花を夢見給ふ。藤原實隆、勅使として宮中に召す。

禁裏御夢想の事ありて、宮中の御會に參り侍し。勅に

よりにて、つかふまつる。九月十三日夜に、

空におきてみんよや幾世秋の月云、

兼好假居古迹 同所にあり。東生郡兼好の古迹、詳に比し

て、始に論之。因て于是略す。

時原佐道舊栖 同郡に屬す。方角所指不詳。醫王山大宮寺

記に所載、伊奈村とあり。

【元亨釋書】卷第九云、釋證如、姓時氏、^{時原}攝州豐島郡史

佐通子也、母藤氏^{出羽國豐後大判官云、}

【扶桑隱逸傳】云、勝尾山勝如者、世稱無言上人、一作證如、

姓時原氏、攝州豊島人也、云、
釋慈信遊歴古迹 川邊郡中山に屬す。

【元亨釋書】十四云、慈信有神異、常飛鉢乞食、故世號空鉢上人、初在攝州中山、云、

美女御前學校古迹 同郡中山寺院内圓覺院を云へり。寺記云、多田滿仲公愛子、美女御前は當山に登つて修學あり。

惠心僧都を師とし、圓覺坊と成れり。後亦源珍阿闍梨と稱す。委は、滿願寺及び多田院社記に然り。

多田藏人行綱第宅古迹 同郡多田村にあり。其證豊島冠者屋敷に比す。

西行法師假居古迹 同郡多田領の上、在、諸國巡行の時、於于爰、假居するの古迹と云所傳也。

滿仲公御所舊迹 同郡平野村の下、東多田領にあり。同御所舊迹 同郡新田村西國海道端にあり。

同旅館古迹 同郡西畝野村にあり。滿仲公小童寺御參詣御休息の亭也と所傳せり。

四姓舊屋 同郡平井村にあり。所謂平井・田中・坂本・尾崎の四姓也。所傳に云、鹽川伯耆守家人也と云へり。平井氏は、丹後守藤原保昌の苗裔也と云。世に平井保昌獨武者と俗語せり。猶和泉式部塔の記に詳なり。

平居山權現寺舊跡 同所にあり。所書に云、昔は七堂伽藍

と號す。

八尾・福村二姓舊屋 同所にあり。奥村正信、弟福村氏、今奴利屋に轉す。八尾の苗孫も、壺屋と成れり。文祿年中、淺井長政、此所を檢地して、奥村越後・福村肥前・八尾氏、以上三人を、小濱の庄司と成せり。今其落を訪而已と云へり。

(屋町坂)

國春第宅古跡 同郡七松村の東にあり。土俗、郡内神崎の住人、刑部左衛門國春山莊の古迹也と傳語せり。

義經公旅宿古迹 同郡尼崎城下にあり。末家傳云、元曆年中源義經公、西國に赴き玉ふ時、旅宿の處也。疾風日を経

て穩ならず。武藏坊、借狀を以て、大豆十二石を貸與ふるの末家と云へり。

【東鑑】云、元曆二年十一月六日乙酉、行家・義經、於大物瀆來船之尅、疾風俄起、而逆浪覆船之間、慮外、止渡海之儀、伴類分散、相從豫州之輩、纔四人所謂伊豆右衛門尉・堀彌太郎・武藏房辨慶并妾女字靜一人也、今夜一宿于天王寺邊、自此所逐電、今日可尋進件兩人之旨、被下院宣於諸國云、

妾女靜旅宿古迹 同所にあり。義經相共に此津に於て、暫く西國下向の名残を惜み、夕暮の徒然を慰め、音樂を催す由を申傳へ、此地を號けて管絃町と云へり。

(町敷管)

地たり。寺産、地藏田・釋迦田・弘法田・八講田、都て五十反餘ありといへども、退轉して、釋迦堂一字を残す。天正年中まで、郡内滿願寺の僧、寺役す。荒木攝津守放火して、終に灰燼せり。右四の田は、今に字にあり。寺跡、鎮守白山權現社は、神社門に詳なり。

最明寺入道時頼公假居古跡 同郡平井村に近し。時頼公廻國の時、遊歴の地なり。因て最明寺屋敷と云の所傳也。又有馬郡生野村鎌倉谷にあり。

釋宗慶菴室古跡 同郡同所にあり。所傳に云、宗慶持戒律住山す。補陀山靈石菴と稱す。如意輪觀音を安置せり。近歲爲強盜灰燼せり。

頼次貞滿舊屋 同郡山本村にあり。多田滿仲公家人、坂上右衛門尉頼次・若池兵衛尉貞滿、領知の由を云傳へて今に至り、其末葉二十四家に分り。右衛門方・兵衛方と云。委は神社の部、當村の氏神、天神社記に比す。右衛門方、各獅子に牡丹を定紋とし、兵衛方、各丸の内に二柏の紋を定て、兩家を分、村民是を宮衆と稱して、人の上に立り。奥村越後正信舊屋 同郡小濱村にあり。末家の傳云、往昔今の米谷村を小濱と云へり。明應年中、正信兄弟、竝八尾何某、一向宗旨の門下毫攝坊善秀、各相俱、始て此庄を開き、今の小濱と成れり。奥村舊屋、今の市店に在て、菊屋

宮内第宅古跡 同郡尼崎の市中にあり。源義經公西國下向の時、船人勞之、甚神妙也と感じ仰て、其名を宮内と改め、大豆十五俵の料紙を下賜はる。武藏坊執筆す。妾女靜も長刀一振を與ふ。武命長く不盡、追而可有沙汰と也。其舊栖宮内の何某と、古名を以て氏と成せり。舊地も亦除地と成て、課役を免ると云へり。

源義則旅宿古跡 同郡尼崎大覺寺院中にあり。寺記に云、西國下向の時、暫く春秋を送り、和歌を作る。大納言行忠卿の詠歌、各當院寺記に所載なり。

あし葺のこやのしのやのかりなから、幾よか替る旅寢成らん

都にておもひ出てやしのはまし、玉江の浪の立歸りなは

秦武文旅宿古迹 同所にあり。建武年中、於于是遷御息所、武文守之古跡と云の所傳たり。

茨木童子出生古地 同郡東留松村にあり。土俗の傳に云、往昔此所に於て、土民一子を設く。生ながらにして牙生、髮長く、眼光あつて、強盛なること、成長の人に越たり。一族懼怖して、島下郡茨木村の邊に捨てけり。于時、丹後

義則

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

行忠

菩提院古跡 有馬郡湯山、今菩提寺町と成れり。源義滿時代、將軍家於是賦詩と云へり。
觀音堂古跡 同郡井澤村にあり。寺號因縁不詳。古跡二町四方に残て、芝床あり。當寺に龍宮城より上る鐘あり。寺院退轉頃、播州へ奪取と云ども、其所指又不精。此所に於て、今も芝床を穢者、必罰ありと所傳せり。

渡部綱出生古跡 武庫郡武庫庄村にあり。土俗、此所出生の舊地と云へり。洛陽東寺の門に於て、鬼神の腕を斬、第宅に歸り、戸を塞で慎之。綱養育の伯母、爰に來て、其恐しき腕を見と請ふ。綱不應之。伯母養育の昔を語り恨之。終に令見之。即鬼女と成て、樽風を破り逃去。其謀取る、事を忌で、渡部黨の姓を繼者、四阿屋造にして、樽風を造ざるの諺あり。因茲、當村の民家、皆悉く今に四阿屋造也。軍記に所載、武藏國三田を産とす。亦渡部の號は、今大坂の津に在て、西成郡に屬し、如も座摩社前を指て、世俗渡部屋敷と云へり。其鬼神は、所謂茨木童子とする者也。童子も亦、河邊郡東留松村に舊栖あつて、前に論之。是猶爰に遠からず。各傳語詳也と云ども、未見其證其記。猶亦丹後國千丈嶽、酒願童子退治發向の時、川邊郡北田原村、大井の藥師佛に願書を納ること、光明寺記に見えたり。此地より遠らず。暫く武庫庄に居住するや、亦藤原保昌舊

(師藥の元湯)

栖、川邊郡平井村にあり。綱・公時。保昌の碑石、西畝野村小童寺院内にあり。源滿仲公より相傳り、頼光公相從之輩、多田の地邊の出生とするに、理あり。
公光第宅古跡 兔原郡蘆屋村にあり。傳語不詳。昔此所寺院有て、湯元の藥師と號す。今有馬湯山藥師堂與院として、僧坊月次の參籠ありと云ども、終に退轉せり。當浦、有馬潮と稱するの記、雜類に比せり。

猿丸大夫舊栖 同所にあり。土俗の傳云、猿丸、蘆屋の産と云へり。其舊栖に居住する者、姓と成て、猿丸の何某と稱す。村民是を崇敬して、人の上に置けり。未見其記。傳語亦不詳と云ども今に、舊栖とする事然り。【帝王正統錄】云、弓削王、或猿丸、厩戸皇子續云、【扶桑隱逸傳】云、猿丸大夫者、深草郷人、至今土人名深草曰猿丸郷、未詳何代人、或曰、元慶間之人也、或曰聖德太子之孫、弓削王也、世莫知其然否、于後隱于江州會東山中、鴨長明方丈記云、涉田上川、尋猿丸大夫之墓、是也、猿丸善和歌、古人曰、其奥山紅葉之歌、與在羽林西對、春夜之詠、相抗衡云、贊曰、藤杜之間、有名奥山者、相傳猿丸之咏和歌之處也、顯是猿丸之舊栖、而後人因名之耳、余故尋會東山中、過乎田上川、行二里餘、臨于溪上有巖居之跡、幽趣可悅、却入山中一里計、有猿丸祠、此亦大夫遊處之地、而村民奉祠也、云、

藤榮屋敷古跡 同郡同所にあり。俗傳云、蘆屋村及び近郷七百餘町の領主、藤左衛門尉、病の床に臥て、一子月若を、伯父藤榮が猶子と成て、相續の事を遺言し、終に卒す。藤榮恣にして、遺迹悉く横領せり。因て月若、孤獨の身と成れり。最明寺入道時頼公、諸國に巡て、貪狼放逸の族徒を禁む。於于是、月若訴之。藤榮を糺問して、其邪を改め、所領を反し賜と云へり。

釋慶日草菴古跡 同郡に屬す。方角所指不詳。

【元亨釋書】云、釋慶日、平安城人、居叡山勤講學、涉顯密内外之典、晚出本山、住攝州菟原郡、誦法華、修密供、方丈草菴之外無別館、經論花器之外無餘具、持齋不缺、亦不食油酒、或雨夜出行、前有持炬人、後有擊笠者、遠人望之、走近見之無炬・笠、而日獨行、遠避炬・笠如先、或指紳車馬之客、到菴駢闐、村人近見、又無人馬、遠聞喧雜之聲如故、溘然之時無病、誦法華結定印而逝、忽有百千人音、悲號嗚咽、村民往菴所而見、雖聞哭聲不見其形、時人皆曰、炬笠指紳、及哭泣之人、皆是天神諸聖之冥感也、云、
業平朝臣假居古跡 同郡同所にあり。俗傳云、昔此所は、行平卿領地たる故に、業平卿も暫く遊歴の處也と云へり。
若菜舊地 同郡中尾村より、每歲若菜を摘で、獻禁裏之舊地、凡延喜聖帝に始て、御調とするの所傳たり。

氷室舊地 矢田郡夢野村にあり。刀我野、斗賀、或菟餓野、又鬮鷄野とも書り。今夢野に轉するの證、野の部に詳也。亦島上郡に氷室村あり。土俗、是氷室の濫觴と云へり。何の世の氷室の古迹とする歟、其證不詳。夢野の氷室、古記詳なり。氷室社は、山城國吉田の攝社にあり。【日本書紀】卷第十一、仁德天皇六十二年、是歲、額田大中彥皇子、獵于鬮鷄、時皇子自山上望之、瞻野中、有物、其形如廬、仍遣使者令視、還來之曰、窟也、因喚鬮鷄稻置大山主、問之曰、有其野中者、何窟矣、啓之曰、氷室也、皇子曰、其藏如何、亦奚用焉、曰、掘上丈餘、以草蓋其上、敦敷茅茨、取水以置其上、既經夏月而不泮、其由之即當熱月、漬水酒以用也、皇子則將來其水、獻于御所、天皇歡之、自是以後、每當季冬、必藏水、至春分始散水也、【舊事紀】曰、譽田天皇、竝爲皇妃、誕生十三皇子、姉高城入姫命、立爲皇妃、誕生三男、皇子、額田部大中彥皇子、次大山守皇子、云、【延喜式】卷第五云、氷室神祭、五色薄繩、各一尺、倭文一尺、木綿四兩、麻三兩、糠一口、米六升、糯米・酒各一升、大豆・小豆各二升、鰻八兩、鯉一斤、鮓・醋各六升、海藻一斤、凝海菜四升、云、
【三代實錄】云、藏水厚薄、云、【攝津國風土記】云、雄伴郡有夢野、父老相傳云、昔者刀我野、云、

【新勅】【名寄】

鬪鶏の村に大山守か納たる、氷室は今も絶えせざりけり

【續後】^{十五}

埋れてきえぬ氷室のためしにや、世になからへはならんとすらむ

俊 成

【夫木】

いにしへのつけの、みかりそれよりや、氷室の面のたてはしめけん

中務卿御子

【同】^夏

いろ寒き氷室のためし見えそめて、しらかさねなるけふの衣手

爲 實

【同】^三

すへらきのみことの末し消せねは、けふも氷室のおものたつ也

俊 頼

村雨堂古迹 同郡須磨村にあり。土俗の傳云、田井畑村は、松風・村雨二女の舊栖なり。行平卿、爰に配流し、不慮に見て、睦しく通ひ來る處を指て、休所亭と號す。其舊跡、今の俗、村雨堂と稱す。

菅原舊屋 同郡同村にあり。當村前田氏の家記云、醍醐天皇昌泰四年、菅家左遷 太宰權帥之時、暫當家に在して、

賜菅原姓云へり。

行平卿配所古迹 同郡同所にあり。【帝王正統錄】云、三品

彈正尹、贈一品阿保親王御子、大江音人・在原行平・守平・

仲平・業平五男也、行平仁和三年、配流須磨、號正二位民

部卿、中納言權帥、在納言、云、

光源氏舊亭 同郡須磨村にあり。俗傳云、光源氏君、須磨・明

石の景色にまどひ、暫爰に春秋を送玉ふの古跡也と云へ

り。【源氏】須磨・明石の卷に因歎、其證不詳。

敦盛卿與父對面古迹 同郡生田村にあり。所傳題する如し。

僧都清胤草室古迹 同所森にあり。所傳題する如し。

【詞花】

僧都清胤

津の國に住ける比、大江の爲基か、住はて、登

りければ、いひつかはしける

君すまは問まし物を津の國の、生田の森の秋のは

つかせ

敦盛卿山莊古迹 同郡一谷の邊にあり。土俗傳云、大夫敦盛山莊前に、山河の流あり。號て泉水の茶屋と稱し、古跡今にあり。

平常盛卿第宅古迹 同郡同所にあり。俗傳題する如し。今に至りて、封疆の崩あり。方九十二間あり。

八棟寺古迹 同郡兵庫にあり。天正年中退轉、平相國清盛

(屋茶の水泉)

公、菩提寺の古跡たり。【元亨釋書】云、承安二年十月十五日、平大師清盛、營道場于福原、修法華法、云、

自然居士草室古迹 同郡兵庫、福嚴寺院中にあり。古墳は、川邊郡伊丹の北にあり。塚部に論之。

頼盛山莊古迹 同郡にあり。兵庫の津に近し。俗傳題するに同じ。頼盛は、平相國清盛公別腹の弟、池中納言と號す。

燈籠堂古迹 同郡和田碕にあり。建武年中、將軍筑紫より上洛、大館左馬助氏明在陣して、燈籠堂を置る舊地也と云へり。

雪見亭古迹 同郡湊山の麓、夢野村の續にあり。俗傳に云、治承年中、清盛公、都を福原に遷し、此地に就て雪見亭を造れり。時の人、雪見の御所とも云へり。舊跡今に然り。

三河守範頼第宅古迹 同郡駒林村にあり。俗傳題する如し。範頼家系を傳來して、苗裔とする者、今に至りて三河助と號す。

松風・村雨第宅古迹 同郡田井畑村にあり。所傳、村雨堂の古跡に同じ。

大同舊宅 同郡丹生山田、原野村、栗花落理左衛門第宅の中にあり。飛驒番匠、大同元年に建つ。不用鐵釘、悉栓を以て造之。號て釘無御殿と云。當家の記、井水の部に詳なり。

(殿脚無釘)

松風・村雨第宅古迹 同郡田井畑村にあり。所傳、村雨堂の古跡に同じ。

鷲尾庄司武久舊屋 同所にあり。家記云 桓武帝第四皇子、

葛原親王十四代後胤、安濃津三郎貞衡孫、桑名次郎清綱

始て鷲尾姓を賜ふ。清綱嫡男、維綱二男武久、鷲尾庄司と

號して、此山田庄に居住す。壽永年中、源九郎義經公、一

谷の戰場に赴く時、於是庄司武久を頼んで、難所の案

内を請、武久應諾して、義經公に隨ふ。彼が武勇を感じて、

太刀長三尺七寸一振、鎧一領、旗丸一流、陣幕一張、及重祿

を添賜之。武藏坊辨慶長刀長四尺一振、同太刀長四尺三寸一振、

龜井六郎太刀三尺七寸一振、添之。至于今當家に傳來せり。

其眞守の太刀は、關白秀吉公に獻す。武久定器腕ありて一

膳を殘せり。鷲尾苗孫、今、愛右衛門義久と號す。村民是

を請じて、席の上に立り。

宮道氏舊栖 方角未考。【神社考】云、俗傳、宮道氏、先出自

守屋大臣、其後世居攝州蜷川、云、

今蜷川の地名、未見所有。豊島郡猪名川の名ありと云ど

も、猪名の古名、終に轉變せざれば、似たるを以て、附合

し難き處也。

間手舊地 方角所指未考。【松葉集】、當國に比す。

【六帖】

まてといふところにて、しはしと、まりて、つ

なてものともに、ものくはせけるに、きしの家

ともより人々あまたきてよめる。
思ひきやうかりしほを過しきて、けふまで人に
見えむものとは

攝陽群談卷第十一

後志 編集

○神社の部 附鎮守・叢祠

【延喜式神名帳】攝津國七十五座

- 大二十六座並月次新嘗、就中十五座、預相嘗祭
- 小四十九座並官幣
- 住吉郡二十二座大十座、小十二座
- 住吉坐神社四座並名神、大月次相嘗、新嘗
- 大依羅神社四座並名神、大月次相嘗、新嘗
- 草津大歲神社並、觀
- 中臣須牟地神社大月次、新嘗
- 神須牟地神社並、觀
- 楯原神社
- 須牟地會禰神社
- 上村侶支比賣命神社
- 赤留比賣命神社
- 天水分豐浦命神社

攝陽群談卷第十終

- 努能太比賣命神社
- 大海神社二座元津守氏大神
- 多米神社
- 船玉神社
- 生根神社大月次、新嘗
- 東生郡四座大三座、小一座
- 難波坐生國魂神社二座並名神、大月次相嘗、新嘗
- 比賣許會神社名神、大月次相嘗、新嘗
- 阿遲速雄神社
- 西成郡一座大
- 坐摩神社大月次、新嘗
- 島上郡三座並小
- 阿久刀神社
- 野身神社
- 神服神社
- 島下郡十七座大五座、小十二座
- 新屋坐天照御魂神社三座並名神、大月次、新嘗、就中二座、天照御魂神一座、預相嘗祭
- 天石門別神社
- 須久々神社二座並、觀
- 阿爲神社並、觀
- 井於神社並、觀

- 走落神社並、觀
- 佐和良義神社
- 幣久良神社並、觀
- 牟禮神社
- 三島鴨神社
- 伊射奈岐神社並大月次、新嘗
- 溝咋神社並、觀
- 太田神社
- 豊島郡五座大二座、小三座
- 爲那都比古神社二座
- 細川神社
- 垂水神社名神、大月次、新嘗
- 阿比太神社大月次、新嘗
- 河邊郡七座並小
- 伊佐具神社並、觀
- 高賣布神社
- 鴨神社
- 伊居太神社
- 多太神社
- 小戸神社
- 賣布神社

- 武庫郡四座大二座
- 廣田神社名神、大、月次、相賀、新嘗、小二座
- 名次神社鏡、觀
- 伊和志豆神社大、月次、新嘗
- 岡太神社
- 菟原郡三座並小
- 河内國魂神社
- 大國主西神社鏡、觀
- 保久良神社
- 八部郡三座大二座
- 生田神社名神、大、月次、相賀、新嘗、小二座
- 長田神社名神、大、月次、相賀、新嘗
- 汶賣神社
- 有間郡三座大二座
- 有間神社
- 公智神社鏡、觀
- 湯泉神社大、月次、新嘗
- 能勢郡三座
- 岐尼神社
- 久佐々神社
- 野間神社

【延喜式】卷第三云、
 疫神山城與攝津郡三、攝津與攝陽郡十
 以上七十五座、並疫神は攝津國中に坐す真神、所載于【延喜式神名帳】也。今に於て魏然たるは次第に記之。亦方角所指不詳、或神名を唱失の處は、後鑑を俟て略し畢ぬ。鎮守・叢祠等も、大概記之。

住吉大神社 住吉郡住吉にあり。祭神四座、底筒男命・中筒男命・表筒男命・神功皇后也。當社に於て奉幣諸願を祈り、感得非すと云事なし。因茲和歌を奉り、連歌を捧げ、社産神寶を寄附す。舊記、所取之一卷に過たり。因て略之。月次の神拜、就中世俗群集の神事、每歲三月三日汐干祭。此日當社の浦邊より、淡路の海に至り、白濱と成て人皆洲中に遊ぶ。五月廿八日、御田植の神事、御供の御田を植る早乙女は、泉州堺、南傾城町、乳守遊女勤之。世俗の所謂、神功皇后三韓を征し玉ひ御歸陣の時、長門國より植女を召せ、五穀農業の事を世に廣し玉ふ。後世末葉愚に成て、乳守の遊女と成りぬ。因茲傾城、今に植女と成の例と云、或は何の帝御時にか、皇后惡瘡を愁て、終に宮中を吟出て手是來り、遊女の家に養れ、當社に祈り詣ること數日、神託して、諸人に面を顯し祈之也。因て此早乙女に相交て、託宣に隨ひ、惡瘡悉く愈て、顔色如も艶美にして、形容本の

(景八吉住)

如しと也。所勤、此例により、今の傾城町、局々の暖簾に紫の耳を附る事、乳守の外に不出。是皆故縁に因とも云へり。舊記本證未見之。俗傳如斯。亦同日社役面々、甲冑弓箭を帶し、三韓征討の裝あり。六月晦日の夏祓は、攝泉大坂堺の町中、竝に在々所々より、陸には練物を出し思思に裝之。武家は飭馬を出て令引之。海には船を浮べ、岸の松原は錐を立べき處なし。此日大和國神妙寺山の埴土を取て、神供とするの古例、亦皇后神馬を係玉の地、今の目口町を指て、至于今秣を獻す。祭禮事終て、神輿を泉州堺宿院の御旅所に渡し、入夜還御、迎火の光雲に映じ、海に耀く。九月十三日、寶市の神拜あり。渡海の諸船、風波の難を當社に祈り、船の守神と祭る事、【神功皇后紀】に因れる處也。此外神祕の祭事、不遑記。尤社家の外に不出を出て略之。土俗、潮汐晴嵐・天神秋月神社の北、奥天神也。・津守寺晚鐘住吉に、中村夜雨、同、海船夕照、社前に、御田落鴈、社の側に、あり。・戎鳥歸帆堺の津に、大仙陵暮雪、泉州百舌鳥、を、住吉八景と稱あり。・社務津守左近將監守之。國基の遠孫也。歷世、御朱印地住吉縣を神領とす。【日本書紀】卷第一曰、伊弉諾尊、既還乃追悔之曰、吾前於不須也、凶目汚穢之處、故當濊去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橋之、檉原而被除焉、遂將濊濊身之所汚、乃與言曰上瀬是甚疾、下瀬是太弱、便濯中

之瀬也、因以生神、號曰八十柱津日神、次將矯其柱而生神、號曰神直日神、次大直日神、又沉濯於海底、因以生神、號曰底津少童命、次底筒男命、又潛濯於潮中、因以生神、號曰中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神、號曰表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、其底筒男命・中筒男命・表筒男命、是即住吉大神矣、云云。
 同卷第九曰、神功皇后十年、表筒男・中筒男・底筒男三神、誨之曰、吾和魂宜居天津滄中倉之長映、便因看往來船、於是隨神教以鎮座焉、則平得度海、云云。【攝津國風土記】曰、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下、覓可住國、時到於沼名椋長岡之前南邊是其地、今神宮、乃謂、斯實可住之國、遂讚稱之云、真住吉國、乃是定神社、今俗略之直稱須美乃叡、云云。【舊事紀】曰、其底津少童命・中津少童命・表津少童命、此三神者、阿曇連等齋祠筑紫斯香神、底筒男命・中筒男命・表筒男命、此三神者、津守連等齋祠住吉三所前神、云云。【古事記】曰、底筒之男命・中筒之男命・上筒之男命・三柱神者、墨江之三前大神也、云云。同卷曰、神功皇后、以其御杖衝立新羅國主之門、即以墨江大神之荒魂爲國守神、而祭鎮還渡也、云云。【延喜式】卷第三曰、凡諸國神社、隨破修理、但攝津國住吉・下總國香取・常陸國鹿島等神社正殿、廿年一度改造、其料使用神稅、如無神稅即充正

稅云、【續日本後紀】卷第八曰、仁明天皇承和六年八月己巳、攝津國住吉神、祈船舶歸著、云云、【文德實錄】卷第二曰、乙未、遣神祇少副正七位上大中臣朝臣久世主、向攝津國住吉大神社、奉寶幣、云云、【三代實錄】卷第十二曰、貞觀八年二月十六日壬戌、勅遣十一僧、向於攝津國住吉神社、轉讀金剛般若經三千卷、般若心經三萬卷、以奉謝神心、消伏兵疫、云云、同卷第十九曰、貞觀十三年五月丙午二日丁未、制筑前國、所輪攝津國住吉神封戶調庸綿、便付太宰貢綿使送彼神社、永以爲例、云云、同十七年十二月五日、奉授住吉神從四位上、云云、【神書鈔】云、住吉大神、其荒魂在筑紫之小戸、和魂者神功皇后征三韓之時、陰隨玉體而顯坐攝州云云、第一殿表筒男命、第二殿中筒男命、第三殿底筒男命、三殿とも西向に、第四殿神功皇后神皇正統記坐比賣命、東方へ並ひ坐す、第一殿側に坐す也。一説、第一殿天照大神、第二殿宇佐神田彥彥第三殿表筒男命・中筒男命・底筒男命是爲一殿、第四殿神功皇后也、云云、舊記未考。

【元亨釋書】云、釋明蓮居法隆寺、讀法華誦徹七卷、第八之卷不能誦、積歲月懇溫復、終不記、詣稻荷神祠祈求夙報、過百日無感、又往長谷寺金峯山、各尅一夏讀經、祈報而不得感、蓮不屈、登熊野山又祈百日、神託夢曰、我於此事力所不及、乞求住吉明神、蓮返攝州寓住吉一百日、云云、同卷

云、釋道命、藤原相道綱第一之男也、少登叡山事慈惠、誦法華無佗業、而志專篤、初一歲誦一卷、八年終全部、蓋簡散心也、其聲微妙自合律呂、清濁輕重韻節和雅、衆人側耳久聽不足、居城西法輪寺、常勤誦、一僧夢、冠纓人充塞四傍、僧問誰人、答曰、金峯山藏王・熊野明神・住吉・松尾諸神也、其住吉明神者曰、日本國中諸持經人、此道命師最爲第一、我雖居遠境、每夜詣此聞諷音耳、云云、【東鑑】云、治承四年八月十六日丙申、自昨日雨降、終不休止、爲明日合戰無爲、被始行御祈禱、住吉小大夫昌長奉仕天曹地府祭、武衛自取御鏡授給昌長、云云、同、建久六年四月廿七日壬午、將軍家、以梶原平三景時爲御使、令奉幣住吉社給、被奉神馬、今夕景時參著社頭、註和歌一首於釣殿之柱、云云、我君の手向の駒を引つれて、行末遠きしるしあらはせ

同、承元三年五月丙申、將軍家、依御夢想、被奉二十首御詠歌於住吉社、內藤右馬允知親好土也、定家朝臣之門弟、爲御使、云云。【萬】九十 民部少輔多治真人 住の江のいつくはふりか神こと、行ともくとも船ははやけん

天安元年の比、文德天皇、此所に御幸ありしに、宮中大破に及ぶ御寶殿の内より、明神の御歌、

夜や寒き衣やうすき片そきの、行合の間より霜や置らん

此神歌によりて、即時御造營ありしと也。

【風雅】七 俊 言

住吉の神のおまへの濱きよみ、ことうらよりも月やさやけき

【夫木】五 秋 俊 成

片そきや玉のみとの、初霜に、まかひて咲る白菊の花

【玉】二十 神 入道前太政大臣

めつらしき御幸に讓れ住吉の、神のま、なる松の千歳を

御神樂所 第三殿の側にあり。願主神供の料を捧る時、神子各社前に下立、白砂に設席、御神樂を行ふ處なり。【東鑑】云、元曆二年二月十九日癸酉、住吉神主津守長盛參洛、經奏聞、去十六日當社行恒例御神樂之間、及子尅、鳴鑼出自第三神殿、指西方行、此間奉仕追討御祈、靈驗揭焉者歟

平家一谷頼朝之後、籠于讃岐國云云、志度道場之時、靈應追討之時也

祓戸神社 同所攝社にあり。

磯御前社 同所攝社にあり。【神社啓蒙】云、住吉所攝社、祓戸神・社磯御前津守云云、所載于【延喜式神名帳】之大海神社

安元神 船玉神の攝社、其外小社・叢祠等略之。社地の名所舊蹟、寺院は悉く分部記之。

國基社 同所淨土寺院内にあり。住吉神主、津守祖、和歌の達人也。天武天皇、賜姓津守宿禰の苗裔なり、國基詠歌の五文字を取て、世に薄墨神主と稱す。其歌曰、

薄墨にかく玉章の心地して、鷹鳴わたる夕闇のそら

國 基

【續後撰】九十 國 平

我君を松の千とせに祈る哉、世々に津守の神の宮つこ

辨財天社 同所にあり。祭神倉稻魂神、本地垂迹の靈像は、佛工定朝彫刻、當寺鎮守也。

春日神社 同所津守寺南門の出口にあり。所祭武甕槌命、勸請の叢祠也。

(神天奥) 天神社 同所住吉社廻廊の北にあり。所祭菅丞相道眞公也。世に奥天神と號す。

荒神社 同所安立町の地にあり。所祭二座、大竈神津津・竈命、竈命津津・竈命を勸請して相殿に祭る。世俗、此社地を指て霞松原名所とす。

神明宮 同郡堺神明町にあり。所祭四座也。天照大神・春日・

八幡三神、竝に内宮七所、外宮四所の神を相殿に勧請して、毎年九月十六日、祭禮神事能あり。文祿年中再營の處也。

(天才辨池今)

辨財天社 同所北橋の東にあり。所祭倉稻魂神、垂迹の靈像聖德太子彫刻、大和國教興寺尊像同體也。昔日、不意の災に罹り尊體失ぬ。寛永年中、池中に御手を探得て、佛工に刻足しめ、再小社に移す。水落町禪通寺より持之。毎歲正月七日祭事あり。世に今池辨財天と稱す。

稻荷社 同所稻荷橋の上にあり。所祭倉稻魂神、元和年中勸請の社なり。

戎社 同所戎島にあり。所祭蛭兒尊、寛文六庚戌年十二月朔日、海中に探得の石像也。神長三尺、青苔染衣、貝殻繪紋の如、生神と疑ふ。觀月院頼辨法印祭之。土人神酒を捧げ、終叢祠を造り祀祭る。因て島の號と成れり。今眞言僧慈眼院守之。

辨財天社 同所にあり。所祭寛文四戊申十一月十三日、海中より浮出たる鼈長四尺也。頼辨法印加持して。辨才天と祀り。

市戎叢祠 同所市戎町市店の軒端にあり。所祭蛭兒尊の石像、弘法大師勸請の始也と云へり。地名も是より出たり。天神社 同所常樂寺鎮守也。所祭右大臣菅原朝臣道眞公也。

昌泰四年正月廿日左遷大宰權帥、此時配所に於て、自ら彫刻の神影、延喜三年薨じて後、此像當寺の梅の梢に止り、靈光地を照玉へり。因て神殿を造り祀祭る。其後不意の災に罹て、一たび破壊す。明曆三年再營、攝州堺北莊氏神と崇む。歷世御朱印地、社僧寺記其部に然り。春日神竝に觀世音十一を相殿とす。拜殿一字、神樂所を兼たり。於連歌所月次の集會あり。

神明宮 同所攝社にあり。所祭内宮・外宮也。

天神地主社 右に同じ。所祭大梵天王也。

荒神社 右に同じ。所祭澳津彦尊・竈神也。

多賀神叢祠 右に同じ。所祭近江國犬上郡多賀大社神・伊弉諾尊勸請し奉る處也。

戎叢祠 右に同じ。所祭蛭兒尊也。

大黑天神祠 右に同じ。所祭莫訶歌羅大黑神也。梵天王眷屬、天竺の寺僧、食厨に所祭大に靈異あり。倭俗福神とす。

春日神社 右に同じ。所祭武甕槌命勸請也。

熊野權現社 右に同じ。所祭紀州牟婁郡熊野神・伊弉册尊・事解男命・速玉男命の勸請也。

祇園社 右に同じ。所祭山城國愛宕郡八坂郷の神、素盞鳥尊・八王子・稻田姫を勸請せり。

辨財天叢祠 右に同じ。祭神前の如し。

船神叢祠 右に同じ。所祭舟玉命也。

稻荷神社 右に同じ。所祭倉稻魂神の勸請也。

八幡社 右に同じ。所祭譽田天皇神の勸請也。

愛宕社 右に同じ。所祭火神神の勸請也。以上天神社地に攝たり。寶頭盧安置の一字は、寺院の部常樂寺に載之。

辨財天叢祠 同所戎之町西福寺鎮守也。

辨財天叢祠 同所錦之町北十萬鎮守也。垂迹の靈像、弘法大師の手造なり。

熊野權現社 同所九軒町光明寺鎮守也。所祭紀州牟婁郡の神勸請の叢祠なり。

田邊神社 同郡北田邊・南田邊兩邑の氏神也。【三代實錄】云、貞觀四年十一月十一日乙亥、攝津國正六位上、田邊東神・田邊西神竝授從五位下、云、今南北に轉せる歟。

熊野權現社 同郡平野莊にあり。所祭紀州牟婁郡の神也。建久三年三月三日、于是影向松樹の梢に光明あり。是を求見れば、神の笈を得たり。則就于是神靈を勸請して祀祭る。後醍醐天皇勅額を賜ふ。別當社僧、東坊・西光院・大門坊・池坊・中坊・寶壽院・前坊・北坊・神宮寺・西坊・乾坊・南坊、各神拜勤修之。長寶寺記、聖廟發懸松等は、分部記之。

牛頭天王社 同所にあり。所祭素盞鳥尊也。【廿二社註式】云、洛東祇園牛頭天王、後朱雀院長曆三年八月、定爲廿二

(門沙毘子孫吾)

社之内、所謂牛頭天王、或謂感神大王、又稱武塔神、是則素盞鳥尊也。云、此神靈を勸請して、當所の氏神と祀祭の叢祠なり。

神明宮 同所にあり。所祭三座、天照大神・春日・八幡也。是叢祠を長寶寺の鎮守とす。

三十步社 同所にあり。住吉神の末社、祈雨神を祭祀する處也と云へり。【新撰神代記】云、平野三十步社、住吉末社也。【延喜式】住吉郡赤留比賣命神社是也。云、

依網神社 同郡庭井村吾孫子の氏神たり。所祭大己貴命孫、天八現津彥命也と云へり。今土俗吾孫子毘沙門とす。混合の處なり。所載于【延喜式神名帳】住吉郡大依羅神是也。庭井・吾孫子の兩邑相竝べり。【日本書紀】卷第九日、神功皇后九年、即得神教而拜禮之、因以依羅吾彥男垂見爲祭神、云、吾孫子子也【續日本後紀】卷第十七日、承和十四年七月丁卯、修造攝津國大依羅社、肥後國阿蘇郡造神爲宮社、云、

【三代實錄】卷第二日、奉授大依羅神從五位下勳八等、云、同卷第三十六日、元慶三年六月十四日癸酉、遣使於攝津、國住吉大依羅等神社、奉神財、云、

王子權現社 東生郡阿部野村にあり。所祭熊野王子也。平安城より紀州牟婁郡に至るの間、九十九所の叢祠に祀祭の一社なり。

天王宮 同所にあり。所祭崇峻天皇也。
愛宕權現叢祠 同郡四天王寺村一心寺鎮守にあり。所祭將軍地藏尊は、運慶彫刻の靈像也。元和年中の祭祀たり。
大神宮 同寺境内にあり。所祭天照大神、春日・八幡神也。
三神相共に運慶の手造たり。圓光大師、當院に於て日想觀を修せらるゝの時、白川法皇行幸の地、猥に穢事を瘞で叢祠を置いて祀祭るの處なり。

(宮塔土)

牛頭天王祠 同郡四天王寺南大門の下にあり。所祭祇園神也。内佛、聖德太子慈覺大師、藥師如來行基菩薩、地藏菩薩聖德太子手造三像を安置す。聖德太子舞樂面聖德太子手造を神寶とす。此社は當所の氏神にして、往昔は山鉾を涉し、美々敷祭あり。世に土塔宮と稱す。瑞龍山と號す。塚は其部に然り。
十五神社 同所四天王寺院中にあり。所祭十五座也。第一天照大神、第二住吉神、第三廣田神、第四熊野三所神、第五三十三川神、第六白山比咩神、第七籠守神、第八生野神、第九布留神、第十大原神、第十一春日神、第十二稻荷神、第十三松尾神、第十四加茂神、第十五八幡神、以上十五神也。每歲九月九日午尅神拜舞樂あり。拜殿の廻に懸る歌仙三十六狩野山樂、和歌三十六首は、青蓮院殿二品親王眞翰也。
大神宮 同所院中にあり。所祭天照大神也。

天王宮 同所院中にあり。所祭六座、相殿也。
欽明天皇開闢天皇、敏達天皇仁德天皇、用明天皇崇峻天皇、推古天皇聖德太子、間人穴太部皇女也。
山王權現社 同所院中にあり。所祭近江國滋賀郡日吉神に同じ。
稻荷社 同所院中にあり。所祭倉稻魂神也。
荒神社 同所院中にあり。如來荒神と號す。
三寶荒神社 同所院中にあり。所祭大竈神神命、竈殿神命也。守屋臣叢祠 同所院中にあり。所祭守屋大連、弓削小連、中臣勝海連也。【聖德太子本願緣起】曰、守屋臣、是生々世々相傳破賊、震旦漢土、現男女身弘興佛法、教化有情之時、從順吾身如影不離、是身終後歷五百生、發起大小寺塔佛像、崇堅六宗之教法、今身建立八箇所寺塔院佛菩薩像、所製法華勝曼經疏義、每寺施入封戶田園有其員、逆臣惡禽屢現搖、動人心、迷亂橫挾凶情、掠取田地、滅破寺塔是只守屋變現而已、吾與守屋如影與響、寺塔滅亡國家壞失矣、云、今播州赤穂郡坂越浦に所祭之大酒社、是守屋大連也。因て神社門に比す。秦河勝者、化生人皇三十代欽明天皇御宇者也、天皇一夕夢、有神童言曰、我是秦始皇之後身也、以有緣生日域、請爲臣矣、時和州有洪水之變、初瀬川大漲、大發流來止三輪神苗前、土人開之視有一男子、身體如玉、

土人奏之、天皇曰、所夢見者此人也、舉養之賜、姓曰秦、云、古墳は、河内國茨田郡太秦の北にあり。

石神叢祠 同所院中にあり。聖德太子當寺草創の時、竹木砂石人歩の所不及、牛車を以て令引之。伽藍諸堂悉く成れるの後、牛化して石と成れり。是を祀祭を以て石神と稱す。右四天王寺院中の神社、其所指寺院の部、當寺略圖に見えたり。

齒神叢祠 同所東門の東にあり。所祭不詳。藥師如來を内佛とす。世に齒を痛患る者はに詣て、祠の前に煎大豆を埋、再不患の意願して祈之。即得治の妙あり。謝之繪馬燈明を捧る者、常に不絶。終に齒神と稱す。

(神天居安)

天神社 同所相坂の上にあり。安居天神と號す。祭神菅原道眞公也。筑紫下向の時、暫く寓居の處を以て安居の號あり。每歲八月十九日・廿日に神拜あり。世に芝原祭と稱す。菅神書寫の觀音經一軸、殿内に藏之。社前に連歌所在て、月次社役の連歌あり。
活玉神社 同郡生玉莊にあり。祭神生國魂神。毎年六月廿八日・九月九日神事あり。神主社僧守之、兩部神道を修す。每歲九月九日を神祭とす。神樂堂・護摩堂境内にあり。其外攝社多と云ども、破壊して礎を殘せり。近歲依公命神輿を賜り、繁榮の地と成て常に群集す。當社の後より

(幡八向北)

大坂の市中を見下し、西海歸帆の景色あり。僧坊九字は、寺院の部に分之。歴世御朱印地也。【歌枕】【大名寄】生玉社と出。神社と讀る歌未考。
【舊事本紀】云、高皇產靈尊勅曰、若有葦原中國之敵、拒神人而侍戰者、能爲方便、誘欺防拒而令治、平人三十二人、並爲防衛天降供奉矣。之、活玉命新田部也、云、【延喜式神名帳】曰、東生郡難波坐生國魂神社、云、【日本書紀】卷第廿五日、孝德天皇尊佛法、輕神道創生國魂神也、云、【三代實錄】卷第二曰、貞觀元年正月廿七日、奉授難波生國魂神從五位下勳八等、云、
社家説云、當社明應年中、本願寺僧來此所而創寺院、以神地接壤内矣、依斯神惡不潔、對彼僧也、于時懷神殿造替之宿禱、而令神主藤原吉勝告願辭也、數日後起寐床、遂奉遷替神殿、其後信長兵燹之日、殿閣悉爲灰燼、纔以神輿遷別所、慶長年中秀吉築城郭之序、遷今神地、云、
辨財天社 同社境内にあり。祭神倉稻魂神の本地、大辨財功德天女也。每歲正月七日富行事あり。社地の廻に蓮池あり。花の頃群を成り。
八幡神社 同所南の池の側にあり。所祭應神帝也。小西攝津守武運を祈り感得あり。世俗北向八幡と號す。菩薩稱號の始、勝尾寺記に然り。

愛宕權現社 同郡四天王寺村一心寺鎮守にあり。此社、始は大坂市中久寶寺町の上に在て、側に清水あり。伊木木氏某、湯仰の神像、將軍地藏尊體也。依有緣當院鎮守神と成れり。舊地は麗水のみ残て、世俗愛宕水と稱す。

上社 同郡同村平野町の東にあり。
祇園社 同所四天王寺東門の東にあり。祭神は素盞鳥尊。祇園牛頭天王也。

稻荷社 同郡玉造にあり。所祭倉稻魂神也。社家説云、當社は往昔聖德太子、守屋逆徒を滅したまふ時、此神に祈祭と云へり。境内の觀音堂は、寺院門に比し、名池は池の部に分之。稻荷の號は弘法大師に始れり、大師洛東寺に在て、稻を荷る老人に遇へり。是則倉稻魂神也。東寺の鎮守に祀祭り、其稻を荷るを以て稻荷と稱す。亦深草山の稻荷社に所祭三座、所謂土祖神・倉稻魂神・大山祇女神也。

稻荷の號は、倉稻神を荷田神地に置ゆる也とも云へり。辨財天社 同所攝社にあり。境内に高臺あり。河攝泉三州の村里、及大和國伊駒嶽の峯續まで見涉り、要津無比の景色、夏日群を成るの處也。

森社 同郡杜村にあり。祭神用明天皇、諱橘豐日尊也。【日本書紀】推古帝の難波杜是なり。後醍醐天皇宸翰の旗、其文、天下有貴物、人之心也、理非法驗天、云云、是則補正成旗

也と、當社神實にあり。元祿年間、神寶開帳在て諸人拜之。八劍神社 同郡鳴野村にあり。惠心僧都勸請の社也と云へり。所祭尾張國愛智郡熱田神天叢雲劍を以て、土俗八劍大明神と號す。

下照比賣神社 西成郡西高津町にあり。世俗、仁德天皇の社也と云へり。歴世の都地、古宮部、並に津の部等に論之詳也。所載于【延喜式神名帳】比賣許會神社、東生郡に坐とあり。亦十一月相嘗祭神下照比賣社或言比賣許會社也、出たり、今此社、西成郡とす。後世、高津の村里を東西二邑に分ち、東を東生とし、西を西成とすれば也。亦卜部兼永【釋日本紀】に、難波に坐す比賣許會社は、阿加流比賣神也と出たり。所載于【延喜式】亦留比賣神社は、住吉郡に坐て、今猶平野村にあり。土俗、住吉の攝社とし、三十步社と號す。前に出たり。

【日本書紀】卷第二日、高皇產靈尊、賜天稚彥、天鹿兒弓及天羽羽矢以遣之、此神亦不忠誠也、來到即娶顯國玉之女子下照姬亦名高皇產靈尊、因留住之曰、吾亦欲取葦原中國、遂不復命、是時高皇產靈尊、怪其久不來報、乃遣無名雉伺之、其雉飛降止於天稚彥門前、所植湯津杜木之杪、時天探女見而謂天稚彥曰、奇鳥來居杜杪、天稚彥乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽々矢、射雉斃之、其矢洞達雉胸而至高皇

產靈尊之坐前也。時高皇產靈尊見其矢曰、是矢則昔我賜天稚彥之矢也、血染其矢、蓋與國神相戰而然歟、於是取矢還投下之、其矢落下則中天稚彥之胸上、于時天稚彥新嘗休臥之時也、中矢立死、此世人所謂、反矢可畏之緣也、天稚彥之妻下照姬、哭泣悲哀聲達于天、是時天國王聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、乃遣疾風舉尸致天、便造喪屋而殯之云云。

【古事記】曰、高比賣命、亦名下光比賣命、亦天若日子之妻下照比賣命、云云。【三代實錄】卷第二日、奉授下照比賣神從五位下勳八等、云云。

【帝王正統錄】曰、下照姬命、大日靈命女、天稚彥妻、大和國豐前、云云、社、本紀秘説、云、日吉聖女宮也。

【歌枕名寄】比賣許會社とあり。
【延喜】
當 時
から衣下てる姫のつま戀そ、天に聞ゆるたつならぬかも

比賣許會社 同郡難波津に屬す。世俗所指社地不分明。或は下照姬社と混合するの説あり。

【日本書紀】卷第六日、垂仁天皇二年、上、神石化美麗童女、於是阿羅斯等大歡之欲合、然阿羅斯等去化處之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之間已婦曰、童女何處去矣、對曰向東方、則尋追求、遂遠海浮以入日本國、所求童女者、詣

于難波爲比賣許會神社、且至豐國國前邦復爲比賣許會社神、並二處見祭焉、云云。

座摩神社 同郡大坂南渡部町にあり。此社、始は石町の地にあり。往昔神功皇后、新羅を征し歸玉て、假に石上に鎮座なし奉り、賤女、醬を獻じ飲食し玉ふ處なり。厥後當社に祭祀り、鎮座石を其處に残す。時人御石と稱す。後世民家と成て石町と云。今亦石町と成れり。每歲六月廿二日、夏祓の神祭あり。本居の市民、思々の練物を出、美麗を盡し、神輿を御旅所始大津町、俗云菅田町にあり。元祿已卯年鎮座石を祭所として、則旅所社とし、大津町を遷移す。に渡御す。往昔醬を獻る事、于今序之。九月廿二日神祭あり。諸人群を成せり。社務、萬年右京進祭之。【延喜式】卷第三日凡座摩巫、取都下國造氏童女七歲已上者充之、若及嫁時申辨官充替、云云。所載于【神名帳】、始に出す。【三代實錄】云、奉授座摩神、從五位下勳八等、云云。【古語拾遺】云、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬於是大宮地之靈今座摩也、云云、座摩巫所奉祭也。社家記云、祭神者神功皇后足姬也也、凱旋之日、於此所飲食也、譽田天皇三年十一月、百濟辰斯王叛、遣紀角宿禰羽田矢代宿禰令伐之、即日於難波沼中祀之、仍爲住吉第一攝神、云云。攝社十一座、境内に坐す。

- 鹿島神社 一座
- 稻荷神社 一座
- 大歲神社 一座
- 春日神社 一座

- 田養神社 一座 久保津社 一座
- 遐難風社 一座 牛頭天社 一座
- 道祖神社 一座 天探女社 一座
- 難波大社 一座

【三代實錄】卷第三日、貞觀元年九月八日庚申、攝津國難波大社神等、遣使奉幣、爲風雨祈焉、云云。

(權八津三)

八幡社 同所三津寺町にあり。所祭應神天皇也。每歲八月十五日を神祭とす。社家説云。此社は孝謙天皇御宇、筑紫宇佐神、山城國雄德山に遷座の時、西海より始めて至玉ふ洲中也。其舊趾を祀祭、叢祠を置、三津八幡と號す。

稻荷神社 同所博勞町にあり。祭神三座、第一殿稻荷倉稻魂神、第二祇園素戔、第三平野、大鷲尊也、仁德帝也、平野神は、後三條院御宇延久三年、當社相殿に勸請せり。因て世俗、仁德天皇平野大明神社也と云へり。神主甲田監物祭之。每歲九月廿一日を神事とす。

御靈社 同所津村町にあり。所祭鎌倉權五郎平景政靈也。昔、津村何某専ら武勇を勵し、諸國に巡行して軍術の奧旨を極む。相模國に至て、一夕景政社に詣て神殿に通夜す。于時神、彼が武勇を感じ、託曰、攝津國難波の勝地に祀祭、吾將汝を雍護せん也。答云、何を以てか證とせん。枕上に神幣あらんと也。明旦覺て然之。自負之是に於て一夜に生たる松樹あり。其梢靈光赫々たり。人怪之。帝都に告て遂奏聞。即日勅使を下賜に、將然り。其夕神託曰、難波梅を慕て、筑紫より爰に來りと也。驚覺て洛に歸り、其由を奏して終に菅原の神靈を鎮祭るの處なり。每歲六月廿五日祭禮、陸の練物、川面には數艘の船を浮め、諸藝を盡貴賤群を成す。祭事終て後、神輿を船に遷し、御旅所或鳥町にありに渡御、數艘の船、神輿の船に繋を繋て、櫓拍子を取、謠競、號て引船と云。其外慰興遊船、川の流を塞き、兩岸には棧敷を構て酒宴を催す。夜に入り還御。船と陸との燈挑、數萬の燈、篝火の光、雲に映し星光地に降かと疑ふ。要津第一の神事、諸國にも亦類なし。神主神原菅中務少輔、社家渡部左近、同筑後、大道阿波、同名但馬、澤田阿波、大町但馬、寺井兵大夫、小谷助大夫、各社役勒之。右六月神事、往昔は淀川に銚を流し、其銚の所至、其年の農業豊饒にして繁榮すると云へり。因て銚流祭と號す。至于今、此川下の民家福島村に於て、神供料を集て捧于神殿。號て水錢と云も、銚を流の緣也。亦菅神自畫の惠比須推御酒神實にあり神實にあり。後花園院御宇寛正中賜勅書。每歲正月神拜あり。往昔此津の商人、遠國に往來し、賣買するの荷物を背負て、此神に門出を祈る、必利徳を得と云て、時人爰惠比須と稱す。其外四季の神拜、毎月廿五日

(祭流銚)

於て一夜に生たる松樹あり。其梢靈光赫々たり。人怪之。帝都に告て遂奏聞。即日勅使を下賜に、將然り。其夕神託曰、難波梅を慕て、筑紫より爰に來りと也。驚覺て洛に歸り、其由を奏して終に菅原の神靈を鎮祭るの處なり。每歲六月廿五日祭禮、陸の練物、川面には數艘の船を浮め、諸藝を盡貴賤群を成す。祭事終て後、神輿を船に遷し、御旅所或鳥町にありに渡御、數艘の船、神輿の船に繋を繋て、櫓拍子を取、謠競、號て引船と云。其外慰興遊船、川の流を塞き、兩岸には棧敷を構て酒宴を催す。夜に入り還御。船と陸との燈挑、數萬の燈、篝火の光、雲に映し星光地に降かと疑ふ。要津第一の神事、諸國にも亦類なし。神主神原菅中務少輔、社家渡部左近、同筑後、大道阿波、同名但馬、澤田阿波、大町但馬、寺井兵大夫、小谷助大夫、各社役勒之。右六月神事、往昔は淀川に銚を流し、其銚の所至、其年の農業豊饒にして繁榮すると云へり。因て銚流祭と號す。至于今、此川下の民家福島村に於て、神供料を集て捧于神殿。號て水錢と云も、銚を流の緣也。亦菅神自畫の惠比須推御酒神實にあり神實にあり。後花園院御宇寛正中賜勅書。每歲正月神拜あり。往昔此津の商人、遠國に往來し、賣買するの荷物を背負て、此神に門出を祈る、必利徳を得と云て、時人爰惠比須と稱す。其外四季の神拜、毎月廿五日

歸り、叢祠を造り神幣を納祭、御靈宮と稱。元祿年間御靈大明神と贈號あり。每歲六月十七日・九月廿七日を神祭とす。攝社境内にあり。神道秘密護摩壇場、宗源殿に祭之。神主津村氏の遠孫、栗町左近守之。【神社考】云、權五郎景政社在相州鎌倉、嘗從源義家赴奥州之役、矢中景政左眼不拔、矢七日遂射殺其寇。今世患目疾者祈此社則有効、云云。境内佛宇は寺院門に分之。

大神宮 同所蠟燭町にあり。所祭三座、伊勢・春日・八幡也。後陽成院御宇慶長年間、松平下總守源清匡草創、天下泰平、要津安全の祈願所と成玉ふ社なり。每歲九月十六日を祭事とす。

(宮日朝)

大神宮 同所神崎町にあり。一名朝日宮と稱す。所祭天照大神を以て朝日と號し、或は當社の神子、祈願成就せずと云事なし。世に發向するを、日の出と云の謔に因れるとも云へり。文治年中に、源義經公西國下向の時、梶原平三景時逆權の時、風波の鎮護を當社に祈る處也と云傳へたり。亦西成郡曾根崎村に坐神を、逆權神明と號す。景時宿禰兩社に祈之歟。梶原論岸と、俗傳所指あり。岸の部、及黑宰湯等の名所に論之。

天神社 西成郡天満にあり。社家説云、天満宮の權輿は、人皇六十二代、村上天皇御宇天曆年中、此地往昔天満山と云大なる松原なり

行事、月次連歌等あり。樓門に隨身を置り。

攝社六座境内に坐す。

- 老松 相殿社 一座 大將軍社 一座
- 紅梅 十二社權現 一座 祇園社 一座
- 荒神社 靈神 一座 辨財天社 一座

【廿二社註式】曰、村上天皇天曆元年六月九日、遷坐北野、山城國葛野郡北野天神三座、菅丞相道真公、中將殿東國菅子・吉祥女、西國、北野方、西園寺家也、稱吉祥、云云、【神社啓蒙】云、昌泰二年累進至右大臣、是時與左大臣左大將藤原朝臣時平共受上皇勅輔佐天子、攝行萬機、初帝十四即位九年、至此聰明、一日行幸朱雀院、上皇謂帝曰、右大臣年高才賢、舉國之所望也、專宜任用、乃召右大臣宣其旨、右大臣固辭而止、已而左大臣聞而大恨、於是左大臣、與光朝朝臣、菅根朝臣等相謀遂潛之、帝疑之、左大臣妹爲皇后、帝及左大臣年相當而内外讒行、昌泰四年正月廿日、左遷大宰權帥、延喜三年二月廿五日、右大臣薨于配所、葬安樂寺、年五十九、天慶三年七月、菅靈託右京七條坊婢女子者、欲棲右近馬場、天曆元、移立祠于北野、正曆四年五月、遣勅使於宰府安樂寺、詔贈太政大臣正一位、云云、【神社考】曰、北野天神者、右大臣菅原朝臣之靈也、其先出天穗日命云、東照大權現社 同所川崎にあり。元和年中、松平下總守源

清匡草創、所祭征夷大將軍、贈正一位家康公。奉號東照大權現、諸侯昵近之輩、月次十七日社參。每歲四月十七日神事あり。貴賤群を成す。此日立花數瓶あり。牧溪老禪師所畫の寒山十得を神寶とす。別當僧、禪宗妙心寺派、京建仁寺末院九昌院守之。

蛭子神社 同所の西、掘川端にあり。祭神三座、相殿蛭兒・洲崎・粟嶋神也。每歲正月十日神拜、諸人群を成し、福德を祈處なり。洲崎神は太玉命也。

大神宮 同郡會根崎村にあり。所祭伊勢に同じ。社家記云、嵯峨天皇御宇、源融公再建の處也。是則社の北、喜多野郡太融寺草創の序に成れり。文治年中に至て、源義經公西國下向の時、風波鎮護の祈願所、靈驗揭き處也。大黒天神社境内にあり。甲子日を以て祭事とし、世人福德を祈、必幸あり。神主中西織部守之。大坂順禮觀音堂境内にあり。寺院門に比す。大黒天來由は、西宮惠比須社に對之。

天神社 同郡同邑田圃の中にあり。所祭菅神勸請の叢祠也。每歲五月五日神事、村民牛の角に粽を懸て、神前に引しむ。其遲速を争ひ、速を以て、其家の農業豐饒也と云傳て祀祭る。世俗此社を指て露天神と稱す。五月入梅の時節を以て祭事するに因て、梅雨天神と號る歟。

天神社 同郡北野村にあり。所祭右に同じ。此社は寛正二

年、於于一夜に松生て、如も梢に靈光あり。村民、太融寺別當僧に告て、後花園帝に奏して、山城國北野社に勅使を賜て、于是菅原神靈を勸請して北野天神社とす。一説、昌泰四年正月廿日、大宰權帥に左遷の時、此地の梅樹に戯を成し、暫時を移玉ふ處を祀祭るとも云へり。古木今に在て梅塚と稱す。

辨財天 同郡同村太融寺境内にあり。祭神倉稻魂神垂迹、大辨財功德天女也。十五童子を置、每歲正月七日富行事あり。諸人群集し札を求め福德を祈り、得之必幸あり。

十五社 同所境内にあり、右十五童子垂迹とす。所謂三輪・熱田・諏訪・春日・丹生・白山・若一王子・飛龍・蛭兒・稻荷・賀茂・羽黒・鹿島・八幡・松尾以上十五座の神社なり。

稻荷神社 同郡濱村にあり。所祭倉稻魂神也。一説、摠社大明神と號け、播磨國摠社社と同之。其飾磨郡に祭神は大己貴命也。

鹿島神社 同郡本庄村松原にあり。所祭武甕槌神也。所傳云、寛永の始諸國に疫病あり。常陸國鹿島神輿を出し、所に渡し、萬民の疫難を祈しめ其患を除く、因て懼之躍しむ。是則世俗の云る鹿島躍なり。此時神輿、此地を動玉はず終に勸請して叢祠を造り祭て後、神輿地を去玉ふと云へり。松原、俗名所に比して其部にあり。

三津屋社 同郡三津屋村、祭神三座、各別殿也。一社は光專寺境内、一社は長樂寺、一社は民家の側にあり。以上三社の神地と成して、三社村と號始と云へり。今三字に改之、稻荷神社 同郡加島村にあり。所祭倉稻魂神也。一説、大日靈尊を祀祭、朝日宮と稱し、長柄豐崎御世、孝德天皇草創の社也と云へり。神主加島權頭守之。狐狸の生化を除る妙術あり。

牛頭天王社 同郡海老江村にあり。所祭祇園神、素盞烏尊也。

牛頭天王社 同郡大仁村にあり。祭神右に同じ。每歲九月十九日神祭あり。

小殿社 同所田圃の側にあり。松樹の下に往昔小社ありと云へども、破壊して終に松に印の名のみなり。疾有て祈る者、此神木に繪馬を懸け、即功を得るに新なり。所祭未考。

牛頭天王社 同郡浦江村にあり。所祭右に同じ。每歲九月廿二日を祭事とす。

天神社 同郡野田村にあり。所祭菅神勸請の社なり。每歲九月九日を祭事とす。

辨財天社 同所藤棚にあり。所祭弘法大師手造の尊像、大辨財功德天女也。

天神社 同郡福島村にあり。所祭菅神勸請の社なり。此所天滿天神祭事、往昔銚を流したるの川岸なり。福島の地名三箇に分ち、上・中・下の字を頭に置けり。社も亦同之。因て天滿神輿、此川を渡御の時、此社に向ひ船中に於て、陣太鼓の鳴を靜て、神樂奉幣神拜あり。

茨住吉社 同郡九條村にあり。所祭住吉四座神。寛永年中、香西哲雲草創勸請の社なり。西國入津の諸船、風波鎮護の祈、近く令祭之。此處荆棘の地を開て叢祠を置るを以て、世俗茨住吉の社と云へり。兎原郡兎原住吉社と于是混合するの處なり。亦此地始は兎原郡中たり。因て兎原住吉東社とするの一説あり。

蛭兒社 同郡今宮村にあり。祭神三座、蛭兒尊・素盞烏尊・大日靈尊也。其蛭兒神は、武庫郡西宮社記に詳なり。每歲正月十日、貴賤群を成し、商家の羣福德を祈り、世俗十日惠比須と號祭るの處なり。三月廿三日午尅神拜音樂あり。

九月十八日午尅流鏑馬の祭事、豊後相撲あり。此日神輿、四天王寺石衛門に臨幸、神供を備へ舞樂あり。神拜社役等は、四天王寺より勤役せり。歴世御朱印地、世に今宮殿と稱す。

廣田神社 同郡同所森の中にあり。所祭武庫郡廣田神に同じ。

祇園社 同所に相並り。所祭素盞烏尊、山城國祇園神に同じ。當村より洛陽祇園會に役仕の事、雜類門に比せり。
關戸神社 島上郡廣瀬村の北、山崎の西、山城・丹波・攝津三州の境地にあり。此社、元は攝州水無瀬の里にあり、爲洪水漂流して、今山城の土民、社を國中に置と云へり。因て【雍州府志】に載たり。關戸神社は、城攝の境にして、攝州の地にありと、諸家の聞書に見えたり。

伽藍神社 同郡大澤村根本山神峯仙寺鎮守にあり。所祭稻荷・山王・金毘羅三座を以て、伽藍守護神とす。寺院は其部に然り。

東照大権現社 同所境内に崇祭るの處なり。

天神社 同郡古曾部村の西にあり。所祭菅相承道眞公也。

村上天皇御宇天曆年中、山城國北野社遷坐の時、先此處に祀祭る故を以て、上宮と稱す。世に上宮天神と號す。衡門の額に題して曰、攝津國上宮者、菅神歸洛寓居之名區也、云、是に所祭神影は、菅家自畫の神像也。

辨財天社 同郡成合村金龍寺院中にあり。當山に於て金色の龍出現を以て、開祖千觀改之寺號とす。其金龍を鎮祭り、辨財天と稱す。

三島鴨神社 同郡三島江村にあり。所祭鴨御祖大神也。所載于【延喜式神名帳】、島下郡にあり。始に記之。今島上郡

と成れり。【三代實錄】卷第四十六日、元慶八年十二月廿一日丁未、授攝津國正六位上三島神從五位下、云、卜部兼主【釋日本紀】云、【伊豫國風土記】曰、宇和郡御島坐神御名大山積神、一名和多志大神也、是神者、所顯難波高津宮御宇天皇御世、此神、自百濟國度來坐、而津國御島坐、謂御島者攝津國三島名也、云、

(神岩)

春日神社 同郡萩谷村にあり。祭神四座、武甕槌神・齋主神・天津兒屋根命・姫大神勸請の社なり。大石境内にあり。岩神と號て祀祭之。

阿久刀神社 同郡芥川村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に記せり。土俗住吉神と云へり。此社は、信濃國諏訪郡に祭神建御名方富命・八坂入姫命也。因て諏訪大明神と號す。阿久刀、芥に轉す。

天神社 同郡上牧村にあり。所祭菅神勸請の社なり。所傳云、道眞公左遷の時、一日是に於て村民を招き、翰墨を請玉ひ、自所畫の神像ありと云ども、慶長の末、社官貧窶にして遂に他に鬻と云へり。今の神影は其寫像なり。

三輪神社 同郡富田村普門寺鎮守にあり。祭神和州三諸神に同じ。

春日神社 同所攝社にあり。

服部神社 同郡服部村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に

記せり。猶村の部に然り。

溝檝神社 島下郡溝杭村にあり。亦溝檝、亦溝杖、或は溝咋に書けり。摠て三島の號也と云ども、今島下郡に交れり。所祭溝檝耳神社也。所載于【延喜式神名帳】、始に記せり。

【日本書紀】卷第三日、神武天皇庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃、改廣求華胄、時有人奏之曰、事代主神共三島溝檝耳神之女玉櫛媛、所生兒號曰媛踏躡五十鈴媛命、是國色之秀者、天皇悅之、九月壬午朔己巳、納媛踏躡五十鈴媛命、以爲正妃、云、

【舊事紀】曰、事代主神化爲八尋熊罴、通三島溝杖女活玉依姫、生一男一女兒、天日方、奇日方命、云、

太田神社 同郡太田村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に記之。土俗大神宮の社とし所祭、伊勢・八幡・住吉三座の大神也と云へり。

天神社 同所攝社にあり。所祭菅神勸請の社也。

幣久良神社 同郡耳原村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に記せり。土俗手樂宮と稱す。當社の森は、歌の名所にあり。幣の地名、西成郡に然り。

井於神社 同郡宇野邊村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に記す。井於も宇野邊に轉す。

佐和良義神社 同郡澤良木村にあり。所載于【延喜式神名

帳】始に然り。

牟禮神社 同郡戸伏村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に記せり。牟禮の地名是に然り。

須久々神社 同郡宿久莊村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に然り。

阿爲神社 同郡安威村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に記せり。阿比或は阿井と書り。

牛頭天王社 同郡味舌村金剛院境内にあり。寺記云、天平勝實年中、行基僧正草建の社、祇園牛頭天王也。寺院は其部に比す。

牛頭天王社 同郡佐井寺村山田寺鎮守にあり。所祭三座春日・八幡、相殿也。

愛宕社 同所山内西の頂にあり。所祭火産靈神、每歲七月廿四日を祭事とす。

名就社 同郡吹田村にあり。土俗二魂坊の亡火を鎮祭り。名就宮と稱すと云へり。【延喜式神名帳】、武庫郡名次神を移し祀祭る歟の一説あり。

垂水神社 豊島郡垂水村にあり。所載于【延喜式神名帳】、始に記す。【三代實錄】卷第二日、奉授垂水神從五位下勳八等、云、同卷第三十二日、元慶元年六月十四日、奉幣於垂水神祈甘雨、云、

【散木】 折のほる人のためとや爰にしも、跡をたるみの緋の玉かき 俊 頼

大婦天王社 同郡萱野村大宮寺地主神、所祭愛染明王の形像也と云へり。毎歳九月十四日・十五日祭事あり。神輿當郷五箇の攝社に渡し、供奉の行列は、白幣三十本・神馬一疋・神主社僧十五人、村民悉く祭之。五箇の社は、東伊奈村・今宮村・西伊奈村・宿村等に坐神也。大宮寺記其部に然り。地主神は祇園牛頭天王の祭祀なり。

春日神社 同所如意輪寺境内にあり。所祭四所大神也。當寺の鎮守とし、村民祭之。

牛神叢祠 同郡畑村にあり。所祭菅神養飼しめ玉ふ牛を祭と云へり。因て村民牛天神と號す。

春日神社 同郡野畑村にあり。所祭四座大神也。

愛宕神社 同郡池田村北の山上にあり。所祭火産靈神・愛宕大権現勸請の社也。毎歳七月廿四夜、數の燈を山上に捧て祭之。見人所疑星光也。

蛭兒神社 同所市中にあり。往昔日下左衛門蘆賣市の守神と云へり。當所毎月十二度の市繁榮、商家の福德を祈處なり。因つて市戎社と云へり。猶市の部に然り。

吳織神社 同郡同所の西南田圃の中にあり。

穴織神社 同所民家の北の山上にあり。此吳穴の兩社、間

十町程を隔たり。所載于『延喜式神名帳』二座織殿寮神始に記せり。社家の略説に云、神功皇后三韓征伐し玉ひて、萬國吾朝に隨て、國民豐饒也。應神天皇三年春二月、皇后悔玉ひて曰、吾朝神代の始より、蠶の絲を採麻を植て苧を求め、絹布と成と云へども、裁縫服を作の始を不知。使人吳國より衣縫媛を求めんと也。

天皇悅玉ひ、則阿知使主・都加使主を遣して、衣縫媛を求しむ。是より裁縫道を知れり。仁德帝七十六年戊子九月十七日に至て、縫媛二人とも去玉ひて、終に祀祭之。縫殿寮神と成す。毎歳九月十七日を兩社の祭事とし、和妙衣・荒妙衣の神供を備へ、神衣祭と號す。因つて土俗神服社也と云へり。所載于『延喜式神名帳』神服神社は一座にして、島上郡に坐神也。絹懸松・染殿井・唐船淵・絹舒里等の古跡、各其部に然り。

【日本書紀】卷第十曰、應神天皇三十七年春二月戊午朔、遣阿知使主・都加使主於吳、令求縫工女、爰阿知使主等、渡高麗國、欲達于吳、則至高麗、更不知道路、乞知道者於高麗、高麗王乃割久禮波・久禮志二人、爲導者、由是得通吳、吳王於是與工女兄媛・弟媛・吳織・穴織四婦女、云、同四十一年春二月甲午朔戊申、天皇崩于明宮、時年一百一

則影向の日を祭ると云へり。

辨財天社 同所山内にあり。祭神倉稻魂神の垂迹大辨財功德天女也。恒例の修正會、每年大歳の夜より、此社の池水を結び、一七日加持し、終て牛王寶印を押して護摩修行あり。正月七日富の行事あり。貴賤群を成し、福德を祈所なり。

白山權現社 同所にあり。當院鎮守神として、來由は寺記に見えたり。因つて于是略之。

三寶荒神社 同所にあり。所祭澳津彦命・澳津姫命、世に云竈神社也。寺記伽藍神社とす。

天神社 同郡吉田村にあり。祭神菅家、毎歳九月廿一日を神祭とし、當村及東山村等の氏神として社參す。故老の村民、次第に任せ神職とす。

原田神社 同郡櫻塚村南出口にあり。原田姓の祖神とす。

當郷都て原田莊内とす。祭神五座所謂素盞烏尊・月神・日神・櫛玉命・稻田姫命也。土俗大日如來を相殿に置て、兩部の神社とす。

【神社考】曰、日神者大日也、大日本國故、號曰日本國、或其本地佛、而垂跡神也、云、當社往昔は南都春日神職祭事せり。于時春日山鹿是に來り、神前を守り、年在て終に斃ぬ、今衛門の外鹿塚是也。其後像材を以つて、鹿頭を刻しめ、

十歳、一云前子、是月阿知使主等、自吳至筑紫、時胸形大神乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫國、御使君之祖也、既而率其三婦女、以至津國、及于武庫而天皇崩、之不及、即獻于大鷦鷯尊、是女人等之後、今吳衣縫蚊屋衣縫是也、云、同卷第十四曰、雄略天皇十四年春正月丙寅朔戊寅、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手未才伎漢織・吳織・及衣縫兄媛・弟媛等、泊於住吉津、是月爲吳客道通磯齒津路、名吳坂、三月命臣連迎吳使、即安置吳人於檜隈野、因名吳原、以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也、漢織・吳織・衣縫、是飛鳥衣縫部・伊勢衣縫之先也、云、

【三代實錄】卷第六曰、貞觀四年、後漢孝靈皇帝四代孫、阿智使主、與坂上大宿禰同祖也、云、

愛宕社 同郡中河原村にあり。祭神前にあり。
愛宕社 同郡東山村にあり。祭神前にあり。
姫宮社 同所田圃の側にあり。往昔の社破壊して草中に埋り、印の叢祠ばかり也。此邊を垢者必ず罰あり。篤敬祈願莫不滿、俗姫宮殿と稱す。
愛宕社 同郡伏尾村久安寺山内にあり。祭神前に同じ。毎歳七月廿四夜の祭り、池田に同じ。
天神社 同所正覺山にあり。天慶年中菅神影向の地たるを以つて、勸請するの社なり。毎歳九月廿一日祭事あり。是

當社に送納む。毎歲九月朔日より九日に至り、莊内十一箇村の氏地に、巡渡を以て神事とす。貞享五年戊辰八月、贈原田大明神、衡門に題之。

辨財天社 同郡箕面寺の山内にあり。當山開基役小角彫刻の尊像、一尺大辨財功德天女なり。同十五童子あり、大日本四辨財天の其一也。第二近江國竹生島。第三相模國江島。第四安藝國嚴島社也。毎歲正月七日當山に於て、富の行事を修す。諸國の貴賤群集、山谷に滿て、富札を設、寶前に抛ち、得之者必幸在て、萬寶家に充る事、靈驗誠に揭き處なり。亦二月三日を二富と號、同修之。天女は則倉稻魂神の垂迹、稻荷明神の本地とす。世俗富突山と稱す。歌名所富撞山は、【八雲御抄】近江國に比せり。因つて山の部に不載之。富を得て家榮るの詞、【夫木集】の歌于是載之。

【夫木】

兼 隆

君か代はとみつき山のつきくに、榮えそ増る萬代までに

寺記云、辨財天者、所謂南閻浮提中、有湖海、湖海中有水精輪山、即天女所住也、是曰大辨才功德天女、本地法身大士、而好音樂、故名妙音天女、云云。
三所權現社 同郡勝尾寺院内にあり。寶龜九年四月朔日、

(山突富)

開山開成皇子の祭祀、當山鎮守神と成す。所祭三座所謂諏訪・八幡・金剛藏王也。號て三所權現と稱す。八幡神を菩薩と號し始る事、當山に興て、雜類門影向石の記に詳なり。所載于【元亨釋書】寺記に然り。

白山權現社 同所にあり。所祭加賀國白山比咩神に同じ。關伽井社 同所にあり。所祭諏訪明神也、社記井水の部に詳なり。

天神社 同所にあり。所祭菅神影向の社なり。歡喜天社 同所にあり。所祭聖天尊、弘法大師の手造、靈驗揭き尊像なり。

荒神社 同所にあり。寶龜三年二月十一日、開成皇子般若經書寫し玉ふ時、八面八臂の鬼神、數千の眷屬を俱して、紺紙を與ふ、皇子問之、神答曰、當山の守護三寶大荒神也と告玉ふ、因つて祀祭之。日域三寶荒神出現の開祖たるを以つて、最初荒神と稱す。今洛陽荒神河原の西に祭り、清荒神社とするも、當國川邊郡米谷村に祭る、清須荒神を勸請するの社也。是則當山より分たり、猶亦所載于【元亨釋書】、寺記に然り。

【舊事記】曰、娶天知迦流美豆姬爲妻、生九兒、與津彦命、次與津姬命此二神者、諸人拜祠竈神者也、云云。【鎮座記】云、大竈神、命、竈殿、命、此即大歲神子也、大歲者杵築大神御

孫也、諸家竈神是也、云云。

久佐佐神社 能勢郡宿野村にあり。土俗草々宮正一位宿野大明神と號す、是則所載于【延喜式神名帳】久佐佐神社也。後世佐の重字を上にて、久佐々宮と稱する歟。宿野の地名は、來狹狹村の轉じたる名也、因つて久佐佐神社とす。今當郡に宿野土器と號け、名物と成し、神社を草々宮と稱する事、【日本書紀】に附合したる處なり。亦社前に一華草と號るの草あり、呈寬文帝、于時菅原苗裔に勅して、當社宮殿に此花形を鏤るの始、雜類門一華草記に然り。土器名物門に比し、地名の轉變は、村の部に論之。

【日本書紀】卷第十四曰、雄略天皇十七年春三月丁丑朔戊寅、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾、仍進攝津國來狹狹村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形村、及丹波、但馬、因幡私民部、名曰贅土師部、云云。

野間神社 同郡野間村にあり。所載于【延喜式神名帳】始にあり。土俗有無宮と號す。攝津國七十五座の其一社たるに、世俗不知之、猥りに輕神、知人歎之、詞を以て號之と云へり。

岐尼神社 同郡今西村にあり。所載于【延喜式神名帳】始に記せり。【和名類聚】根根と出たり。社家説云、根根大明神二座所祭春日神也、別殿には多田大權現を祭る、是則源

滿仲公多田莊に在て、御家人多く是に住す、因つて君思永子孫に傳んと、崇祭るの處なり。神像は左折烏帽子御太刀を佩しむ。天文年中鹽川伯耆守・能勢小重郎挑戰ふ時、社家竝に舊記等、悉く焼失せり。然りと云へども、神體叢中に飛で、石上に在ること巍然たり。其後太田和泉守再建たり。樵夫の諺云、岐尼神始て于是鎮座し玉ふ時、土民曰の上に杵を渡し、荒菰を敷て安之、新殿已に成て以遷之、杵宮と號たるの俗説あり。今西の地名も亦杵宮村と云へり。【歌枕名寄】根根社と出たり。證歌未考、社家に傳るの和歌左に記す。

おのつから神の心にならはしの、きねか宮るの月
そさやけき

新宮 同郡垂水村にあり。岐尼神輿を渡す旅所なり、土俗岐尼神の母神也と云へり。

湯小屋社 同郡山田村の民家にあり。土俗岐尼神へ始て御湯を捧祭るの處也と云へり。至于今神輿を渡す時、先此處に渡御舊例を修し、次に新宮旅所に遷し祭事とす。

九頭權現社 同所にあり。所祭 滿仲公征し玉ふ九頭の大蛇なり。多田院九頭社に同じ。是に祀祭岐尼攝社とす。

權現社 同郡神山清山寺鎮守にあり。社記云、貞觀十四年辰春二月、熊野三所神白山・立山神・吉野等を勸請して、

六所大權現と號す。
栖間神社 同郡同村にあり。社記云、長保年中治部大輔源滿政公、自作の影像竝に稻荷・八幡の神像、滿政彫刻して祀祭之。元龜年中に至て社檀火災ありと云へども、三座の神像は叢中に飛で恙なし。滿政公嫡子源忠國、苗孫栖間何某再び小社を造り、神影を遷し、終に神職と成れり。因つて以つて栖間明神の社と云へり。
六所權現社 同村にあり。所祭神山村青山寺鎮守に同じ。以上六座神社なり。

九頭神社 同郡余野村にあり。根根の攝社に同じ、小社破壊して、九頭神の杜と成れり。

牛頭天王社 同郡川尻村にあり。所祭祇園神に同じ。八大龍王を相殿に祭る。此龍王は自然石にして、形容龍の如し。正五九月三節の神事、毎歲修之、社僧密供を以つて神石に備へ祭る、供物の盡る事生身の祭るが如し。當郷終に霹靂の愁なきも、此龍神の守護に因と云へり。因つて當社の牛王を求て、門戸に押て封之、其家必ず雷の難を遁と云り。

天神社 同郡稻地村にあり。所傳云、根根神來臨の時、天降神を祀祭り、天神と號くと云へり。
牛頭天王社 同郡大丸村にあり。所祭祇園神に同じ。昔當

(宮藤)

村山城國八幡神領たりし時、神事祭禮鑄射馬等ありと云へども、後世其式絶えて、所の本居とし、藤宮と稱す。藤原氏の祭祀に因と云へり。

山邊神社 同郡山邊村にあり。所祭二座、祇園神竝に聖德太子自作の像也。是則太子の祭祀たる社也と云り。所傳の和歌云、
長かれと猶祈かな足曳の、山邊の宮の秋の夜の月

同下社 同所にあり。祭神二座源滿仲公・同滿政公なり。當所源氏の苗孫祭之。天文十四年二月三日、鹽川伯耆守逆亂の爲に回祿せり。

關神社 同郡吉野村にあり。祭神未考。土俗號之關明神と云り。江州關明神は蟬丸社なり、
會我社 同郡柏原村にあり。所祭會我十郎祐成・同五郎時宗なり。社記塔の部塔の記に同じ。

龍王社 同郡長谷村にあり。此處八大龍王出現を以つて龍王嶽と號け、叢祠を置て祭之。

熊野權現社 有馬郡湯山にあり。所祭三座熊野・三輪・鹿舌神也、洛陽知雀院前僧正運徹翰墨を以つて題之。所載于【延喜式神名帳】有馬郡有間神社と云は此熊野神也。紀州牟婁郡に祭神と同じ。亦三輪神は、和州城上郡に祭る神と同じ。大己貴命にして、湯明神と崇め、鹿舌神は郡中香

下邨羽束山香下寺の本尊救世觀音の垂迹とし、少彦名命也と云へり。【舊事紀】云、大己貴命亦名八島土奴美神、亦名大國主神亦名清之湯山主神、云云、清須出雲國地名也。【神書】云、熊野權現社、在紀州牟婁郡、所祭之神三座、伊弉册尊・事解男命・速玉男命也、云云、【帝王正統錄】云、地神五代、第二正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、第三熊野橡樟日命、紀州熊野權現也、云云。

天神社 同所阿彌陀坊境内にあり。所祭菅神勸請の社なり。愛宕神社 同所藥師堂後の山上にあり。所祭火産靈神勸請の社也。近郷無比の景色晴天雲なき時は、山城國愛宕山を遙拜す。毎歲七月廿四夜愛宕火の祭あり。

三輪社 同郡生瀬村にあり。所祭伊勢・春日・八幡の三座を以て號之。
道祖神 同郡深田村道の側にあり。所祭五大尊の畫像也。厚二寸、長四尺、幅一尺餘の板、五枚に五尊を畫て、石を疊封壘を造り建之。雨露の覆もなく、形容薄き時は、亦新に作之。其始故縁不詳。土俗道祖神と號祭るの處なり。

三輪神社 同郡三輪村にあり。所祭和州三諸の神に同じ。【和名類聚】有馬郡大神は、今此三輪の地名也。【釋日本書紀】卷第七曰、活玉依比賣其容姿端正、於是有壯夫、其形姿威儀於時無比、夜半之時、倏忽到來、故欲相感共婚供住之

(神天晴雨)

間、未經幾時、其美人姪身、爾父母惟姪身之事、問其女曰、汝者自姪身、無夫、何由姪身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、共住之間自然懷妊、是以其父母、欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閉蘇紡麻貫針、刺其衣襪、故如教、而且時見者、所著針麻者、自戸之鈎穴控通而出、唯遺麻者三勾耳、爾即知自鈎穴出之狀、而從糸尋行者、至美和山而留神社、故知其神子、故因其麻之三勾遺、而名其地謂三輪、云云、因つて三輪の地名は大和國に始り、夫より分たる處なり。

幣原神社 同郡志手原村にあり。

天神社 同郡東末村にあり。所祭天降神或は菅神の靈廟とも云へり。近郷の村民早魃の愁ある時、此社に祈り、神輿を所々に渡し祭る、必ず雨降こと甚奇也、因つて號之雨請天神と稱す。

天神社 同郡西末村にあり。所祭右に同じ。

愛宕神社 同郡道場川原新町口にあり。所祭火産靈尊勸請の社也。當莊火災守護の爲とす。毎歲七月廿四夜の祭、世俗愛宕火と稱す。

天神社 同郡同所にあり。所祭菅神勸請の社也。往昔は大社たりと云ども、後世小社と成れり。古の攝社、今猶田圃の中に跡を残し、當社より道を隔て二箇所にあり、毎歲

十月廿四日神事あり。
稻荷社 同郡福島村にあり。所祭倉稻魂神也。當所氏神とし、眞言僧守之。

蛭見神社 同所北にあり。

(幡八田鹽)
八幡神社 同郡鹽田村にあり。所祭譽田天皇也。享祿元年、別當僧谷之坊・玉藏院、神主大深大夫、相共に山城國雄徳山に登り、神職に告て是に勸請するの處なり。世俗鹽田八幡と號す。

八幡神社 同郡名鹽村にあり。祭神右に同じ。毎歲九月十一日、廿を神祭とし、於拜殿翁三番三の舞あり。因つて面懸祭と號す。

大神宮 同郡加茂村にあり。所祭大日靈尊勸請の社。所の氏神とし、毎歲九月二日神拜あり。

牛頭天王社 同郡杉生村にあり。所祭素盞鳥尊祇園牛頭天王也。村民本居神とす。

牛頭天王社 同郡生瀬村にあり。祭神右に同じ。

牛頭天王社 同郡山口村にあり。祭神右に同じ。

酒滴神社 同郡藍村にあり。所傳云、往昔當社の側に大巖在て、酒滴り汲之神酒に備へ祭る、或時癩病を患る人、是を穢汲で、終に滴しぬと云ども、今猶酒の香を成池あり。池の部に論之。毎歲九月九日、神子十二人神事を修し、村

民祭之、所謂酒解神とするもの歟。【類聚國史】曰、清和天皇貞觀十七年五月十四日丁未、梅宮正四位上・若子神・小若子神・酒解神・酒解子神、竝從三位、云、右梅宮は、山城國葛野郡に祭る社也。梅宮社記云、以孝謙帝天平寶字年中、祭此地、所謂酒解社大山祇神也、云。

(佐字駒)
八幡社 同郡大音所村にあり。土俗駒字佐八幡と號す。所祭應神帝也。社家記云、昔御神在筑紫宇佐宮、遙觀洛陽西方一山瑞氣、駕白駒、向東降臨、便留于斯地、放白毫光、於時神幣光立、神幡四靡、神鈴響空、忽出微妙大音聲、託宣曰、吾住斯地、御神以乘白駒來、號駒字佐、其聲出所、曰大音所、其幣立處、曰幣塚、其幡靡處、曰幡石、其鈴響處、曰鈴石、云。

蛭見神社 同郡加茂藍村の中間長坂の地にあり。因つて長坂惠比須と云へり。

加茂神社 同郡加茂村にあり。所祭別雷神社也。

天神社 同郡三田西にあり。所祭菅原道真公也。社記云、當郷前領主赤松民部少輔村秀、佛工に仰て新に神像を刻しめ、内殿に納め祭之。三幅對の神寶あり、所謂官神畫像、土佐愛染明王畫像、弘法摩利支天畫像、同也、社僧梅隆山松壽院守之。毎月廿五日神拜あり。

加茂神社 河邊郡加茂村にあり。祭神別雷神、山城國加茂社

に同じ。當社本居の村民、洛に登て加茂に詣るに、社家火を忌事を許すと也。所載于【延喜式神名帳】始にあり。加茂鳴神也。

【千載】

重 保

君を祈る願をそらにみてたまへ、わけいかつちのかみならば神

八幡社 同郡滿願寺村滿願寺院内にあり。所祭應神天皇也。源賴光公草創たり。

牛頭天王社 同所にあり。祭神四座祇園・牛頭天王素盞・十鳥尊

八善神・白山權現三所權現也。各當山鎮守たり。昔素盞鳥尊假に當山に降臨し玉ふ、是を以つて地主第一神とす。因つて山を神秀と號す。寺記其部に然り。

辨財天社 同所境内にあり。

三寶荒神社 同所境内にあり。

赤白神社 同郡米谷村の北の方鍋野の地にあり。所傳不詳。祭神未考。一説八幡社也とも云へり。所載于【神社啓蒙】

八幡以古者赤白之幡各四流天降爲號、云、因つて赤白神社と號たる歟。或は白山・赤山兩所の神を勸請したるや、

荒神社 同郡米谷村にあり。所祭興津姫命・興津彦命・中御神也。俗三寶荒神と稱し、竈神と成せり。荒神出現の最初、豊島郡勝尾山荒神社記始にあり。此處に蓬萊山清澄寺あ

(神荒澄清)

るを以て、世俗清澄荒神と號す。今洛陽荒神河原の西に勸請して、清荒神と稱するも、當山より出たり。

川虎社 同郡神崎の濟東の川岸にあり。所傳云、昔民家の幼童、河邊に遊で、終に水底に捕る、事幾なり、親屬歎き

愁て、人を催し捕之、容小兒の如し、時人川太郎也とて殺捨、死靈猶川岸に止りを愆成す、因つて村民祀祭り、川郎宮と號す。

平野神社 同郡多田庄平野村にあり。社家記云、山城國葛野郡平野社に同じ。所祭四座也。所載于【延喜式神名帳】河邊郡多太神社とす。

【公事根元】云、山城國葛野郡平野社四座、今本社日本・久度武尊社仲哀・比咩神天照・古開社仁德・都四座也、云、多田滿仲公、草創の姓神たり。

新羅加茂社 同郡多田庄にあり。所祭新羅三郎・加茂次郎を祀祭の社なり。

九頭社 同郡東多田村にあり。昔此處に化障あつて、多人を惱し、民家戸を閉、往來も絶ばかり也。源滿仲公白羽の矢を以つて射之、于時山鳴動て地に落たり、其形容龍の如にして頭九あり、則其地を穿埋て叢祠を置祀祭之。村民

九頭大權現と稱す。矢筈矢根の神石、今猶側にあり。

多田大權現社・同郡多田院村にあり。祭神五座源滿仲公。

廿四歳御自作神影、連錢鎧、毛馬、上御、同賴光公・同賴信公・同賴義公・同義家公也、元祿年間、賜贈正一位多田權現也、人皇六十五代華山院神器を捨玉ひ、幼主の外祖右大臣兼家卿執政あり、讓位の後、兼家卿病に依つて、嫡子内大臣道隆卿に譲り、出家して入道と號す、執政の人出家するの始なり。滿仲公剃髮し玉ひて滿慶と號す、時人多田新發意と申す、亦六孫王經基親王社は、洛陽西八條大通寺院内にあり、俗呼で六宮と稱す、所祭清和天皇第六御子、清和源氏の始祖たり。多田神寶には、貞純親王御眞筆、滿仲公御所持の弓箭、【住吉靈夢記】也、御自筆、御太刀、伯耆國安洲、賴光公・賴信公・賴義公・義家公の御指旗、三條小鍛冶金剛兵衛等の作の太刀、其外記文舊記等の寶物、不逞枚舉、因つて略之。猶寺院の部、滿願寺緣起、竝當社境内佛閣の記、及び廟の部等に詳也。當社元祿年中、贈賜正一位多田大權現、因つて神社門に比す。歷世御朱印地也。【伽藍開基記】云鷹尾山多田院、本朝六十四代圓融帝天祿元年、攝津河邊郡多田院者、攝津守源滿仲公之塔院也、本朝六十四代圓融帝天祿元年創使源賢僧都主之、僧都即滿仲公之第三子、滿仲乃清和天皇玄孫也、清和天皇眞純親王、延喜十二年壬申四月十日生、歳二十四時始賜源姓、由是爲源家之祖矣、華山上皇寬和二年、幸當山、敕滿仲剃髮、法諱覺信、長徳三年八月廿七日、染疾、

召侍臣曰、吾逝後以全身廟當院、吾當擁護弓箭之家、亦鳴動廟窟、而使知國家之安危、言已安祥而逝、壽八十六歲、奉遺命廟于當山、諒聖語不虛、至今其靈瑞猶在、其後忍性菩薩中興之、道化弘振、第四百四代、後土御門帝文明四年八月十七日、中使菅原朝臣在數、滿仲贈賜從二位、自是靈瑞益新矣、至寬文年間、大將軍命有司、再興之、堂社佛閣莊嚴具足、本殿安滿仲公影、其像著甲冑、乘龍馬、乃是二十四歲時所造、又設賴光・賴信・賴義・義家等之祠、號萬代守護權現宮、詳在本記茲略之、云、

辨才天社 同所攝社にあり。
天神社 右に同じ。
六所權現社 右に同じ。
龍王社 右に同じ。
愛宕社 右に同じ。
荒神社 右に同じ。
宇賀魂神社 右に同じ。
神輿殿 同本社の東の側にあり。
田尻神社 同所院前大川西邊にあり。祭神八幡・稻荷二座、藤仲光勸請、田尻の號所傳未考。
辨才天社 同所大川端大道上東西岩上にあり。
奧村社 同郡西畝野村にあり。祭神未考、所の氏神として

土俗奥村大明神と稱す。

奧林神社 同郡中山寺の山内にあり。則當院奧院疫神と稱す、在所山林以て、所號祭之也。

忍熊神社 同所院内にあり。仲哀天皇第二皇子押熊王を祭神とす。白鳥廟に詳なり。

小戸神社 同郡小部村にあり。土俗小部天神と稱す。天降の神を以つて號之。【延喜式神名帳】河邊郡小戸神社一座と云。

天神社 同郡山本村にあり。土俗傳云、昔能勢郡根根の神輿、爲洪水漂流して、當村の川岸に留り、雲、實に繋る、川西の小池村と神輿を揚ることを争ふ、神託に任せて、終に爰に祀祭る。號けて天神社と申す。毎年四月八日、神拜神輿を小池村の地に渡す、雲實を酒瓶に入れて浸之、神輿に獻ず、是則川岸に繋り留るの例に因れり。土俗雲實。

邪木知法と云、和山歸來なり。

松尾社 同所にあり。祭神山城國松尾神に同じ。當村多田滿仲公の家人若池兵衛貞滿・坂上右衛門尉頼次、在住して營之、右兩家を始め子孫永く榮えて、今二十四家に分れり。天神松尾二座の社役、隔年にして務之、土俗宮衆と稱す。

八幡社 同郡鴻池村にあり。同所慈眼禪寺の鎮守神とす。

神像束帶弓箭を携へ、在馬上、是則八幡大菩薩自ら彫刻し給ふ處也、靈驗新にして、奇妙數度に及ぶと云へり。神を菩薩と稱名する事【元亨釋書】卷第十五、開成皇子の釋に云く、得道以來不動性、自八正道垂權迹、能得解脱苦衆生、故號八幡大菩薩、云、

牛頭天王社 同郡平井村にあり。祭神祇園に同じ。所の氏神とす。所傳寶徳元年祀祭と云へり。

白山權現社 同所にあり。祭神越前の白山に同じ。此社地權現寺境内にあり。寺院退轉して叢祠ばかり殘れり。毎年正月七日を神事とす。鹽川伯耆守家人腰脇・鹿間・鹽川三姓の舊家、及び平井の一族神拜あり。

春日神社 同所最明寺屋敷に近し。南都梅宮の御作にて、神像を納む。寛文十年八月廿三日、大風に破壊す。今神木叢祠、纒に殘れり。

愛宕神社 同所にあり。土俗此叢祠の地を、鎮守が芝と稱す。

若一王子社 同郡安倉庄鳥島村にあり。此社民家の裏に有つて、毎年七月十六夜の神拜躍あり、太鼓、大、四、柯、鐘、一挺を以つて叩き合せ、幼童數輩、笹の葉に幣を付て囉之。牛頭天王社 同郡安倉村にあり。庄内七郷の氏神とす。毎年十月十二日神拜あり。

八王子權現社 同所松林寺の後にあり。祭神題するの如し。

小社たりと云ども、歴世除地の叢祠なり。
見佐社 同郡小濱の邊見佐の地にあり。所の氏神とす。祭神未考。土俗身狹大明神と號す。

【日本書紀】卷第廿八、天武天皇紀云、禮祭高市・身狹二社之神、云、大和國高市神は、事代主命、身狹神は、生雷神也、其身狹の神を勸請して、祀祭れる歟。

天日社 同郡荒蒔村にあり。土俗祭神を不知。天日大明神と稱す、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊を祭神とする歟。近歲天照大神宮と改め祭る。毎年九月晦日神拜あり。

天神社 同郡毘陽寺村にあり。祭神菅公靈也。毎年二月五日、於神前翁三番叟あり、號けて面掛の祭と云。又六月廿五日、御湯を揚るの神拜あり。所の氏神なり。

行浪社 同郡毘陽庄内にあり。祭神未考。土俗行浪大明神と稱す。
牛頭天王社 同郡南野村にあり。祭神三座所謂子守・勝手・相殿の神を祭る。行基於此地、楠野山了福寺草創の時、祀祭之。寺院は其部に分つ。

辨才天女社 同所攝社とす。所祭倉稻魂神なり。
御願塚社 同郡御願塚村の塚上にあり。行基祭之。委くは塚の記に然り。

八幡社 同郡伊丹の南にあり。鎮西八郎爲朝を祭神とす。

號て爲朝八幡と稱す。

牛頭天王社 同所の北にあり。祭神祇園の社に同じ。土俗野々宮、或は天王宮と稱す。毎年八月廿三日、神事相撲あり。衡門の額は、近衛關白信基公の翰墨也、公依爲領地也。

猪名權現社 同郡千増村にあり。和銅六年行基法師熊野に詣で、一夕神に見ゆ、明且其靈容を彫刻して爰に歸り、小社に遷し、猪名權現と所祭也。猪名の號は歌の名所に因り。

牛頭天王社 同郡塚口村にあり。所の氏神とす。祭神洛陽祇園の社に同じ。

牛頭天王社 同郡神碕にあり。祭神祇園に同じ。
八幡社 同郡尼崎辰巳にあり。地名に依つて、世俗辰巳八幡と稱す。俗傳に云、山城國山崎・雄徳山兩所八幡の社に於いて、神拜祭事の時、社人此浦に下り、潮に入つて垢穢を改め祭之、或時神幣、爰に留る事あり、則其地に就て勸請せり、于時天正年中也、云。

辨才天女社 同郡尼崎城下にあり。社記云、平治年中平清盛公、安藝國嚴島參籠の事あり、於于爰難風船を沉んとす、伊都岐島神に祈り、波已に穩也、因つて爰に市杵島姫命を遷し祭り、蓬萊山若宮八幡と稱し。社僧海平寺と號て所令守之也。

天照大神宮 同伊勢

住吉社 表筒男、中筒男、底筒男命なり。

春日社 武甕槌神。

荒神社 龍神。

天神社 菅原道真公。

惠比須社 蛭子尊。

右六社若宮境内に有り、藥師堂は寺院の部に詳なり。

惠比須社 同所にあり。祭神蛭兒、當所市の守護神と云へり、是を以て、市夷の社と稱す、豊島郡池田村戎社に同じ。濱夷社 同所にあり。祭神右に同じ。

貴布禰社 同所にあり。祭神山城國愛宕郡貴布禰に同じ。闇岡象女也と云へり。勸請年曆不詳。文龜元年、社家爲洪水漂流して、神寶記録等を失へり。相殿の神二座加茂上神別當、同下神建津之都三座也。文祿年中、神主江田左兵衛尉より、代々江田姓苗裔守之。攝社十二座境内にあり。

天照大神宮 同伊勢

春日社 武甕槌神。

八幡社 龍神・天鳥

住吉社 四座

豐受神社 一座

稻荷社 倉稻魂命

牛頭天王社 同祇園、

熊野權現社 同紀州、

多賀神社 伊弉諾尊、

惠比須社 蛭兒、

荒神社 龍神、

天神社 菅原道真公、

惠比須社 同所にあり。祭神三座所謂蛭子大社神祭鳥・天照大神也。社記云、江州坂本攝社、正和年中、爲洪水漂流して、此地に留る、神主權太夫祭之、神子波止土濃と稱す。

仍つて波止土濃社とも云へり。波止土濃社は、【夫木集】近江國に比す。文應元年七社百首。

爲 家

波止土濃のまきの板橋いし橋に、つゝきてのほる

山をかしこき

荒神社 龍神、

天神社 菅原道真公、

以上二社、惠比須社地に所祭之也。

八幡社 同所にあり。祭神雄徳山の神に同じ。天正年中勸請、眞言山伏金剛院守之。

三神社 同所全昌禪寺の境内にあり。祭神三座所謂天照大神宮・白山權現・八幡神也。當寺鎮守神とす。

熊野權現社 同所法園寺院内にあり。祭神紀州の神に同じ。當寺鎮守神とす。

荒神社 同所正福寺境内鎮守。竈神を祀祭處也。

愛宕社 同所常樂寺境内鎮守。將軍地藏權現也。石の叢祠に祭之。

稻荷社 同所善通寺境内鎮守。祭神倉稻魂神を祭る處也。

辨才天社 同所大覺寺境内の鎮守也。

荒神社 同所右に同じ。

辨才天社 同所甘露寺鎮守にあり。祭神倉稻魂の垂迹也。寺院其部に有り。

辨才天社 同所專念寺鎮守にあり。祭神右に同じ。

加茂神社 同所北寺の地にあり。祭神山城國加茂に同じ。

土俗の傳に云、旅人城州加茂の社家に入つて、火を請ふに、不潔を忌で、會て不許之、此北寺の村民は、皆許與之、神靈を同するの驗なり。

權現社 同所北寺の地にあり。地名に因つて北寺權現と號す。天平年中、聖武帝勅行基僧正、於于攝州之地四十九所、熊野權現社を遷し、令祭之、其一の社なりといへり。

天神社 同郡長洲村にあり。菅家筑紫下向の時、神碕の津より爰に來臨して、暫寓居し給ふ時、自影自畫を土俗に賜ふ、則叢祠を置て、畫像を爰に祭り、氏の神社と成。毎

年二月廿五日、神拜諸人群を成せり。

權現社 同郡難波村にあり。北寺權現に同じ。天平年中、行基僧正所祭之也。土俗難波權現と稱す。

天神社 同郡錦樂寺村にあり。祭神吉備大臣也、元正天皇御宇、養老年中、吉備公入唐、聖武帝天平五年、歸朝、於于愛錦樂寺を營建して、唐土を爰に埋む、其地跡に叢祠を置て、一品天神と稱す。村の部地名の記に詳也。

琴浦社 武庫郡東新田村にあり。土俗の傳に云、源融公、此鹽瀆に潮を引き、號けて琴浦の古跡と成ると云へり。引と云ひて彈するの縁に因る故なり。貞觀年中、祀祭之融公の社とし、村民琴浦明神と稱す。猶浦の部に論之。

小墾田神社 同郡上坂部村にあり。古宮の部に詳なり。祭事毎年十月二日也。

押照社 同郡小松村にあり。御供所の叢祠、二三町西の田圃にあり。祭神未考。土俗押照尊を所祭也と云へり。押照を於加之と讀しむ。今村民押照宮と稱す。往昔當社の神輿、爲洪水漂流して、矢田部郡和田碕に留る、於于其止所亦祀祭之、和田明神と稱す。押照宮古宮の部に論之。

天神社 同郡武庫山の尾碕にあり。祭神菅家の神像也。土俗石塔イシイ天神と稱す。

辨財天社 同郡小林村平林寺鎮守神として境内にあり。

(屋紺生齋)

夷社 同郡西宮村にあり。毎歲正月九日神拜蛭兒尊廣田社に臨幸。容相の異を惡玉ひて、人倫の所見、恥玉ふの諺と成つて、村民門戸を閉不出外、門松を逆に建て、忌籠の祭と云、鹿の贅の事、武庫郡鹿鹽村にあり。或時當所の染物屋、戸を出て神の過めあらんとす、畜獸の如くして遁去となり。至于今其職を繼者、世に畜生紺屋と號るの所傳たり。明日諸家、各戸を開て社參す、世俗十日惠比須と云ふ。歷世御朱印地也。

【日本書紀】云、伊弉諾尊・伊弉册尊爲夫婦、生蛭兒、便載葦船、而流之、又曰、蛭兒雖已三歲、脚猶不立、故載之天磐椽樟船、而順風放棄云云、【古事記】云、伊耶那岐命詔、然者吾與汝行、廻逢是天之御柱、而爲美斗能麻具波比、如此之期乃詔、汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟、以廻時、伊耶那美命、先言、阿那邇夜志愛袁登古袁、後伊耶那岐命言、阿那邇夜志愛袁登賣袁、各言竟之後、告其妹曰、女人先言不良、雖然久美度邇與而、生子水蛭子、此子者、入葦船而流去云云、【二十二社註疏】云、西宮蛭子社、相殿神二座、事八十神右、大穴遲神、左、俗謂夷三郎者、伊弉諾尊・伊弉册尊、生日神、次生月神、次生蛭兒、故謂三郎、以容異相號夷云云、【舊事紀】云、奉避此國、於大己貴命者兄弟二神、各有欲婚稻羽八上姬之心、共行稻羽之時、於大己貴神、負袋爲所從

者、率往云云、【神社啓蒙】云、今世間、刻雕負袋之形、而配蛭兒、字大黑天神也、知大黑與大國、音相同、蓋大國者、大己貴命之異稱也云云、一説、俗所謂夷殿者、事代主命、而大己貴命之子也、設其垂釣之像者、依【日本紀】所載、事代主命、遊行在於出雲國三穗之碕、以釣魚爲樂之説也、蓋此二神者、日本最初之地主神也、故歲首揭、而祭之云云、【義楚六帖】曰、大黑神梵天眷屬、在食厨、合須塑畫供養、西城諸寺僧、食厨無不有也、大有靈異云云、攝社五座境内にあり。

綱津社延喜式神名帳武庫郡伊和志豆神社云云、三

岡田社延喜式神名帳武庫郡岡太神社云云、

名次社延喜式神名帳武庫郡名次神社云云、

須川御前社

澳荒夷社在西宮辰巳田中、俗神號荒夷神書

西の海に風心せよ西の宮、あつまにのみや惠比須

さふらふ

廣田社 同郡廣田村にあり。始西宮社地にあり。都て廣田の郷に推す。祭神五座所謂住吉・妻筒男・中筒男・廣田・天照大神八幡・壽田・南宮・大山・八祖・高屋産也。毎年七月七日神拜あり、此日神寶を出し、諸人令遂拜覽、八月十八日後の神拜、村民祭之、歷世御朱印地也。【日本書紀】第十、神功皇后

慈 鎮

十年、征新羅之明年、忍熊王起兵、屯於住吉、皇后聞之、還務古水門、而卜之、於是天照大神誨之曰、我之荒魂、不可近皇后、當居御心廣田國、即以山背根子之女葉山媛、令祭之、【風土紀】云、人皇十四代仲哀天皇、將攻三韓、到筑紫而崩、今氣比大明神者此帝也、其后神功者、開化天皇五世孫、息長宿禰女也、於是發軍伐三韓、時當于產月、取石挿其腰裳、欲不產也、遂入新羅高麗百濟、皆悉臣服、歸到筑紫、產皇子、是譽田天皇也、皇后到攝津國海濱北岸廣田郷、今號廣田明神是也云云、【文德實錄】卷第二、辛亥授攝津國廣田神從五位下云云、【三代實錄】卷第二、貞觀元年正月廿七日、奉授攝津國從三位勳八等廣田神正三位、云云、同卷第十五、貞觀十年十二月十六日乙亥、進攝津國正三位勳八等廣田神階、特加從一位云云、同年閏十二月十日己亥、遣使於攝津國廣田生田神社奉幣云云、【二十二社註式】云、廣田社者、天照大神荒魂也、可謂神宮御同體、如式文者一座也、現在五社所謂一殿住吉、二殿廣田、三殿八幡、四殿南宮、五殿八祖神也、如社官申詞者、奉書廣田社者、神功皇后也云云、【東鑑】云、建曆二年九月十七日庚申、就關東御寄進石清水・住吉・廣田等御領訴訟事、社解令到來者、不經宿、可申沙汰之由、被仰問注所云云、

【夫木】七雜

性意廣言朝臣

人はいさわれこそふまし神垣や、廣田の濱にふれるしら雪

【廣田歌合】

家 祐

今朝みれば濱の南の宮作、あらためてけり夜半の白雪

稻荷社 兔原郡田邊村の山内にあり。祭神倉稻魂神、山城國深草の社に同じ。本居の神とす。

江村の海邊に流れ留る、森村の土民宅に歸り、怪み語る、村民群を成せり、折節麥を刈干て、野夫各杵を携ながら迎神、森村の社と成し。氏神と崇め祭る。是を以つて、毎年四月中の卯日を、杵の神拜と號し、杵を携へ躍を催して、神を諫しむ。躍松と云は深江村にあり。雜類に比す。

牛頭天王社 同郡北畑村にあり。祭神祇園に同じ、毎年六月七日、神輿を社前に飭り、至十四日迄、日々民家より神酒を備へ祭處なり。

高松社 同郡原田村にあり。祭神土俗不知之。社地には樹木生茂て、落葉地を埋むと云へども、求るに罰あり。由緒ある社と耳傳語せり。故老云、遠江國周智郡橫須賀村に在神、高松社一座大市姫命大山祇也、此神を是に所祭賊。又一説云、高林神社として、土俗高松社に轉じたる歟。

神從三位云云、

長田社 同郡長田村にあり。衡門の額は道風の墨蹟なり。源賴朝公を始め、歴世御朱印地也。神寶に九穴の貝あり、俗に云、食九穴貝者、永年而不老云云、【日本書紀】卷第十、神功皇后十年、歸自征三韓、時於天事代、於虛事代、玉籤入彦嚴之、事代主神託而誨之曰、祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛、令祭之山背根子云云、【延喜式神名帳】八部郡長田社一座云云、【三代實錄】卷第二云、奉授長田神從五位上云云、社記云、村上天皇應和三年七月十五日、祈雨于長田社云云、

和田社 同郡兵庫和田碕にあり。祭神未考、武庫郡小松村押照宮の神輿、昔爲洪水漂流して、此碕に留る、村民是を祭て、和田明神と稱す。

蓮社 同郡西代村にあり。蓮の池の後の山岸に所祭也。祭神未考。蓮の池の號に因つて、蓮社と稱す。

天神社 同郡小野村にあり。祭神菅公也。筑紫に向ふ綱卷天神社 同郡須磨村にあり。祭神菅公也、筑紫に向ふ時、此濱に於いて船を留む、漁者船人纜を曲て遷座なさしめ、暫く當浦の景色を令見となり、時の人其神像を寫し祭つて、綱卷天神と稱す。今の世に畫工の所作、其因之云云。

(吉住原魂)

【三代實錄】貞觀十八年七月十五日庚寅、授攝津國正六位上高林神從五位下云云、

權現社 同所にあり。祭神熊野皇子と云へり。所の氏神とし、村民祭之、皇子權現と稱す。

住吉社 同郡住吉村にあり。祭神四座所謂住吉妻簡男、中簡男、底簡男命、天照大神・田霧姫命、神功皇后三韓歸朝の期、住吉の荒魂、玉體に係り給ひ、始めて爰に至り、假に鎮座の所也。

爰を以つて土俗本住吉の社と云へり。古記不詳。郡の號に因つて、世に兔原住吉と稱す。社官の申す詞又准之。住吉の神本記。住吉郡住吉社記に詳なるを以つて、于是略之。

活田社 矢田郡郡生田村にあり。當社境内の古跡、各其部に分ち、於是略之、【歌枕名寄】活田神と讀る歌、未考。社地の舊跡、分部記之。歴世御朱印地也。【日本書紀】云、稚日女尊、坐于齋服殿、而織神之御服也、素盞鳴尊見之、則逆剝斑駒、投入殿之内、稚日女尊乃驚、而墮機、以所持梭傷體、而神退矣、稚日女尊者、天照大神之妹也、同卷第十、神功皇后十年、稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹弟、令祭之云云、【延喜式神名帳】八部郡生田神社一座云云、【三代實錄】卷第二云、奉授從五位上勳八等生田神、正四位下勳八等云云、同貞觀十年十二月十六日、進攝津國從四位下生田

六條八幡社 同郡丹生山田原野村にあり。祭神一座所謂譽田天皇也。六條判官爲義依爲草創。六條八幡の號あり。村民姓神とす。社記云、昔神功皇后三韓歸朝の期に及て、此地に暫く在て、行宮を營み給ふ所也。後世に及んで、防州の沙門基燈法師、訪其落、神基燈に託して應神帝を祀祭り、八幡宮と稱す。于時長徳元年五月十六日也。鳥羽院の御宇、保安四年、六條判官爲義再營。其後將軍源義持公、舊記に任せ、神領を死行の寄附狀あり。毎年神事舞樂有つて、社僧圓融寺・神主林氏・神子小川氏守之。

天神社 同所莊内にあり。貞永年中、醍醐三寶院門主、當郷安養寺に行啓して、洛陽北野神を勸請し給ふ社也。

牛頭天王社 同所安養寺院内にあり。貞永年中、三寶院門主勸請し給ひ、當院鎮守神に祭所也。

辨才天社 同所栗花落の家にあり。家記に云、祭神白瀧姫也。井水の部入梅の記に詳なり、因つて是に略す。

山王權現社 同所東下村にあり。近江國滋賀郡に祭る神に同じ。明要寺記に云、欽明天皇の御宇、百濟國童男行者の勸請也。上の七社は、當山にあり、土俗號七社大明神。中の七社は、播磨國。下の七社は、山田の庄内にあり。都て廿一社を當山鎮守神とす。毎年九月十日祭事、神主西村氏守之。寺院は其部に分ち寺記猶詳なり。

若一王子社 同郡福地村にあり。祭神熊野權現を勸請せり。北條遠江守時政、營建の靈社なり。古社嚴重にして、繁榮の依爲地、古佛木像等、雖不知其數、諸堂攝社等破壊して後記録も散失すと所傳せり。
以上大神社・鎮守・叢祠等、漏殘る處多かるべしと云へども、未得尋求、追而可加之。

攝陽群談卷第十一 終

攝陽群談卷第十二

後志 編集

○寺院の部

【舊事本紀】云、推古天皇二年春三月丙寅朔、詔皇太子及大臣、令興隆三寶、是時諸臣連等、各爲君親之恩、競造佛舍、即是謂寺云々、

四天王寺 東生郡あり。山號荒陵山、院名敬田院、一名荒陵寺・難波大寺、或は法花園・難波寺・堀江寺と號す。東西八町、南北六町を境内とす。【太子傳撰集抄】云、寺院四方境四十八町者、表四十八佛誓堅固不壞云。

【夫木】^{十六} 慈 鎮
わか太子四もの八町のうちをだに、猶化しかぬる心くるしき

當院始は玉造の岸にあり。于時 用明天皇二年、聖徳太子十六歳の御時也。其玉造の岸は、今金城の地を云へり。其地より荒陵の東、今の勝地に遷移す。荒陵の地は、今謂茶臼山也、陵の部に論之、金城の地を玉造岸に指こと、寺

蹤再活玉の社地と成つて、其後明應年中、本願寺の僧如藏寺院を創す、號て御堂と稱す。其證祖師の御書に云、往昔の宿縁不淺因縁也と覺え侍ると云云、是則宗派に於いて、御建立の御文と號す。往昔の宿縁とは、聖徳太子始て佛場を起立するの古蹤にて、壞殘せるの礎等を、掘出せり。是を以つて、佛場最初の縁を悦び給ふ、故也と、門下に釋する所也。亦活玉の社地、本願寺に成れるの後、關白秀吉公、築城之事、社家の記に附合せり。伽藍諸堂の縁起、引書及證歌等、任次第記之、於是可考合。當院、天正四丙子五月三日、寇火、慶長年中大將軍秀忠公再興、至于庚子、已に成れり。寛文四庚午年、大將軍家光公加賜修覆、歴世御朱印地也。【日本書紀】卷第廿一、崇峻天皇二年秋七月蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連、泊瀬部皇子・竹田皇子・既戶皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀臣麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀拖夫・葛城臣鳥那羅、俱率軍旅進討大連、六伴連嚙・阿陪臣人・平羣臣神手・坂本臣糠手・春日臣、^字名俱率軍兵、從志紀郡到澁河家、大連親率子弟與奴軍、築稻城而戰、於是、大連、昇衣楛朴枝間、臨射如雨、其軍強盛、填家溢野、皇子等軍與群臣衆、怯弱恐怖三廻却還、是時既戶皇子、束髮於額、^{古俗年少兒、年十五六間、束髮於額、十七八間、分爲角子、今亦然之。}而隨軍後、自忖度曰、將無見

にして、瓦葺雲水造也、金堂法事、毎日巳の尅より午の尅に至、佛舍利諸人拜謁す。正月元日午尅舍利講、同十一日戌尅手斧初の行事、正五九月十六日午尅大般若轉讀、四月四日辰尅結夏開闢、十一月十五日午尅新嘗會、各毎年如斯して音樂等あり。【太子傳曆】推古天皇元年、本願緣起云、寶塔金堂、相當極樂東門中心、以髻髮六毛、相加佛舍利六粒、籠納塔心柱中、表利六道之相、寶塔第一露盤、誓手鏤金、表遺法興滅之相、金堂内安置金銅救世觀音像、百濟國王、吾入滅之後、戀慕渴仰所造之像也、在百濟國之時佛像、經律論、法眼尼等、渡越是朝、相當欽明天皇治天下壬申歲也、後禪師・律師・比丘・比丘尼・咒師・造佛工・造寺工等、相重渡送、相當敏達天皇治天下丁酉歲也云、【日本書紀】卷第廿五、孝德天皇大化四年二月壬子朔、於三韓遣學問僧、已未、阿倍大臣請四衆於四天王寺、迎佛像四軀、使坐于塔内、【續日本後紀】卷第五云、承和四年十二月丁酉、勅令造轆轤木壺一合・銅壺釦鏤者一合、備于奉納天王寺聖靈御髮、事由未詳、但口傳云、聖德太子御髮四把、深藏于四天王寺塔心底下、去年冬、露瀝彼寺塔心、時遣使監察、而使其私偷靈髮、與之已妻、由是後日成靈因更埋聚云云、【東鑑】云、喜禎三年八月十三日、六波羅飛脚參申云、去五日四天王寺執行、一族上座、覺順引卒二百餘人、欲保天王寺之間、渡部黨相戰之間、覺順已下九拾三人、被討取訖、餘兵於所々被虜、金堂已下雖放火皆打消

云、
【千載】 天台座主明雲
天王寺に參て遺身の舍利を禮してよめる
常ならぬためしは夜半の煙にて、消ぬ名残を見る
を嬉しき
【夫木】六 慈 鎮
天王寺に詣給ふ時百首の御歌の中に
南無歸命敬禮救世の觀世音、かゝる契りはあらし
とぞ思ふ

【同】 同
塔のうへにのこるひかりにはしたかの、雲よりか
よふ跡を嬉しき
【雪玉集】 實 隆
金堂にのほりて、御舍利を頂戴し、おなじく日本に
始てわたる、大般若經、夢殿より持來の法華經など、
拜見し奉る。御手印の縁起、住僧のよめる靜に聽聞
して、隨喜のなみだおさへがたし。法華經を拜て、こ
ころの内に思ひつゞけ侍りし。
むは玉の夢殿よりやみぬ世をも、爰に傳へし法の
言の葉

講堂 大坂願禮第二金堂の後にあり。太子於此堂場、諸經を講讀
十三番十一面

あり、因つて講堂と號す。阿彌陀・觀音・勢至・虚空藏・四天王・誕生佛を安置す。正月元日寅尅秘密供、四月四日卯尅結夏開闢、四月八日午尅佛生會、六月十五日巳尅蓮華會、七月十五日一夏結願、十一月十三日より十五日まで酉尅佛名會、各毎年如斯して音樂あり。

鐘樓 講堂の後蓮池の側にあり。此鐘無常の院の鐘と號す。【徒然草】八十三段に云、何事も邊土は、いやしくかたくななれども、天王寺の舞樂のみ、都にはぢすといへば、てんわうじの俗人の申侍しは、當寺の樂は、よく圖をしらべあはせて、ものゝ音のめでたくと、のほり侍る事、外よりもすぐれたり、故は太子の御時の圖、今に侍るをはかせとす、いはゆる六時堂のまへの鐘也。其聲黃鐘調のもれるなり。寒暑にしたがひて、あがりさがりあるべきゆゑに、二月涅槃會より聖靈會までの中間を指南とす。秘藏の事也。此一調子をもちて、いづれの聲をもと、のへ侍る也と申き。およそ鐘の聲は、黃鐘調なるべし、これ無常の調子、祇園精舎の無常院の聲なり。西園寺のかね、黃鐘調にいらるべしとて、あまた、びいかへられけれど、かなはざりけるを、遠國よりたづねいだされけり。淨金剛院のかねの聲、また黃鐘調なり。鼓樓 鐘樓堂に相ひ並べり。

(池の寺大)

六時堂 大坂願禮鐘樓に向へり。傳教大師草創。堂前に蓮池あり、大寺の池と題して歌の名所、池の部に出づ。池上の石橋に舞臺あり、於于是三天會、俗人舞樂あり、於此堂六時勤行し給ふ、因つて所號也。大師彫刻の樂師如來・日光・月光の二菩薩、竝千手觀音・四天王・不動明王・吉祥天女・妙見星・計都星・羅睺星・寶頭盧を安置す。正月元日酉尅重盞祝義、同日より十四日に至まで、毎日酉尅修正會、二月朔日より三日まで、毎日酉尅修二會、二月十五日未尅涅槃會、此日佛舍利瑠與、太子鳳輦まで、六時堂へ臨幸、俗人舞樂、未の尅より初り酉の尅に還御、二月廿二日辰尅聖靈會、聖來と云、聖來と云、涅槃會は、年中第一の大會也。世俗二月に入つて、風靡きを、貝寄の風と號、是則廿二日の會式に立る造り華に附る酢貝、住吉浦の波に打寄るの時を云へり。當時役仕の僧、淨衣を著し設之、故縁ある事也。九月十五日酉尅念佛會、此夜太子于是臨幸。涅槃・聖靈・念佛の會式を、三大會と稱す。元祿十二庚辰春、本尊樂師佛開帳して、諸人令拜之。開祖傳教大師以來、始めて尊像を開けり。

食堂 六時堂の後にあり。聖僧文珠大士を安置す。正月元日酉尅萬石米の祭、毎年修行同之。
權寺 北の門の側にあり。藥師如來・日光菩薩・月光菩薩。

十二神將、正月八日より十二日まで戌尅修正會、二月八日酉尅修二會、普門院 同所にあり。普賢菩薩・傳教大師像を安置す。此堂は法華三昧堂也。此権寺は傳教大師の建立。此地に大樹あり、其木を伐て、樂師の像を彫刻して本尊とす。其木権を以つて寺の號と成れり。

寶藏 東僧坊東にあり。十一面觀音を安置す。本願緣起太子御自筆、同御寫、後醍醐天皇御宸筆、扇地紙法華經太子御筆、御手印記云、太子御自筆、小字法華經一部、楊枝御影太子御自畫、御守七つ、緋御衣一、鐫矢一筋射守、御劍一、振斬守屋臣、丙毛槐林吉切槐林路あり、七星御劍一、京不見笛二管、閻浮檀金彌陀一體二善薩木、函千手一、驅弘法大師之伴、千本琴權正成、

達磨大師袈裟衣 【元亨釋書】云、太子語侍臣曰、卿葬餓者非凡、必真人也、使使開墳、而所賜衣在棺上、餘無所有、太子便取其衣、且自服之、時人曰、惟聖知聖信之矣哉、其太子之所築墓、今尙在焉、俗呼其地號達磨墳今改曰達磨寺、云是則達磨大師の袈裟也、此外寶物、及 天子、將軍施人の佛具等、不遑枚舉、仍略之、

龜井堂 寶藏の南にあり。一名白石玉出水、亦號龜井水。太子經論諸經を書寫給の水也。楊枝の御影を書給ふも、此水に浸し給ふと云へり。玉手水・龜井と讀證歌、井水の部

に分ち、歌の名所に比せり。【太子傳曆】云、此地敷七寶故青龍恒守護、麗水東流、號曰白石玉出水、以慈悲心飲之、爲法藥矣云、世俗經書堂に於いて、法名を經木の表に記、此水を手向弔靈魂、

關伽井堂 龜井堂に相竝べり。此水諸堂本尊に手向所也。經書堂 關伽井堂に竝ぶ。經木書寫の僧守之。御供所 經書堂の後にあり。諸堂本尊の供物、此所より運しむ。大黑天神・多門天王・安麻呂大臣を安置す。石神堂 御供所の南に相竝ぶ。所祭神社門に比す、因つて于是略之。

三昧堂 同所に相竝ぶ。於此堂修求聞持法、因つて一名求聞持堂とも云へり。太子二歲像・文珠菩薩・普賢菩薩・四天王を置り。天照大神社・天王神社、各三昧堂に相竝べり。神社門に分つ。

棚所 三昧堂に相竝べり。毎年十月朔日より七箇日の間、本地供の行事、響應之。太子十六歳の像を置けり。

經堂 大坂願齋 太子堂の北の隅にあり、如意輪觀音を安置す。三月二日未尅、經供養を修す、太子夢殿の經供養也、毎年同之、夢殿の證歌、金堂の記に比せり。此東に竝ぶ守屋祠、神社門に比す、因つて于是略之、

【夫木】六

慈 鎮

般若臺におさめ置てし法華經も、夢殿内もうつ、にはみし

寶殿 太子堂の後に在つて、諸人拜するに不向面、深祕の靈場、都率内院を表すと云へり。太子四十九歳の像を安置せり。本願緣起云、來此道場若拏一香一華、恭敬供養、若以一塵一槐、抛入此道場、遙聞寺名、遠見拜恭、如斯等者、結緣於一淨土云、外陣の東の方に、善光寺如來影向の間と號くる所あり。其記西重門、念佛結願の緣起に比す。

聖靈院 世俗太子堂と稱す。太子十六歲像自形刻聖、蘇我大臣・五德博士・四天王を安置す。毎年正月元日巳尅節供法事、五節ともに准之、三十膳の饌を獻す、各音樂あり。正月五日より至十四日、毎日午の尅生身供棚所より運之、公人白洲に立竝、衆僧堂上に傳供す、饌七十五膳、毎年准之。世俗太子堂御手供祭と稱して群を成せり。太子在世の祭を以つて生身供と稱するをば、俗に精進供と云へり。正月六日戌尅修正會、毎月廿二日午尅踏歌節會、二月六日酉尅修二會、十月廿三日より十一月七日まで、毎日巳尅三十講會、十月晦日巳尅三十講會中日、十一月十五日午尅新嘗會、十二月十八日酉尅修正會、各音樂舞樂あり、毎年定修之。

【元亨釋書】卷第十二云、釋仙命波州人也、幼上台山無動

寺、習止觀、兼念彌陀、額鏤三寶字、背黥圖彌陀像、嘗詣四天王寺、於聖靈堂、對尊像燃一指、時青龍現形、太子手印記曰、院陵池有青龍、顯伽

繪堂 太子堂の側にあり。聖武天皇草創、太子一生の始終を、繪に顯して、此堂に納しめ給ふ、因つて繪堂と稱す。前大僧正慈圓、當寺主務の時、後の障子に、九品淨利往生の人を畫、入道相國賴實公を初、九人の和歌を集め、菅宰相爲長公に、四韻の詩を賦せしめ、權大納言教家卿、色紙形に染翰墨、慈圓其記云、貞應三年甲始、自去冬三春孟夏之間、以繪師法眼尊智、守本樣依傳文、圖繪既訖、今於西面、更畫作九品往生人、殊勸進一乘淨土之業、表裏共不交他筆、尊智圖之、以詩歌形其心、詩句九品同令、菅大府卿爲長作之、和歌承相以下廣勸九人、各詠一首、復當南北裏、同畫四天像、此堂大僧正行慶寺務之間、顛倒之後、以聖靈院禮堂東廂爲其所、今新建立于舊跡、彰興隆之本意也、別當前大僧正法印和尚位慈圓記之云、

繪堂の後に十五社、次に山王・稻荷・荒神等の社、其外境内の神社、都て其部に分つて於于是略之。於此堂、楠正成未來記を見と、【太平記】に見えたり。詩は法然御傳にあり、

【後續】十

入道前攝政 前大僧正慈鎮、四天王寺に九品往生傳を繪に書て、そ

のこゝろを人々によませ侍りけるに、上品中生の歌
古里にのこる蓮はあるしにて、やとる一夜に花を
開くる

【夫木】^六

家 隆

すてやらて子をおもふ鹿のしるへより、かりのや
とりはいとひ出にき

この歌は、天王寺繪堂慈鎮和尚つくり出て、うしろ
の障子に、九品往生人か、れ侍ける時、中品下生の
人の、こゝろをよみけると云。

萬塔院

大坂願禮
第廿四番

十五社の西にあり。千手觀音・四天王・賓頭
盧を安置す。十月八日より同至十二日、毎日酉の尅十講
會修事、毎年同之。

五智光院

萬塔院に相並べり。大日如來を安置す。一は號

灌頂堂、將軍家代々の置尊牌。毎月八日、十七日、廿日、廿
四日、法事修行あり。諸士腕近の輩、于是參向、被奉拜謁
尊牌之事、毎月同じ。世俗 御靈屋と稱す。建久年中將軍
此堂上に入御之事、【東鑑】に出たり、始に記之。

輪藏

五智光院に相向へり。十六善神を安置す。一代藏經
を四百八十函に納め、其函車輪の如して、諸人結縁のた
め廻之、因つて輪藏と號く。

引聲堂

西門の外南輪にあり。阿闍・法勝・彌陀・釋迦・大日

の五佛を置けり。

短聲堂 引聲堂に相ひ向へり。釋迦・文珠・普賢の三佛を安
置す。凡引短二聲の稱名は、弘法・慈覺に始り、大原良忍上
人傳曆世、是則融通大念佛宗の始祖たり。于是相向へる
引短二聲の兩堂も、稱名勤行の道場たるに因つて也。毎年
春秋彼岸の中日、融通念佛の執行あり、東生郡平野大念
佛寺の聖人導師たり。此日聖人より持來して、堂前に幢
を懸る、其幢文云、今日勤行、融通念佛名帳結衆觀喜踊躍
云。又一云、彌陀所傳、融通念佛億百萬遍、決定往生云。

西門

此所參詣諸人薰香、彌陀善導の畫像西表にあり。釋迦

并に十大弟子の畫像裏にあり。【太子傳撰集抄】云、今年
二月八日より四天王寺の西門にて、御父用明天皇の御爲
に、七日七夜の念佛を始め、同十四日に結願し給。則功德
證明の爲に、信濃國水内郡芋井郷に坐、善光寺の阿彌陀の
許へ、阿部大臣を御使にて、御書遣し給ふ。其御詞云、名
號稱揚七日已、斯此爲報廣大恩、仰願本師彌陀尊、助我濟
度常護念、

日數經て行なふ法の指南とて、先立人を西にみち
ひけ、

つかへてしそのいにしへを忘れずは、我かなす態
に障あらずな

定居^庚年、推古天皇十八年

二月十四日

佛子勝曼

進上 本師利生院

阿部臣同廿五日、下著善光寺、御書御戸帳の前に置たり。
御厨子の内取入給て、忽御返書を、錦帳の外に出し給へ
り。忿き歸て太子奉進也。其御返書云、一念稱揚無恩留、
何況七日大功德、我待衆生、心無間、汝能濟度豈不護、
一たひも我名唱ふる聲きかは、長き夢路も覺てこ
そのけ

そのけ

二月廿五日御返報、大智真人云云。太子御覽在つて、御泪
に咽ばせ給て、何寶藏にか納め給ふと也。

西重門 同所次の門を以つて西重門と稱す。

南大門 此門南向にあり。紀州熊野權現の神社に向ふと云
ふ。世俗遙拜せり。禮拜石あり

【夫木】^{十六}

慈 鎮

この寺のおかむ印の石のうへに、かたく契をむす
ひけるかな

二王門 南大門の内の門也。金剛力士・獅子・狛犬、表裏に
あり。

東大門 龜井堂の東にあり。

北門 西重門の北にあり。東西の僧坊出入するの門也とい

へども、西門の北を以つて、世俗北の門と稱す。

東僧坊 【太子傳撰集抄】云、僧坊兩條分二十四間者、顯四
十八本誓攝衆安樂云。

西僧坊 北の門より東に相並べり。

此僧坊、一舍利・二舍利、竝俗人・樂人、東儀美濃守・同播
磨守・林肥前守・東儀備中守・同將監・岡左京進・同右兵衛
少・齒右近居住せり。秋野と稱するの坊舎は、北の門外に
在、是則秦河勝苗裔也と云へり。河勝始祖秦始皇帝より
出、其證神社門守屋叢祠の記に詳なり。河勝古墳は、河内
國茨田郡之河東太秦の北の峯にあり。

四箇院 所謂施藥院・療病院・悲田院・敬田院、【太子傳曆】
本願緣起云、四箇院建立意趣、何以識乎、施藥院是令植一
切芝草藥物之類、順方合藥、隨各所樂、普以施與、療病院、
是令寄宿一切男女無緣病者、日々養育、如師長父母、於病
比丘、相順療治、禁物蒜肉、任所願樂、令服差癒、但限日期
祈乞三寶、至于無病、莫違戒律努力、悲田院、是令寄住貧
窮・孤獨・單已・無賴、日々眷顧、莫令致飢餓、若得勇壯強
力時、可令役仕四箇院雜事、其養料物、攝津國・河内國、每
國官稻各三千束、以是供用而已、三箇院國家大基、教法最
要、敬田院、一切衆生、歸依渴仰、斷要修善、速證無上、大
菩提處也、四箇院建立緣起、大槩如斯、歲次乙卯云、今天

王寺・嶋田・道頓堀・天満四箇所に分て、貧窮無頼の者、寄住するの地あり。其一箇所を眷顧する者、一人を號て長吏と稱す。四箇所に分つて以つて、今の俗四ヶの長吏と覺ゆ。其四箇の號、敬田・施藥・悲田・療病の四院。役仕するより出たり。非人なり。

衡門 世俗鳥居と稱す。或は華表に作る。

【元亨釋書】云、釋忍性性伴氏、和州磯城島人也、永仁二年奉勅、管天王寺之主務、捨俸餘益悲敬二院、此寺大門之外有衡門、鳥居曰、鉅木宏材、歲久朽頽、性出新意以石新之、高二丈五尺、堅確瑩滑、國人拭目、云、永仁二年は、伏見院御宇に當る、忍性始は良觀と號す。後に忍性菩薩と稱す。衡門に表曰、釋迦如來轉法輪所、當極樂土東門中心の十六字を銀む、是則世に太子の翰墨と云ひ、或ひは道風の筆跡也と云へり。亦弘法大師の書する所とも云へり。大師は、仁明天皇の治世に當り、道風は、村上天皇の御宇に當る、是皆忍性以前也。故老云、大師の筆跡、忍性所傳之也、云、【太子傳曆】本願緣起云、此所昔釋迦如來、轉法輪所、寶塔金堂、相當極樂東門中心云、額に記す所、是文に因つて也。衡門の外、東南北の門外、各制駕馬、其石に彫刻する下馬の文字は、朝鮮國の雪峯、寬永年中來朝の時、令書之、世俗於當寺、三水・四石の七不思議と云へる諺あり。

り、其三水は、所謂荒陵池水・龜井・閻伽井を云。四石は、轉法輪石・影向石・禮拜石・引導石の四を云へり。各井水、及雜類に比して、于是略之。外院は次に記す。

【夫木】十六 慈 鎮

この國の難波のうらの大寺の、額のめいこそまことなりけれ

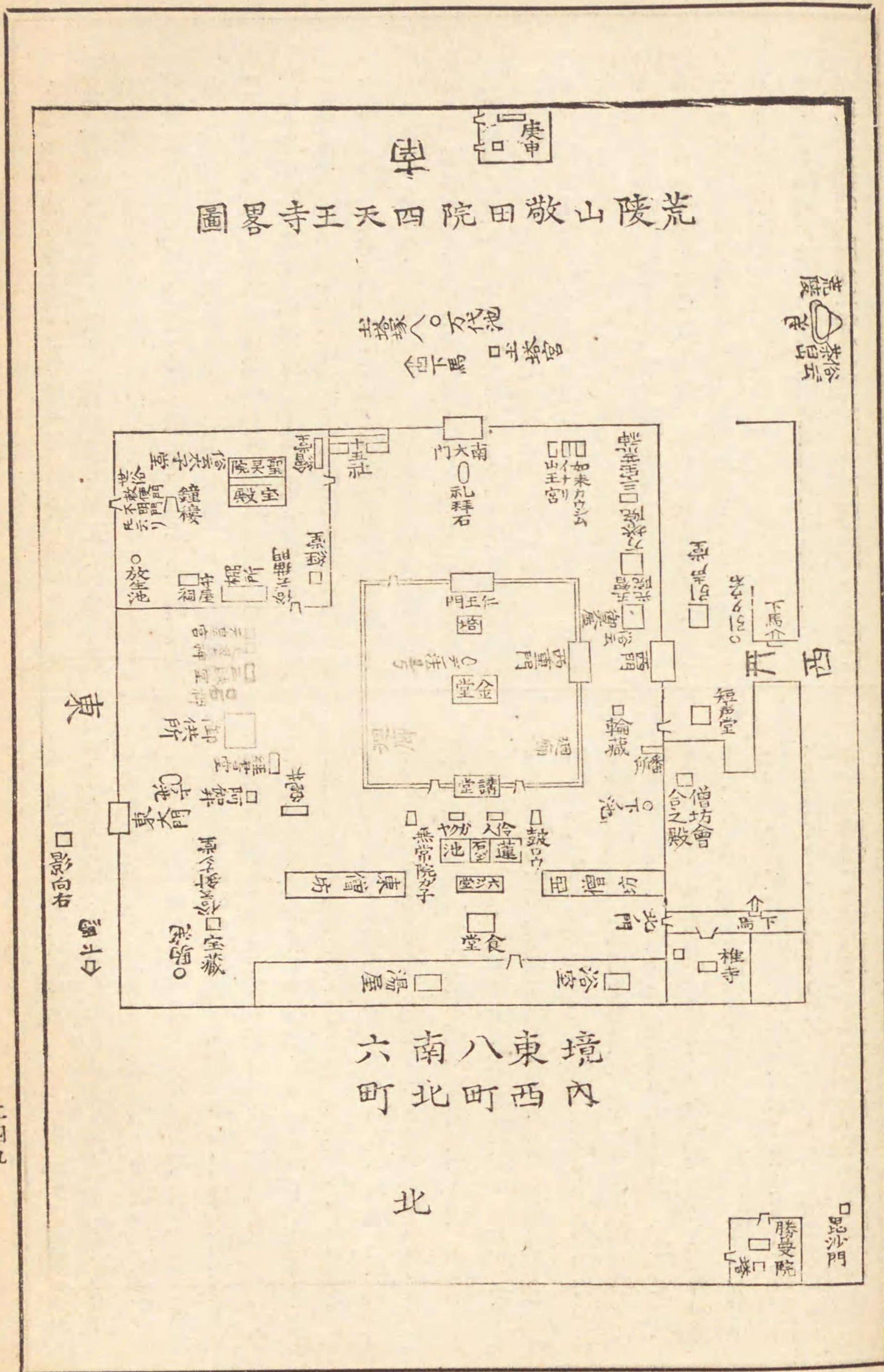
【同】 同

極樂とこの津の國と哀れなり、あまねき門を明あはせつ、

庚申堂 南門の南にあり。青面金剛童子・梵天・帝釋・二申・四鬼を正面として、樂師・觀音・地藏を安置す。庚申の日貴賤群を成せり。

文武天皇御宇、大寶元年正月七日降臨、大日本最初庚申也。天王寺住侶正善院、民部僧都毫範、祭祀の始として、影像側にあり。僧都和銅五年正月十三日に寂す、于時年七十三。庚申の日を祭る者、必ず僧都をもに祭祀すべし。元祿十三庚辰の春、一千年に及べり。因つて開帳尊像を拜ましむ。

護摩堂 同所院内にあり。不動明王・十二天畫像を安置す。勝曼院 西門より北西に隔り、百歩を過たり。愛染明王を安置す。太子此道場に於て、勝曼經を講讚あり、因つて院名



と成れり。毎年六月初日、明王の像を開、諸人群を成せり。寶塔 同所院中にあり。大聖金剛を安置し、三重の寶塔也。亦多寶塔と稱す。

毘沙門堂 同所門前の左にあり。社造にして、毘沙門、并吉

祥天女、禪賦童子を所祭也。三像各聖德太子の彫刻也。

【三代實錄】卷第四云、貞觀二年六月十四日癸巳、攝津國四

天王寺上言、毘沙門像、手持刀及塔形等、抛擲壇下、遣使

看、修法謝恠異、云、以上四天王寺境内に屬す。如意山神

宮寺と稱す。凡當寺記、【日本書紀】并傳記等外、俗語を以

幼童所謂、不足用、伽藍、諸堂、爲令知于所在、大略圖之。

悲田院 同郡阿倍野悲人村にあり。當院寺記、四天王寺四

箇院縁起に有、仍て略之。當寺草創の時、於此地溫温松松俗俗日日

尺を掘出て、于是傳來せり、今猶當院寶物とす。

光園寺 同郡天王寺村にあり。淨土眞宗、東本願寺下、佛光

寺末下に屬す。

光泉寺 同郡中川村にあり。東本願寺門下也。

舍利寺 同郡舍利寺村にあり。黄檗悅山和尚中興開祖とし

て、舍利尊勝禪寺也。佛舍利に因つて村里の號あるこ

と、村の部と比す。

國分寺 同郡國分村にあり。黄檗南源和尚、中興開祖たり。

聖武天皇御宇、國分二寺の其一院也。西成郡國分寺記に

詳也。因つて于是略之。

一心寺 同郡天王寺村荒陵今俗曰の麓にあり。山號坂松山、

院名高岳院と號す。開山圓光大師、日想觀を修し玉ふの

來由は、文治元年の春、四天王寺の主務、慈圓僧正に招れ

て、草菴を結び、新別處とし、勤修年あり。後白河法皇四天

王寺の院内に於て、五智光院或曰靈堂、今云靈堂、世俗御靈屋とも云を草創して、

于是臨幸し玉ひ、暫く新別處御車を留め、上人相共日想觀

を修し玉へり。誠に勝たる靈場也。星霜年を積で零落す。

慶長の始、然運社本譽存岸上人、三州の人中興開祖と成つ

て、元祖の遺風を慕ひ、千日禁足、晝夜不臥の念佛を修し。

一心稱名を以つて寺號と成れり。同五年の秋、東照神君、

當院に入御し玉ひ、本譽上人勤修堅固なる事を贊玉ひて、

造寺資縁の望を尋仰らると云とも、境内不殺の外、更に

所望なしと也。因つて殺生禁斷の制書を賜ふ。山内の古

樹今俗、駒松と云。松の部に分りに御馬を繫せ、千歳と祝せられ、御手から

翰墨を染玉ひて、坂松山と寶額を賜はる。同年二月七日、

神君の御幼息、仙千代君逝去し玉ひ、本譽上人燒香の導

師たり。幼君法諱高岳院殿花窓林陽大童子と贈號し奉る。

此院名を則寶額に添賜ふ。元和四年に至り、領主大政所高

臺院殿當寺に入、神君の制書を拜し、墨印を添。後亦木下

宮内少輔添之。折紙竝に幼君の尊牌、各今に魏然たり。

本堂 同寺本尊彌陀世曰訂披 毘首羯摩の彫刻、靈驗新なる尊

像也。善光寺如來の寫像、一光三尊の金佛は、方丈に安置

す。

御影堂 同所院中にあり。元祖直作御影世曰鏡 を安置し。不

斷念佛の道場也。每歲御忌の法事、洛東知恩院と同之。

三千佛堂 同所院中にあり。本尊五劫思惟彌陀を安置す。

二階堂 同所にあり。彌陀、釋迦二尊、竝廿五菩薩を安置す。

世俗菩薩堂と稱す。

觀音堂 同所にあり。本尊十一面觀世音菩薩。立像五尺、烏

佛工の所造也。

中門 同所の中門也。立像丈餘の廻向佛を安置す。凡當寺

の境内は、東西八十間、南北百三十間、歷世餘地たるの處

なり。當院第一の寶物は、後白河法皇、圓光大師同席、日

想觀修事の御製歌、竝に大師自筆の和歌。

阿彌陀佛と云ふより外は津の國の、難波の事もあ

しかりぬべし是號難波

と也。此歌【夫木集】第三十四に出たり、亦或時大師、眞

艸行の彌陀名號、手の左右口に筆勢を含んで、三行一

時に書玉へり、如も紺紙金泥にして、左の方は左字也、和

國不二の重寶、同筆日丸名號、同彌陀の三尊佛、聖德太子

自畫自影、同六字名號、惠心僧都自畫の鈴振如來、同作香

合勢至菩薩、張子彌陀、親鸞聖人靈夢如來、元祖要集講談

の御影、大夫隆信畫之。同大原問答の御影は、勝法坊の所

畫、寄合書の彌陀經、諸宗高僧の書寫、是則 東照神君

寄附し玉ふの御經也。日想觀の圖は、土佐刑部光茂所畫

之。此外元祖傳來の寶器什物、不逞毛舉、因つて略之。鎮

守神社門に比し、戰死の塔、開基塔、各碑石の部に然り。

月江寺 同郡同所にあり。山號和光山は、不斷念佛の道場、

比丘尼寺也。

觀音堂 大坂願 同郡玉造稻荷の社地にあり。本尊觀世音菩薩

は、昔聖德太子、守屋逆徒を滅し玉ふ時、稻荷神に祈り、

終に本願の如く也。因つて自ら十一面大悲の像、竝に多

聞不動像を彫刻して、三軀相共に安置す。建武年中、兵

亂に、像厨子を出て、和州室生山の巖窟にあり、泰平と成

つて、境内の池水に放光、白龍東に飛去て、再尊像を移す。

慶長 元和の兵亂に至り、亦然り、紀州高野山千手院谷妙

慶院、靈夢に應じ、于是送る、此時慶安年中也。

觀音堂 大坂願 同郡大坂の津谷町の地にあり。和州泊瀬の

本尊寫像堂前に、藤の大樹あり、花の頃猶群を成せり。世

俗藤の棚と稱して地名とす。

寶泉菴 同郡大坂の津小谷町の地にあり。或は覺之坊と稱

す。本尊正觀音は、聖德太子手造の尊像也。寺記云、太子

御乳母、月益・日益・玉照と號して、三女相共に薙髮入寺、佛乘に志す。四天王寺引聲堂の南に、草室を結び、念佛執行せり。是則和朝比丘尼の開祖たり。慶長年中の兵亂に、草室の古跡空しく成れり。覺如比丘尼訪其落、寛永年中鈴木氏重成に告て、訴職守、再改地于是結菴室、尊像を安置せり。因つて覺如比丘尼、中興開祖とす。至于寛文六年十二月八日夜、一火廣町に綻ぶと云へども、本尊光明を放て、火も燒こと不能、誓願疑なく、諸人崇敬と云。聖德太子傳來の、山越の彌陀の畫像、寶物にあり。

西方寺 同萬年町にあり。大念佛宗也。歌念佛の僧、此寺の末下に屬して習學せり、聽聞の輩、明且を不知、世俗曉寺と號す。

大蓮寺 西成郡大坂西寺町と云へりにあり。山號如意山院、名極樂院と稱す。本尊彌陀三三、和州多武峯定惠の手造、開山應蓮社顯譽上人魯道和尚と號す。世俗寺號社號同音を以て、多は社號を稱するの處、淨土宗門知恩院末寺也。

觀音堂 大坂順禮 廿九番 同所境内にあり。本尊十一面觀世音は、惠心僧都の彫刻なり。

應典院 同所塔頭也。本尊安阿彌彫刻の彌陀二尺を安置し、誓譽在慶大徳を開祖とす。

稱念寺 同所次にあり。山號泥洹山、院名單信院、本尊彌陀

淨國寺 同所次にあり。山號無衰山、院名建立院は、寂蓮社圓譽上人、洞牛了照和尚の開基、本尊彌陀立身三三、慈覺大師の彫刻也。善導・圓光二大師、直作の自影二軀、竝に圓光大師、化人相共に手造し玉ふの鐘鼓、則大師眞筆の添狀、同六字名號、傳教大師彫刻の大黒天神像、唐繪の涅槃像等の什物あり。宗門本寺右に同じ。

源聖寺 同所次にあり。山號東營山、院名西岸院は、深蓮社遠譽上人荷公和尚の開基也。本尊安阿彌所造の彌陀を安置す。春日彫刻の地藏尊、惠心僧都手造の彌陀立身八寸を寶物とす。宗門本寺右に同じ。

金臺寺 同所次にあり。山號紫雲山、院名常稱院は、寶蓮社泉譽上人在徹和尚の開基也。本尊彌陀四尺、惠心僧都の彫刻。内院佛は、聖德太子手造の彌陀一尺を安置せり。宗門本寺右に同じ。

觀音堂 大坂順禮 廿八番 同所境内にあり。本尊十一面觀世音は、惠心僧都彫刻の尊容也。

萬福寺 同所次にあり。山號慶立山は、鏡空上人開導和尚の草創。本尊彌陀立身二尺六寸、菅相承道眞公の彫刻、無比の靈像也。方丈安置佛は、十一面觀世音立身一尺一寸、是則和州泊瀬

寺の尊容同作にて、了覺律師の所造也。天照大神・春日大明神を脇立とす。因つて手鏡の觀音と稱し、靈驗掲ぎ尊像也。宗門本寺右に同じ。境内觀音堂あり、傳教大師所造十一面なり。

大覺寺 同所次にあり。山號法性山、本尊慈覺大師彫刻の彌陀立身一尺一寸を安置す。道蓮社白譽上人輕毛和尚の開基。定朝佛工所造の彌陀尺五寸、尊像は方丈に安置せり。同宗知恩寺末院也。

觀音堂 大坂順禮 廿七番 同所境内にあり。本尊十一面觀世音は、立身一尺五寸、弘法大師の鑄像也。

光明寺 同所次にあり。山號孤峯山、院名龍池院、開山團哲字は欣求、相蓮社傳譽上人者、播州姫路孤峯山龍池院光明寺住侶たり。道俗を順化して、慶長年中于是來り、東生郡鹽町の地に於て、一字を草建し勤修年あり、元和年中に至り、依台命、改地于是壞移す。往昔住侶の山寺院の三號相共に同之、佛工定朝手造の彌陀立身二尺四寸を方丈に安置せり。圓光大師自畫の影像を、什物とす。知恩院末寺也。

觀音堂 同所境内にあり。聖德太子彫刻の聖觀音立身一尺九寸、尊容なり。

心光寺 同所次にあり。山號護念山、院名榮玉院、本尊彌陀立身三尺、聖德太子の彫刻也。開山圓蓮社秀譽榮玉西堂和尚の開基たり。行基手造の地藏尊立身七寸五分、安阿彌所造の辨財天

立身二、惠心僧都彫刻也。弘蓮社深譽玄營大徳を開祖とす。同宗知恩院末寺也。

淨國寺 同所次にあり。山號無衰山、院名建立院は、寂蓮社圓譽上人、洞牛了照和尚の開基、本尊彌陀立身三三、慈覺大師の彫刻也。善導・圓光二大師、直作の自影二軀、竝に圓光大師、化人相共に手造し玉ふの鐘鼓、則大師眞筆の添狀、同六字名號、傳教大師彫刻の大黒天神像、唐繪の涅槃像等の什物あり。宗門本寺右に同じ。

源聖寺 同所次にあり。山號東營山、院名西岸院は、深蓮社遠譽上人荷公和尚の開基也。本尊安阿彌所造の彌陀を安置す。春日彫刻の地藏尊、惠心僧都手造の彌陀立身八寸を寶物とす。宗門本寺右に同じ。

金臺寺 同所次にあり。山號紫雲山、院名常稱院は、寶蓮社泉譽上人在徹和尚の開基也。本尊彌陀四尺、惠心僧都の彫刻。内院佛は、聖德太子手造の彌陀一尺を安置せり。宗門本寺右に同じ。

觀音堂 大坂順禮 廿八番 同所境内にあり。本尊十一面觀世音は、惠心僧都彫刻の尊容也。

萬福寺 同所次にあり。山號慶立山は、鏡空上人開導和尚の草創。本尊彌陀立身二尺六寸、菅相承道眞公の彫刻、無比の靈像也。方丈安置佛は、十一面觀世音立身一尺一寸、是則和州泊瀬

立身。惠心僧都彫刻の彌陀立身一尺五寸、善導大師直作御影、圓光大師直作の尊像等の寶物あり。宗門本寺右に同じ。

觀音堂 大坂順禮 廿六番 同所境内にあり。本尊十一面觀世音立身三尺三寸、傳教大師の彫刻、和州長谷寺本尊寫像也。

宗念寺 同所次にあり。山號嶺卓山、院名松林院、開山信譽宗念、本尊彌陀立身三三、役行者の彫刻なり。行基菩薩の彌陀立身三尺、聖德太子手造の地藏立身二尺六寸、尊等を寶物とす。宗門本寺右に同じ。

光傳寺 同所次にあり。山號佛迎山、院名感應院、開山方譽西運、本尊彌陀尺五寸、惠心僧都の彫刻也。定朝工造の彌陀立身三三、聖德太子手造の彌陀立身一尺一寸、行基所造の彌陀尺一、尊等の靈佛あり。宗門本寺右に同じ。

超心寺 同所次にあり。山號願松山、院名常然院、開山善譽上人は、淡州釜口の産、菅原氏の人也。本尊彌陀立身三三、聖德太子の彫刻、同作の彌陀立身三三、方丈に安置せり。惠心僧都所畫の彌陀立身二尺七寸、尊像、日域七幅の其一也。圓光大師自畫の影像、鏡影、惠心彫刻の千手大悲立身二尺八寸、尊等、寶物にあり。宗門本寺右に同じ。

地藏堂 同所境内にあり。安阿彌手造の地藏尊立身七寸を安置せり。世俗夜明地藏と號す。

西往寺 同所次にあり。山號安養山、院名報土院、開山源蓮

社秀譽上人巖爰和尚、本尊彌陀立身三寸、毘首羯摩の彫刻、蘭を以つて像材とす。傳教大師將來の尊像なり。因つて世に傳教大師の所造と云へり。聖德太子彫刻の彌陀立身二尺、方丈に安置す。惠心僧都手造の辨財天二尺の像、唐畫十六羅漢等、寶物にあり。宗門本寺右に同じ。

觀音堂 同所境内にあり。聖德太子の彫刻、十一面大悲立身三寸尊像也。

法界寺 同所次にあり。山號嶺光山、院名西照院、開山厭譽欣西大德、本尊彌陀立身三寸、聖德太子彫刻なり。同作の彌陀立身三寸尊像を、内陣に安置す。宗門本寺右に同じ。

地藏堂 同所境内にあり。聖德太子彫刻石像也。

觀音堂 同所境内にあり。聖德太子の所造、千手大悲の尊像なり。

大光寺 同所次にあり。山號常照山、院名攝取院、開山燈蓮社傳譽上人牛澤大和尚、本尊彌陀立身三寸、慈覺大師の彫刻也。一光三尊善光寺寫像の彌陀鑄像を、方丈に安置し、善光寺講と定め、念佛を修す。弘法大師彫刻の辨財天白狐、來之、同作の不動明王、五同毘沙門天五の三像を、別殿に安置せり。宗門本寺右に同じ。

善福寺 同所次にあり。山號正因山、院名淨業院、開山乘蓮社一譽宗念和尚、本尊彌陀立身三寸、鳥佛工の所造なり。聖

德太子彫刻の彌陀立身五尺尊像、方丈に安置す。惠心僧都所造の、千手大悲立身一尺一寸尊像、尊氏將軍守本尊也。思恭所畫の釋迦、自然木の彌陀立身三寸、圓光大師石像自然石立、身一寸五分、分な等の寶物あり。宗門本寺右に同じ。

宗慶寺 同所にあり。山號普廣山、院名大德院、開山香蓮社深譽春益和尚、本尊彌陀立身二尺八寸、惠心僧都彫刻也。行基菩薩所造の彌陀、方丈に安置す。聖德太子手造の聖觀音等を什物とす。宗門本寺右に同じ。

善龍寺 同所次にあり。山號一雲山、院名化用院、開山順譽宗林大德、本尊彌陀立身二尺五寸、行基菩薩の彫刻也。聖德太子所造の彌陀立身四尺七寸三分、方丈に安置す。同作十一面千手大悲、立身三寸、權作各形の十三佛、智證大師手造の不動明王、立身二尺五寸、圓光大師直作の影像、同筆六字の名號、唐繪の十王各等を寶物とす。本寺右に同じ。

地藏堂 同所境内にあり。惠心僧都彫刻の尊像立身二尺五寸を安置す。世に子安地藏と號す。

稱名寺 同所次にあり。山號憶念山、院名大運院、開山往譽善得、本尊彌陀慈覺大師彫刻也。宗門本寺右に同じ。

觀音堂 同所境内にあり。本尊觀世音は、聖德太子彫刻の立像也。

西照寺 同所次にあり。光明山壽德院と號す、開山心譽利

傳大德、本尊彌陀立身三寸、惠心僧都彫刻の尊像也。宗門本寺右に同じ。聖德太子所造の彌陀立身二尺尊像を、方丈佛とし、弘法大師彫刻辨財天、十五童子、順海作の鎮守地神像立身三寸等を、境内の神社に攝す。

不動堂 同所境内にあり。弘法大師彫刻の石像也。世俗北

正覺寺 同所次にあり。普照山大音院と號す、開山嚴蓮社靈譽樹洪和尚、本尊彌陀立身二尺四寸、運慶佛工の手造也。洪慶工造の彌陀立身三寸尊像、方丈に安置す。宗門本寺右に同じ。

幸念寺 同所次にあり。佛名山心林院と號す、開山源蓮社本譽等把上人、本尊彌陀立身三寸尊像を安置す。同宗知恩寺末院也。

地藏堂 同所境内にあり。佛工定朝所造の地藏立身一尺二寸尊像を安置せり。

西念寺 同所次にあり。岸松山と號す、開山稱譽西念大德、本尊彌陀立身一尺、運慶佛工の所造也。定朝彫刻の彌陀立身一尺、方丈に安置す。畫像の彌陀、竝に地藏尊、善導大師、圓光大師御光細字の名號、稱念上人の筆趾等、寶物にあり。知恩院末寺也。

觀音堂 同所境内にあり。聖德太子彫刻の、十一面大悲尊

也。

良運院 同所次にあり。天隣山佛乘寺、開山法蓮社傳譽良運和尚、本尊彌陀立身二尺五寸、惠心僧都の彫刻。方丈には、聖德太子手造の彌陀立身一尺を安置す。同作の聖觀世音、役行者所造の辨財天女、惠心僧都所畫の彌陀三尊、釋迦三尊、同筆熊野三社の本地佛、傳教大師彫刻の毘沙門天立身一尺、唐佛の聖觀音、如意眼現寶珠記録、並天子親覽感仰の勅、各寶藏に、書等其外雖多由略之あり。

地藏堂 同所境内にあり。本尊は定朝彫刻の座像なり。世に子安地藏と號す。

珊瑚寺 東生郡天王寺々町にあり。禪宗曹洞派、遠州野部村一雲齋末寺也。關白秀吉公影像あり、桑山法印造立たり。

梅舊院 同所にあり。同宗同所鳳林寺末院也。

春陽軒 同所にあり。同宗生玉寺町齡延寺末寺なり。

天瑞寺 同所にあり。禪宗妙心寺末院也。

太平寺 同所にあり。禪宗曹洞派、加州金澤大乘寺末院也。

淨春寺 同所南類にあり。同宗同派、尾州白坂雲興寺末院也。

昌林寺 同所にあり。天滿東寺町栗東寺末院、曹洞禪寺也。

洞岩寺 同所にあり。同宗同所鳳林寺末院也。

法岩寺 同所にあり。同宗同派下野國山田村大中寺末院なり。
 龍徳寺 同所東の行當にあり。禪宗妙心寺派也。
 天鷲寺 同所にあり。牛龍山顯性院と號す。開山空源上人。本尊釋迦如來・文珠・普賢二菩薩を安置す。日光門主末院として、天台僧守之。
 鳳林寺 同所にあり。禪宗曹洞派、武州市川永福寺末院。當所一派の僧録たり。
 吉祥寺 同所にあり。同宗同所鳳林寺末院也。
 安住寺 同所にあり。禪宗妙心寺派安住禪寺也。
 壽福院 同所天王寺村神子町の地にあり。淨土宗門。知恩院末寺也。
 天曉院 同郡天王寺村にあり。宗門本寺右に同じ。
 地藏堂 同所境内にあり。聖徳太子の草創也。莊内の村民死を葬する時、四天王寺衡門の側、引導石に棺を送り、無常院六時堂の鐘を撞、太子聖靈影向成つて、引導し玉ふと也。向にあり。夫より此堂前を通り、墓所に送る。其時亦地藏尊前の鐘を三鳴の舊例なり。因つて以つて世俗引導地藏、或は三鐘の地藏ともいへり。
 西蓮院 同所相坂一心寺境内にあり。
 南坊 東生郡生玉社僧也。境内に歡喜尊天を祭り。密法を修する處也。

櫻本坊 東生郡生玉社僧坂口東側にあり。眞言宗古義高野山寶性院末寺也。
 新藏院 同郡同所にあり。宗派右に同じ。
 遍照院 同所にあり。宗派右に同じ。
 曼荼羅院 同所にあり。宗派右に同じ。
 觀音院 同所西側にあり。宗派右に同じ。
 醫王院 同所にあり。宗派右に同じ。
 地藏院 同所にあり。社内の南にあり。宗派同之。
 覺園院 同所にあり。宗派右に同じ。
 持寶院 同所にあり。宗派右に同じ。
 齡延寺 同郡生玉寺町にあり。西寺町源聖寺坂の登り口也。禪宗曹洞派三河國苜屋光密寺末院なり。
 銀山寺 同所西側にあり。寶樹山莊嚴淨土院と號す。開山三蓮社緣譽上人、本尊惠心僧都彫刻の彌陀座像二尺八寸四分。を安置す。淨土宗門黒谷金戒光明寺末院なり。
 大寶寺 同所次にあり。無量山阿彌陀院と號す。開山靈譽國阿上人、本尊彌陀三尺五寸。安阿彌の所造也。淨土宗門知恩院末寺なり。
 大安寺 同所次にあり。山號三室山、開山大譽上人、本尊彌陀安阿彌手造の尊像也。淨土宗門黒谷金戒光明寺末院なり。

西方寺 同所次にあり。山號安養山、開山念譽上人、本尊彌陀春日の所造也。宗門本寺右に同じ。
 九應寺 同所次にあり。山號品蓮山、開山大譽上人、本尊彌陀座像三寸。惠心僧都彫刻、宗門右に同じ。
 寶國寺 同所東側にあり。久澤山松樹院と號す。開山長譽和尚、本尊彌陀惠心僧都所造也。淨土宗門知恩院末寺たり。
 寶泉寺 同所次にあり。山號光照山、開山住譽存把和尚、本尊彌陀座像二尺五寸。惠心僧都彫刻たり。淨土宗門黒谷金戒光明寺末院なり。
 長圓寺 同所次にあり。本尊彌陀尊像を安置す。淨土宗知恩寺末院なり。
 淨運寺 同所次にあり。山號樂邦山、開山大譽上人、本尊彌陀座像二尺五寸。惠心僧都の彫刻也。圓光大師眞作、寫懸懸御影あり。淨土宗門黒谷金戒光明寺末院たり。
 増福寺 同所次にあり。山號清光山、開山臨蓮社良譽上人宣託和尚、本尊彌陀座像二尺五寸。春日彫刻たり。宗門本寺右に同じ。
 大善寺 同所次にあり。山號即是山、開山念譽春祖、本尊彌陀座像一尺六寸。聖徳太子の彫刻たり。宗門本寺右に同じ。
 光善寺 同所次にあり。山號心知山、開山傳譽上人、本尊彌陀、惠心僧都の所造、宗門右に同じ。

玄徳寺 同所の南天王寺村領にあり。禪宗妙心寺末派なり。
 本行寺 同郡生玉中寺町東側にあり。法華宗受不施派京本能寺、攝州河邊郡尼崎本興寺。兩寺の末院なり。
 蓮成寺 同所次にあり。同宗京妙滿寺末院也。
 妙壽寺 同所次にあり。同宗立本寺末院也。
 寶泉寺 同所次にあり。同宗京妙覺寺末院也。
 福泉寺 同所次にあり。同宗京本隆寺末院也。
 法性寺 同所次にあり。同宗京妙覺寺末院也。
 法雲寺 同所次にあり。禪宗妙心寺派なり。
 江國寺 同所次にあり。同宗本寺右に同じ。
 本經寺 同所次にあり。法華宗受不施派京本能寺、攝州河邊郡本興寺。兩寺の末院なり。
 久成寺 同所次にあり。同宗京妙蓮寺末院也。
 本覺寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 常國寺 同所次にあり。妙普山壽遠院と號す。本尊釋迦如來。開山一相院日周。慶長十二年建之。
 妙見堂 同所境内にあり。妙見菩薩を安置す。是則下總國の村民、渴仰の尊像、靈驗如も新也。依有緣當院に請じ。同尊を手造し、腹内に籠納む。一夕此像を取んと欲し、錦帳の中を探り得たりと云へども少像二寸重き事大磐石の如し、賊徒恐之、其罪を謝す。誠に靈驗揭き處也。

愛染堂 同所境内にあり。
 妙堯寺 同所次にあり。同宗京本能寺、當國尼崎本興寺、兩寺の末院なり。
 桃源菴 同所にあり。
 持明院 同所にあり。生玉社僧眞言宗古義高野山寶性院末寺なり。
 安樂寺 同所次にあり。淨土宗知恩院末寺也。
 本誓寺 同所にあり。宗門本寺右に同じ。
 觀音堂 大坂雜禮 十八番 同所境内にあり。本尊正觀音は春日所造の尊像也。
 一乘寺 同所次にあり。究竟山當摩院と號す。開山照譽上人善公和尚、本尊彌陀聖德太子の所造也。宗門本寺右に同じ。
 菩提寺 同所次にあり。東陽山上求院と號す。開山閑譽願故和尚。本尊彌陀慈覺大師の彫刻也。宗門本寺右に同じ。
 觀音堂 大坂雜禮 十九番 同所境内にあり。本尊十一面觀世音は、惠心僧都の彫刻なり。
 法泉寺 同所次にあり。山號龍淵山、開山源察西堂和尚、本尊彌陀定朝佛工の所造なり。淨土宗門知恩寺末院なり。
 堂閣寺 同所西側にあり。法華宗受不施派京五條大佛上行寺末院なり。

大乘寺 同所次にあり。淨土宗門知恩院末寺也。
 清恩寺 同所次にあり。淨光山壽公院と號す。開山存諦大德、本尊彌陀惠心僧都彫刻なり。宗門本寺右に同じ。
 圓通寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 隆專寺 同所次にあり。山號旭耀山、開山誠譽上人、本尊聖德太子彫刻の彌陀尊を安置す。宗門本寺右に同じ。
 法音寺 同所次にあり。佛國山峯月院と號す。本尊定朝佛工所造の彌陀を安置せり。白譽上人の開基。宗門本寺右に同じ。
 蓮光寺 同所次にあり。法華宗受不施派京本國寺末院也。
 少林寺 西成郡西高津町にあり。禪宗洛陽妙心寺末院なり。
 龍珠寺 同郡同所にあり。宗門本寺右に同じ。
 報恩院 同所にあり。眞言高野山發光院末寺也。
 自性院 同所にあり。同宗高野山三寶院末寺也。
 正法寺 東生郡生玉筋中寺町にあり。法華宗受不施派京本法寺末院なり。日親堂境内にあり。
 圓妙寺 同郡同所にあり。同宗京頂妙寺末院也。
 大倫寺 同所にあり。山號仁德山と稱す。禪宗曹洞派天王寺寺町珊瑚寺末院也。
 顯孝菴 同所にあり。同宗能登國總持寺塔頭覺皇院末寺崇仙山と號す。

禪林寺 同所にあり。同宗同派當國西成郡中島濱村、崇禪寺末院清涼山と號す。
 雲雷寺 同所にあり。法華宗受不施派甲斐國身延山久遠寺末院なり。
 本要寺 同所にあり。同宗京本國寺末院なり。
 大雲寺 同所にあり。開祖山譽源榮本尊彌陀 三 聖德太子所造也。淨土宗門知恩院末寺也。
 藥王寺 同所にあり。法華宗受不施派京妙覺寺末院なり。
 妙德寺 同所にあり。同宗京妙顯寺末院也。
 本照寺 同郡谷町筋八丁目寺町藤棚の南にあり。同宗京本國寺末院なり。
 法妙寺 同所次にあり。同宗京妙覺寺末院也。
 正覺寺 同所にあり。同宗武藏國碑文谷法華寺末院なり。
 妙光寺 同所次にあり。同宗京本國寺末院也。
 久本寺 同所次にあり。同宗洛陽本能寺。攝州河邊郡尼崎本興寺、兩寺の末院也。
 妙法寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 海寶寺 同所次にあり。同宗甲斐國身延山久遠寺末院なり。
 重願寺 同所西側にあり。本誓山當知院と號す。本尊彌陀 坐像五尺六寸 惠心僧都所造、開山西蓮社岸譽上人、淨土宗門知恩院末寺なり。

(藏地號類)
 觀音堂 大坂雜禮 十七番 同所境内にあり。本尊如意輪大悲は、春日所造の尊像なり。
 大仙寺 同所次にあり。禪宗妙心寺派なり。
 願生寺 同所次にあり。淨土宗門黒谷金戒光明寺末院なり。
 專修院 同所次にあり。淨土宗門知恩院末寺也。本尊彌陀 坐像一尺六寸五分 惠心彫刻の尊像を安置す。
 地藏堂 同所境内にあり。慈覺大師の彫刻也。此尊像は、往昔婦人の命に替り。燒鐵の難を救玉ふ靈佛たり。將軍賴朝公上洛の時、恠異を此像に謝する事あり。傳記全光院翰墨の一軸添之。世俗頗燒地藏と號す。
 本政寺 同所次にあり。法華宗受不施派洛陽本國寺末院なり。
 本長寺 同所次にあり。同宗本寺右に同じ。
 妙像寺 同所次にあり。同宗洛陽妙顯寺末院也。
 妙經寺 同所にあり。同宗京本滿寺末院なり。
 長久寺 同所にあり。同宗洛陽本國寺末院也。
 大福寺 同郡札の辻町筋上本町八丁目寺町にあり。淨土宗門黒谷金戒光明寺末院也。
 念佛寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。開山大譽上人、本尊彌陀 立身三尺三寸 春日彫刻の尊容也。山號無量山と稱す。
 實相寺 同所次にあり。洛東知恩院末寺也。

天性寺 同所次にあり。當麻山龍仙院と號す、開山光蓮社
 眼譽上人、本尊彌陀尺五寸、安阿彌手造の尊像を安置す。宗
 門本寺右に同じ。
 光明寺 同所次にあり。淨土宗門知恩寺末院也。
 正念寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 妙應寺 同所西側にあり。
 西光院 同所次にあり。來迎山十念寺と號す、本尊彌陀尺五寸
二尺、惠心僧都彫刻也。心蓮社團譽上人開祖とす。淨土宗
門知恩院末寺たり。
 源光寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 誓願寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 專念寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 白雲寺 同所次にあり。佛心山救生院と號す。本尊彌陀靈
 像は、永觀元年惠心僧都四尺彫刻也。開山光蓮社譽上
 人登故大和尚。本寺右に同じ。
 長樂寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 大念寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 正覺院 同郡八町目中寺町西側にあり。宗門本寺右に同じ。
 梅松院 同所次にあり。禪宗妙心寺末院也。
 慶恩院 同所次にあり。淨土宗門知恩院末寺也。
 超善寺 同所次にあり。本尊彌陀惠心僧都の所造、開山勝

舉超善大德。宗門本寺右に同じ。
 長安寺 同所次にあり。瀧水山金字院と號す、本尊彌陀安
 阿彌の手造、開山觀譽靈劍と稱す。宗門本寺右に同じ。
 觀音堂 大坂願 同所境内にあり。行基僧正彫刻の十一面大
 悲尊を安置す。
 蓮生寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 西光寺 同所北向にあり。本尊彌陀惠心僧都の彫刻、開山
 岸譽上人、宗門本寺右に同じ。
 竹林寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 無量寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 誓福寺 同所東側にあり。宗門本寺右に同じ。
 誓安寺 同所次にあり。護念山安養院と號す、本尊彌陀尺三
二尺、安阿彌彫刻の尊容也。開山盛順西堂と稱す。宗門本寺
 右に同じ。
 觀音堂 大坂願 同所境内にあり。春日所造の正觀音を安置せ
十五番り。
 龍淵寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 極樂寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 榮松院 同所次にあり。山號東林山、開山榮松大德、本尊彌
 陀六尺、聖德太子の彫刻也。
 大通寺 同所次にあり。雲龍山智勝院と號す。開山然譽上

人、本尊彌陀三尺、聖德太子所造也。

青海寺 同郡上鹽町筋にあり。禪宗臨濟派悅山和尚開基の
 處なり。
 楞嚴寺 同郡東小橋墓谷筋東側にあり。淨土宗門洛東知恩
 院末寺なり。
 大善寺 同所次にあり。同宗知恩寺末院也。
 宗心寺 同所次にあり。同宗知恩院末寺也。
 洞泉寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 宗圓寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 寶樹寺 同所西側にあり。宗門本寺右に同じ。
 全慶寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 佛心寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 法藏院 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 十萬寺 同所次にあり。淨土宗門西山派也。
 天龍院 同所次にあり。同宗洛東知恩寺末院也。
 心眼寺 同所小橋寺町東側にあり。淨土宗門知恩院末寺也。
 興德寺 同所次にあり。眞言宗古義高野山南院末寺なり。
 觀音堂 大坂願 同所境内にあり。本尊惠心僧都彫刻の千手
十一番薩捶なり。
 大應寺 同所次にあり。淨土宗門知恩寺末院也。
 傳長寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。

本覺寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 西念寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 兩岩寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 大圓寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 慶傳寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 觀音堂 大坂願 同所境内にあり。本尊正觀音は、弘法大師
十二番の手造なり。
 最勝寺 同所西側にあり。同宗知恩院末寺也。
 寶國寺 同所次にあり。同宗知恩寺末院也。
 成道寺 同所次にあり。宗門本寺右に同じ。
 妙中寺 東生郡東高津村にあり。禪宗妙心寺派武州深川惠
 然寺末院なり。
 藏鷲菴 同郡南平野町村の東にあり。
 遍明院 同所にあり。
 觀音堂 大坂願 同所境内にあり。本尊十一面大悲尊は、行
十三番基僧正の所造なり。
 壽光寺 同郡小橋村にあり。山號上行山と號す、開基年曆
 不詳。中興天正の始、正親町院御宇、釋圓覺營建。父母聖靈
 菩提院として、釋迦牟尼佛の名號を碑に書し、境内に建
 之、于時天正十六年戊子二月十五日也。其後釋禪要住侶し
 て、山城國宇治郡大和田村、黃檗山萬福寺末院に屬し。臨

濟僧雖守之、多病貧窮にして、可加修覆無力。已零落に及べり。于是駿河國富士郡西山本門寺末院、河州河内郡額田村上行院住侶、此舊跡を惜んで、請附屬、現住告黃檗、終に許容を請、退院して上行院に寺迹を送る。因つて以つて改法して、本門寺の末下に屬し、上行院兼帶と成れり。抑此本門寺開祖は、日蓮聖人遺迹の宗基、法弟日興、法孫日代に移り、康永二年富士山西山本門寺草創靈場たり。祖師入寂の時、内證外用二箇の相承を以つて、佛法竝に甲斐國身延山の住職等詳らかにして、日興に附屬し玉へり。日興身延に住職する事七年、地頭南部六郎入道、教誠を破り、謗罪數度に及べり、因つて本尊并に重寶等を懷て、富士山に入る、于時正應元年也。地頭悔之。日興還住の使札^{于今在本門寺}を送ると云へども、再住せず、富士郡の檀越、石川孫三郎源能忠・南條七郎次郎平時光・大内大三郎等、堅固の信力を出し、永仁年中に至り、同莊に於いて、大石寺竝に、重須郷に本門寺を重建し、正慶二年日興歸寂、弟子日代に傳法する事、祖師將來の如し。日代重須の郷に住職する事十一年、於于此亦地頭石川式部、依非法則寺號山號、本尊竝に重寶等を持出ぬ。西山の地頭、大内入道安清招請して、西山に移り、富士山西山本門寺を建立す。其より已來傳燈無怠慢、智識相承既に廿一世に及べ

り。今此壽光寺も、其法葉を汲んで、現住の僧觀行坊守之。念佛寺 同郡四天王寺茶磨山の側にあり。當院始は、融通大念佛の道場也。近歲雲水比丘、中興開闢して、彌勒菩薩の像を安置し、四宗兼學と成れり。此地湯谷の里と稱す、湯の部に然り。

觀音堂 ^{大坂願禮 廿五番} 同郡四天王寺村清水の地にあり。慈覺大師彫刻の千手大悲尊を本尊とす。在栖山清水寺と稱す。堂前に高臺あり、西海遙に見渡し、要津無比の景色なり。光受寺 同郡今宮村にあり。淨土真宗西本願寺門下の道場なり。

光明寺 同郡同所にあり。淨土真宗東本願寺の門下なり。

海泉寺 同郡同所にあり。淨土宗知恩院末寺也。

願泉寺 同郡木津村にあり。淨土真宗西本願寺門下の道場なり。

唯專寺 同郡同所にあり。淨土真宗東本願寺門下の道場なり。

瑞龍寺 同郡下難波村にあり。山號慈雲山。本尊藥師如來安置す。禪宗黃檗末派鐵眼和尚、中興開闢の地也。二世の僧寶州和尚、諸堂を増建して、其功成れり。

流宣寺 同郡同所にあり。淨土真宗東本願寺派佛光寺末下なり。

安養寺 同郡同所にあり。右に同じ。

宗意 同郡同所にあり。右に同じ道場也。

道圓 同郡同所にあり。右に同じ道場也。

善正 同郡同所にあり。右に同じ道場也。

法照寺 同郡同所にあり。融通大念佛宗道場也。

月江院 同郡同所にあり。禪宗妙心寺派城州宇治郡興正寺末院なり。

常念寺 同郡同所にあり。淨土真宗東本願寺門下佛光寺末下に屬す。

光照寺 同郡同所にあり。宗門本寺右に同じ。

法善寺 同郡下難波領道頓堀墓所の口にあり。淨土宗門知恩院末寺也。焰魔堂境内にあり。

竹林寺 同所次にあり。

三津寺 ^{大坂願禮 廿三番} 西成郡大坂の市中三津寺町にあり。寺記云、

上古難波の洲中にして、古樹岸にあり、仁徳天皇の御宇、

於于是靈光あり、使人令見之、則十一面大悲闍浮檀金一分像一軀を得給ふ、此尊容歷世に傳り、聖德太子渴仰し給

ひ、自ら亦十一面の木像を手造し、金像を腹内に籠納め、

當院に安置傳來せり。天竺・震旦・和朝三國一佛を以つて、

三寺と稱すと云。亦難波の地名を以つて、三津寺と云ふ

とも云へり。鑿像降臨の古樹。末葉の楠。今猶院内に残

り、夜燈を梢に置いて、常に祭之。洛陽仁和寺末派古義真言僧大福院守之。

觀音堂 ^{大坂願禮 廿一番} 同郡大坂市中白髮町の地にあり。本尊十一面觀世音は、春日彫刻の尊像也。聖護院宮門下。真言密宗の僧大福院守之。

觀音堂 ^{大坂願禮 廿二番} 同郡同所博勞町稻荷社地にあり。本尊十一面大悲尊は、惠心僧都彫刻也。

觀音堂 ^{大坂願禮 廿三番} 同郡津村町の地、御靈神社境内にあり。本尊十一面大悲尊は、慈覺大師の彫刻也。

藥師堂 同所境内にあり。本尊藥師佛は、弘法大師彫刻也。

日光・月光の二菩薩、竝に十二神將は、佛工運慶手造の靈像たり。毎月八日十二日群を成せり。真言僧新坊守之。大坂十二巡拜第八番也。

大師堂 同所にあり。弘法大師の影像を安置す。

油懸地藏 大坂の市中、安堂寺町の市店、軒の側にあり。弘法大師彫刻の、石像也と云傳。患瘡疾者此像に祈り、油を以つて石像に浸す、必即功あり。世俗油懸の地藏と稱す。

茶盞地藏 同南瓦屋町にあり。此尊像に祈る者、諸病忽愈、茶盞を以て服用し、或は其痛患る處を浸し、即功を得る、因つて世俗茶盞地藏と稱す。

石地藏 同伏見鍛冶町にあり。弘法大師の所造なりと云傳

攝陽群談卷第十二 寺院の部

へり。
 法明寺 東生郡深江村にあり。融通大念佛宗中興の祖、法明上人開基の處也。今淨土宗門知恩院末寺と成れり。法明上人楯塚、或は獵師罪を謝するの鷹塚たるの所傳、塚の部に比す。上人傳記西成郡濱村源光寺に出たり。
 大日堂 同郡鳴野村にあり。本尊大日如來は、弘法大師手造の像。難産守護佛也。圓光大師傳來、大悲の像、天竺佛也。傳教大師彫刻の三面一體の毘沙門天、並に寶珠也。松永彈正少弼崇敬の毘沙門。弘法大師の手造也。是皆當院寶物にあり。
 袋忠菴 同郡鳴野村にあり。寺記云、本尊十一面觀世音は、慈覺大師丹波國天田郡御岳山の麓金光寺に於いて、化人手造して與之、大師開眼供養して、金光寺に安置す。一條院御宇、源賴光公、丹後國千丈嶽、丹波國大江山に、盜賊退治の時、此尊像に祈、既に得勝利之後、寺院營建たり。後世破壞して、雨露の愁あり、佛告に應じて、于是守り移す。靈驗今も新なり。
 母恩寺 同郡淳上江村にあり。後白河院保元年中の草創、勅して待賢門院菩提尼寺と成る、本尊觀世音は、惠心僧都手造の尊容也。帝母後の菩提尼寺たるを以つて、母恩寺と號す。當寺の尼常に綿帽子を作る、名物門に比す。

大長寺 同郡網島町にあり。淨土宗門黒谷金戒光明寺末院なり。
 長教寺 西成郡會根崎村にあり。淨土眞宗東本願寺門派佛照寺御堂に屬す。
 久松寺 同郡天滿西寺町の、前會禰崎村領の地にあり。山號大藏山と稱す。開山玉雲座元禪師と號す、妙心寺末派禪寺なり。
 觀音堂 大坂願同所神明宮社内にあり。神主夢想感得の、十一面大悲尊を安置せり。
 寒山寺 同郡同西寺町にあり。同宗妙心寺末派、瑞南和尚を中興開祖とす。本尊釋迦、山號松雲峯と稱す。
 法界寺 同所次にあり。山號廻向山。本尊彌陀、聖德太子の手造、開山欣西道心、淨土宗知恩寺末寺なり。
 觀音堂 大坂願同所境内にあり。本尊如意輪觀世音は、惠心僧都所造なり。
 本傳寺 同所辻の東角にあり。法華宗、山號高照山と稱す。開山日改上人、本尊釋迦多寶佛也。
 圓通院 同所次にあり。山號補陀岩と稱す、開山勅持佛心圓明禪師龍室秀曇大和尚也。本尊釋迦佛を安置せり。禪宗郡内東寺町天徳寺末下に屬す。
 正泉寺 同所次にあり。禪宗龍鴻山、開山巨岩吞廊大和尚。

本尊釋迦・文珠・普賢の三尊佛也。
 妙香院 同所次にあり。山號清風山。開祖念蓮社專譽上人、本尊彌陀惠心僧都彫刻也。淨土宗洛東黒谷紫雲山金戒光明寺末院也。
 法住寺 同所次にあり。山號護念山と稱す。緣蓮社三譽上人開闢たり、本尊彌陀惠心僧都手造なり。宗門本寺右に同じ。
 觀音堂 大坂願同所境内にあり。本尊六觀世音は、各行基僧正の彫刻なり。
 法輪寺 同所次にあり。山號請轉山。開山法譽上人と號す。本尊五劫思惟彌陀を安置す。宗門本寺右に同じ。
 龍淵寺 同所次にあり。山號松壽山と稱す。正蓮社傳譽上人開基、本尊彌陀、定朝手造の佛也。宗門本寺右に同じ。
 西福寺 同所次にあり。山號易往山。開基光蓮社心譽上人龍牙魯念和尚、本尊彌陀安阿彌手造の靈佛也。淨土宗門知恩院末寺なり。
 大林寺 同所次にあり。山號松高山と稱す。寶譽上人開祖たり、本尊彌陀を安置せり。黒谷末派淨土宗門なり。
 長福寺 同所次にあり。山號感應山と稱す、然蓮社超譽上人開祖たり、本尊彌陀立像也。安阿彌手造の尊像なり。
 觀音堂 大坂願同所境内にあり。本尊十一面大悲尊は、行基

僧正の彫刻なり。
 冷雲院 同所次にあり。山號松景山、寺號大善寺と稱す。開基靈譽上人澤山義空和尚、本尊彌陀惠心僧都手造也。
 光明寺 同所次にあり。當寺始同郡北野村にあり。光園院新坊と號す。開祖親鸞上人、淨土眞宗の末派佛光寺門徒、本尊立像の彌陀を安置す。
 成正寺 同郡天滿東寺町にあり。山號誦讀山、開山權大僧都日秀上人、本尊釋迦多寶を安置す。法華宗甲州身延山久遠寺末院也。
 蓮興寺 同所次にあり。院名自成院と號す。開山日尊上人、本尊釋迦多寶佛を安置す。同宗洛陽要法寺末院なり。
 正福寺 同所次にあり。本寺宗門右に同じ。
 妙福寺 同所次にあり。山號詮量山と稱す、開山廣演院日容上人、本尊釋迦像大佛工法眼左京所造也。同宗房州古湊誕生寺末院也。
 正善院 同所境内にあり。宗門本寺右に同じ。
 智源寺 同所次にあり。山號光明山、緣蓮社三譽上人の開基たり。本尊彌陀惠心僧都手造也。淨土宗門知恩寺末院也。
 大鏡寺 同所此間家次にあり。山號明耀山と稱す。三蓮社心譽上人開闢、本尊彌陀惠心僧都彫刻の尊像を安置

せり。淨土宗門知恩寺末院也。二階堂月標。地藏堂・羅漢堂・鐘樓等あり。

觀音堂 大坂順禮六番 同所境内にあり。本尊十一面大悲尊は、惠心僧都の彫刻なり。

超泉寺 同所次にあり。山號岸龜山。開山勝譽清林と號す。

本尊彌陀惠心僧都彫刻の靈像。淨土宗門知恩院末寺也。

觀音堂 大坂順禮七番 同所境内にあり。本尊馬頭觀音は、弘法大師彫刻の尊容なり。

善導寺 同所次にあり。山號眞眞山と稱す。心蓮社傳譽上人開祖たり。本尊彌陀惠心僧都の手造也。淨土宗門知恩寺百萬遍末下に屬す。

觀音堂 大坂順禮八番 同所境内にあり。本尊正觀世音は、惠心僧都の所造なり。

天德寺 同所次にあり。山號仙境山。開闢勅持佛心圓明禪師、龍室秀曇大和尚、本尊如意輪大悲の尊像を安置す。

禪宗曹洞派能州總持寺院内普藏院末院なり。

栗東寺 同所次にあり。山號寶珠山。開祖東屋清春和尚と號す。本尊釋迦を安置せり。禪宗曹洞派薩摩國鹿兒島福昌寺末院なり。

觀音堂 大坂順禮九番 同所境内にあり。本尊十一面觀世音は、惠心僧都彫刻の靈像なり。

昌寺末院なり。

觀音堂 大坂順禮九番 同所境内にあり。本尊十一面觀世音は、惠心僧都彫刻の靈像なり。

寶珠院 同所次にあり。天滿寺と號す。本尊大日如來は、弘法大師の手造也。眞言宗新義洛陽仁和寺末院に屬す。

九品寺 同所次にあり。山號增輝山。院名無量壽院と稱す。

開山正蓮社念譽上人。中尊彌陀春日手造。因寺號九品各佛の彌陀を安置せり。淨土宗門知恩院の末寺なり。

長德寺 同所次にあり。山號峯林山と稱す。圓譽周珍和尚開祖たり。本尊彌陀惠心僧都手造。宗門本寺右に同じ。

寶緣寺 同所次にあり。山號玉精山と稱す。開山要蓮社肝譽上人。本尊彌陀寬印供奉の手造。靈像なり。宗門本寺右に同じ。

瑞光寺 同所次にあり。山號詳雲山。開山文外禪師、本尊正觀世音は、行基僧正の手造なり。禪宗妙心寺末院なり。

運潮寺 同所次にあり。山號榮補山。院名歸命院と稱す。開祖安蓮社泰譽上人故道和尚、本尊彌陀尊像は、惠心僧都彫刻也。知恩院末寺なり。

大信寺 同所次にあり。山號如法山。院名本覺院。開山天蓮社眞譽上人吞秀和尚、本尊彌陀を安置せり。宗門本寺右に同じ。

專念寺 同所次にあり。山號聚松山。開祖眞蓮社天譽滴翠和尚、本尊彌陀、春日手造の佛像也。將軍家尊牌あり。淨土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

土宗門本寺右に同じ。

龍海寺 同所次にあり。山號蓬萊山と稱す。開闢龜洲宗鶴和尚、本尊釋迦尊像を安置す。禪宗曹洞派越前府中金剛院末寺なり。

九昌院 同所川崎の地にあり。東照神社を守る。禪宗妙心寺派洛陽建仁寺末院に屬す。

太融寺 西成郡北野村にあり。佳木山と號す。開基弘法大師、諸國の靈場を尋ね、其地をして構梵刹、于時弘仁年間、於于是靈光赫々たる古樹を求め、至て見之甚異、薰す、則其靈木を以つて、地藏尊、毘沙門天の二軀を彫刻して、寺院草創の意願を起し、嵯峨天皇に奏し奉り、草創の勅を請玉ふ、帝叡感不斜、春日彫刻の千手觀世音立身一軀を、本堂に安置し、千手大悲の靈場と成し玉ふ。竝んで釋迦藥師堂を増建し、時既に承和九年の仁明帝に至りぬ。秋七月太上帝崩じ給ひて後、第八の子、大原氏の産る源融公、六條河原院に於いて、陸奥國千賀鹽竈を移し、攝津國三津浦に潮を汲せ、難波に遊歴するの序、其落を訪ひ、清和帝に奏して、就此地諸堂を修補し、七堂伽藍と成し、靈木より成るの地を以つて、佳木山と稱し、諱を以つて太融寺と號す。後世兵亂の爲に、伽藍悉く破壊して、今纔の寺蹤と成る、寶塔樓門の舊地、田圃の字に残り、浴室の跡は、風呂の小路と轉じ、各皆耕作の地に今猶然り。融公遊

歷の地は、遙の西に去て、武庫郡東新田村に残り、漸く潮を引の縁に因て、琴浦と稱し、側に就て融公を祀祭り。琴浦の神社とし、東に去つて島上郡五百住東西の二邑、潮を運ぶ人歩、一千の所住と云傳へ、餘は其遺蹤を失ふ。當住僧快濟、荒廢の地を惜て、今亦繁榮の地と成て、毎月七八日、諸人群を成し、毎歲正月七日富の行事等を修す。偏に中興開祖とす。

【續日本後紀】卷第七云、承和五年十一月辛巳、是日亦源朝臣融、於内裏冠焉、天皇抽筆叙正四位下、嵯峨天皇第八子大原氏所産也、賜之天皇仁明帝令爲子、故有此叙、賜見參親王已下、五位以上祿有差云云、嘉祥・仁壽・齊衡・天安年中に、位階を重ね賜て、貞觀十四年八月清和帝左大臣に任じ賜ひ、六條河原院を以つて河原左大臣と號す。

或抄云、河原左大臣 源融、嵯峨第十二源氏、母正四位下大原金子也、於六條河原院、摸鹽竈浦、示栖霞觀、大臣之山莊也、栖霞觀在鹽竈、云云、號栖霞寺。

觀音堂 同所本堂也。千手觀音・毘沙門・地藏尊像を安置す。作御尺等本記右にあり。外陣に賓頭盧像を置り。衆病其患瘥處を指て、此像に祈り撫て、萬民諸病悉除の得益を祈る處なり。常に諸人息災延命長久の祈を修す、誠に大悲の加護、靈驗掲き故なり。

護摩堂 同所境内にあり。智證大師彫刻の不動明王。像二尺六寸竝に弘法大師手造の愛染明王像二尺五寸同大師の影像を安置す。長日護摩執行の壇場なり。

觀音堂 同所にあり。西國三十三所の觀世音を、新像に寫造し、大坂北濱市店桑名屋寄附す。其記を紅梁の額に題す。

鐘樓 同所にあり。鎮守叢祠等は神社門に比す。當寺第一の寶物。世尊説法の藕糸の袈裟、嵯峨天皇の御守、弘法大師手造彌陀・觀音・勢至の像、栢柯の三尊佛、中將法女毛髮を以つて、四天王縫の像、就中 後醍醐天皇建武元年二月朔日當國吹田莊を寺領と成し賜るの綸命、竝に尊氏將軍寄附の證文、其文云、

當寺者、河原左大臣融公之草創、一天不二靈場也、依有心願、寄附攝州倉橋庄一分、祈天下太平、并欲遂二世安全之願、依寄附狀如件、

建武元年八月朔日 御判 太融寺

此外重寶、不遑枚舉。大師の傳法を以つて、眞言の僧侶守之。猶詳なる事寺記に見えたり。

常安寺 同郡同所にあり。寺記云、常安寺者行基大僧正開基、聖武上皇之造營也、界内縱橫二町餘、安一丈八尺觀自

(師藥塚梅)

在菩薩像、及四大天王像、四方在竹林、內構放池、令隣里民庶恒放生、至于今諺曰、常安寺之竹伐返、云々、然慶長年、爲兵火所燒失、成荒蕪之地、庭乾有梅枯木、其本時々放光、穿見之、石佛之藥師如來、燦然不損全、村民怪而納小堂、安姓社之側、于茲元祿十二季春比、播陽書寫山西城前院主體了、偶然遊于此地、寓里人之庵室四五月、村之古老告了、詳説上之事、了歡悅無窮、遂訴公廳不日而成、南築藥師堂、北營常安寺、中尊者寫岳相傳之如意輪觀音、左右安置不動明王・毘沙門、及元三大師、梶井宮以故賜御紋、亦復隣地有一之森、傳號梅塚、村輩相議、附梅塚于常安寺、而移藥師之堂前、故世人亦呼曰梅塚藥師、云々、中尊は生木如意輪部に比す、以音神窟居地號之堂と號す、梅塚其

翰墨の一軸を納しむ。元祿年中、洛陽御室の末院と成り、毎月三日・八日・十六日・廿八日、竝に酉の日を縁日と稱して、諸人群を成せり。

光明寺 同郡同村にあり。東本願寺宗派佛光寺下寺なり。

金臺寺 同所にあり。西本願寺門下なり。

善覺寺 同所にあり。淨土眞宗東本願寺門下佛照寺御堂に屬す。

教恩寺 同郡本庄村にあり。同宗の道場也。

崇禪寺 同郡濱村にあり。開山徳叟和尚、本尊十一面大悲尊像、聖德太子の手造也。細川左馬頭持賢公加修造。將軍義政公所賜袖印也。

源光寺 同郡濱村にあり。山號極樂山、院名三昧院と號す、

歌名所富島の舊地也と云へり。當院開闢は、聖武天皇御宇、天平勝寶年中、行基僧正、墓所興隆、火坑三昧を標す

の始なり。就側寺院を草創し、僧尼を集め妙典を修し、萬靈を吊しむ。木石土の三佛を彫刻して、于是安置せり。其

火坑の中には、經文書寫の碑、及び佛像等を深く埋藏す。

中興開山は、當國東生郡深江村法明寺元祖法明上人也。

然るに、清和帝御宇、貞觀年中、播磨國鹿兒郡野口村念佛

堂の開山、教信沙彌、億百萬遍の功德稱名を積れり。沙彌

生得貧窮にして、本尊なき事を愁ふ、諸佛憐之。生身彌陀

(塚來如)

尊來迎して告て曰、我形容天筆の畫像在つて、和州吉野郡勝手社にあり、神則汝に授んと也。于時貞觀七年秋七月七日、如告神授之。明年八月十五日寂。後醍醐天皇御宇に至り、建武四年八月十日夜、法明上人夢の告を感じて、播州に渡海す、念佛堂の大衆も同じく夢て、海濱に出迎て、終に天筆畫像を附屬す。歸帆難波の西に卷て、村里の道俗を結縁する事一七日、日毎に三萬餘人也。就其地供養の塚を築き、如來塚と號す。今の塚本村是なり。夫より于是來り。寺塔を増建して、良忍上人所隆融通大念佛の宗基を興し、一派の本山と成し、本尊を安す。貞和五年夏六月十三日寂す年八十。河内國澁川郡に葬し、遺骨を拾ひ、當寺乾に埋藏し、開山塚と號く。春秋の彼岸四天王寺に於いて、融通念佛會を修す。畫像神授の來由に因つて、吉野山籠守勝手神を祭る事、于今怠慢なし、墓所及び如來塚の部に分て重出す。良忍上人宗基を隆る、所載于【元亨釋書】平野本山念佛寺に記し、教信道德の高き事、勝尾寺記に見えたり、因つて于是略之。寺記猶詳なる事、不遑枚舉、寺寶も亦然り。

國分寺 同郡國分寺村にあり。山號正國山、開闢聖武天皇御宇、行基僧正を始祖とす、是則攝津一州國分二寺の其一寺也。今一院は東生郡にあり。當寺近世如法律宗持戒

僧快圓比丘を、中興の開祖とす。神武天皇四十五代聖武天皇天平九年、令天下六十六州建國分寺云。
 【延喜式】卷第廿一云、凡諸國國分二寺依僧尼見數每寺起正月八日迄十四日、轉讀金光明最勝王經、其施物用當所正稅、云、其布施三寶、絲卅斤、僧尼各施一疋、綿一屯、布二端、定坐沙彌尼、各布二端、俱供養用寺物、云、同卷云、大和國國分二寺、以東大寺爲僧寺、以法花寺爲尼寺云。
 【文德實錄】卷第五云、十二月甲子陰陽寮奏言、使諸國郡及國分二寺、據陰陽書法、每年鎮害氣、云、今東西の二郡に有つて、相共に僧寺也。僧尼の分ち不詳。大和國は今も然り。

正徳寺 同郡同村にあり。山號清源山。行基僧正の開基也。今禪宗黃檗派と成れり。大眉善性和尚を中興開祖とす。
 光明寺 同郡北長柄村にあり。西本願寺門下也。
 光徳寺 同郡光立寺村にあり。右に同じ。
 正福寺 同郡川口村にあり。宗門右に同じ。
 大願寺 同郡佛性院村にあり。山號孤雲山、院名佛性院と稱す。推古天皇御宇草創。本尊彌陀、一寸八閣浮檀金の尊容を安置す。是則當郷池中に出現の佛也。嵯峨天皇の御宇、弘仁三年^{壬辰}夏六月、再雖令造長柄橋、其功成難し、水底に人柱を入れて築補あらば、可成就之由奏之、因つて往

來を留捕之、岩氏と云ふ者戲を作して、終に水底に入れり、一度橋成就し、勅願正に滿り、再寺院營建して大願寺と改む、橋朽て後寺院のみと成れり。猶委しくは、野の部雉子繩手の記に詳也。一名橋本寺と稱す。

【夫木】^{十六} 信 實
 なからなる橋本寺もつくるなり、おこさぬ家を何にたとへむ

(藏地笑)

地藏堂 同所にあり。後一條院御宇、詔群臣、長柄橋の古株、水底に折殘を掘しめ給ふ。其木を以つて地藏尊長一尺佛工に命じて令彫刻、於是蘭若を創す。其時佛微笑し給ふ、因つて以つて時の人、難波津の笑地藏と稱す。或は藤原公任卿、此尊像を拜して題和歌云。
 長柄江や藻にうつもる、橋柱、また道かへて人わ
 たすなり
 爾時佛微笑し給ふと云へり。是皆當院寺記に因れり。島下郡栽松寺記、當寺に一致するの所也。
 常光寺 同所にあり。淨土真宗本願寺門下佛光寺末下に屬す。
 圓光寺 同郡北宮原村にあり。同宗本寺右に同じ。
 光用寺 同郡西村にあり。宗門本寺右に同じ。
 普賢院 同郡江口村にあり。本尊普賢菩薩を安置す。江口

(堂の君)

遊君自作の影像あり。江口君舊跡を以つて、世に君の堂と稱す。西行法師塔、竝に君の塔境内にあり。所載于【撰集抄】舊屋門に詳也。
 光専寺 同郡三津屋村にあり。西本願寺門下の道場なり。土俗末弘光専寺と稱す。所傳不詳。
 大恩寺 同郡同所にあり。同門の道場也。
 蓮生寺 同郡同所にあり。同門の道場也。
 長樂寺 同郡同所にあり。弘法大師の開基。眞言の僧守之。境内の神社其部に比す。
 富光寺 同郡加島村にあり。山號長慶山。本尊觀世音。法道仙人の開基。境内二町四方とす。高野山末院にして、眞言の僧守之。
 阿彌陀寺 同郡大仁村にあり。淨土宗門道場也。
 正樂寺 同郡浦江村にあり。禪宗臨濟派城州宇治郡黃檗山末院なり。
 安樂寺 同郡同所にあり。西本願寺門徒興正寺御堂に屬す。
 西善寺 同郡福島村にあり。同宗の道場也。
 妙徳寺 同郡同所にあり。禪宗黃檗山末派なり。始妙徳院と號す。
 光智院 同郡同所にあり。京師一條猪熊盧山寺末派天台僧守之、元三大師の影像あり、因つて世院名を不稱して元

(師藥虎)

眞月菴 同郡同所にあり。本尊藥師佛を安置す。臺座に虎の形勢あり。因つて世に虎藥師と稱す。
 西念寺 同郡傳法村にあり。淨土宗門の道場也。
 寶泉寺 同郡同所にあり。宗門右に同じ。
 西光寺 同郡北傳法村にあり。西本願寺末派の道場也。所傳云、上古近郷近里の民家に忍で、犯財寶盜賊あり、或夜當院に忍入て、佛壇の下に隠、夜更人閑なるを聞て、耳を板に附て窺之、既に出なんとす、耳は板を不離、終に明旦に及び、罪障懺悔して薙髮、當寺の門弟と成れり。法に耳を代るを以つて、時の人耳代寺と稱す。一説盜賊を耳白と異名するとも云へり。
 光明寺 同郡御幣村にあり。西本願寺門下也。
 明正寺 同郡佃村にあり。同宗門下の道場也。
 正行寺 同郡同所にあり。同宗興正寺に屬す。
 竹林寺 同郡九條村にあり。開基年曆不詳。寛永年中香西哲雲再營して、哲雲山香西院と稱す。本尊彌陀、惠心僧都の人造を安置せり。淨土宗門知恩院末派の僧守之。香西哲雲老人の記【羅山文集】に詳也。香西は將軍に任て、兼て在東武。就子公料役此津、暫遊歴す、後亦没江府也。
 九島院 同郡九條村にあり。禪宗黃檗派島上郡富田村慶瑞

禪寺の末院也。龍溪和尚を開山とし、始は正島院と云へり。

勝光寺 同郡同所にあり。東本願寺門下也。

慈雲院 同郡同所にあり。禪宗の道場也。

津村御堂 大坂津村の地。東面は御堂前町浄覺町。西南は

北渡部町。北は津村南之町にあり。後土御門院御宇、文明

年中、西本願寺開山親鸞聖人、八世の法孫蓮如上人草創

始は東生郡玉造岸今金城の地を云ふなりにあつて、築城郭之後、今の

市中に壊移す。毎年七月十七日より十九日に至り、洛陽

本寺の燈籠を置いて佛事あり、十月廿二日より廿八日に至

り、門主洛より當御坊に入御し玉ひ、宗門開祖親鸞聖人、

御追福の佛事供養。毎歲修之。老若男女貴賤都鄙の輩、群

參錫を立べき處なし。元祿第十丁丑年地を廣し、礎形等錫等を指し、幼童數輩唐人を出立、羅子等拍之、美觀を盡すの華

莊嚴魏々たる事、要津第一の淨刹なり。

難波御堂 同所南にあり。因つて世に南の御堂、御裏御堂

と稱す。東面は南久太郎町六町目に向ひ、後は上難波町

なり。後陽成院御宇、慶長年中の草創、東本願寺御堂也。

宗門開山親鸞聖人十一世顯如上人の法孫、教如上人の開

闢たり。毎歲燈籠會は、近歲意之。開山追福の佛事、毎年

修行あり。門徒の貴賤群參右に同じ。東西共に門跡に准

(堂御の南)

する事、人皇百四代後土御門帝に始れり。【帝王正統錄】

云、人皇百四代帝諱成仁、後土御門院御宇、朝廷衰、武將

者勢弱、京都荒廢、故百官多散在諸國、大永元年二月廿三

日行即位禮、一向宗本願寺進奉其料、因賞之以准門跡云云、

天滿御堂 西成郡天滿高島町・典藥町の間にあり。淨土眞

宗東本願寺派の御堂也。留主居の僧佛照寺勤修之。

興正寺御堂 同郡天滿七町目にあり。同宗西本願寺派の御

堂也。留主居の僧祐春坊勤修之。

即應寺 大坂難波御堂寺内にあり。

廣教寺 同所薩摩堀にあり。西本願寺門下淨土眞宗の道場

なり。

專念寺 同所納屋町にあり。宗門本寺右に同じ。

淨照坊 同所本町五町目にあり。宗門本寺右に同じ。

稱名寺 同所同町にあり。右に同じ。

淨光寺 同所白子裏町にあり。右に同じ。

超願寺 同所藤森町にあり。右に同じ。

徳成寺 同所備後町二町目にあり。淨土眞宗東本願寺門下

の道場なり。

蓮光寺 同所同町四町目にあり。淨土眞宗西本願寺門下の

道場なり。

尊光寺 同所梶木町にあり。右に同じ。

正覺寺 同所玉澤町にあり。右に同じ。

善行寺 同所尼崎町にあり。右に同じ。

淨明寺 同所同一町目にあり。右に同じ。

常源寺 同所新天滿町にあり。右に同じ。

光臺寺 同所南農人町二町目にあり。右に同じ。

淨久寺 同所彌兵衛町にあり。右に同じ。

專稱寺 同所新鞆町にあり。右に同じ。

專稱寺 同所淡路町二町目にあり。右に同じ。

長光寺 同所島町二町目にあり。右に同じ。

覺圓寺 同所道空町にあり。右に同じ。

了安寺 同所坂本町にあり。右に同じ。

正福寺 同所古金町にあり。右に同じ。

願宗寺 同所新淡路町にあり。右に同じ。

西光寺 同所博勞町にあり。右に同じ。

淨國寺 同所三郎右衛門町にあり。右に同じ。

光宗寺 同所御堂前町にあり。右に同じ。

金光寺 同所同町にあり。右に同じ。

眞光寺 同所道修町三町目にあり。右に同じ。

佛願寺 同所同町にあり。東本願寺門下なり。

永勝寺 同所同五町目にあり。宗門右に同じ。

龍泉寺 同所龜井町にあり。西本願寺門下なり。

常元寺 同所古手町にあり。宗門右に同じ。

淨徳寺 同所葎屋町にあり。右に同じ。

順教寺 同所津村南の町にあり。西本願寺門下なり。

光圓寺 同所同町にあり。宗門右に同じ。

圓證寺 同所同町にあり。宗門右に同じ。

西照寺 同所同町にあり。右に同じ。

善福寺 同所同中之町にあり。右に同じ。

大仙寺 同所同町にあり。右に同じ。

蓮生寺 同所出口町にあり。右に同じ。

長福寺 同所上難波町にあり。右に同じ。

仁託寺 同所同町にあり。東本願寺門下也。

妙善寺 同所同町にあり。宗門本寺右に同じ。

聞信寺 同所同町にあり。宗門右に同じ。

專行寺 同所同町にあり。宗門右に同じ。

長圓寺 同所金田町にあり。西本願寺門下也。

光圓寺 同所油懸町にあり。右に同じ。

明善寺 同所南鍋屋町にあり。右に同じ。

圓徳寺 同所宮川町にあり。右に同じ。

萬福寺 同所南木綿町にあり。右に同じ。

正樂寺 同所玉手町にあり。右に同じ。

正念寺 同所堂島船大工町にあり。右に同じ。
 光乘寺 同所石町にあり。右に同じ。
 慶徳寺 同所同町にあり。東本願寺下佛照寺組なり。
 壽光寺 同所北新町にあり。西本願寺門下也。
 蓮臺寺 同所谷町三町目にあり。宗門右に同じ。
 本真寺 同所同二町目にあり。東本願寺門下本泉寺組の道場なり。
 欣淨寺 同所同町にあり。同宗高田專修寺下也。
 心行寺 同所南谷町にあり。西本願寺門下也。
 蓮通寺 同所北谷町にあり。東本願寺門下也。
 光妙寺 同所京橋片原西町にあり。西本願寺下なり。
 受念寺 同所同町にあり。東本願寺下佛照寺組なり。
 徳龍寺 同所同東町にあり。東本願寺門下也。
 光清寺 同所常盤町壹町目にあり。淨土眞宗西本願寺門下の道場なり。
 正覺寺 同所同二町目にあり。東本願寺門下也。
 安養寺 同所内本町二町目にあり。西本願寺下なり。
 圓光寺 同所南本町一町目にあり。右に同じ。
 正行寺 同所同町五町目にあり。東本願寺下也。
 圓周寺 同所上本町二町目にあり。右に同じ。
 圓龍寺 同所南草屋町にあり。西本願寺門下也。

明專寺 同所鍵屋町にあり。宗門右に同じ。
 明圓寺 同所南瓦屋町にあり。宗門右に同じ。
 光西寺 同所南堀江橋通一町目にあり。右に同じ。
 圓融寺 同所北勘四郎町にあり。右に同じ。
 淨行寺 同所下半町にあり。宗門右に同じ。
 蓮教寺 同所櫻町にあり。宗門右に同じ。
 圓城寺 同所西高津町にあり。右に同じ。
 順正寺 同所常安町にあり。右に同じ。
 正覺寺 同所松江町にあり。右に同じ。
 西教寺 同所九條村にあり。右に同じ。
 祐泉寺 天満一町目にあり。淨土眞宗東本願寺門下佛照寺組の道場なり。
 蓮澤寺 同所同町にあり。宗門右に同じ組也。
 西慶寺 同所三町目にあり。宗門右に同じ。
 西福寺 同所六町目にあり。淨土眞宗西本願寺同門興正寺門下の道場なり。
 光明寺 同所七町目にあり。宗門右に同じ。
 淨蓮寺 同所同町にあり。右に同じ。
 圓宗寺 同所同町にあり。右に同じ。
 定專坊 同所同町にあり。西本願寺門下也。
 淨教寺 同所八町目にあり。淨土眞宗東本願寺門下本泉寺

組の道場なり。
 光專寺 同所十一町目にあり。宗門本寺同組也。
 淨信寺 同所南森町にあり。右に同じ。
 西善寺 同所同町にあり。西本願寺門下也。
 妙安寺 同所信保町にあり。宗門右に同じ。
 萬福寺 同所東樽屋町にあり。右に同じ。
 遍行寺 同所龍田町にあり。東本願寺門下佛照寺組の道場なり。
 本教寺 同所鈴鹿町にあり。宗門同組右に同じ。
 光滿寺 同所小島町にあり。宗門本寺右に同じ。本泉寺組の道場なり。
 常圓寺 同所南富田町にあり。宗門同組なり。
 本泉寺 同所鳴尾町にあり。右同宗組頭なり。
 源光寺 同所地下町にあり。宗門右に同じ佛光寺末下なり。
 圓明寺 大坂南疊屋町にあり。西本願寺門下也。
 寶泉寺 同所鱸谷二町目にあり。宗門右に同じ。
 正善寺 同所帶屋町にあり。宗門右に同じ。
 西寶寺 同所淨覺町にあり。右に同じ。
 善宗寺 同所北渡部町にあり。右に同じ。
 定專坊 同所平野町三町目にあり。淨土眞宗東本願寺門下なり。

光專寺 同所同三町目にあり。東本願寺門下佛光寺御堂留主居の道場なり。
 最勝寺 同所内平野町二町目にあり。右に同じ。
 光徳寺 同所南久太郎町一町目にあり。同宗也。
 祐光寺 同所同二町目にあり。宗門右に同じ。
 稱讚寺 同所同五町目にあり。宗門右に同じ。
 妙勸寺 同所同六町目にあり。右に同じ。
 來遊寺 同所同町にあり。右に同じ。
 淨源寺 同所北久太郎町三町目にあり。同宗也。
 妙琳寺 同所同五町目にあり。右に同じ。
 稱念寺 同所同町にあり。右に同じ。
 春徳寺 同所源左衛門町にあり。右に同じ。
 淨安寺 同所安土町三町目にあり。右に同じ。
 淨雲寺 同所百貫町にあり。右に同じ。
 徳照寺 同所屋根屋町にあり。右に同じ。
 因順寺 同所兵庫町にあり。右に同じ。
 長安寺 同所茶染屋町にあり。右に同じ。
 光明寺 同所石津町にあり。右に同じ。
 空樂寺 同所江之子島西町にあり。右に同じ。
 淨圓寺 同所四軒町にあり。右に同じ。
 圓照寺 同所江戸堀一町目にあり。右に同じ。

正福寺 同所近江町にあり。右に同じ。
 本覺寺 同所内淡路町にあり。右に同じ。
 長久寺 同所本堺町にあり。右に同じ。
 光圓寺 同所順慶町二丁目にあり。右に同じ。
 金剛寺 同所尾張坂町にあり。右に同じ。
 蓮久寺 同所玉造下清水町にあり。右に同じ。
 本重寺 同所坂田町にあり。右に同じ。
 明福寺 同所北久寶寺町一丁目にあり。同宗也。
 玉泉寺 同所同二丁目にあり。右に同じ。
 善瑞寺 同所同四丁目にあり。右に同じ。
 念佛寺 同所同町にあり。大念佛宗の道場。藤澤遊行上人より傳來の寺院。今歇念佛修行の僧。于是屬するの處なり。
 定久寺 同所南鍛冶屋町にあり。淨土眞宗東本願寺門下也。
 明圓寺 同所安堂寺町三丁目に有り。右に同じ。
 誓得寺 同所白銀町にあり。宗門右に同じ。
 光源寺 同所長町二丁目にあり。右に同じ。
 應周寺 同所桑名町にあり。宗門右に同じ。
 光禪寺 同所橋町にあり。右に同じ。
 了安寺 同所初瀬町にあり。右に同じ。
 右兩門下の道場、在々所々に於て漏し残る處、詳に不得求、追而可加之。

藥師堂 西成郡堀江新地御池通にあり。本尊藥師如來一尺。二行基菩薩の彫刻、慶長年中天満池田町にあり、今於于是。本山末派安學院淨慶坊守之。大坂津十二藥師第一番也。世俗虎藥師と稱す。
 藥師堂 大坂龜山町にあり。本尊藥師如來一尺。後鳥羽院依敕命、安阿彌手造の尊像也。日光・月光・十二神將、竝觀世音は、各古佛、不動明王智證大師の所造。毘沙門天王・辨財天女は、弘法大師彫刻也。佛工定朝手造の彌陀、白河法皇宸翰の普門品。竝に摩利支尊天。弘法大師作。佐々木守本尊也。所持の御劍は、三條小鍛冶宗近作、各殿内に安置す。本山末派大鏡院法印守之。大坂十二巡拜の第二番なり。
 藥師堂 同所北谷町にあり。本尊藥師如來一尺。弘仁九年春、天下大疫の愁あり。依勅命、傳教大師、石像の藥師佛を彫刻して、令祈之。當病忽に愈と也。後世尊像民家に傳り、如も比丘尼の安置佛と成れり。日光・月光・十二神將を造しめ、今其末家岑女守之。大坂十二巡拜第三番也。
 藥師堂 同所南瓦屋町にあり。本尊藥師如來一尺。安阿彌の所造、聖德太子彫刻の帝釋天王、弘法大師手造の不動明王、春日作の辨財天を安置す。大坂十二巡拜の第四番、本山末派玉寶院守之。
 藥師堂 同所車町にあり。本尊藥師如來一尺。弘法大師彫

刻の金像也。今民家に傳り河内屋庄兵衛持之。大坂十二巡拜の第五番也。世俗龍婆藥師と稱す。
 藥師堂 同所白髮町にあり。本尊藥師如來、大坂十二巡拜第六番也。眞言僧大福院守之。本堂觀世音は、大坂卅三所の内にして、前に出たり。
 藥師堂 同所立賣堀帶屋町にあり。本尊藥師如來一尺。惠心僧都の彫刻。日光・月光・不動明王・同脇立、竝に權作の兩童子立身一尺八寸五分。八幡春日神像立身各々六寸五分。傳教大師書寫心經、智海上人所畫の不動明王、弘法大師所畫の愛染明王、同作の摩利支尊天立身三寸三分等を安置せり。本山末派年行事大學院法印守之。大坂十二巡拜第七番なり。次の八番は、御靈宮境内に有つて、前に記之。
 藥師堂 同所四軒町にあり。本尊藥師如來一尺。惠心僧都の彫刻、同作十一面大悲尊、弘法大師手造の不動明王、金像の藏王權現等を安置せり。當山末派一樂院守之。大坂十二巡拜第九番也。
 藥師堂 同所天満の地堂島永來町にあり。本尊藥師如來立身一尺。三弘法大師の所造。同作愛染明王、春日彫刻の觀世音を安置す。今民家に相傳り、鹽屋庄次郎家にあり。大坂十二巡拜第十番也。
 藥師堂 大坂常安町にあり。本尊藥師如來一尺。春日彫刻

の尊像也。日光・月光畫像、十二神將の木像、並春日手造の十一面大悲尊、勢至菩薩、護摩壇上には、覺鏡彫刻の不動明王、同所善善堂二童子等を安置し。鎮宅靈符の祭り、毎月八日十二日、諸人群參す。世俗懷妊藥師と稱す。是則患莫嗣子者、厚く祈之。必設之云ふの諺也。巡拜第十一番、本山末派驗者權大僧都理實院法印圓海守之。
 藥師堂 同所右衛門町にあり。本尊藥師佛一尺。慈覺大師の彫刻、同所不動明王、春日所造十一面大悲尊、聖德太子手造の聖觀音、弘法大師作毘沙門天、同作愛染明王、惠心僧都所造の大日如來、役行者直作の影像を安置す。十二巡拜の打留、當山末派福壽院守之。
 藥師堂 同所日向町にあり。本尊金像藥師佛一尺。往昔泉州小木庄内影山長者の守本尊也と云り。密宗言養阿闍梨、住吉神託にて設之。世に傳て、南農人町に安置し、側に清水を求む、因つて清水藥師と云へり。當山末派權大僧都吉祥院、今此地に於て守之。惠心僧都彫刻の辨財天十二童子。弘法大師聖實尊師不動明王等を安置す。
 藥師堂 安治川南側にあり。本尊立身一尺五寸。慈覺作。十二神將其外古佛あり。本山末派言心守之。

攝陽群談卷第十二 終

攝陽群談卷第十三

後志 編集

○寺院の部 上之二

神宮寺 住吉郡住吉社地にあり。本尊藥師如來を安置す。純友伏誅の事、此尊像靈驗掲ぎ故也。寶塔境内にあり。五大尊の畫像重寶なり。【元亨釋書】卷第廿四云、承平七年十一月廿一日、敕明達、於住吉神宮寺伏誅純友云、釋明達者住吉縣人也。

(師藥幡因)

津守寺 同所にあり。醍醐天皇延喜元年草創、二月十二日に成れり。本尊藥師佛は、住吉浦出現靈像、或は因州海中より出現、因幡藥師號あり。洛陽因幡藥師、同體佛也と云へり。世傳後津守の號、歌の名所の舊地より出たり。寺と云。觀音堂 同所東にあり。法住寺 同所にあり。淨土常念佛道場也。願生寺 同所にあり。淨土宗門常念佛寺也。西林寺 同所にあり。

【新葉】

後村上院御製

後醍醐天皇の大納言典侍、さまかへて後、住吉の西林寺と云所に、すみ侍りける時、彼寺の梅の花を召れけるに、奉りければ、わか頼む西の林の梅のはな、みもりの花のたかねとそ見る

毘沙門堂 同所築島の地にあり。

莊嚴淨土寺 同郡同村にあり。山號朝日山と稱す。朱雀帝の御宇、純友將門伏誅の時、當寺の尊像に祈り、其功を得たり。白河院の御宇、應徳元年津守の國基、勅命に隨て、再地を開の時、三尺有餘の金札を掘出せり、其銘云、七寶莊嚴極樂淨土と云々。仍つて境内八町四方にして、都率内院を表し、寺院の勅號と成れり。十三年を経て、堀河院の御宇、永長元年三月、勅使、廷尉宮道式賢卿、講師横川慶朝僧都、讀師西塔宗心阿闍梨、開元供養あり。本尊大聖不動明王、立像、弘法大師の手造也。竝に湛壺彫刻の愛染明王、立像、釋尊四牙一分、五色佛舍利、後村上天皇、先帝御追福のため、于是行幸、懷舊の御製歌宸筆等、當院に寄附し、寶藏に納む。龜山院御宇、文應元年南都西大寺の末院と成る。興正菩薩、中興開山とす。鎮守神、竝に國基社は、其部に分つて、境内の名石等は、雜類に比して、于是略之。

觀音寺 同郡住吉の神社の北にあり。本尊十一面觀世音を安置せり。世云奧天神社地の側也。

阿彌陀寺 同郡安立町にあり。淨土宗知恩院派、正音山來迎院と號す。中興開山、旭蓮社幡譽上人、元和四年に再建、本尊聖徳太子彫刻の彌陀三尊也。

奇源寺 同所にあり。地藏菩薩を安置す。覺圓寺 同郡湯屋島村にあり。

尊光院 同郡吾孫子村にあり。山號不動山、本尊不動明王。毘沙門を安置せり。

法樂寺 同郡南田邊村にあり。四宗兼學律宗、洛陽東山泉涌寺の末院也。所謂四宗は禪・律・真言・淨土の兼學也。

大念佛寺 同郡平野庄にあり。山號大源山。院名諸佛護念院と稱す。

崇徳院御宇、大治二年、大原良忍上人、融通大念佛功德稱名を始て、宗派の本寺と成れり。和州吉野の華供養、毎年二月に執行の時、當國西成郡濱村、本光源光寺より、鏡饗を當時の本尊に供す。當時より亦末廣の扇子一本、芋二束、鏡饗に添て、吉野山子守勝手明神、竝に藏王堂に、手向終て後、天台の一薦受之、配一山之例也。亦三月子守勝手の手の神事、當寺より役仕あり、彼岸中日春秋共に、毎歲於四天王寺、融通大念佛會執行の時、吉野山より上人に供

奉の役仕、辨平是皆融通念佛の祖より、傳るの古例也と云へり。海中の鼈頂き浮む鐘鼓あり、當寺代々傳來、中興祖法明上人、附屬の寶物也。世號龜鐘、亦鐘方の本寺と稱す。當寺畫像の本尊は、八幡神に了忍上人納め玉ふ。法明上人授與の神託あり、社家と法明、互に河州交野郡茄子作村に於いて傳之。因つて毎年霜月十六日、茄子作に佛幸供養あり。

【元亨釋書】卷第十一云。釋良忍。尾州富田人也。登叡山、開台教良賀、稟密灌于永意、承德之始、隱棲大原山、創來迎院、夷基趾、作結界法、鬼魅相語曰、師之法力雖驅逐我等、法末之時、我等當又歸止、時忍親閉焉、待賢皇后宮人有問道於忍者、常々來院、一日未通調、先懇殿階、自思言、我是婦人、屢入精藍、惡少之者恐貽疑謗、不利吾師、我雖慕道切、不亦來矣、忍在殿內、開扉告曰、師之先思又無妨、只願固志於此、不亦美乎、宮人自茲思忍之不凡、就而糴染、法名法性、忍修八字文珠法、庭上大石變爲師子、廻旋哮吼、一日異人來謁言曰、師蓋唱融通念佛乎、忍曰、何謂、對曰、廻我所唱、融會衆人、衆人之唱又通于我、是融念佛也、其功踰獨稱、不可勝計、何以故、衆生無邊故、師願以此事、勸誘四海、我又廣倡天地祇耳、忍曰、公誰乎、對曰、鞍馬寺毘沙門天也、或云多聞天御天神、地祇而早糴於忍云、語已不見、忍自此常唱融通

念佛、又作疏博勸四衆、天仁二年來迎院成、忍於此地唱顯密、又闢聲明梵唄、天承二年二月一日亡、年六十一、忍建一宇、度大藏經律論、名曰如來藏、所持彌陀經時々放光、其徒收之置藏中、云、來迎院は、山城國愛宕郡大原の山上にあり。

惠光寺 同郡同庄にあり。良如上人の連子草創して、東本願寺御堂と稱す。

長寶寺 同郡同庄にあり。山號王舍山、桓武天皇の御宇、延曆年中、皇后の草創也。本尊十一面大悲尊像を安置す。大同元年、桓武帝崩じて後、皇后薨染して、暫く當院にあり。今塔頭の阿彌陀院・勢至院・來迎院守之。

田村堂 同所境内にあり。征夷將軍坂上田村丸、弘仁二年薨じて後、嫡男廣野卿、自父將軍の影像を彫刻して、當寺の境内に攝す。古墳其部にあり。

全興寺 同郡同庄にあり。本尊藥師佛は、聖德太子の手造、秘佛にして諸人不能拜、世俗蛸藥師と號す。

光源寺 同郡同庄にあり。東本願寺門下、佛光寺派の道場也。

超善寺 同郡堺津湯屋町にあり。淨土宗門。天正年中住蓮社孝譽貞間上人開基、法界山と號す。院中に瀝水あり、題窺仙水、因つて院名泉勝院と稱す。本尊彌陀立像二尺五寸・安阿彌立像二尺五寸

の所造也。將軍秀忠公、同家光公、入御于當寺、獻是水點茶舊記略之。

銘文云、

攝之堺有泉

超善寺堂前

改浚元和夏

埋亡慶長年

王公貪茗鼎

奴僕大集籬

涌出紺園巽

依佈宇岳仙

盛宗寺 同所にあり。同宗本尊彌陀立像二尺七寸・安阿彌立像二尺七寸の所造也。慶長十八年德譽盛宗大徳開基、守龍山と號す。

常安寺 同所にあり。同宗本尊彌陀立像二尺一寸・春日所造、同年融譽淨圓大徳の開基也。

喜運寺 同所にあり。同宗本尊彌陀立像二尺三寸・聖德太子手造。文祿二年信譽上人開基也。

觀音堂 同寺境内にあり。聖德太子彫刻の尊像、攝泉堺津に於いて、三十三所順禮の札所なり。

龍門寺 同郡或寺町にあり。同宗本尊彌陀立像二尺五寸・惠心僧都所造也。文祿二年、照蓮社先譽春公上人開基、煙雲山と號す。

西向寺 同所にあり。山號琴松山、開基年曆不詳。永祿年中、寂譽上人住寺、慶長年中破壊す。寂譽上人弟子、同所遍照寺中興、傳譽牛澤上人、訪其落再建、本尊彌陀立像三尺一寸・觀音。

勢至三尊、相共に供奉の所造、當政所前石河土佐守寄附、本堂に安置す。亦當院藥師佛立像二尺三寸・春日の手造、天智天皇病疾の時、群臣嗟嘆して、各誓佛、藥師眞言七佛の法を執す。靈驗如も新なり。因つて以つて所令造之、藥師七軀の隨一たり。聖武天皇御崇敬積年、南都之邊に安置す。

當寺依有緣、慶安年中入佛し玉ふ。尊像淨土宗門靈場也。觀音堂 同寺境内にあり。攝泉堺津三十三所の札所なり。

良俊寺 同所にあり。同宗本尊彌陀立像二尺五寸・安阿彌立像二尺五寸所造、慶長十五年鶴譽慶林大徳の開基、秀雲山と號す。

大心寺 同所にあり。同宗本尊彌陀立像二尺五寸・鳥佛工所造、慶長年暖譽智春大徳開基也。

西福寺 同所にあり。同宗本尊彌陀立像二尺一寸・惠心僧都所造、開山源蓮社本譽上人也。于時慶長年中退轉、至于元和九年、稱蓮社專譽上人再營に因つて、開祖とす。

遍照寺 同郡櫛屋町にあり。開基永祿年中。想蓮社信譽洞庫上人草創。本尊彌陀立像三尺三寸・運慶所造也。山號先臺山、院名攝取院と稱す。開山洞庫上人は、博學才智にして、天正七年淨土、日蓮二宗、對論世是論安土論、旨趣、智恩院浩譽上人より、達信長公の使僧たり。

安樂寺 同所にあり。天正五年、湛蓮社然譽傳應上人開基、淨土宗門也。本尊彌陀立像五尺二寸を安置す。

了空寺 同郡車寺町にあり。同宗山號日照山、元和八年開山、燈蓮社傳譽牛澤上人と號す。本尊彌陀立像二尺五寸・聖德太子手造也。

宗宅寺 同郡七堂濱町にあり。同宗寛永八年、開山燈蓮社傳譽牛澤上人、本尊彌陀立像一尺七寸を安置す。

專修寺 同郡神明寺町にあり。同宗山號難波山、院名多善院と號す。開基天正元年、黃蓮社女譽永徹上人と號す。本尊彌陀立像五尺二寸・惠心僧都所造也。當寺第一什物、圓光大師自筆名號、和歌一首の中にあり。世に難波名號と稱す。東生郡四天王寺坂松山一心寺、寶物に同じ詠歌あり。

善長寺 同所にあり。同宗山號勝軍山。開山顯空上人と號す。天文十八年、三好下野守、同舍弟宗三居士營建、本尊彌陀立像三尺・聖德太子彫刻の尊像也。

觀音堂 同寺境内にあり。攝泉堺中三十三所順禮觀音也。法傳寺 同所にあり。同宗本尊彌陀立像二尺六寸・運慶所造也。慶長十三年開山。聖蓮社讚譽天龍上人と號す。

宗泉寺 同郡柳寺町にあり。同宗山號天曉山。天正十年、開山訓蓮社願譽上人と號す。本尊彌陀立像二尺六寸・安阿彌立像二尺六寸所造也。攝州堺津以上十七箇寺は、各々智恩院未派也。

觀音堂 同寺境内にあり。攝泉堺中三十三所順禮觀音也。誓源寺 同郡櫛屋寺町にあり。淨土宗門。但受山極樂院と

號す。開基慶長三年木蓮社源譽上人也。本尊彌陀。四十八の本誓第十五願に徹し。安阿彌彫刻の靈像、傳記の詳なる事略之。

大善寺 同郡柳寺町にあり。開基元和元年天蓮社龍譽上人、本尊彌陀、慈覺大師の所造、淨土宗門也。

宗見寺 同郡梅香町にあり。同宗山號北端山、天正十六年開山、廓蓮社然譽上人と號す。本尊彌陀、惠心僧都彫刻也。

觀音堂 同所境内にあり。攝泉堺中三十三所順禮觀音也。

榮松寺 同所木挽町にあり。同宗慶長元年、開山天蓮社龍譽上人、本尊彌陀、信州善光寺如來の寫像也。

金蓮寺 同郡湯屋町にあり。同宗元和二年、開山雲蓮社相譽上人也。鳥佛工彫刻の、聖德太子を本尊とす。以上五箇寺は、淨華院末派なり。

眞光寺 同郡神明町の東にあり。淨土宗門、嶺草山、開基文祿年中、源譽上人草創、本尊彌陀、應像二を安置す。

觀音堂 同寺境内にあり。本尊觀世音は、慈覺大師の手造、攝泉堺中三十三所の内也。

蓮華寺 同郡宿屋町にあり。淨土宗門、元和年中、開山深譽上人、本尊彌陀、應像二春日の彫刻なり。

淨光寺 同郡錦寺町にあり。淨土宗門、開山大譽上人、本尊彌陀、應像二八幡大菩薩神作、靈驗新なり。

藥師堂 同寺境内にあり。弘法大師彫刻の尊像也。

本願院 同郡車町の東にあり。同宗開基天正年中、眞譽良愚上人也。中興昌慶大徳、承應元年に再建、本尊彌陀、應像一勢至、應像二、二軀の尊像を安置す。

淨信寺 同郡櫛屋町の東にあり。文祿年中開山源譽上人也。本尊彌陀、應像一を安置す。以上五箇寺は、黒谷金戒光明寺末派也。

福成寺 同郡錦寺町にあり。淨土宗門、天文年中開基、山城國嵯峨清涼寺中興、堯淳上人草創、慈覺大師、一刀三體彫刻の、釋迦尊像、應像三を安置す。靈驗新なる事、舊記詳にして、嵯峨清涼寺にあり。

證誠寺 同郡柳町にあり。淨土宗門、護念山、寛永元年開山、巖範貞祐大徳也。惠心僧都手造の彌陀、應像一安養尼公の安

信佛を本尊とす。以上二箇寺は、百萬遍智恩寺末派なり。

悲田院 同郡錦寺町にあり。淨土宗門、山號は後土御門院御宇、延徳年中恩計上人諱衆徳開基、始柳大濱の地方、二町餘、境内として、塔頭四宇相並べり、後世地を此處に轉

す。本尊彌陀、應像三、惠心僧都彫刻。靈驗如も新なり。開山

上人は熊野權現の再誕、慈悲萬行にして、貧窮孤獨單己無頼の者を、憐み玉ふを以て、悲田院と稱し、常に三部妙

典を、書寫讀誦、自他平等に利益し、其功既に十萬部に滿

(萬十北)

り、因つて世二十萬上人と稱す。是を以つて當寺を指て北十萬と號す。攝泉堺を南北に分ち、北の地を以つて也。歴世御朱印地にて、泉州大鳥郡踞尾村を寺領せり。鎮守神社門に比す。

地藏堂 同所境内にあり。

梅翁寺 同所濱にあり。同宗本尊彌陀、應像一、春日所造、寛永七年開基、中興歎空長讃和上と號す。

超願寺 同郡神明寺町にあり。同宗永正九年、衆徳十萬上人草創、本尊彌陀、應像二、脇立二菩薩は、運慶手造、中尊鳥佛工の彫刻也。

觀音堂 同寺境内にあり。攝泉堺中、三十三所順禮觀音なり。以上三箇寺西山派也。

善教寺 同郡大黒町にあり。西本願寺門下、文明五年二月十五日、蓮如上人弟子釋正祐草建、春日手造の彌陀を安置す。

覺應寺 同所北御坊北の辻にあり。同宗文明六年、釋發心開基、本尊は聖德太子彫刻彌陀を安置す。

淨福寺 同所にあり。同宗釋圓勝開基、天正十一年造立、本尊彌陀、惠心僧都所造なり。

萬福寺 同所にあり。同宗釋正了開基、明應七年造立、本尊彌陀運慶所造、興正寺末寺に屬す。

淨因寺 同郡錦大工町にあり。同宗釋尊正開基、永祿九年造立、本尊彌陀、聖德太子所造の尊像なり。

開藏寺 同郡北御坊前町にあり。同宗釋常春開基、慶長年中造立、淨照坊と號す。

淨行寺 同所にあり。同宗釋正順開基、慶長年中造立、本尊彌陀、惠心僧都所造なり。

超元寺 同所にあり。同宗釋了春開基、慶長年中造立、本尊春日所造の彌陀を安置す。

高林寺 同所にあり。淨土眞宗佛光寺派釋是心開基、永祿九丙寅年造立、宜春山大仙院と號す。本尊彌陀、春日彫刻の靈像なり。當院寶物記録に詳なり。

北御坊 同郡大黒町北辻北御坊前町にあり。淨土眞宗西本願寺御堂、釋道祐開基、延元年中の草創。道祐姓は足利氏

源義氏公の子也、因つて尊氏公より寄附の寺領あり、文明

年中に至り、堂宇破壊す、道祐第五世釋道顯再建、蓮如上人を招請して、入佛供養す。道顯嗣子尊祐に附屬して、一

字を境内に造立し、信證院と號け、蓮如上人を請せしむ。

祖師親鸞聖人影像、竝に傳記、當寺代々の畫像、各蓮如上人の裏書あり。本尊彌陀鳥佛工所造、祖師の眞影、本願寺覺如上人より、附屬傳來せり。當院始櫛屋町の地にあり、

(堂御屋座)

故縁を以つて、今の俗樞屋御堂と稱す。歴世御朱印地、泉州踞尾村山城國山科に於いて所領す。

淨得寺 同郡錦大工町にあり。同宗東門下了圓開基、天文二年造立、本尊彌陀の古佛を安置す。羅漢院西然寺と稱す、當寺二世釋善順祖師、十一世顯如上人法孫、教如上人を招請して、慶長年中再興、東本願寺御堂と成れり。本尊彌陀、聖德太子の所造なり。

善宗寺 同郡北向井領町にあり。同宗釋良傳開基、承應二年に立つ。彌陀を本尊とす。

專稱寺 同町にあり。同宗釋了晴開基、永祿六年造立なり。

玉龍寺 同郡北木挽町にあり。同宗慶長二年に開基、是時大町濱の地にあり、明曆二年于是壞移す。

念勝寺 同郡車寺町にあり。同宗釋了誓開基、于時慶長十五年也。

眞光寺 同町にあり。同宗釋道珍開基、天文廿二年本尊聖德太子所造也。

專妙寺 同郡柳寺町にあり。同宗釋宗心開基、天正三年造立也。

妙國寺 同郡北材木寺町にあり。法華宗開基、正親町院御宇、永祿五年戊午、日珣僧正草建、河内國高屋城主三好豐前守歸依寺也。東西三町、南北五町の境地、竝に寺供、豐前

守寄附之處、廣普山佛心院と號す。三好高屋城に於いて生害、法號妙國院と稱す、因つて妙國寺と成れり。于時永祿十一戊辰年に當て、寶塔・祖師堂・主寮・香積・樓門・經藏・鐘樓・學校・蜂房・廻廊・浴室等、魏然たり。天正年中、大將軍家康公入御、下總國法華寺輪番僧守之、至于元和元年權兵火、諸堂悉灰燼して烏有と成れり。同三年日珣第五世日現上人、訪其落、再建、中興開祖と成れり。于時將軍秀忠公、伏見城に入御し玉ひ、日現上人を請ぜられ、賜寺産、歴世御朱印地、同郡桑津村に於いて所領す。龍雲院日現上人、再興の諸堂、于今魏然たり。所謂本堂・寶塔三・香積・番神堂・客殿・鐘樓・寶藏・主寮・蜂坊・十字、所謂龍雲院、乘坊、惠林坊、書院坊、吉野院、一浴室等なり。境内の名木、雜類門に如坊、善行坊、爲如院、龍雲坊。比す。三好豐前守碑石、同舍弟安宅木攝津守、戰死の舊記各其部に分之。

本成寺 同郡宿屋町にあり。同宗遙寶山は、嘉吉二年の開基、日親上人草創也。上人當寺在住の時、一牙を脱す、或時一人、其齒牙を設て、影中に納むべしと告て、不知行處、于時上人、在京して聞之微笑す、滅後に於いて、門葉不得止影中に納む。因つて世に日親齒牙像と稱す。上人在世の昔、法の爲に生命を抛ち、専ら弘通し給ふ、諸人悉く歸依渴仰せり、將軍義教公、惡之禁獄せらる、此時、鍋を燒

て頂に置と云へども、法華持經の行者、全く恙なし、因つて世に鍋被上人と號たり。義教公既に、爲赤松生害、時の人可懼云、現罰也と云へり。今猶此影像に祈る者、諸願不滿と云事なし。上人示寂、長享二年戊申九月十七日、八十二歳也。當院洛陽本法寺に屬す。

本教寺 同郡北垣外町にあり。法華宗京立本寺末院、明應元年壬子造立、開山本住院日染上人と號す。歴世御朱印地、泉州踞尾村に於いて所領す。世云櫛笥寺是なり。櫛笥の故縁、寺記に詳なり。

經王寺 同郡經王寺前町にあり。同宗開山日延上人、應永年中の草創、京妙覺寺末院、歴世御朱印地なり。

成就寺 同郡宿屋町にあり。同宗開山日驗上人、應永三十年に造立、大法山と號す、本國寺末院に屬す。六條の地に在を以つて、世俗當寺を指て、六條と稱す。

月藏寺 同郡柳町にあり。同宗開山日了上人、永祿四年正月造立、青陽山と號す、當所妙國寺末院也。

妙行寺 同郡戎寺町にあり。同宗開山盛染院日印、明應六年造立、眞如山と號す、京妙覺寺末院也。

弘經寺 同郡南御坊前町にあり。同宗開山法印日譽、應永十七年造立、京妙顯寺末院なり。

法王寺 同郡車町にあり。同宗開山日秀上人草創、經秀山

と號す、京上行寺末院に屬す。境内に盆池あり、昔一人の僧あり、此池中に入定す。此僧妙堂と稱す、因つて池を妙堂池と號けたり。蟲齒を患る者、此池の邊に來て、誓願を發す、必痛を止むる事甚妙也。

興覺寺 同郡南御坊前北の辻にあり。同宗開山圓住院日忍草創、圓光山と號す、京妙覺寺末院也。

照光寺 同所にあり。同宗開山日誠上人、永正九年草創、取要山妙滿寺と號す。京妙滿寺に屬して後、今の照光寺と成れり。

禪通寺 同郡水落町にあり。禪宗、開山大聖禪師、諱宗然、字可翁、和尚者筑前之人也、大應國師を師とす。後醍醐天皇御宇、嘉曆年中伽藍悉く成れり、貞和年中寇火す、于時山城國大德寺黃梅院春林和尚再建、因つて大德寺に屬す。歴世御朱印地なり。

大通庵 同郡北向井領町にあり。同宗開山興宗禪師江月和尚、寛永年中再建、始は柳之町六間筋の地にあり。當所の市店天王寺屋宗達字大通造之、因つて大通庵と稱す。

極樂寺 同郡北向井領町にあり。淨土宗門、勅號清淨山、本尊彌陀、八尺像行基菩薩の所造也。開基聖武天皇の御宇、行基草創の處にして、法界引導の道場、側に就て墓所を構へ、地藏堂を置り、嵯峨天皇の御宇に至り、勅して賜山號

是時境内に僧坊を修補し。比丘尼相交て勤之、中興開祖以來、比丘尼寺と成れり。歴世御朱印地なり。

光明院 同郡北御坊前町にあり。福寶山不動寺と號す。寺記云、入皇五十代桓武天皇御宇、一人老翁寐殿に佇み、吾は是梵夫に非ず、家は攝州にあり、佛經は則神代の和歌也と謂て、忽失ぬと夢玉ふ、因つて住吉郡に於いて、經律論を納しめ、歌原藏と勅號成し玉ふ。其後一如榮閣僧部、奉奏于

宇多天皇再建、經藏を改轉し、歌原堂と稱し、天台の法を修す、後世西山上人念佛勸化の道場と成れり。御土御門院御宇、文明年中、心地國師中興開祖の時、帝歸依渴仰玉ふ彌陀尊像、慈覺大師の手造、宮中に於いて、放光異薰し玉ふ靈佛たるに依て、光明佛と號す。此尊像寄附の繪命、竝に六字題の御製宸翰、彌陀經十卷、各内侍の奉書あり。此時福寶山光明院と所賜勅號也。

不動堂 同所境内にあり。入皇百五代 後柏原院、次の後奈良院二帝に續き、心地國師を歸依まし、宮中安置の不動明王覺經大一軀、當寺に寄附し玉ひ、境内に一字を修補、勅願所たるの繪命を賜る、因つて不動寺の勅號あり。此時後柏原院宸翰の彌陀經・梵網經・同心經、後奈良院宸翰の梵網經、竝に六字題の御製・御幣・御劍等を、不動明

(攝道の網)

王の殿内に納め玉ふ、此外桓武天皇宸翰の大般若經、後土御門院宸筆六字題の御製、御受戒の勅書數通、圓光大師所持の錫杖、覺鑊大師將來の不動利劍、同佛舍利、弘法大師書寫の經、傳教大師惠心僧都の筆蹟、竝に細川右京大夫政元下知狀、各當寺重寶の記に所載之也。中興開祖心地國師以來、四宗兼學と成れり。

金光寺 同郡大黒町にあり。開基仁明天皇御宇、承和年中草創也、本尊藥師如來、當浦に於いて、漁者の網に懸りて得之尊像なり。文和元年往阿彌再建して、中興開祖と成れり、因つて世俗阿彌道場、或は網の道場と稱す。關白秀吉公賜寺産、歴世御朱印地天台僧守之。境内藤の古跡あり、其部に比す。

常樂寺 同郡天神東片原町にあり。一條院御宇、長徳二年丙申正月十八日、菅神飛行の地、彌陀・釋迦・大日三像を金堂に安置し、天台僧守之。叡山延曆寺末院に屬す。塔頭八字、所謂普照院・藥王院・梅松院・榮順坊・松南院・教音坊・吉祥院・慈松院、境内に相竝べり。

護摩堂 同所境内にあり。不動明王・觀音・藥師・元三大師を安置す。高樓一基、食堂一字、連歌堂一字、各境内にあり。天神社記詳にして其部に比す。歴世御朱印地也。長樂寺 同郡湯屋町にあり。眞言宗、本尊は十一面觀音、尺一

弘法大師所造、開基元和元年空源阿闍梨の造立也。

千藏院 同郡同所にあり。同宗、開山重慶阿闍梨造立、本尊

正觀音、三尺 慈覺大師彫刻の尊像を安置せり。

觀音堂 同郡戎島町にあり。寛文中造立、本尊觀世音は

但馬國窟より守奉于是安置す、聖徳太子彫刻の尊像也。

夷社、神社門に比す。別當慈眼院眞言僧守之。

寶珠院 同郡宿屋町にあり。同宗本尊虚空藏菩薩を安置す

光明寺 同郡九間町にあり。同宗、神降山十輪院と號す。開

基明徳の年賢盛法印造立、運慶・湛慶兩作の彌陀立像を

安置す。鎮守熊野權現神社門に比す。

智禪寺 同郡戎寺町にあり。天台律宗、中興開基、永祿年中

禪海上人草創、江州坂本西教寺常念佛始祖眞盛國師を開

山とす。因つて西教寺末院に屬す。眞盛上人は後土御門

院御宇、勢州之産、幼稚にして天台山に登り、顯密奥儀を

修學する事廿四年、深名利を厭ひ、洛東黒谷に入つて、專

修念佛の行者と成つて廻國し、都鄙の輩を勸化す。至于是

道俗男女群集して一字を造り、眞盛堂と稱す。後に智禪

と成れり。本尊彌陀、慈覺大師作、惠心僧都手造の彌陀、

此尊像は、多田滿仲公北政所歸依佛、幼息美女君を誅す

べきの怒を歎き玉ひて誓と成れり、于時尊像に祈り雙眼

忽開けり、因つて世に目明の如來と稱す。僧都本尊に讚

(來如の明目)

して、大和國多武峯に令納之、中興禪海有縁に依つて、當院寶物と成れり。亦慈覺大師入唐將來の紫白の佛舍利、大師遷化の時まで渴仰し玉ふ、因つて臨終の舍利と稱す。此外靈寶略之。

地賢寺 同町にあり。同宗開山禪海上人、永祿年中造立、本尊不動明王、智證大師の彫刻なり。

林昌寺 同郡柳寺町にあり。融通大念佛宗開山道林大徳、

天正十八庚寅年造立、聖徳太子彫刻の彌陀尊像を安置す。

來迎寺 同郡綾堀屋敷町にあり。同宗本尊彌陀、惠心僧都

の彫刻、開山智讃上人、元和二丙辰年造立、聖衆山と號す、

善導大師眞筆六字の名號、當院第一の什物とす。此名號

は、入皇百九代太上皇帝の御宇、當所福島氏之人、入唐し

て所求之也。七堂濱に於いて、毎年七月八日、當院より躍

念佛を修す、是則融通本山大念佛寺、傳來の龜鐘、此浦に

浮みたるの所縁也と云へり。

西方寺 同郡遠里小野村にあり。開基永祿二年、興譽是心大

徳造立、淨土宗知恩院末派、本尊、安阿彌所造の彌陀立像二

を安置す。山號從是山と稱す。

觀音堂 同所境内にあり。堺南北三十三所順禮觀音なり。

安樂寺 同所にあり。中興開山珠盛上人、天正十一年造立、

同宗本尊、春日彫刻の彌陀、立像二 安阿彌所造の二菩薩、尺五寸

立像一 腹内に金銅の唐佛四寸を納む、靈驗誠に新也。

寶樹院 同所にあり。法性山一運寺と號す、同宗開基、寶徳

二年良公上人造立、定朝手造の彌陀尺九寸、本尊とす。

大圓寺 同所にあり。同宗開基、元和五年松蓮社長譽上人

草創、本尊安阿彌手造の彌陀尺五寸を安置せり。

寶樹寺 同郡澤口にあり。淨土宗黒谷光明寺派、開基行蓮

社運譽洞益上人、天正十四年造立、本尊惠心僧都彫刻の彌

陀四尺尊像を安置せり。

願生寺 同所にあり。同宗知恩寺派、開山及興上人、文祿二

年草創、本尊安阿彌手造の彌陀尺一尊像を安置す。

哀愍寺 同所にあり。同宗知恩寺派、開基天正二年草創然

蓮社靈譽玉念上人、本尊運慶手造の彌陀三尺を安置す。

開山由緒は、江州安土淨嚴院に於いて、宗旨問答の事【信

長記】に所載之也。

淨光寺 同所にあり。同宗京五條極樂寺末院、開山及興上

人、文祿年中草創、本尊鳥佛工の眞作、彌陀尺五寸尊像を

安置せり。

白蓮寺 同所殿辻の地にあり。河州山畠村來迎寺末院、同

宗、開山苦厭上人、寛永十五年造立、本尊安阿彌手造の彌

陀三尺尊像を安置せり。

松寶寺 同所にあり。法華宗房州小湊誕生寺末院、開山日

遵上人、寛永二年の草創也。

長法寺 同郡安立町にあり。同宗甲州身延山久遠寺末院、

開山日能上人、慶長十二年の所造なり。

地藏堂 同郡同所の南高野街道側にあり。行基菩薩彫刻の

石像也。所傳云、昔西國順禮、此處に於いて賊難に逢り、

此尊像動出て助之、明且に見れば、首地に落て血流たり、

渴仰感涙して、再拜恭敬し去ぬ、因つて以つて世に首截

地藏と稱す。今も猶此尊に祈る者、感得ありと云へり。

臨南寺 同郡寺岡村にあり。

觀音寺 島上郡山崎にあり。天平年中、行基僧正開基、本

尊觀世音は、聖武天皇の歸依佛なり。後鳥羽院、水無瀬の

離宮より于此行幸、大悲の像を歸依し給ふ、帝崩じて後、

當寺の僧侶、水無瀬の離宮に於ひて、御忌佛事を修す、至

于今、毎年二月廿七日修之、世俗谷觀音と稱す。惣持眞言

の僧守之。當寺鐘の銘に所題、山城國と、云、始山城國に

有つて、後今の地に移と云へり。

閻魔堂 同郡同所に在。閻魔王像を置り。

關戸院 同郡廣瀬村にあり。行教上人開基の處なり。

神峯仙寺 同郡大澤村にあり。山號根本山と稱す。歴世御

朱印地也。文武天皇元年丁酉六月三日、役小角草創、于時

金剛童衣及明王降臨して、山頭の靈木を以つて、毘沙門天

(藏地截首)

像二軀を彫刻、工已成れり。其始に成れるの像、寶塔院

に安置し、後亦成れるを、靈雲院に置いて奥院と稱す。寶

龜年中開成皇子、勝尾山より茲に來り再營あり。後世天

正年中に至り、明智日向守、信長公を責るの時、爲高山右

近將監寇火す、其後僧輩古跡を再建せり。慶長年中に至

るまで、歴代賜御朱印。正保年中、郡内高槻城主、永井日

向守直清公、毎年令祈無難、靈驗如も新也、當山、及大和

國葛城・金峯山、山城國愛宕・比叡山、江州比良・伊吹等、

都て七高山と云ふ。二軀像と城州鞍馬寺毘沙門を、世に三

毘沙門と號。或は始成像と、河州信貴山と、鞍馬寺を以つ

て、三毘沙門とも云。今寶塔、二院守之。常念佛堂山内あり。

【伽藍開基記】云、根本山神峯山寺、此寺在攝州島上郡、乃

役小角開創之所、攝津名山也、小角嘗居河之葛城山、精勤

苦行、一日遙見北山、有金光、遂尋其地、至根本山、見林嶽

幽邃曰、此必靈區也、輒欲創精舍、俄有金剛藏王、駕紫雲

而來、又有童子、從灑中出現、自稱金毘羅、告曰、吾當山之

地主也、日本開闢以來、我住此地、而擁護萬民、亦是天神

地祇、集會之靈嶽、今以付子、疾構精藍、永利人民、言已遂

隱、時文武帝元年丁酉也、小角既創梵宇、未安本尊、童子

亦曰、本山之南有一峯、名明王嶽、彼有靈木、乃藍婆・毘藍

婆二鬼領之、公能乞得此木者、我當爲造護世多門天像、既

得靈木、而像成安之、時十萬金剛童子、無量夜及王出現、

慶讚曰、我等擁護佛法、遠至龍華三會、時有光明、照映山

川、天樂鳴空、以故號、曰神峯仙寺、嚴麗殊妙、照曜林巒、

尊像之靈日新、緇白謁者如蟻、後聖武皇帝詔當寺、寫大般

若經、勅奏澄法師、爲落慶導師、天平二十一年、賜莊田八

百畝、永資僧膳、寶龜五年三月、勝尾寺開成、有夢感至此山、

建靈雲・寶塔二院、成約七日誦妙經、散朝至第二十六品、

多聞天王現形、助誦而曰、我爲感諸衆生亦護法師故也、成

感激不已、光仁帝詔轉般若經、攘天下災癘、因賜庄田二百

以充如法經會之需、成道化弘振、亦勤興建、山中置僧坊十

二所、使學顯密教、由是稱成以爲中興之祖也、元慶年間水

尾上皇幸當山、以本尊之靈特賜宸翰、其略曰、慈悲被物稱

佛陀智、陰陽不測、號神明德、多聞明感如水分子月、智羅靈

應似鏡寫萬形喜哉、丸彌如、適受盲龜人身嬉哉、朕希得佛

教浮木、念則必通如影隨身、稱則定酬似響應聲、云、厥後

正和二年、有讒臣之變、殿閣悉廢、至應安甲寅年、征夷大將

軍義滿公復重興之、雖往昔亦不多讓焉、從此後經百五十

餘年、大永七年、又爲寇火所廢皆爲煨燼、於是拂燼僅構小

宇、移像漸次營之、既而有高槻城主高山右近者、歸外道、

天正末年遭會昌之沙汰、無何高山氏歿、於是僧徒還山、漸

復舊觀、至慶安二年八月、大相國賜令旨、舉爲官寺、由是

殿堂・佛閣・子院・僧坊、凡所當立者皆悉落成、山川復增色、此山幾逢變怪、以役君肇啓之處而多聞護法力、誠不可磨矣、夫當山者日域七山之一也、所謂比叡・比良・伊吹・神峯・愛宕・金峯・葛城是也、本尊左右有慈覺大師所造不動像、行基菩薩手造地藏、又置梵釋二天像、皆行基所造也、有佛舍利百八十粒、本殿東北設稻荷・山王・金毘羅三祠、爲護伽藍神、又有東照權現靈廟、本殿之西構開山塔、其前有光仁天皇之十三層石浮屠、又西南方有殿、安慈覺手造阿彌陀佛、常念佛、又立圓通閣置觀音像、山門頭有二金剛力士、其前有二王石、又有笈笈掛石、八部松、飛龍瀧、影向松、九頭瀧等諸勝、實一方靈場也、初仁明帝承和二年、小野篁從闔王宮持一偈、來示于世、其偈曰、

熊野金峯神峯山者 上品三生淨土蓮臺
高野天王大安寺者 中品三分極樂靈地
獅子東寺東大寺者 下品三輩安養淨刹
雖不信者亦免三惡 信運步人定生報土
利益山高弘誓海深云、
本澄寺 同郡上牧村にあり。
一乘寺 同郡梶原村にあり。法華道場也。
金龍寺 同郡成合村にあり。寺記云、桓武天皇御宇、延曆年中、參議阿倍是雄公草創、始て安滿寺と號す。一百歳後相

模守橘敏貞公之一子、謁智證大師、一乘教の師とし、剃髮して法號千觀と稱す。始て箕面山に入つて、一日禿髮の童子、雲に乗じ降臨して、佛場興立の勝地ありと告て、金龍と化す、千觀其金龍の至所を見、將當山の池に入れり、因つて舊院を再建して、邂逅山金龍寺と改む、中興開祖と成れり、于時康保年中也。本尊普賢・地藏・毘沙門を安置す、是れ則千觀手造の佛像也。歴世御朱印地なり。開山堂 同所境内に攝す。千觀内供の影像を置り。慶長七年三月、秀頼公の母堂再營六角堂也。世俗笑佛と稱す。瑞雲塔 同所境内にあり。

鐘樓 右に同じ。【扶桑隱逸傳】云、偶惜春登金龍寺、山路無人落華寂々、能因不知歸、月昏鐘動時詠和歌、人至今誦之、云、爰を以つて世俗入相の鐘の名所とす。

【寺記】

千 觀

邂逅に見るたに淋し世のつねの、雪のみやまをおもひこそやれ

山號も此和歌に因れり。始安滿寺の塔中今の安滿村と成れり、境内の舊跡、各其部に分ち是に略す。當院天正年中、爲高山右近回祿の後、釋宗俊訪其落、再開山と成れり。【元亨釋書】云、釋千觀姓橘氏、父母無子、祈觀音千手像、母夢得蓮華一莖、因而有妊、及生名千觀、入園城寺學顯密教爲人

慈順、面無嗔色、應和二年夏旱、朝議救觀祈雨、觀時居攝州箕面山、撰法華三宗相對釋文、中使到菴宣旨、菴之後三里有大瀧、瀧上大柳樹偃蹇互瀧口、觀將宣使至瀧所、上柳樹手擎香爐、啓白持念、于時爐煙聳騰瀧山谷、黑雲相和甘雨大灑、觀及官使霑衣而歸、初觀止三井旁修淨土、園城後西峯巍峨不使日觀、乃遠覓勝地至攝州、有山出金色雲、觀思靈區而卜居、今之金龍寺也、池有龍故名焉、云、

伊勢寺 同郡古曾部村にあり。寬平年中、宇多天皇御息所伊勢大輔開基を以つて、號伊勢寺。每歲十一月廿一日を祭祀とす。【當寺略記】云、攝州島上郡伊勢寺者、伊勢之舊栖也、故以伊勢爲開基、至于今始八百年也、以每年十一月廿一日祭祀於其廟焉、夫伊勢者大織冠九世之孫式部大丞兼木工頭藤原繼蔭之女也、繼蔭經歷伊勢、大和薩摩、隱岐之任、當爲其伊勢守之時誕之、故號曰伊勢、人皇五十九代宇多天皇之御息所也、便有【伊勢物語】及【伊勢集】行于世也、相傳隱逸于此地而終焉、百有餘年前、當于任僧東雲之時、高山右近破佛像、奪鐘鼓、放火於山林、而堂宇・什物・古記等、一時煨燼、雖田産亦隨泯之惜哉、不傳先代之住侶善行喜言于今日矣、東雲重結草廬、少存舊蹤耳、及元和元年松間永公爲住持、奮中興之力、栽松種竹、禪誦尙矣、就中造伊勢之祠堂、得古鏡于廟下、人皆以爲奇也、蓋高槻

城主歷代相慕者、以不忘勝蹟故也、至永井日向守大江直清公、使羅山子撰伊勢之廟牌者、亦只以感有宗永懷舊之志故乎、宗永立碑碣于廟上、碑文見于而後請大嶺石和尚住于山矣、石公直入能州總持禪寺、得法于普藏之芝和尚、因爲總持末流矣、其餘山川秀逸、及古來之口碑、盡以載于寺記、元祿第七甲戌、現住洞白勤修之、

伊 勢

【古今】 見る人もなき山里の櫻花、外のちりなん後そさかまし

右此歌於當山作之、亭子院の歌合に出たり。

靈松寺 同郡眞上村にあり。寺記云、黃牛山靈松寺は、其始行基僧正の開基にして、大伽藍の靈區也、本尊地藏尊は、開祖自手造の所也、因つて院名地藏院と稱す。中興伽藍破壊に及、爾時人王一百一代後小松院御宇、無月妙應禪師爰に來り、千歳の松樹に光明を見る、其光源に至の時、大悲鑄像一寸五分一軀を得たり、於是再建して靈松禪寺と改む。年既に應永十九壬辰に當れり。永祿年中、正親町院勅願所となる。二年八月廿四日、賜綸命、三好筑前守義興、土岐山城守定吉、大檀那と成れり。毎年正五九月、大般若轉讀あり、是則天下安泰延長地久の寶祚也。寶物光明皇后の御筆大般若半卷、兆殿司自畫の十六羅漢、同觀音三

十三身變相の畫像あり。其外古筆古畫の類、或は天文年中亂世の制札等あり、大悲松、竝に行基袈裟を濯の池、各其部に分之。

安正寺 同郡同村にあり。本尊觀世音は、世青梅の觀音と稱す。其記【元亨釋書】に出たり。當寺始は郡内田邊村にあり。

眞如寺 同郡同村にあり。法華の道場也。

寄元寺 同郡田邊村にあり。禪宗の道場也。

安岡寺 一國願禮第廿五番 自大門寺一里半 同郡服部村にあり。寺記云、寶龜六年

春二月十八日、開成皇子從彌勒寺今云勝尾寺也、登當山、一人之

天童、磊を拾を見る、皇子問て曰、夫何の爲ならん、答云皇

子弟子開智禪師に與之也。爾時開智一石一字の般若經を

書寫するに當り、童子則如意輪大悲の化現也、皇子敬禮

して終に寺院を爰に創し、一刀三禮の如意輪の像を手造

して本堂に安置し、開智禪師に附屬し給ふ、因つて般若

院安岡寺と號す。今天台僧守之。中興の寺僧眞藏坊法印、

聖德太子の尊像を夢て、明且商人寺に來り畫像を見せし

む、正く夢中の尊像也、求之當寺の寶藏に納む、是則聖德

太子の自畫自像也。般若塚其部にあり。

觀音寺 同郡上田邊村にあり。聖德太子開基、本尊十一面

觀世音は、則太子自彫刻の尊像也、後世爲兵亂放火して、

諸堂悉く灰燼すと云ども、靈像猶草中に嚴然たり、村民茅宇を造て安置す。寛永年中、僧獨量を招て移于當山本堂を創す。其後樸隱禪師住山して、方室・鐘樓等を營建せり。其師龍溪禪師を招請して、中興の開祖と成し、優鉢華山廣智禪師と改む、觀音變相の圖三十幅、歷世禪祖の圖二十幅等寶物あり。

慈恩寺 一國願禮第廿六番 自安岡寺十八丁 同郡同村にあり。本尊十一面觀世音は、聖德太子彫刻の尊像也。

法滿寺 同郡原村にあり。本尊大悲尊像安置す。

明法寺 同郡同村にあり。

靈仙寺 同郡靈仙村にあり。山號鶴林山は、延曆年中、桓武

天皇彌勒寺今云勝尾寺也に行幸、郡内女瀨川の邊に於いて、當山

の頂に見紫雲、帝兄開成皇子に告給ふ、皇子爰に來り、不

動明王の石像自然と成を得たり、奏之請勅命、伽藍を草

創して、石像を本堂に安置し、坊舎三十有餘各賜寺產。天

正年中、高山右近放火、堂宇悉く灰燼せり。時の守僧萱坊

弘清、漸く本尊を負奉て丹波國に隱去、世治て後再訪其

落、茅宇を結て今に然り。零落荒廢に及と云ども、尊像

猶新にして、一度祈者莫不充意願、因つて今の俗一言不

動と稱す。明王院萱坊守之。

明圓寺 同郡郡家村にあり。淨土眞宗西本願寺門下の道場

(動不言一)

なり。

慶瑞寺 同郡富田村にあり。禪宗黃檗派、後水尾天皇勅願

所、山寺號救額を賜ふ處なり。

普門寺 同郡同村にあり。龍溪禪師中興開祖たり、城州宇

治郡、黃檗山開祖隱元禪師來朝して先當院にあり、追而

本山に入院し給ふ所なり、當寺本尊觀世音は、近郷の巡

禮札所にして土人巡拜せり。歷世御朱印地也。

藥師堂 同郡津江村にあり。本尊藥師佛は、靈驗如も新也。

世俗津の江の藥師と稱して、他郡に佛名高く、毎月八日

十二日貴賤群を成り。

忍頂寺 一國願禮第廿三番 自勝尾寺一里半 島下郡忍頂寺村にあり。本尊正觀音

は、春日彫刻の尊像なり、【三代實錄】卷第四云、貞觀二年

九月廿日丁卯、傳燈滿位僧三澄奏言、神岑山寺有攝津國

島下郡、三澄奉爲國家所建立也、春演說最勝王經、秋吼講

法華妙典、請爲御願眞言一院賜名忍頂寺、詔許之、云云、

大門寺 一國願禮第廿四番 自忍頂寺一里 同郡大門寺村にあり。山號神峯山、寶

龜年中、開成皇子の開基、本尊如意輪大悲の尊像を安置

す。是則皇子彫刻し給ふの佛也。

總持寺 一國願禮第廿七番 自慈恩寺一里半 同郡總持寺村にあり。山號補陀洛山、

西國三十三所第廿二番の札所也、本尊千手大悲の尊像は

和州泊瀨の觀世音、化現童子の佛作梅檀香木三尺六寸の尊像

(師藥の江の津)

也。宇多天皇寬平二年、越前大守藤原高房公の草創、帝于爰行幸、一條後一條・白河・鳥羽の四院至り、勅願所と成て賜庄園。後小松院染宸翰賜寺記。元龜年中、爲平信長公放火、諸堂悉く灰燼せり、尊像火も燒こ不能して、終に亦精舎を再建して安置す、佛像半身以下は炭の如しと云ども以上猶恙なし。歷世御朱印地なり。【伽藍開基記】云、攝州島下郡富田西有名刹、即關西三十三所觀音之靈場也、越前太守藤原高房、志性清慎、常歸觀世音、承和中遷筑之太宰府、嘗乘舟于淀河、偶至穗積橋、時遇漁人携龜若干、悉贖而放之、忻然曰、今日乃大士誕辰也、時有一大龜、舉首顧高房而去、時二月十九夜也、玉兔漸落、金烏乍出、有乳嫗抱小公子、誤墮水中、高房愕然念觀音曰、或漂流巨海、龍魚諸鬼難波浪不能沒、既而見一龜負兒浮于水面微笑而已、高房驚喜曰、信大悲神力不少、又一善能除衆禍、昨日放龜、今日救子、何感應之速乎、遂至宰府、時有唐人僑者、高房語之曰、我欲造大悲像未得良材、僑曰、吾本邦清涼山麓湖中有白檀香木、時々放光、有佛母院僧、將欲刻聖像不果而逝、高房大喜、特以黃金附僑使歸國、僑既歸得像材、乃欲赴日域、聞官府不許、僑乃題其木曰、此稱檀香木、長三尺六寸、周四尺八寸、寄日本高房、如是題已輒投于南海、無何高房薨、其子爲黃門郎遷鎮西府、因巡按次村民告白、此海畔

每有光怪、黃門以爲不祥、乃至其處視之、則清涼之香木也、感激特甚、因當造大悲像以奉先君遺意、乃攜香木赴京師、至攝州島下郡少時憇、像材重而不能搖、黃門驚怪密祈咒曰、若於此有緣者、願至京師像成當安此地、於是輕如故、乃擇良工、謁長谷寺禱之、七日而大士告曰、明晨當遇其人、翌日果有一童子、持一刀來、其形甚醜、黃門問曰、汝能爲吾刻大悲像否、童子答曰、我乃拙工、若許當効小伎、黃門甚喜、乃携歸京師、家人視童子議曰、此良材不可再得、先以他木試之、其容貌絕妙、因構一室、延童子造之、童曰、我閉戶誓千日刻千臂、君若能結齋禁、女婦可也、黃門諾之、便齋戒精進三年、及期啓戶視之、不知童子所在、而千手大悲像儼然、莊嚴具足、尊容端麗、於是方知、童子者即長谷觀音之應化也、此像靈應如響、未幾黃門西歸、時仁和四年二月四日也、有七男七女、寬平二年、值先嚴大祥諱辰、以遺誓故就今之地、創寶殿安其像、號曰補陀洛山總持寺、以薦冥福、自是靈驗益新、厥後後小松帝賜宸翰、由是愈增光耀、四衆謁之如水赴壑、至今關東之庶民、春秋間禮謁者不可勝計也、萬治年間、黃檗開山老和尚、嘗謁當寺、手書偈語讚美之、其真希有矣、云、

梅林寺 同郡茨木村にあり。寺記云、當院は中川瀬兵衛尉清秀菩提寺也、因つて院名清秀院と號す。

淨光寺 同郡古志部村にあり。淨土眞宗西本願寺門下也。圓照寺 一國願禪第廿八番 自總持寺一里半 同郡山田村にあり。本尊千手觀世音は、慈覺大師手造の尊像なり。

西方寺 同郡佐井寺村にあり。淨土眞宗西本願寺門下也。山田寺 一國願禪第十九番 自圓照寺十八町 同郡同所にあり。佐井寺と稱し、山田寺と號す、聖武天皇御宇、天平年中、行基僧正登當山、瑞光池中に見て、十一面大悲 三尺七寸 像を穿得たり、行基奏之、伽藍を營建して尊像を安置す、是則帝都に於いて、恒例御讀經を修する、廿一箇寺の其一院也、後世爲兵亂放火し、伽藍悉く灰燼せり。正保年中、釋樂順住山して再建す、時の領主板倉周防守羽林源重宗公鐘を寄附し、洛陽東寺の長者亮春題銘文、境内の神社古迹、各其部に比す。【三代實錄】卷第十云、貞觀七年五月十三日癸巳、延僧四口於神泉苑讀般若經、又僧六口七條大路行、分配朱雀道東西、朝夕二時讀般若心經、夜令佐比寺僧惠照修疫神祭、以防災疫、預仰左右京職、令東西九箇條男女人別輸一錢、以充僧布施供養、欲令京邑人民賴功德免天行也、云、

藥師堂 同所院中にあり。當寺與院と稱す。地藏堂 同所院中にあり。

栽松寺 同郡垂水村にあり。山號標榜山、聖德太子の開基、本尊觀世音は、太子手造の尊容なり。西成郡佛性院村大

願寺記に所載之。岩氏女 光世號 父の爲問菩提、終難髮佛乘に志し入當院、法諱不言尼と號す。大願寺記笑地藏の記、稚子繩手の所傳、各當寺に一致するの所なり。

蜂前寺 同郡味舌村にあり。山號靈峰山、院名金剛院は、聖武天皇御宇、天平勝寶年中、行基僧正難波の津に遊ぶ、爾時北方紫雲靈光あり、僧正爰に至る、老翁遇之、此所は大悲有緣の靈場也、急ぎ寺院を草創すべしとて、種々の珍菓を與へ、去空如も放光、就是行基自ら大悲の像を彫刻して安置せり、因つて放光山味舌寺と號す。民家も亦同之、後世賊徒競襲、領主雖防之勝利なし、爾時大悲の殿内より數千の蜂群り出て、賊を追退て終に鎮之、因つて靈峰山蜂前寺と改名せり。蜂塚竝に鎮守神、各其部に記す、萬治年中、宥清阿闍梨再興を加へ、中興開祖と成れり。

觀音寺 同郡吹田村高濱の地にあり。山號高濱山と稱す、所因地名也、聖武天皇御宇、天平年中、此地に於いて、瑞光近里を照し、貴賤群を成、奏之以行基僧正に勅して瑞光を見せしめ、栴檀香木を得給ふ、是則佛乘有緣の地也。十一探手半の正觀音の像を試に彫刻す、異香四方に滿り、光明皇后の御願に應じて、寺院を創建して尊像を安置し、觀音靈場と成せり。始法相宗の僧守之、圓光大師暫居の後、淨土宗門の精舎と成る、應仁の亂世、佛閣僧坊悉灰燼

して、今纔に草堂と成れり、世俗試の觀音と稱す。

禪福寺 同郡同村にあり。禪宗妙心寺末派也、近歲大坂八町目寺町、大仙禪寺の先住南江和尚住寺せり。

護國寺 同郡同村にあり。【伽藍開基記】云、牛頭山護國寺開山禪師、名宗令號大徹、大隅州人也、幼穎異、至僧舍、見僧讀經、輒欣然有棄俗之志、稍長即剃落受具、好行慈濟忘時人、以其苦行號爲菩薩、師每恨大法未明、聞總持峨山碩和尚唱洞上之道望尊一時、徑造焉、問答之間、瞥然契悟、自是咨扣日深承受記前、康曆二年經行攝州下島郡創梵刹、手造地藏像奉於正殿、即今之護國寺也、於是開堂演法、爲峨山燒香、衲子塵至、後詣越中之立山、愛其風景、建寺號立川、繼開南明、凡三處皆爲開山之祖、其在立川時、偶經行林外、有衣冠異人出迎曰、望師道價久矣、今幸一遇、願授戒法、師乃授以無相禪戒、其人禮謝已、尋升立山乘空而去、衆始知爲當山權現神也、下野那須原有石妖、常損人、號爲殺生石、民患之、閉於朝、帝集群臣會議、咸曰、凡安國利民必藉乎佛慈、帝欲擢禪教有道之士、時議非宗令無以能應命、乃詔師詣石示教、訖以杖擊之、石即震吼汗下、自爾妖絕、上大悅、於是聲起朝野、尋歸總持、侍峨山者數日、一日示微疾、謂左右曰、我死後茶毘收骨灰勿遠去、只瘞此山、蓋我死生不欲離師也、又云我曾造地藏、在護國、即我幻軀、母復

立肖像、言訖坐脫、一僧高聲嘆曰、師既去矣、奈何不留最後之語乎、師即開目書頌擲筆而去、時應永十二年正月二十五日也、春秋七十有六、僧臘五十有九、四方聞者無不嘆異、門人遵遺命寔于本山西北隅、塔曰傳法、嗣其法者十有六人、而歸依授戒男女莫知其數、云、

帝釋寺 同郡乃山村にあり。本尊彌陀尺五寸、惠心僧都手造尊像也、開基年曆未考。慶長年中、教譽道圓大德中興開祖として、常念佛の道場也。

帝釋堂 同所境内にあり。聖德太子自ら彫刻の帝釋天の像立像四尺五寸を安置す。此尊像を以つて帝釋寺と號するの處なり。

攝陽群談卷第十四

後志 編集

○寺院の部下之一

最勝寺 豊島郡洲到止村にあり。淨土眞宗東本願寺門下佛光寺組の道場なり。
妙圓寺 同郡椋橋村にあり。淨土眞宗西本願寺門下の道場なり。

善徳寺 同郡長島村にあり。宗門本寺右に同じ。

明福寺 同郡同所にあり。宗門本寺右に同じ。

興法寺 同郡石蓮寺村にあり。本寺右に同じ。

寶昌寺 一國福禪三番自山田寺行程一里、同郡熊野田村にあり。本尊正觀自在菩薩は、行基菩薩の彫刻、靈驗新なる尊像也。

日孟草菴 同郡同村にあり。【草山集】云、攝州熊野田日孟法師、中川氏、諱日孟秀典、若州小濱人也、家雖甚富、志在佛乘、年二十七、棄妻及二子出家、聞日堯上人德風、投于京師、法師父母不勝思慕、母特涕泣逐來、法師漸誘返之、於是乎遂志焉、教藏生公、關絳紗于洛北崎、法師從之聽教

攝陽群談卷第十三終

觀之旨、尋遊飯高日尊若耶夢門之門、精習有年矣、立本寺日純有道譽、特竄跡於山科、法師抱慕藹之志、就旁縛廬日夕親炙、純付以所居精舍、無幾復隱舊廬、其所蓄持經一部、麻衣楮衾而已、法師有一僧、伽梨相傳佛在世之物也、觀念誦經時、必置之側焉、常在室內禪誦度日、暮年出山科如攝州熊野田、盤結草庵、佛座之外以土爲牀、倍勉禪誦若耶日雄素望法師之風、來共枯淡、頃之法師以草菴屬雄、云、西福寺 同郡小曾根村にあり。淨土眞宗西本願寺門下、西成郡天満興正寺御堂に屬す。

常光寺 同所にあり。宗門本寺右に同じ。

養照寺 同所にあり。宗門本寺右に同じ。

如來寺 同郡箕輪村にあり。淨土眞宗西本願寺門下なり。

長光寺 同所にあり。宗門本寺右に同じ。

法華寺 同郡原田村にあり。【草山集】云、攝州原田法華寺

日雄法師、若州小濱内藤氏之子也、母永井氏、日雄名也、實成號也、其娠時有感異瑞、因茲父心誓曰、此子出胎捨爲佛子、以天正十年壬午佛誕日生、生期月、父約後瀬山日賢僧都作弟子、字呼少將、年始三歲、投妙興寺、及十五歲更

字善住、乃入勢井譚林、晨講夕磨七送歲序、僧都嘗崩一院於後瀬山中、法師自勢井歸、住于茲三四年矣、慶長十年、法師二十四歲、登身延山棲七面峰三載、讀誦法華一千部、

其初住時怪事甚夥、方夜聞邪許之聲、如曳大木巨石、從虛空落瓦礫、或從屋梁垂人之隻脚、自此夜々有轉大木之聲、比及三十日、下神前之池汲水、有一圓木飛墜于前、徑一尺、長二尺許、應時山壑大震、如斯事七八度、三七日後、晡時入堂讀誦、已四卷訖、戶扇有聲俄倒、其響如山崩、暴風復頻入來、法師誦經自若、既出則其戶如故、此山冬日雪深丈餘、亦無鳥獸之踪、時苦行者四五人來而問路、如此之類多矣、寒無水、野蔬亦無、煮雪敲冰而炊、才以辛莖爲美而已、明年四月八日、法師欲詣延山出峰、山麓赤澤有村民某、此日期迄其家、路猶雪深、行可一里、卒遇風雪、前路漫々不知所之、會臨懸崖、因思此下必有蹊乎、乃緣木援枝而下、枝忽折矣、踉轉不覺至山足、而中間氣絕、至暮方蘇、四顧不辨方所、欲左欲右踟躕久矣、於是自作鬪問於七面神、乃就右邊而行里許、忽見遠火、法師欣而趨之、又里許得其所、則赤澤之某家也、夜既遇二更、一村皆寐、獨此家遇馬之病、燒燈未眠、法師以爲神援也、千部之期將滿矣、方斯時乎、家父切慕法師、廼遣法師兄某促歸、法師曰、千部今餘三四十部、吾待願滿日歸省未晚也、兄曰、家父戀子太切、今若不返怕命不久矣、法師曰、冥慮不測、吾其決於神乎、而得籤則在歸、三之皆然、依此還于若耶、從是又隱于攝之長久寺、勤修積年、寬永七年、法師四十九歲、春三月二十

八日、尋同州熊野田千里山、栖止者六年、尤勤讀誦、阿部備中守家幹、近藤五郎左衛門、及山本新兵衛二人、同心卜同州原田妙見山、創寺延法師、法師辭之、請彌固、已而應焉、落之名法華寺、時法師五十四歲、居九旬益積讀誦之功矣、寬永廿年、法師齒六十二、秋九月廿四日、以法華寺付弟子日遙、菟裘于寺之側、又修讀誦四年矣、遙嘗問曰、師年來讀誦幾何、曰、吾前錄一萬部、厥後不復記耳、正保三年、法師六十五、秋九月十五日、入山州鳴瀧三寶寺結草廬、更作讀誦八年、承應二年、七十二歲、偶歸故國、而築一室屏居、顏曰即圓坊、讀誦之業、日夜不廢、居三歲、乃寂于茲、春秋七十四、明曆元年四月十九日也、法師嘗傳持於佛在世之大衣、華光寺日梵律師、一見此衣、深生希有之想、數載之後、欲復拜之、詣法華寺、既抵本照寺、住持僧日圭相迎曰、如今遠來何事、律師乃語所由、圭曰、奇哉感應之如此也、日雄近日欲以彼袈裟授與于公、而將赴京師、且待須臾、日雄來、律師感悅、即就原田遂受僧伽梨歸矣、厥後律師以此衣授余、余讀其記曰、此大衣者、佛世已降三國傳來乃至日孟、孟傳日須、須傳日雄、雄傳日林、余憑茲知法師之名也、因問律師、雄者何人也、曰有德之人、精修無比、嘗關原田法華寺、曰、有行狀乎、曰、吾未見之、而今有雄之嗣住於原田、吾當問之、未幾檢錄事條而來、律師曰、此記如是、願

勞子之刪手可乎、余雖固拙文亦其授衣之孫也、豈宜以拙而辭焉哉、於是乎卒采筆而不敢妄削一事、猶恐有漏脫、法師之貽、厥必藏諸匱、以後大手筆者也、云、
佛日寺 同郡麻田村吾孫子山にあり。當鄉領主青木前甲斐守法講草創。黃檗山惠林禪師を招請して開闢。黃檗開山湛山隱元禪師、竝に當寺開山惠林禪師湛山和尚の影像あり。釋迦院 同郡才田村にあり。當寺傳來の寶物、佛在世の鐵鉢は、當莊の窟より出たり。因つて院名釋迦院と稱し、地名尊鉢と號す。眞言僧守之。
常福寺 當國順禮二十番目 同郡神田村にあり。本尊千手觀世音久安寺行釋一里半は、行基菩薩彫刻の靈像。當國順禮札所也。
西之坊 同所にあり。能勢郡吉川村高代寺末院として、眞言僧守之。
高法寺 同郡池田村にあり。山號待兼山、本尊は、十一面觀世音。開基は、行基菩薩なり。當寺往昔、歌名所持兼山の絶頂にあり。永祿年中まで池田城主筑後守祈願所たり。其後兵火の災に罹灰燼して、今の勝地に移す。
淨國寺 同郡同所にあり。淨土宗門の道場也。
壽命寺 同所にあり。山號醫王山、寺記云、本尊藥師如來は、吳織穴織二女神、來臨の時、海上護持の尊像也。聖武天皇御宇、行基僧正、二女神社に參籠、明且に及んで神託曰、

吾將來の藥師佛、當邑唐船淵にあり、佛法值遇を待こと久し。汝是を探求て、宜く佛場を修せよ、行基驚き、神の告に隨淵底を探て得之。行基此地を去とするに、佛像肩に重、盤石を負が如し、有縁の地ならんと、即時草室を結、尊像を安置し、自十二神將を手造し、四天王を彫刻して相並り。因つて神願寺と號す。于時天下疫病在て、國民の患と成れり、帝行基に勅して、此尊像に祈しめ給ふ、光明四方に滿て、疫病終に悉退せり。此時神願寺を改、醫王山壽命寺と勅號を以つて改之。

西光寺 同所にあり。淨土宗門知恩院末寺也。
大廣寺 同所にあり。山號鹽增山、文明年中、池田城主藤筑後守營建、曹洞禪寺と成る。同姓備後守再建、筑後守石碑其部に然り。
妙應堂 同郡畑村天神社。本地堂惠心僧都彫刻の觀世音を安置す、草庵を呼で淨壽庵と稱す。往昔大道場にして、石積山千寶寺と號し、密宗僧守之。荒木攝州敗績の時、舞馬の變に懸り、諸堂悉く破壊す、天神社記其部に詳なり。
藥師堂 同所西の方にあり。東の方に岩窟あり、内に秘したる地藏尊は、弘法大師の手造也。
正溫庵 同郡中河原村にあり。山城國嵯峨天龍寺末菴なり。無二庵 同郡古江村にあり。郡内池田邑大廣禪寺末菴なり。

東禪庵 同郡東山村にあり。山號瑠璃光山、紫雲寺と號す。寺記云、聖武天皇御宇、萬民水旱の愁、四體病厄の難在て悲之、帝憐玉ひ、行基僧正に勅し、寺塔を興立して、萬民豐樂を祈べしと也。于時行基諸國に巡り、是に至の時、北嶺の東嶽に靈光あるを見る、山の色紺瑠璃の如し、因つて藥師佛有縁の地也とて、尊容を彫刻して、當山に安置せしむ、藥師の淨刹を以つて東山と稱す。星霜時移り、數度兵火の災に罹り、諸堂悉く灰燼せり。中興開山一麟和尚其落を訪ひ、今纔の寺院と成て東禪庵と稱し、郡内池田郡大廣禪寺の末菴と成れり。

久安寺 一國順禮十九番 同郡伏尾村にあり、寺記云、山號大澤山安養院は、聖武天皇御宇、神龜二年、菩薩僧行基開基、本尊千手觀世音は、閻浮檀金八分の鑄像也。是則當郷の澤中より、光明出現して、行基得之靈佛なり。行基も亦千手大悲尊を彫刻して、金像を籠納む。久安元年、近衛帝御宇再建、久安寺と改め賜勅額、賢實上人を中興開祖とす。此時四十九院にして、七十餘町の香花田あり、文祿年中没收せり。勅額宸翰の靈威に因つて、當山終に霹靂の災なし。當院什物、不逞枚擧、因つて略之。就中弘法大師自筆の牛王寶印、竝に圓光大師の名號、熊谷入道に附屬し給。其狀云、

其方後世一大事と思召ゆる進候名號也、疑は其身の因
果たるべし、假に來て無常をしらず、電光石の火あり
て、あらね露の身の消ん事の、目の前に残るものと
て、名謀を長くをもへる人心、唯何事も南無阿彌陀佛、
九月十三日 源空在判

蓮生

御影堂 同所院中にあり。此所弘法大師暫く住居の地。草
室の古迹なり。是則天長年中、祈雨壇場と云へり。大師の
像は、眞如法親王畫之。今安置の木像は、蓮慶の所造なり。
開山行基、中興賢實影像は、皆自ら彫刻して所納于是也。
護摩堂 同所院中にあり。天下泰平國家長久の御祈禱、每
歲三季に修之護摩壇場なり。

安養寺 同所別院にあり。本尊彌陀、當院上古は安養尼寺
にて、光明三昧を修す、星霜積て破壊し、今纔なる小宇と
成れり。

菩提寺 同所別院にあり。聖武天皇御宇營建、古佛地藏尊
十王像を安置す。

慈恩寺 同所山内の外院八町乾の方にあり。本尊、多聞・大
黒・辨財天の三像を安置す。上古は此三像三箇院にあり。
樓門 同所久安寺山門也、飛驒番匠の所造、金剛力士は、佛
工運慶手造也、凡當山鎮守・神社・名所・舊迹・名物・土産

等、拾之各部に分て記之、

【伽藍開基記】云、此寺菩薩僧行基開創之所、觀音大士之靈
場也、初號大澤山安養院、入皇四十五代聖武天皇、神龜二
年、行基菩薩抵攝州豐島郡猪名川邊、有一老翁、持銀弓金
箭謂基曰、吾待師久矣、基問曰、翁何人耶、曰、自是之東有
觀自在遊化之刹、吾常住其山而護佛法、師於此地能立精
舍者、有益群生多矣、乃挽基赴其地、山下有大川、不得渡、
而基密持神咒、水忽逆流如陸行、故名之曰逆川、既登山上、
林巒幽邃、而東望長河湯々、南有朱雀池、北有靈峰、名立
武嶽、常起五雲、誠是四神相應之靈區也、輒有創立之意、
老翁曰、有時逢聖師、即吾願滿足矣、吾是白山妙理權現也、
應當守護佛法、言已不見、異香滿山、紫雲鸞、天樂遙鳴、
從澤中放光、現閣浮檀金所造千手大悲像、其長一寸八分、
基大喜乃以僧伽梨奉之、既而構小宇以安之、精修勤行、時
天皇聞其靈瑞、詔迎尊像、入金闕拜覽、即敕創精蓋以安之、
其左右置不動・多聞天及二十八部衆、又朱雀池之西畔、構
三寶荒神祠、以爲伽藍神、金堂安藥師佛像、又設講堂置毘
盧遮那佛、其旁置五大尊、又有多寶塔、置五佛像及佛舍利、
又有食堂・鐘樓・僧房等若干、樓門之西別構一院、安無量
壽佛像、號曰安養寺、又千代橋之南建菩薩寺、安地藏菩薩
其左右置冥官十王像、又設鎮守・神社・經藏等、又於山頂

置北天王・辨財天・大黒天神、號慈恩寺、山中有子院若干
所、實大伽藍也、厥後第五十三代淳和帝、天長年間、弘法

大師、駐錫宣密教、或書寫般若經撰災疫、或請善女龍王消
旱荒、或寫兩部曼荼羅、時有異人來詢法要云、後六十八主
後一條帝、治安三年、敕使佛工定朝一刀三禮、而造長一尺
八寸千手大悲像、納金像於臂中、其靈感日新也、保延六年
之冬、厄於火、本殿講堂悉爲煨燼、大衆凌焰火入本殿、不
見本尊、既至夜見西山之岩上、有光怪、尋見大悲尊像儼然、
既而近衛天皇、聞菩薩靈驗、於久安元年、敕重興之、自此至
元祿二
年五百四
十四年矣特賜宸書額、號久安寺、又賜莊田七十餘
町、永充香積、又建子院四十九所、以表親史之七七摩尼殿、
又安養寺西旁、構六尼院、晨鐘夕梵響、應林嶽乃一方名利
也、時住持賢實上人、不測人也、道高德廣、不知其姓氏、其
術如神、帝詔賢實、入內殿說法、允稱皇情、龍顏大悅、特賜
宸書、敕建四十九院、推賢實上人爲中興之祖、詳在本記、
茲略焉、

如意輪寺 同郡如意谷村にあり。山號摩尼山、院名寶珠院
と稱す。寺記云、弘法大師諸國に遍參して、河内國錦部郡
に於て、老翁に遇り、大師に告て曰、攝州豐島郡に如意輪
有縁の靈場あり、宜く寺院を營べしと也、翁は則役小角
再來也、大師當山に登り、如意輪大悲尊像一刀彫刻して、

眞言を誦し、三禮を成し、名號を唱へ、三日三夜に及んで
其功既に成り、因つて寺院を創建して、靈像を安置す。

陽成天皇御宇、元慶四年庚子、賜莊園、後土御門院御宇、
應仁年中兵火し、伽藍悉く灰燼せり。世既に治て漸く草
堂に安置す。每歲六月十八日、法會執行あり、村民群集す。
大宮寺 同郡萱野村にあり、山號醫王山と稱す。宇多天皇

御宇、寬平四壬子年、聖寶尊師開基之處也、豐島郡司左衛
門尉、時原佐道宅に就て、當山に登り、守護の山神牛頭天
王之教に隨順して、自ら藥師佛の像を彫刻して寺院を創
建し、本尊に安置す、神の教を以つて大宮寺と號す。當山
に大巖あり、高十有二丈、自然と藥師の形容あり、世俗藥
師岩と稱す、是則藥師有縁の靈場たるの處なり。毎年正
月元日より七日に至り、修正會を勤行す。同八日の大法
會は、奪玉祭と號て、木の枝一本にして十二段あるを、に餅を附
て堂上に饌飭、萱野の莊内十箇所の村民、悉富札を入れ
て設之、其家必幸ありと云へり。九月十四日鎮守神の祭
祀は、其部に比す。鐘樓・客殿・庫裏等の數字、境内にあり。

箕面寺 一國顯靈廿一番自
常福寺行經一里 同郡平尾村にあり。寺記云、持統天
皇御宇、役小角之開基、山の形容を以つて、箕面の寺號あ
り、本堂本尊は、如意輪大悲尊像也、當山に祭祀の辨財天
は、日本第一の尊體、毎年正月富の大法會あり、岩本坊修

之、其記神社門天女社記に然り、因つて於于是略之。【扶桑隱逸傳】云、役小角在攝州箕面山、夢入瀧口、謁龍樹大士、覺後構伽藍、自此號箕面寺、爲龍樹淨刹、世曰小角、自坐草座、載母於鉢、泛海入唐云、【伽藍開基記】云、開基役小角者、役公氏、和州葛城上郡荊原村人、少敏悟博學、志佛乘、三十二、棄家入葛木山、居岩窟者三十餘歲、藤葛爲衣、食松果、持孔雀明王咒、駕五色雲遊仙府、驅逐鬼神以爲使令、日域靈區修歷殆徧、至攝州箕面山瀧、小角夢、入瀧口謁龍樹菩薩、覺後構伽藍、號箕面寺、爲龍樹淨刹云、山内の名所、舊迹、部に分つて記之、

【千】十六

法親王覺性

みのをの山寺に日比こもりて、出侍りけり曉、月のおもしろく侍りければ讀る。

木の間もる有明の月のおくらすは、獨や山の岸を
出まし

勝尾寺 同郡平尾村勝尾山にあり。神龜四年、善仲・善算、茅室を當山に結で、靜居年あり。寶龜八年、開成皇子寺院を草創し給て、始て彌勒寺と號す。貞觀年中の寺務行巡上人に、勅額を改賜て、勝尾寺と成れり、山號應頂山と稱す。大伽藍の靈區たりと云とも、壽永年中の變、天下騒動して、兵火六十八字一夕に灰燼す、今境内の諸堂、次に記せ

(善仲善算)

り。【元亨釋書】卷第十五云、釋善仲・善算、攝州刺史藤致房之雙兒也、母源氏、紀州刺史懷位之第八女、慶雲四年正月十五日、夢蓮華二莖從空飛入口中、覺後胸中如吞物、而有娠、母以夢故懷胎之間、不嘗葷腥、常對佛像跪坐、和銅元年正月十五日、平旦誕之、母無痛苦、而室有異香、一胞之中二兒相對、不啼哭常含笑、在孩稚聰慧過群孺、九歲師事天王寺榮湛、十七剃髮受菩薩戒、甫冠歲、學通内外、人皆曰、夙智開發、二人常竝頭相語而流淚、人無測也、曾欲以其居隣塵寰、白其師遁山谷、湛不許、神龜四年春、二人潛逃入山、遙見一峯、紫雲飄飄、思必靈地、縛草庵安居清修、今勝尾山也、經行之地苔蘚痕分、禪榻之畔鳥獸成群、常共嘆曰、願不捨此身必往淨刹、神護景雲二年二月十五日、仲乘草座忽飛去、年六十一、爾後算不語禪座、三年七月十五日、冲天而沒西、歲準仲而知、云、同卷云、釋開成光仁帝子、桓武兄也、幼敏穎、而志佛乘、上甚鍾愛、天平神護元年正月一日、潛出宮入勝尾山、疊石爲塔、禪宴其側、二月十五日、仲算二師經行山中、適見問曰、神彩麗靚又孔稚矣、深山孤闕、何爲居此、皇子告素志、二師驚曰、已四旬餘、以何爲食、對曰、二鳥銜物置石塔上、我等嘗之、不知其味、而又甘美、日々如是、爾來雨露又不霑、二人相顧嘆嗟、延歸庵所、即日就二師、剃髮受戒、一日二師與成、鼎坐相語、

(子皇成開)

(如證)

四生、更冀天子黎庶福壽康寧、誓已五體投地、時四方山木皆悉偃、食頃而條直、只西方一松樹獨猶偃、然後三百年、寬治末年、自朽倒、初寶龜始、光仁帝聞金水之事、捨官租建如法堂、移桂窟之居、及彌勒寺成、納田數百畝爲寺產、天應元年十月四日、手執香爐、向西低頭而寂、壽五十八、成平時自刻藥師像奉事焉、趨化時、其像淚滴、至花座後、門弟子以像度經堂、其像猶在、淚痕如新、云、同卷第九日、釋證如、姓時氏、時原氏、攝州豐島郡吏佐通之子也、母藤氏、出初國、大和宮、嘗愁無嗣、每月望詣佛塔求子、經三歲未曾忘也、天應元年、四月五產一子乃如也、如甫七歲、母年三十三、語其夫曰、我子已長成矣、亦無慮焉、願許我爲尼、夫曰、我志亦爾、兒聞父母出家、悲泣甚切、父母慰誘未決、翌日有比丘到家、夫婦說本志、比丘曰、二人皆壯齡也、然言剃落、真火中之蓮也、兒在側聞比丘語、亦索剃髮、夫婦竝兒、同日出家、仍留比丘、三人者朝夕勤修、三年後、比丘失所在、兒年十五、仲春十八日、父母沐浴淨衣、中夜一時而逝、如乃投郡彌勒寺、後勸改勝尾寺、證道、學顯密之教、性耐修練、住山五十年、或時別構草庵、絕言語謝人事、專精練行、一夕天樂響空、如怪聞之、忽有人叩戶、如忌言、故鳴磬令思、戶外人曰、我是播州賀古郡驛北居民沙彌教信也、今往極樂、明年今日、上人亦可如我、故共聖衆來告耳、語已而去、微

嗚咽涕泣、傍人聳聽、不知何事、良久二師避席揖成曰、證本有五智、震法雷五趣、只此二句衆人聞知、餘語不能曉、二公授經帙、并讓菴而佗之、初二師發願寫般若經、啓白日、黑雲俄起雷落地、二師以其地爲靈所、規置般若、今最勝峯是也、人又夢、黃牛行道其地、二公乃種楮於此地、上張羅網不令鳥下、傍設欄援亦拒獸踐、已而紙成、以書事託成而去、成居山爲第二世、又業寫般若、欲得淨金水、祈求勝相、限以七日、滿夜夢、一人容儀端嚴、衣冠莊麗、手持青綿苞、立房側石上曰、我以此金與師、爲泥墨、成受之、便問公爲誰、彼人以偈答曰、得道以來不動性、自八正道垂權跡、能得解脫苦衆生、故號八幡大菩薩、覺見凡上、有金錠、徑三寸、長七寸、成感喜交集、其所立石、今尙存焉、又祈水一日、夜夢、一人自北方飛來、形如夜叉、曰、八幡大神、令我取天竺白鷺池水、來充師之經滴也、成問誰乎、答曰、信州諏訪南宮也、寤而見之、清水盈闕伽器、成得金水、乃棲桂窟、大桂窟、防自然如洞窟、在山中、寫般若經、寶龜三年二月夢、八面八臂鬼、長丈餘、率百千眷屬、各取經紙投散山谷、夢覺知魔障、欲慰供之、而不委軌則、忽二鳥飛來落二札、祭文儀軌也、成依軌供祭焉、又無事矣、世傳其軌、所謂荒神供也、經六寒暑而功畢、金水亦無剩闕、就雷墮之地建道場、而安經、遠期龍華之會、故號彌勒寺、成藏經時誓曰、願以此淨業回六趣

光入廬、斯須便滅、如明旦出廬語弟子勝鑑、令其往播州決真偽、鑑至彼驛北、果有竹扉、庭下一屍、群犬已狼藉之、勝大石上有新刻、容顏不損、眼口似笑、香氣襲人、村里男女往還、道傍聞勝鑒之來、雲集、而勝鑒嘆曰、此乃我夫也、相對而哭、鑑曰、何爲哭、婦曰、死人是我夫也、名教信、常念彌陀、我老而別、不能無懷、又貧而不舉喪、已爲烏犬所得、我欲不哭而可得乎、便指兒曰、此童乃信之子也、鑑歸語此事、如曰、我絕言語勤修練、不知信之念佛也、自此巡察洛、讚說佛乘、勤誘念佛、貞觀八年八月一日、辭諸徒屏草廬、十五日出室、沐浴告門人曰、去年教信之告今相當也、各乞努力、莫怠勤修、乃入室閉戶、中夜金光耀煜、香氣普薰、天曉門弟子等開戶、手結定印、端座而寂、年八十七、徒弟不堪戀慕、延葬三七日、其間室無臭氣、闕維後手印不壞、諸徒造石塔、藏印手并靈骨、如精進絕倫、旬二飯、一月六食、斷語二十歲、行常不輟行、十六萬七千六百餘家、其所過之宅、必留異香、常閉室而坐、弟子猶不見面者數日、行道之時、異僧常相隨、云、同卷第十日、釋行巡爲勝尾寺第六座主、貞觀中、帝不豫、求法驗諸名醫、乃勅巡赴都、巡不赴、宮使金吾校尉藤佐道曰、我聞牽土之濱無不王臣、師雖在方外、豈不居王地乎、願速起謝恩、巡便卓杖於地、敷草座而坐曰、我不坐王地、金吾曰、杖下豈非王土邪、巡便坐騰空高丈餘、潏然而住、金吾驚異歸奏、巡尙不下一日夜、帝聞奏渴仰、

(巡行)

又加四天王像、凡五尊、三十日而成、八月十八日、妙觀合掌對像而化、所從十八人一時不見、時人曰、刻像之日一十八、像成之日一十八、刻像之人一十八、觀死之日一十八、靈應之數不虛設、國俗以十八日爲此像爾來感驗日新、正曆元年庚寅、大宋淳化、宋商二人來、一台州人周文德、一務州人楊仁紹、二商曰、百濟國后妃有美姿、國主愛重、未適壯齡、其髮早白、后愁之、服靈藥求法驗、二事無効、王又憂之、一夕后夢、日本勝尾寺千手大悲、靈感無比、汝其祈之、覺後后悅甚、便向日本國作禮祈求、又夢、日本國一山、出光照掖庭、夢覺后髮紺碧過始、以是寄我等二人、以闕伽器・金鼓・金鐘等什物、遙獻彼像、不知勝尾寺爲何處、大宰府使使者送到寺、云、

如法堂 同所院中にあり。本尊藥師如來は、開成皇子一刀三禮彫刻の佛像也。此尊像皇子遷化の時、涙滴佛座を浸し玉へり、時人泣藥師と稱す。【元亨釋書】卷第十五曰、開成皇子、自刻藥師像奉事焉、趨化時、其像淚滴至花座、後門弟子以像度經堂、其像今猶在、淚痕如新濕、云、

開山堂 同所院中にあり。當山開祖、善仲・善算・開成皇子・行巡上人の影像を置り、因つて開山堂と號す。所載于【元亨釋書】前に記す。

二階堂 同所にあり。一名御影堂と稱す、惠心僧都彫刻の

重救曰、雖不入宮願垂覆護、巡獻法衣一領、念珠一串、宮使擊二物上京、中途衣珠自飛入雲、宮使奏此事、然而衣珠先來在帝枕上、帝聞慨異之間、見枕上二物起立作禮、帝病乃愈、上大悅、捨莊田永爲寺產、初此寺名彌勒寺、巡不應詔、而承帝眷、以正夫勝天子、故救改賜額於勝尾寺、山彌後帝辟位幸勝尾寺、而巡已歸寂、徒弟稱光華、云、【三代實錄】卷第三十八曰、元慶四年十二月四日、天皇寄事頭陀、意切經行、便欲歷覽名山佛瑞、於是始自山城國貞觀寺、至于大和國東大寺・香山・神野・比蘇・龍門・大瀧・攝津・國勝尾山、諸有名之處、經廻禮佛、或處留住、踰旬乃去、自勝尾山歸於山城國海印寺云、凡て當寺の諸堂、次に記す。名所・舊迹・石浮屠・名石・名木・井水等の類は、分部記之。歴世御朱印地也。

講堂 一國師禮廿二番目、同所院內當寺本堂也。本尊十一面千手大悲、立像、栴檀香木を以つて、比丘妙觀手造し給ふの靈像也。【元亨釋書】第廿八日、勝尾寺講堂觀自在像者、寶龜八年堂成、九年九月、日州沙門興日、語座主開成曰、傳聞講堂已成未有像、我有八尺白檀香木、願捨爲像材、成乃遣比丘豐南赴西海迎之、十年夏到寺、而未有良工、十一年七月十五日、比丘妙觀者來曰、我能刻像得否、成許諾、三日後僧侶童輩惣十八人、伴觀來雕像、千臂千目、莊麗端嚴、

彌陀、并に善導・圓光二大師、勝如上人の影像を安置す。高樓を以つて二階堂と號す。

傳記云、勝如上人、住山五十年、或時圓光大師、草室を是に結で、專修念佛勤行あり、一夕夢中に善導大師に見玉ふ、師告曰、汝能專修念佛を始る事尊しと。淨土布薩の眞戒を附屬し、且勝尾寺は、日域無雙の靈場、住山專修すべしと也。師の言に應諾して、住山念佛四年、一夕亦善導に見ゆ、圓光禮拜す、師も亦然之、師弟互に合掌の像、左右の扉に移り、嚴然たる事畫工の如圖之、今猶當院寶物にあり、世云板御影是也。

般若臺 同所にあり。開成皇子轉讀の般若經、及佛像を籠納るの處なり。

文珠堂 同所にあり。本尊文珠菩薩は、開成皇子彫刻の靈像、當山奥院と號す。

釋迦堂 同所にあり、東谷と號す、本尊釋迦・大日を安置す。二尊相共に開成皇子の彫刻也。

經藏 同所にあり。一切經藏也。【續日本後紀】卷第二曰、緣景雲之年八幡大菩薩所告、至天長年中、仰太宰府得寫一切經、至是安置彌勒寺、今更復令寫一通置之神護寺、云、彌勒寺也、今の勝尾寺也。

寶藏 同所にあり。當寺歷世相傳の什物を藏納、奉始天子、

(影御板)

群卿將軍家悉く崇敬寄附の寶物等、不逞枚舉、于是略之。所載于【元亨釋書】之闕伽器・金鼓・金鐘等、今猶寶藏にあり元兵火に燒失とも云へり

御影堂 同所にあり、弘法大師の木像を安置す。

護摩堂 同所にあり、弘法大師彫刻の五大尊を本尊とし、護摩執行の壇場也。

御供所 同所にあり、諸堂佛像に備祭の供物、運送の處なり。

鐘樓 同所にあり、傳記云、此鐘、大宋國淳化元年、百濟國王の后妃所獻之、金鐘三尺五寸【元亨釋書】に出る名鐘也と云ども、元曆元年爲兵火灰燼せり、後世其落を訪ひ、金鐘の圖を寫鑄る。元和二年九月十四日に再烟燒せり、正保年中重て寫造して、今に鐘樓にあり。

雲居寺 同所院中にあり、陸奥國松島僧、住山するの舊室を以つて、號之云へり。

遠林坊 同所院中にあり。

木食庵 同所院中にあり、木食修行の道場なり。

竹林菴 同所院中にあり、惠心僧都彫刻の彌陀尊像を安置す。

周永菴 同所院中にあり。

二尊院 同所院中にあり、或は松林庵と號す、本尊彌陀如

來は、惠心僧都安阿彌の彫刻也、一軀兩作を以つて、世俗背較彌陀と稱す。

骨堂 同所院中にあり、髮髻死骨を納の處なり。

樓門 同所弘法大師彫刻の四天王像を置り。

神咒院 同所外院瀧の谷にあり。

地藏院 同所山内の地藏堂なり。

帝釋寺 同所外院にあり、本尊帝釋天王は、聖德太子の手造也、山號寶生山、清和天皇御草創、每歲七月十六日法會あり、山頭より三十餘町を隔たり、阿彌陀堂・千佛堂の舊地、略之。

衡門 勝尾山より卅六町麓にあり、此外鎮守・神社・名所・舊跡、及山林の名物等は、分部記之、因つて于是略す。僧坊廿三宇、所謂無量院・不動院・寶藏院・知足院・地藏院・文珠院・普賢院・正覺院・吉祥院・金剛院・觀音院・小池院・寶城院・般若院・彌勒院・法輪院・寶泉院・教學院・寶音院・千手院・萬德院・密嚴院・二尊院なり、各諸堂に勤修す。

玉泉寺 同郡上止々呂美村にあり、山號如意山と稱す、開成皇子の開基、本尊觀世音は、佛工定朝の手造、靈驗新なる尊像なり。

願勝寺 同所にあり、開成皇子の開基、本尊釋迦慈覺大師の手造、竝に弘法大師彫刻の十一面觀世音、佛工春日所

造の大日如來を安置せり。

西如寺 同所にあり、淨土宗門の道場なり。

豐樂寺 同所下止々呂美村にあり、天平勝寶年中、光明皇后の開基、本尊藥師如來を安置せり、近歲寺院靈佛等、炎上して寺記悉く燒失す、皇后の塔院中にあり、分部記之。

高代寺 能勢郡吉川村にあり、山號七寶山と稱す、多田滿仲公法諱滿院の開基、本尊藥師如來を安置す、眞言僧守之。

法輪寺 同郡川尻村にあり、山號光明山と稱す、開祖證如上人、豐島郡勝尾山に住して、當院を草創し、自ら阿彌陀立像三尺二寸佛像を安置す、今無本寺にして眞言僧守之。

觀音堂 同郡余野村にあり、本尊千手觀世音は、當郷の山谷、水の流瀧の如響高し、土人流水を探見に、大悲尊容立像三尺二寸を得たり、因つて一字を造り、安置、佛像出現の地を、瀧谷と稱す。

西之坊 同郡同村にあり、本尊藥師佛は、昔當村中山氏何某、剃髮して、宗阿彌と號す、兼て佛乘に志し、寺院を草創し、中山藥王寺と號安置するの尊像、靈驗如も新也、寺院は終に破壊して、礎ばかりと成れり、古墳・碑等多く境内に残れりと云とも、何の塚と不知、佛像は、今此坊に安置せり。

遊仙寺 同郡同村にあり、山號朝日山と稱す、當院始は麓

(師藥試)

川の邊にあつて、遊川寺と書り、當寺第一の寶物、兆殿司十六善神畫像あり、是則山城國、東福寺什物一時同筆也と云へり、古墳其部に比す、淨土宗門僧守之。

善福寺 同郡木代村にあり、山號如意山と稱す、開成皇子の開基、本尊藥師如來、立像三尺日光・月光・十二神將、各佛工春日手造也、三十三年に相當の時、開錦帳、竝に本尊彫刻の以前、先試に藥師の小像を手造せり、是亦殿内に在て、試藥師と稱す、當村より、亥子餅を貢調とするの舊例あり、因つて貢調を祝するの御祈、當寺に於て修之、今眞言僧守之、貢調規式、舊屋門に詳なり。

長承寺 同郡同村にあり、山號垂水山、開成皇子の草創、大伽藍の靈區たりと云へども、破壊して後不能加修理、終に寺迹と成れり、本尊古佛等、今の善福寺にあり。

朝川寺 同郡同村にあり、長承寺舊地、山續、山號向陽山と稱す、禪宗道場也。

妙法寺 同郡倉垣村にあり、山號永昌山と稱す、法華宗門の僧守之。

大空寺 同郡野間村にあり、山號爲樂山と稱す、聖武天皇御宇、天平勝寶年中、行基開闢の處也。

月峯寺 一國願禮十六番自觀禪寺行禮四里、同郡大里村にあり、寺記云、聖德太子の草創、本尊千手觀世音は、百濟國日羅道者、當山に登て

香木を伐、同尊二軀を彫刻して、一尊は于是安置し、一軀は河邊郡尼崎大覺寺に安置せり。日羅山上に在て、岩上に端座し、護摩を修るの時、不動利劍虚空より降下の故に、劍尾山と號す。香木は則槻木也、是を以つて槻峯とも云へり。又千手薩捶の靈光、正に月光と旭を以つて、月峯寺と改む、山高して登こと五十町、大伽藍靈場たりと云へども、丹波國八上城主、波多野與兵衛所領を奪んため、當山に亂入て放火せり、于時天文十四年十二月二日也。其後今の月峯寺に地を引て、處を下山と云へり、至于寛文四年、禪宗僧若珠、山頭退轉の地を再營して、月峯本寺と改建と云へども、天和年中又退轉して、今の月峯寺一院と成れり。山内の不動石等、雜類に比せり。

洞雲寺 同郡栗柄村にあり。山號鷄足山と稱す、當寺開山奇山祥瑞和向は、當國有馬郡母子村、永澤寺通幻禪師門弟、一徑和尚の一弟子なり、嘉吉元年酉春三月營建、曹洞禪寺と成れり。

清山寺 同郡神山村にあり。寺記云、椎古天皇御宇、日羅道者、開闢の靈場、本尊千手觀世音は、天降の尊像也、或時日羅、山頭に靈氣を見て、其光源を尋ぬ、老翁忽然と出て、三草を與去、其一草千手大悲と化現し、二草も又不動・毘沙門の二尊と變化玉ふ、日羅感歎して、山頭に寺院を草

創し、三草山清山寺と號す。靈驗日々に新して、諸願不充と云事なし、貞觀十四年辰三月、熊野三所・白山・立山・吉野等の、六所權現を勸請して、鎮守神と成し、神威を増、因つて麓の里を神山村と稱す。元龜二年未十二月十四日、火災あつて、諸堂悉く燒失す、然に本尊虚空に飛行して、麓の叢中に端座す、守僧再拜謁して、今の神山村に移し、小堂に安置す。

地藏堂 同郡上杉村にあり。所傳云、行基菩薩、諸國遍參して、六十有餘の地藏尊を手造し、一國一軀安置の小堂を造立玉ふ、當國の其一宇一軀にして、伽羅陀仙の尊容なり。

持經寺 同郡地黃村にあり。法華宗京本隆寺末院に屬す。方廣寺 河邊郡布木村にあり。當院其始悲想山岩井寺と號す、松樹枝を垂、霜露零落して、終に破壊す、于時延寶六戊午年、領主青木甲斐守法壽訪其落、城州宇治郡、黃檗山木庵禪師を招請して再建、大覺山方廣禪寺と改む。

婆心寺 同郡田中村にあり。山號無量光山と稱す、禪宗道場なり。

雲祥寺 同郡川原村にあり。瑞光山雲祥禪寺也。觀福寺 一國願禪十五番 自誓光寺二里半 同郡同村にあり。山號光明山と稱す。開闢法道仙人、大化年中に草創、本堂十一面千手觀世音は、

比丘妙觀所造、勝尾山本尊同一體なり。天文十七戊申年、密宗沙門俊乘中興開山と成、院中に六坊あり、所謂奧坊・愛染坊・多寶坊・藤本坊・西之坊以上六字也、永祿年中に至て廢壞し、今纔の茅室と成れり、鐘樓・十王堂・二王門等、悉く破壞し、漸く礎を残り、再建沙門眞言僧眞海權僧都守之、順禮札所なり。

大仙寺 同郡槻瀬村にあり。山號笠土山、開基天台高僧、本尊釋迦牟尼佛は、智勝大師の所造也、中興禪宗沙門再建于時永祿四辛酉年、其後亦堂舎悉く破壞に及へり。延寶七己未年、重て修理を加ふ、大融禪師第一の住持として、大仙禪寺と成し、大覺山大舟寺末院に屬す。

蓮華寺 同郡同村にあり。山號深谷山、開闢法道仙人、大化年中の草創也、本堂本尊彌陀三尊佛は、佛工春日所造なり、二重寶塔に、釋迦佛像を安置し、蓮慶彫刻の金剛力士を樓門に置り、中興開祖慈心房尊惠、郡内清澄寺を出て、當院に暫居せり、一夕夢、閻魔王宮より召て、法華一千部供養の導師、勤行して蘇生す、此時受持の法華經一軸・水晶念珠一連・兩界曼荼羅等を得玉、當寺寶藏に納之、是則今謂冥府將來法華經也、豐臣秀吉公副狀あり、一山第一の什物とす、竝に十六羅漢畫像各一兆殿司所畫之也、眞言僧守之、

普明寺 一國願禪十二番 自誓下寺三十町 同郡波豆川村にあり。山號慈光山と稱す、源滿仲公御子、上總允滿政公滿照法師の開基、自ら千手大悲尊を一刀三體に彫刻し玉て、金堂に安置す。春日神作の地藏尊を、内道場に置り、龍女神、滿仲公に與るの龍馬頭、寶藏に納之、村民設之祈雨、即時淫雨洪水して、旱魃の愁を救ふこと甚奇なり。

中堂 同所院中にあり。行基菩薩手造の彌陀を安置す、境内の舊跡駒塚等、皆分部記之。

【伽藍開基記】云、攝州河邊郡多田莊、波豆川村、有慈光山普明寺者、本朝五十六代清和天皇之玄孫、多田滿仲公之子滿照法師、所造之所、後山峨然、林岳幽邃、門前有長河、其景絶出、實一方勝區也、開基法師、俗姓源氏、早登祿位、俗名上總允滿政、然以病遁世入此山、剃染改號曰滿照、構精舍居焉、精進苦行、手寫五大部經、以瘞之、其上栽松、至今猶存、厥後漸及零落、時長德帝、一條院也六十六代、勅重興之、於金堂上安千手大悲像、乃開山滿照法師所鑄、一鑄而三禮者也、中堂置行基菩薩手造、阿彌陀佛像、内道場奉春日神所造地藏菩薩像、遂成大伽藍、自時厥後、京兆天龍夢想國師駐錫此寺、後國師之法孫一庵禪師中興之、爲天龍派下矣、今丹波國永澤寺之末寺、屬六瀬景福寺派下也、此寺有馬頭寶、先是康保四年冬、滿仲公入能勢山遊獵、其夜夢一美

(堂峯)

女告之曰、君有靠頼事、至滿仲問曰、卿爲誰邪、曰、妾龍女也、此川下之池、有大蛇住之、我與彼爭多年、今幸逢大君、願治彼蛇、即以龍馬一頭贈之、既覺而龍馬在側、滿仲大喜、即御之退治其蛇、及擁護國家、滿仲逝後其孫滿信、得其馬、敬之如神、馬死瘞之、號駒塚山、既而滿仲之臣下藤原仲光、銘其馬首、亦瘞之、其上建小宇、號峯堂、文明二年三月十八日、每夜從駒塚放光、直至普明寺、時住持玉岩異之、尋抵其山、誦普門品、俄雷霆震動、而馬首出現、玉岩大喜、乃持還納金堂、名龍女神、甚有靈、云、

大舟寺 同郡同村にあり。敏達天皇御宇、百濟日羅道者開基、大悲尊像を安置す、當院始は舟寺と稱する歟、山上十二町の境石、十二基、今に残り、明應八年に及で破壊す。寛永十三丙子秋、宗翁禪師、荒榛を開いて中興と成れり。寛文二壬寅夏、豊島郡麻田邑、佛日寺惠林和尚會下僧無範守之、至于延寶五乙巳年、當住別傳和尚今の勝地に壞移し、惠林禪師を招請して、式盧山大舟禪寺と改む。【夫木集】攝津國舟寺と出たり。

【夫木】

俊 頼

ふな寺にのりうかふ也夜もすから、聲を帆にあけて讀すましつ、

法賢寺

一國願禪十三番 同郡大原野村にあり。本尊千手觀世音

を安置す、靈驗殊に新なり。

普光寺

一國願禪十四番 同郡長谷村にあり。元正天皇の御宇、

養老年中の草創、本尊千手觀世音は、了覺律師の彫刻、和州泊瀬寺本尊同體なり、因つて長谷の地名あり、長谷^今村^{長谷}和州長谷山の雉子に頭冠なし、當山も亦同之、是則同尊垂迹の地たる、靈驗たりと云の所傳なり。

多田院 同郡多田院村にあり。山號鷹尾山、本堂釋迦尊像は、忍性菩薩の手造、則菩薩の再建也。中堂本尊十一面大悲尊は、軍法力の彫刻、當莊三十三所觀音願禮の札所打留なり、護摩堂不動明王を安置す。多田大權現の本地堂には、彌陀尊^{當山第一無比靈像}を安置せり、鳥佛工所造の文珠・普賢・彌勒佛、竝に弘法・慈覺・忍性菩薩彫刻の諸佛像、聖德太子自畫自影、同筆經文、小野篁・金岡等の佛畫、婆羅門僧正・鑑眞和尚・役行者、各傳來の佛舍利等の重寶あり、此外正應・元曆・建武・觀應・貞治・應永・康曆・正長・長祿・長享・文明・永正・延徳・永祿・延文・天文、年歴代の 天子、將軍、宣旨下知の勅書、奉書、寄附の證文、制札等、竝に和歌奉納の懷紙、其外舊記目錄、種々の珍物重寶、不逞毛舉、因つて略之、神寶は、社記に分之、寺記の詳なる事社門に兼たり。

敦盛堂 同郡同所西北にあり。所傳云、本尊觀世音は、敦盛

卿の室家、傳來の守本尊也と云へり。常念佛勤行の道場、本尊傳記を以つて、號敦盛堂也。

淨徳寺 同郡西多田村にあり。東本願寺門下東多田村、光遍寺末寺の道場なり。

光遍寺 同郡東多田村にあり。寺記云、釋空圓開基本尊彌陀尊像は、惠心僧都の彫刻、播州加古郡野口村、念佛堂開祖沙彌教信安置佛、靈驗如も新なり、開山空圓姓藤氏、當郡之人、二階堂氏祖たり、夢想國師の附弟として、禪座修道せり、親鸞聖人選述の書を携へ、終に門人となれり。

後光嚴院御宇、康安二年、畫工法橋良圓影像を畫り、當院始は、南方の山頭^{今日}にあり、寺門礎等今に存之、是故を以つて、横超山と山號して、東本願寺門下に屬す。

蓮生院 同郡多田村にあり。本尊十一面觀世音は、多田莊内三十三所第三十番也。

觀音堂 同郡矢間村にあり。本尊十一面觀世音は、多田莊内三十三所第二十九番也。

法泉寺 同郡新田村にあり。山號摩尼山十一面大悲尊は、多田莊内卅三所第二十八番也。

平常院 同郡平野村にあり。山號觀瀧山千手大悲尊は、多田莊内卅三所第廿六番也。

觀音寺 同郡同所にあり。古城山聖觀音は、多田莊内三十三所第廿七番也。

三所第廿七番也。

岡本寺 同郡平野上津村にあり。開山行基菩薩彫刻の地藏尊を安置す、元亨年中、源滿仲公御政所、本田方僧持觀房の歸依佛也、此外寶物寄附の證文添狀あり。

善福寺

一國願禪十七番 同郡下原村にあり。山號自然山、聖

觀音は、春日手造の尊像、多田莊内卅三所第十番也。

了秀菴 同郡上原村にあり。山號尾端山、本尊十一面觀音は、多田莊内三十三所第十一番也。

常福寺 同郡山原村にあり。山號日生山、如意輪觀音は、多田莊内卅三所第二十番也。

觀音堂 同郡同所にあり。聖觀音を安置す、多田莊内卅三所第二十一番也。

小童寺 同郡西畝野村にあり。佛法山菩提院と號す、滿仲

公草創幼息美女丸^{法號}菩提寺也。惠心僧都授戒の弟子、圓覺房を開祖とす、是則滿仲公三男也、幸壽丸辭世和歌、

母君清源尼公、書寫大般若經、渡部綱歸依觀音^{八分一軀}、各當寺什物たり。本尊は聖德太子彫刻の彌陀尊、竝に十一面觀世音、多田莊内三十三所第二十二番也、境内石碑

其部に然り、鎮守は神社門に比す。觀音堂 同所にあり。山號朝日山、本尊聖觀音は、多田莊内卅三所第二十三番也。

甘露寺 同郡同所にあり。山號大雨山は、往昔源滿仲公草創、惠心僧都寺務として、月光山藥師寺と稱す、本尊は則滿仲公の三男圓覺法師の彫刻、一刀三禮の藥師佛を安置す。貞和四年に至つて、既に破壊に及べり、于時廣蓮社玄譽上人慧公大和尚、來由を尋ね、新田政所沙彌、持觀房に就て、相語て荒廢の堂宇、悉く再建を企て、原田左衛門尉を始、多田御家人を勸化して、終に其功成れり、此時月光山藥師寺を改め、今の寺號とす。後世鹽川伯耆守一族、寺塔を破却して、城塚城塚山下古を築く、本尊什物等は、猥に奪之、時に伯州瘵疾を愁るの祟あり、其什物は、百濟國の畫工冥府に於て、寫像するの十王十體なり、將來して、谷主膳正之家に傳るを、當院に寄附す、無比の重寶たり、伯州恠異を謝して、一字を建、號て十王坊と云、則佛像を移し、疾忽愈と也。天正五年、光譽上人再建、出雲前司親正・湯淺與右衛門尉光則・山川正庵等を勸化して、其功既に成れり。上人淨土宗門の願佛、彌陀尊像を安置せんと欲す、明且人在つて佛像を授く、是則横川常行堂の如來也と謂て、不知所歸去、拜して見之、慈覺大師の手造にして、立身三尺の金色佛、今の本堂に安置す。上人授與之時、新薦に包たるを以つて、土俗薦卷如來と云習せり。當寺什物多し、就中織田信長公寄附、徽宗皇帝の鷹の繪、牧溪老禪

(來如の卷薦)

所畫の寒山、一山第一の寶物とす。
觀音堂 同所境内にあり。此觀世音は、昔當山に、天性佛工を得たる幼童あり、就中救世尊像を多造り、其一軀立身一尺二寸の尊容、今此本尊なり、幼童尋常の人に非ず、即現童男身ならんと、佛丸と稱するの所傳たり。多田莊内卅三所第十八番の札所なり。
賴光寺 同郡東畝野村にあり。山號祥雲山と稱す、源賴光公草創、即菩提院なり、當寺十一面大悲尊は、多田莊内卅三所第二十四番なり。
觀音堂 同郡多田村にあり。本尊正觀音は、多田莊内卅三所第卅一番福住觀音と號す。
觀音堂 同所にあり。本尊千手觀世音は、多田莊内卅三所第卅二番上寺觀音と號す。
月心庵 同郡東畝野村にあり。山號大悲山、如意輪觀世音は、多田莊内第二十五番也。
明朝院 同郡芋生村にあり。山號青雲山、十一面觀世音は、多田莊内第三番の札所也。
瀧淵寺 同郡猪淵村にあり。山號寶光山、千手大悲尊は、多田莊内卅三所第五番也。
上蓮寺 同郡肝川村にあり。山號高基山、正觀自在菩薩は、多田莊内卅三所第四番也。

正法寺 同郡平野上津村にあり。忍辱山と號す、源賴光公薨じて後、北政所貞女の道を守り、終に癩染し玉ひて、當山に入、一字を構へ、經論を集め、受持勤行怠る事なし、禪尼天生麗質、異他、如も和歌を能し、春秋を待て花月を樂み玉ふ景地なり。

善源寺 同所にあり。龜藏山と號す、本尊は聖德太子彫刻の釋迦佛尺三寸、開闢天德四庚申年、源滿仲公草創、同郡平野村にあり、眞言僧寬爾律師を開山とす、延久二年に至つて越後守賴仲公、東生郡に移之、承久三辛巳年寇火、仁治元年刑部丞仲義公再建、建武年中荒廢、仲義公の苗孫伯耆前司仲章公・細川武藏守頼之公造營、禪宗曹洞派と成つて、玉嚴禪師勤修す、因つて中興開山と成れり、至徳二年に、舊地平野邑に移す、元龜元年、秀滿公の孫、鹽川伯耆守國滿公、今の勝地壞移し、堂宇竝に國滿公の石碑巍然として、大昌寺末院に屬す。

大安寺 同郡山下村にあり。山號慈眼山、聖觀音は、多田莊内三十三所第十六番也。
大昌寺 同郡篠部村にあり。山號鶴林山、開山良專禪師、寶德二庚午年、源滿仲公の苗孫、伯耆守秀仲公の草創也、本尊は、惠心僧都彫刻の釋迦佛、竝に弘法大師手造の地藏尊、當山の民家に於いて、寄附の觀世音を、左右に安置す、

(音觀の師山)

此地藏尊は、中頃民家に在つて、夜々光明を懼れて、再び當寺に移す、靈驗今も新にして、御長一尺二寸の尊容也。觀音寄附の來由は、中頃矢代氏之人あり、當所の銀山に登り、金銅救世觀音の尊像、御長一尺二寸ばかりにして、巖上に立玉へるを見て、恭敬合掌し、暫く眼を閉て、觀念の窓を開けば、忽ち失玉ひぬ、因つて其巖底を掘て、金の絞筋を得て、財寶家に充て、五家に榮り、是皆薩捶の冥助也と、菩提心を發し、剃髮して得岩淨金と法號して、尊容を寫造せり、夫より以來、土俗山師の觀音と稱し、下財家業の輩、福德を祈る處、多田莊内三十三所第十九番也。
觀音堂 同郡笹部村平野明神境内にあり。多田莊内卅三所古順禮觀音也、往昔大安寺と稱す。
覺圓寺 同郡廣根村にあり。禪宗僧守之。
觀音堂 同所にあり。山號陀華山、聖觀音は、多田莊内三十三所第六番なり。
慈光寺 同所にあり。十一面觀音は、多田莊内三十三所第七番也。
安養寺 同郡上野村にあり。山號一蓮山十一面觀世音は、多田莊内三十三所の第八番なり。
安樂寺 同郡栢梨村カシワにあり。山號如意山、十一面觀世音は、多田莊内三十三所第九番なり。

光明寺 同郡北田原村大井地にあり。開山行基僧正彫刻、一
刀三禮にして、安置し玉ふ、藥師佛の靈像たり。花山法王
于是行幸、左馬允源頼信公案内を以て、御遊行之處也。頼
光公、丹後國千丈嶽の岩窟に楯籠る、酒頼童子、竝に丹波
國大江山の眷屬、退治發向の時、先當寺に參籠、尊容を拜
し、朝敵事故なく退治せしめば、大般若經六百卷、可被爲
奉納之願書を捧げ玉ひ、是より直に出陣あり、終に其戰
功世に譽あり、因つて奉納し玉ふの經卷于今あり、世俗
大江藥師或は大井藥師とも云へり。

普門寺 同郡一庫村にあり。月光山は、開闢聖德太子草創、
日羅道者彫刻の觀音大士を本尊に安置す、歲霜を積で荒
廢の地と成り、于時寛和年中に至つて、當郷の士字は藤
次郎、厚く三寶に歸依し、常に此尊像を敬ひ、堂宇破壞の
愁あつて、終に四天王寺に入、主務有快を師とし、薙髮、法
諱普門と號、于時寛和二年冬十月也。永延元年秋八月、於
當山光明萬里を照す、源頼光公恠之、家臣を以て令見之、
光源大悲尊の室内にあり、頼光公渴仰し玉ひ、明年夏四月
造營成つて、本堂・金堂・鐘樓等、悉く備れり、即日有快和
尚を請じて、當山の主務と成し、寺産を賜ふ、正曆三年夏
四月、頼光公痲疾を愁ひ、療養悉く盡て、此尊像に祈らし
め、即功を得玉ふと也。和尚加持水今にあり、弘安三年冬

(師藥江大)

十月、世良多三河守頼氏末葉、三河太郎滿義、當山に登り、
往日源家崇敬の舊迹を慕ひ、香花料を附て、涅槃像竝に
經卷を寄附す、滿義古墳、其部に比して于是略之、多田莊
内三十三所第十二番なり。

千手院 同郡一庫村にあり。普門寺境内に攝す、千手觀世
音は、多田莊内三十三所第十三番也。
願成寺 同郡黒川村にあり。山號柏生山、本尊弘法大師所
造の藥師如來・彌陀・大日を安置す。十二神將は、運慶の手
造、竝に不動明王・毘沙門は春日の彫刻也。開闢 後醍醐
天皇御宇、嘉曆元年、源頼忠公の草創、後光嚴帝に至り、
文和四年、源直家公再建之處也、往昔大峯執行當山に入
と云へり、直家塔其部にあり。
大御堂 同郡一庫村にあり。當寺楊柳觀音は、多田莊内三
十三所第十四番なり。
滿願寺 同郡滿願寺村にあり。寺記所傳云、聖武天皇の御
宇神龜元年春三月下旬、比叡山の麓、縮川の水上に瑞光
あり、荒木・井口・富田・江口・佐伯・坂本等の氏士、傳聞て
怪之、六士相同く光源に至て其疑を決す、世人の傳語猶明
にして、山河異香し、光水上を照り、側を見れば一の窟あり、
探見之、佛像一軀を得たり、巖上に置て各拜謁するに、正
く千手大悲の尊像也、六士觀喜して、佛像を負て郡内坂

根村に安置す、于時勝道上人詔命に依て、寺院を當山に
草創して、滿願寺と稱す、彼千手大悲像を移し、終に開祖
と成れり、今の奥院是也、昔素盞烏尊、假に當山に降臨し
給ふ名地を以つて、山號神秀山と稱し、大悲の靈場を以
つて、千手院と號す、多田莊内三十三所第一番なり。

金堂 同所院中にあり。本尊無量壽佛を安置す、是則開山
勝道上人彫刻の尊像也、聖觀音は、多田莊内三十三所の
第二番なり。
常行堂 同所院中にあり。本尊無量壽佛、惠心僧都手造、竝
に同筆幸壽丸の畫像、同着初の鍔、帶初の太刀等を寶物
とす、幸壽丸・美女御前・藤仲光等の三塔、各其部にあり。
釋迦堂 同所院中にあり。本尊釋迦如來は、弘法大師手造
の尊像なり。

寶藏 同所院中にあり。壽永二年、源頼朝公、源家代々の可
爲祈願所之證文、竝に寺産境内山林の制札、建武年中
勅書、天台座主添狀、舊記、目錄、源頼國公・頼家公・多田
藏人行綱公・源義詮公・義光公・義政公・尊氏將軍・平高時
公・時頼公、各下知狀數通、新田家代々預所の舊記、證文
等數卷、其外佛像・書畫の寶物を納む、當院大伽藍の靈區
にて、僧坊四十九院勤修し、天祿年中、滿仲公再建、嘉禎
年中、平泰時修造、雖爲營建綿々、天文年中に至つて、信長

公爲兵亂、寺領沒收せられ、諸堂破壊に及べり、山内十二
景有つて、題之詩歌あり略之。

鐘樓 同所院中にあり。
仁王門古礎 同所にあり。今僧坊漸く十二字あり、所謂圓
覺院美女御前雜落・尾崎坊・上之坊・池之坊・林泉坊・
辻之坊・嚴明坊・東之坊・関 伽井坊・北之坊・西之坊、以上
十二僧所守之也。【伽藍開基記】云、此寺昔勝道法師開闢
之所、道姓若田氏、下野州芳賀郡人、妙年出塵、鑽仰勝業、聖
武帝神龜年中、就攝州河邊郡多田神秀山、創滿願寺、乃安
千手觀音像、勤修精進、大和四衆、其像靈應如響、無願不
滿、故號曰滿願寺、時人稱道、曰滿願上人、既而還本州、登日
光山、創精藍、其後第六十一代朱雀帝、承平年中、攝津守
源滿仲公、就多田地、構城郭居焉、時公欽當山靈區、欲爲
國家延福歸仰此寺、滿仲有季子、名美丈御前、投惠心僧
都薙髮、受戒號圓覺、移錫居之、道化益盛、武藏前司平泰
時公、建三層寶塔、乃八條若狹前司之夫人、以阿彌陀三尊
像奉於塔中、又建久二年、最勝園寺貞時公、立樓門、置二
金剛大力士、奉安彌陀佛像於大殿、亦有奥院、安千手大悲
像、亦有法華堂、置普賢大士像、或常行堂置無量壽佛像、
亦有經藏・鐘樓・食堂・浴室等、實大伽藍也、其後 後醍醐
帝正仲二年、天台座主二品法親王、奏爲官寺、於是愈增光

耀、文武百僚、車駕填門、各捨私田以資香積、故黑白男女、禮謁者如市、後爲祝融氏所廢、皆爲煨燼、唯奧之一院無事、至慶安年間、寺僧募諸檀信、復重興之、寺之南有瀑布、名最明寺、昔鎌倉副元師平時賴公、下髮號最明寺、巡按次偶游此地、因以名焉、云云。

仲山寺 同郡仲山村にあり。山號紫雲山、聖德太子の開基、本尊十一面大悲尊は、太子七生以前、舍衛國に於いて、手造し玉ふの佛也、大悲有縁の山頭、紫雲起るを以つて、山號とす、太子隨身の佛舍利、欽明天皇の御守本尊閣浮檀金の觀世音、當院第一の寶物として、餘は不逞枚舉、今眞言の僧守之。山内に隔て奥院、念佛の僧勤之、當山三鉢峯にして、其中間に建を以つて、中山寺の號あり、或に極樂土の東門中心に相當るを以つて號とも云へり、山内の舊迹・山谷・巖窟・鄉河等の名所、各其部に分つ。【元亨釋書】卷第十四云、釋慈信有神異、常飛鉢乞食、故世號空鉢上人、初攝州中山有十一面觀音像、昔上宮太子、令百濟佛工刻之、像成時々放光、古老傳像放光照巖、其窟成金色、延喜中、信對像啓曰、我此日域何處爲靈區乎、我願彈力於營幹、其夜夢、像告曰、我不等慈悲、無利不現、然山州山嶺、其民緣熟、信乃移像於彼、又飛鉢求營造、邪輩多作侮慢、此類咸受疾、邪衆悔過歸像、疾盡愈、一日信採花而出、還

見無像、旁尋四旁、去房半里、像在草裏而立、信已到此、像語曰、我非厭子而去、此地來世多吉祥、故我來此、子只歸院安居、信以像言書側石、四來聞見傾伏、營構不日而成、云、【伽藍開基記】云、紫雲山中山寺、用明天皇二年開基、聖德太子創天王寺時、有逆臣死爲魔、以障佛法、太子禱之、有天人告曰、紫雲靈巖處有靈區、可立梵刹、太子驗之果然、尋登山創建、命以今名、寺成延百濟慧聰・慧便二僧處之、天正間、嘗罹兵火、所有殿堂・僧舍悉爲煨燼、後徙于今地、其下有河、乃太子洗馬河也、養老二年、和州長谷寺德道上人、暴死見閻王、王曰閻浮日域有三十三所觀音靈場、蹈此地者、不墮惡趣、卿還本土、當勸人民巡禮、即賜以寶印、德既甦而寶印在手、尋以石函鎮此山、輒勸人巡禮、而信從者夥、後二百餘歲、而廢不行、時石川寺僧佛眼、念巡禮功德、特奏華山法皇、適書寫山性空上人、夢瑛摩天子請轉法華、空因告曰、末世衆生多造衆惡、將何法以救之、瑛摩曰、吾向會囑德道上人、令巡禮觀音、便可救耳、空寤後即奏上、上感二僧之言、勅取寶印、時寺僧辨光・良重・祐快等、齋印上進、上歎異、乃與性空・佛眼及中山三僧、巡禮靈迹、其後後白川法皇、亦行巡禮之法、由是國人效之、迄今不絕也、殿中安十一面觀音三像、蓋本國觀音三十三所之一也、其中尊乃太子先世、生舍衛國時所鑄、每一鑄而三禮者、而靈應

特甚、左右二尊即本國名匠、運慶・湛慶奉勅命而造、至今儼然處于殿上、云云。

瑞祥寺 同郡山本村にあり。本尊藥師佛を安置す。當邑松尾神社氏寺とし、禪宗の僧守之。

專隆寺 同郡同村にあり。山號大雲山と稱す、本尊觀世音は、聖德太子の手造也、當院破壊の修理を加るに、覆雨露料四に分ち、南方は荒蒔村に宛、北方は當寺に宛、東方は當村は宛、西方は小池村に宛て、辨之事、所傳有つて如も如是云へども、不知其故縁、近歲亦改轉之、山本村民悉修料。西宗寺 同郡同村にあり。淨土眞宗西本願寺門下道場なり。營根寺 同郡寺畑村にあり。本尊藥師如來は、行基僧正の手造也、今眞言の僧守之。

阿彌陀寺 同郡加茂村にあり。淨土宗僧守之。千體佛堂 同郡同村にあり。惠心僧都彫刻の彌陀を中尊に安置し、念佛執行の道心守之。

清澄寺 同郡米谷村にあり。山號蓬萊山、宇多天皇御宇、寛平年中、靜觀僧正の開基、高倉院御宇、承安年中、慈信坊尊惠住山、中興開祖と成れり、尊惠冥府將來の諸經、曼荼羅等を寶物とす。當山鎮守荒神の社あり、其記神社門に分つ、世俗清澄寺を指て、清荒神寺と稱す。【伽藍開基記】云、攝州河邊郡有梵刹、號蓬萊山清澄寺、本朝五十九主宇多

(寺神荒清)

天皇本願所也、寛平五年四月廿四日、皇后夢有三老僧、來告曰、三山之神仙常遊於此所、佛法豐饒之靈區也、當置我等於此地、則天下昇平、人民豐盛矣、因以香木授之、乃覺帝亦同夢、遂召群臣議之、臣等奏曰、聞說三山者、蓬萊・方丈・瀛洲、雨如意寶、實神仙所居也、亦三僧豈非如來之三尊乎、龍顏大悅、乃勅於其地創精藍、即以所夢感香木、命佛工定圓法眼、造三尊像以安之、延靜觀僧都爲開山之祖、時寛平六年也、越明年二月十三日、詔重造丈六三天像、藏先像於腹内、左右置藥王・藥上・多聞・持國及十大聲聞等諸像、亦建常行堂・法花堂・三層寶塔・鐘樓・千手堂・護摩堂・灌頂堂・食堂・經藏・浴室・樓門・中門・十五神社等、遂成大伽藍、八年十一月十八日落成、乃詔益信僧正、爲慶讚導師、此日開山靜觀於壇上放光明、帝不覺起座、禮拜七度、由是百僚士庶莫不感歎、時空中有天樂齋鳴、金色神蛇、白髮老翁、乘白雲來告曰、皇后即辨財天女之化身也、言訖現種々神變、於是黑白男女、來謁猶萬水之赴溪、一涉此地者、靡不遂其願矣、自時厥後、慈心房尊惠上人駐錫居焉、時第八十代 高倉院、承安二年十二月廿二日、閻羅王修法華十萬部融通本願會、請尊惠上人爲慶讚導師、閻王手書金字妙經、以囑之曰、大日本國有三十七所往生淨土梵刹、清澄寺其一也、其經至今猶在當寺、壽永二年、罹源平之寇火、悉

爲煨燼、唯三佛像移在後山之岩上、而放光明、時大將軍源賴朝公、聞尊像之靈、奏上奉勅復重興之、於是山川增色、雖往昔亦不多讓矣、此後有大空上人、來住持苦行精進、亦勤利濟二十年、常行教化、乞丐以施貧者、或建五支提、置五佛像、以期龍華三會、亦設三寶荒神之祠、爲守護萬善融通之人民也、其靈應如響、故世人稱之曰荒神寺、云、

藥師堂 同郡同所街道の北の側にあり。

慈雲院 同郡小濱村にあり。寺記云、小濱の都司奥村越後正信、的孫正嗣、子正利幼年より多病にして、雖求良醫應じ難し、父母悲歎深厚にして、偏に中山寺觀世音の冥助を祈る、時に一日金銅十一面大悲像立身一軀を、正嗣に授與する者あつて、此像を念ぜば、病必可愈と告て、其行所を不知、正嗣禮拜恭敬し、林圃の側を締び、終に草宇成つて、尊像を安置し、慈雲院と成れり、正利沉疴自愈、誠大悲の感得、生老病死苦、以漸悉令滅の誓願、可疑の所なし、猶舊屋の部詳也。

法仙寺 同郡同所にあり。淨土宗知恩院末寺也。寺記云、開山沙門法仙、於于爰結草室、專修念佛、或夜向西壁、合掌して佛名を唱、睡眠の中、彌陀像立身一軀を得たり、像告仙曰、汝吾を念する事年あり、吾亦汝を感念す、於此地一寺を創し安置すべし、有縁の所也と云終て、時已明且也、

枕席異薰す、于時和州南都の俗來て、佛像一軀を與ふ、正く夢中の尊容也、是則春日神手造の靈佛と云へり、因つて草室を營建し、直に法仙寺と號す。

本妙寺 同郡同所にあり。法華の道場なり。

觀音寺 同郡安倉村にあり。山號南中山、院名文珠院と稱す。聖德太子中山開基の時、於于爰驪の蹄を休、營建の事を慮玉ふ、中山寺其功成の後、太子自ら十一面大悲の尊像立身を彫刻して、當寺に安置し玉り、中山の南を以つて南中山と號し、蹄を休め玉の地を以つて安鞍あしづまの號あり。安阿彌手造の將軍地藏、青面金剛童子の像、各佛殿にあり、今山城國仁和寺末院と成つて、眞言僧守之處なり。

地藏寺 同郡同村にあり。參議正五位下守之長子參議左大辨小野朝臣篁公彫刻の地藏尊を安置せり。

大蓮寺 同郡同所庄鳥島村にあり。山號金鷄山、院名般若院と稱す、聖德太子の草創、太子自畫の像、別殿に安置す、太子傳來の金鷄を、當院内の地中に埋、因つて金鷄山と稱し、鳥島の地名あり、塚亦其部に分ち出、淨土宗門僧守之。

松林寺 同郡安倉村にあり。山號花岳山と稱す、淨土宗門知恩院末寺、本尊彌陀、佛工運慶手造の靈像也。

容住寺 同郡荒蒔村にあり。四天王寺末院なり、聖德太子

の影像、別殿に安置し、天台僧守之。

慈眼寺 同郡鴻池村にあり。本尊釋迦牟尼佛は、安阿彌手造也、曹洞禪寺にして、豊島郡池田村大廣寺末院也、當寺其先仙園寺と號し、眞言の僧守之、桂昌和尚開闢して以來、慈眼禪寺と成れり、因つて仙園山と稱す。鎮守八幡神社は、其部に比せり。所傳云、始仙園寺は、赤松圓心宿禰の所也、山伏住侶として、眞言密法を修す、是を以つて諸國の山伏遍路の時、此所に來り、門前に於て、敬禮法式の貝を吹て通と云傳り。

淨久寺 同郡昆陽庄中野村にあり。禪宗臨濟派城州宇治郡、黄檗山萬福寺末院也、山號始池上山と稱す。

昆陽寺 同郡昆陽村にあり。山號崑崙山と稱す、聖武天皇御宇、行基僧正開基、本尊藥師佛は、行基手造の靈像也、今眞言僧遍照院・正覺院・成就院・一乘院・寶持院・勸請院、以上六字の僧守之、行基封するの麗水あり、多く幼童の輩に令守之、除泡瘡難、今猶存、所設世之也。【延喜式】卷第五十云、凡故僧正行基混陽院雜事者、攝津國司與別當僧、共知檢校、云、【三代實錄】卷第廿八云、貞觀十八年三月三日辛巳、故僧正行基五畿境內、建立四十九院、云、【歌枕名寄】 讀人不知 春霞こやのをこめて立ぬれば、昆陽寺かとも得こ

を見わかぬ

【伽藍開基記】云、攝州河邊郡有蘭若、乃行基菩薩開創之所、五畿境內、四十九所之一也、開山名行基姓高志氏、泉州大鳥郡人、百濟國王之胤也、天智七年生、甫十五歲、雜染居藥師寺、學瑜唯識等論於新羅慧基、亦依義淵法師益智證、受具足戒于德光法師、既而聲光四聞、基所至處土庶靡然莫不歸仰、道化之暇常勤利濟、或逢嶮難架橋修道、或穿溝渠、或築堤塘、時本朝四十五主聖武帝天平五年、就當地創精藍、手造藥師佛像以安之、又造十一面大悲及梵釋二天像置殿中、時聖武皇帝聞其興造、賜工糧若干、遂成大伽藍、號曰崑崙山昆陽寺、基自開茅地爲莊田、收米一千五百石、以爲寺產、諸堂佛閣魏々堂々、大振道化、四來黑白、歸仰者如市、時人咸稱攝州第一名刹云、惜天正年間罹寇火、悉爲煨燼、後於遺趾構小宇、置本尊及開山像、詳在本記茲略之、云、

願成就寺 同郡千僧村にあり。山號猪名野山、院名安樂院と稱す、聖武天皇御宇、天平年中、菩薩僧行基、五畿境内に於いて、四十九院を草創す、於是願已成れり、因つて願成就寺と號す。本尊毘首羯摩手造の彌陀、郡内尼崎大物浦に漂流して、行基是を得玉ふの尊像也、一千の僧供養を以、千僧の地名あり。

護摩堂 同所院内にあり。行基彫刻の正観音、弘法大師手造の如意輪大悲、竝に智證大師彫刻の不動明王、以上三軀を安置せり。

妙泉寺 同郡大鹿村にあり。法華の道場也。祖師日蓮上人の竹塚とするもの境内にあり、其記塚の部に比せり。

了福寺 同郡南野村にあり。山號楠野山、本尊藥師如來は、開山行基僧正の彫刻也。聖武天皇天平年中、行基郡内昆陽寺に遊歴して、一夕夢靈光見有于大樹梢、明且尋其光源、於于是然り、其大樹梢を伐採て、藥師像二軀を彫刻す、其一佛は昆陽寺に安置し、一軀は今此尊像、靈驗誠新也、其大樹を以つて山號とす。

法園寺 同郡猪名寺村にあり。山號佛法東漸山と稱す、孝徳天皇の御宇、大化年中、法道仙人の開基、聖武天皇の御宇、天平年中、行基僧正中興開祖と成つて、自藥師佛を彫刻して、本堂に安置す、上古大伽藍地たりと云へども、後世荒木攝津守、爲兵火灰燼して、諸堂不能再興、小地と成れり、世に稱猪名寺者是也。猪名小篠有明岡等の名所、分部記之。

(寺名猪)

稱名寺 同郡森本村にあり。淨土眞宗西本願寺門下也。

西明寺 同郡下食滿村にあり。文治年中、圓光大師の開基、本尊彌陀八尺像大師手造の靈佛也。神崎遊女の靈、當院

に甲ふ、圓光寺大師自像彫刻の影あり、烏目十疋を施入し、令開錦帳拜謁之。

治田寺 同郡戸内村にあり。山號醫王山、本尊藥師佛は、鎌倉二位禪尼安置の佛也、一説開山行基僧正、當寺營建の時、池中に得玉ふ佛也とも云へり、境内に古城の舊迹あり、分部記之。

釋迦堂 同郡神崎村にあり。今淨土眞宗僧守之。

大日堂 同郡尾濱村にあり。本尊大日如來は、佛工春日手造の尊像也、昔神崎の住人刑部左衛門尉國春、安置するの本尊也、院内の古墳塔の部に然り、今光明寺と成れり。

錦樂寺 同郡錦樂寺村にあり。元正天皇御宇、吉備大臣公入唐、聖武天皇天平五年、歸朝の期當寺草創、一品天神社記に詳也。

金蓮寺 同郡潮江村にあり。本尊十一面觀世音、道明比丘手造、行基僧正開眼供養の靈像也。

海臨寺 同郡長洲村にあり。山號如意山と稱す、聖武天皇の御宇、天平年中、行基僧正の開基、自藥師佛の像を彫刻して、本尊に安置せり。

淨光寺 同郡淨光寺村にあり。山號補陀洛山、天長淳和帝の御宇、弘法大師の開基、郡内昆陽寺の僧惠滿比丘、武庫の浦に於いて大悲像八尺一軀を得て當院に安置す。〔伽藍

開基記〕云、攝津之河邊郡有觀世音聖跡、號補陀洛山淨光寺、乃本朝五十三主淳和帝、天長年間、弘法大師開山之所也、昔釋惠滿、一夕夢禮觀音大士像、大士告曰、佛放一光、我及衆會見此國界、種々殊妙諸佛、神力智慧希有、亦放一淨光、照無量國、覺而異之、翌日遊海濱、見水中放光現大悲金像、滿大喜、乃以僧伽梨捧之、其長一寸八分、慈容殊妙、殆非世之所有、以奉小菴事之甚謹、經數十歲、天長年間、弘法大師遊此地、以大士靈感、構精藍安金像、號曰補陀洛山淨光寺、其靈如響、厥後本州刺史某、捨私稻修葺之、且給僧膳及薪林若干所、於是諸堂、佛閣、莊嚴華麗、照曜林巒、時文保元年秋、住持沙門賴鏡、命良工造大像、納金像於胸中以奉之、後天正七年、罹寇火悉爲燬燼、於是寺僧縮小菴、移置尊像、尋有興復之志、亦逢豐臣公之變、此地爲田疇、因別構小宇移本尊、號曰慈眼院、至慶長秋、鯨波大作、人家俱淹沒、遂成瓦礫之場、時沙門慶海奉像於傳法浦、遷結茅以置之、日月積累、風雨侵凌、莫知其所、唯里民稱之曰淨光而已、至延寶年中、性海法印、乘夙願來居之、貞享丙寅

春、夢巡謁關西三十三所觀音之靈刹、其像放金光、覺而異之、未越月、而本郡有一信士、新發心、於郡中定觀音三十三所、欲使村民男女巡禮、因以淨光寺欲登之、未詳其來由、時小濱邑有隱士正和者、語曰、吾嘗抵能勢、遊一山院得

黃金所造大悲像、并緣起一本、今猶在焉、是即補陀洛山淨光寺之記也、海聞之大喜、而就正和求其記、里長聞之、與村民俱戮力、修葺此寺、以迎尊像、其本山京兆智積院僧正信盛、使衆僧以爲落慶、自是准古規、每歲至三月十八日、修觀音懺會、由是黑白男女、接踵而至、實觀音靈刹也、具在本記、茲略焉、云云。

西照寺 同郡竹屋新田村にあり。淨土眞宗西本願寺門下の道場也。

大覺寺 同郡尼崎にあり。當院開闢不詳、所傳は、推古天皇八年、百濟國僧日羅、聖德太子に屬して、當寺を草創せり、其始北方に靈木あり、光明西海を照し、異香四方に滿り、日羅光源を尋て古樹を得たり、則靈木を以つて、千手大悲の像を手造し、本尊に安置す、其靈木の地に於いて、月峯寺を造り、其名を爰に取つて山號に置、月峯山と稱す。承安年中、琳海上人中興の開祖たり。禪宗兼眞言、南都招提寺末院の僧守之。

十王堂 同所院中にあり。寺記云、中古西國方の盲者、檢校官を望て京に登る、當郡鳴尾の沖に於いて、遇海賊難、沈海底失ぬ、賊徒其金銀を以つて、家富榮え、財寶屋に充り、一子壯年より横笛を好む、或日濱に出て笛を吹、不覺海に入つて不見成ぬ、父母相悲事縱なし、終に薙髮佛乘に志

(堂の返)

し、諸國に遍參し、一日詣湯殿山、通夜及深更一子見ゆ、如も横笛を携へたり、父母覺て是を懐とす、亦盲者道を妨て、過し鳴尾の沖の野分を恨む、明旦に至て猶夢の如し、罪障懺悔して、彌佛事を執行し、財寶悉く施入し、於于一字を營建、十王十體を安置せり。業惡善事を以つて報ずるに依て、俗返之堂と稱す。

藥師堂 同所院中にあり。鎮守神社分部記之。

栖賢寺 同郡同所にあり。禪宗僧守之、羽柴秀吉公の歸依寺にして、歴世御朱印地也。

廣徳寺 同郡同所にあり。山號瑞雲山と稱す、明德元庚午年、言外和尚開基、廣徳禪寺也。天正十年、山崎合戦の後、豊臣秀吉公薙落、當院竝に栖賢寺に於いて、始て饗應あり、歴世御朱印地也。

海平寺 同郡同所にあり。若宮辨財天の社僧也、山號蓬萊山と稱す、海上風波擁護の神地に依て、海平寺と號す。本尊藥師如來を安置せり。

按賢寺 同郡同所にあり。山號朝崇山、文和四乙未年、竺堂和尚開基の所、禪僧守之。

正恩寺 同所にあり。淨土真宗西本願寺門下也。永正年中、釋道善開闢の所也。

遍照寺 同郡同所にあり。山號珠光山、院名如來院、聖武天

皇御宇、天平年中、行基僧正の開基、郡内神崎の地に有つて、釋迦堂と稱す。建久年中、圓光大師中興開祖とし、念佛宗と成れり。永祿年中、鏡譽上人再建、近歲今の勝地に移す、左甚五郎梓紅梁於龍形容、鎮守神社門に比す。鐘樓一字あり、今知恩院末僧守之。

海岸寺 同郡同所にあり。山號青龍山、正慶年中、光嚴院御宇西一比丘尼開闢、後小松院御宇、明德年中、臨阿彌中興開祖也。秦武文古墳、院内にあり、分部記之。今時宗派の僧守之、京兆金蓮寺末院也。

妙光寺 同郡同所にあり。淨土真宗西本願寺門下、開基年曆不詳、大永年中、釋妙道中興開祖とす、所傳云、仁徳帝行宮として、難波の梅同く井水あり、武家俗屋の第宅とするに、必災難あり、因つて不能經月、終に妙光寺地と成れり。

常念寺 同郡同所にあり。淨土真宗西本願寺門下、大坂津定事坊末下、永祿年中、釋了西中興開祖の道場たり。

西教寺 同郡同所にあり。宗門本寺右に同じ、弘治年中の開基、以後、慶長年中、釋淨教中興開祖の道場たり。

正光寺 同郡同所にあり。宗門本寺右に同じ、文祿年中、釋教祐中興開祖たり。

正恩寺 同郡同所にあり。宗門右に同じ、興正寺御堂に屬

す、永正年中、釋道善中興開祖たり。

常性寺 同郡同所にあり。宗門本寺右に同じ、大永年中、釋宗全開祖たり。

眞如菴 同郡同所にあり。法華宗當郷本興寺末寺也、本寺八代の祖師老母教清比丘尼、日住の菴室にて、始本興寺の境内にあり。元和年中、今の地に移す。

圓平寺 同郡同所にあり。寺記云、元和年中、郡内大物村の田圃字圓平寺の中より、石像の正觀自在菩薩を得たり、其鋤に當る所、像破て血流出、土俗敬禮の群を成、于時淨土宗門の僧壽仙、開闢して寺院を草建し、石像を安置す、地名を取て寺號とし、知恩院末寺と成れり。圓平或は延平に作者は訛とす。世俗田畑の觀音と稱す。

淨善寺 同郡同所にあり。永正年中、釋道祐開基、淨土真宗西本願寺門下也。

西性寺 同郡同所にあり。享祿年中、釋西心中興開祖とす、宗門本寺右に同じ。

甘露寺 同郡同所にあり。山號藥王山、院名積善院と稱す、延徳二庚戌年、僧源永開基、知恩院末寺也、本尊藥師如來の靈像、別殿に安置す、塔頭玉輪院境内にあり。專念寺 同郡同所にあり。開山天譽上人、年曆不詳、元和元年中興の祖大譽上人再興、淨土宗知恩院末寺也、山號十

(音觀の畑田)

劫山と稱す、本尊彌陀の靈像を安置するの道場也。

全昌寺 同郡同所にあり。山號桃源山と稱す、禪宗越前國總光寺末寺にして、元は近江國膳所城下にあり、城主戸田左門依所替、今の地移す、于時元和三年、僧雪山和尚中興開祖たり。

龍岩堂 右境内にあり。衆寮・浴室等、各院中に造れり。長遠寺 同郡同所にあり。山號大堯山と稱す、法華宗京兆本國寺末院、觀元庚寅年、永存院日忍上人開基也。

千體佛堂 右境内に攝す。寶塔 右に同じ、番神社・拜殿・鐘樓等あり。

壽仙院 同院中にあり。明徳年中、僧中正院より、始て長園寺塔頭と成れり。

常圓坊 右に同じ。延文年中、乘圓院日陽開闢たり。

法泉坊 右に同じ。應安年中、法泉坊日性開祖たり。

圓龍坊 右に同じ。應安年中、本妙院日純開祖たり。

洵正坊 右に同じ。應永年中、圓龍院日海始祖たり。

法園寺 同郡同庄にあり。山號廻向山と稱す、開基年曆不詳。後陽成院御宇、天正年中、營譽上人中興開祖とす。帝賜勅額、淨土宗門知恩院末寺也、藥師堂境内に攝す、鎮守神社門に比せり。

千住院 同郡同庄にあり。開山不詳。元和年中、實譽顯隆上

人中興開祖、淨土宗知恩院末寺也。

正福寺 同郡同所にあり。山號東海山、曆應年中、僧阿日順中興開闢す、時宗京兆金蓮寺末院也。

常樂寺 同郡同所にあり。山號清閑山、永正年中、心譽上人開基、淨土宗知恩院末寺也。

善通寺 同郡同所にあり。山號平陽山、永祿年中、覺阿彌開基、時宗京兆金蓮寺末院也。十三佛堂境内に攝す。

寶光寺 同郡同所にあり。開基年曆未考。寛永年中の僧侶南一、中興の開祖に立つ。時宗本寺右に同じ、善通寺兼帶也。

本興寺 同郡同庄の大寺也。院名精進院、應永年中、權大僧都日隆上人開基、日蓮宗一箇の本寺たり、塔頭八字次に記之。

啓運坊 右境内塔頭也。應永年中、信堯院日英開闢たり。

善應坊 右に同じ。永享年中、常恒院日迎開祖たり。

本隆坊 右に同じ。嘉吉年中、常住院日要開祖たり。

眞行院 右に同じ。寶徳年中、堯詮院日慶開祖たり。

重泉坊 右に同じ。寛正年中、大乘院日營開祖たり。

惠運院 右に同じ。文明年中、正住院日護開祖たり。

好善院 右に同じ。同年中興明院開祖たり。

耕雲院 右に同じ。同年中、實教院日性開祖たり。寺記云開

山日隆上人姓源氏、父者桃井之苗裔也。厥先人王五十六代清和天皇之遠孫也。清和第九代判官義康者、足利之元祖也。義康之子、上總介義兼、其子義胤、桃井之元祖也。云々。御父爲越中州射水郡之主、而卜居於其郡淺井島村、于時以本朝人皇一百一代、後小松御宇、至徳元年歲次甲子十月十四日、日出時、蓮師滅後、二百二歳誕生焉。十歳出家、十八歳上雒、號慶林坊日立。後日自改作隆、再興於本門八品之奥旨、而創建兩本寺、末寺流倍繁茂、而至于盡未來際耳。云々。

攝陽群談卷第十四 終

攝陽群談卷第十五

後志 編集

○寺院の部下之二

寶集院 武庫郡東大島村にあり。天正年中、桑山法印再建、

本尊辨財天は、羽柴秀吉公歸依佛也、豊臣公の影像法印自像、各殿内に置り。

等覺寺 同郡小松村にあり。淨土宗派也、當村押照神社、當寺鎮守神とす、山號大悲山、院名觀音院と稱し、十一面大悲の古佛を、本尊に安置せり。

鷲林寺 同郡武庫の山内にあり。山號六甲山と稱す、天長十年、弘法大師開基、本尊十一面觀音の像を安置す、是則大師彫刻の靈像也。天正年中、信長公放火、伽藍、及寶物、

舊記等、悉く燒失して、後今纔に茅宇を結び、本尊を移し村民守之。【伽藍開基記】云、攝之武庫郡有觀音靈跡、弘法

大師開創之所、號武庫山、其山嶮峻、林木隱々、秀接蒼穹、

常有魔魅處之、昔淳和天皇天長五年、尼大師如意者皇妃也、嘗開摩尼山、方落成時、忽林中有大鷲、起黑雲、而山火

焔、直至摩尼山、欲焚其殿宇、如意知是魔所障、乃以香水灑之、念如意輪咒、有八面臂鬼、號蠱亂神、爲法作障、爲之奈何、大師曰、東谷有大岩、就上祭之、則無事也、如意如教、厥後果無聞焉、天長十年、大師就此地創梵宇、乃取櫻木手刻十一面大悲像、以安置之、竝設鷲鳥蠱亂神祠、爲伽藍神、號曰鷲林寺、遂成名刹、至天正七年、厄于兵火、悉爲燬燼、從此之後、無人重興、今僅結茅宇、移置本尊、而無僧侶、唯村民守之、云々。

感應寺 同郡神尾村にあり。神尾、感應竝に同音、山號摩尼山と稱す、始號神咒寺、寺記云、開山如意尼、淳和帝妃宮女二人と共に、天長五年二月十八日の夜、潛に宮を出て、武庫の浦に來、南宮廣田神に詣つ、神開殿晤語す、有一美女教之曰、摩尼寶山は、究竟の靈場也、宜立道場也、是則廣田神化現也。二女同時に薙髮、法諱一曰如一尼、二曰如意尼、神詔するを以つて、佛場既に成れり、因つて號神咒寺、妃常誦如意輪咒、故に名如意尼。承和二年三月廿日終年三十三、本尊如意輪觀音は、弘法大師の彫刻、浦島篋を像の中に納む、以上【元亨釋書】所載之也。

【神社考】云、淳和天皇第四妃者、丹州余佐郡人也、入攝州武庫山中、修如意輪法、請空海薙髮、名如意尼、常蓋一篋、人不得見其裏面、天長元年大旱、詔守敏空海請雨、二人相

爭法奪、海得妃篋修祕蹟、故雨天下、妃同間有水江浦島子者、先是數百歲、久在仙境、所謂蓬萊也、天長二年還故鄉、浦島子曰、妃所持篋曰紫雲篋、山頭有櫻木放光、妃怪令海伐櫻刻如意輪像、其長量妃身爲準、妃藏篋於櫻像中、云云、
鹽尾寺 同郡伊刀志村にあり。本尊觀世音は、靈驗新也、當山より鹽水涌出す、求之温湯と成、浴する者病悉愈、有馬温泉の餘水也と云り、偏に觀音の冥助也、是を以鹽尾の名あり、每歲正月十日寅の尅を、觀音會式として、村民各明松に火を燃して參籠す、日出の期に及んで下向し、其年初て男子出生の家に、三四子に至までを先じて、家別に米一石を集めて、四石の米を蒸て、其蒸飯、一升二合宛量盛て、民家各配與ふ、號て饗を盛と云へり、家貧して其料不能出者は除之、五六子と次々に計て、四人都合するの例、每歲如斯、其饗配り終て後、其年の當家に集會して、互に水を懸合挑之、故老人有るの相圖有つて事終る、不知所其始、伊刀志祭、或は登宇斗祭と稱す。文字所傳未考。

院、成福院、利生院守之、鎮守・神社・經塚等境内にあり、各其部に分つ。
昌林寺 同郡津戸村にあり。山號は松原山、惠心僧都開基也、多田滿仲公の愛子美女御前、藤原仲光愛子幸壽丸の塔境内にあり、源賴光公の自像、惠心僧都自畫の三尊佛、賴光參と裏書あり、各當寺の什物たり。
順心寺 同郡西の宮北にあり。山號廣福山と稱す、高倉院の御宇、承安年中、法澄國師の開基也。
聖乘院 同郡同所今在家の地にあり。山號我淨山と稱す、後村上天皇御宇、康安年中、虎關和尚の開基也。
積翠寺 同郡同所にあり。山號萬松山、開基聖乘院に同じ。
海清寺 同郡同所北方にあり。山號巨鰲山、後小松院の御宇、應永年中、無因和尚の開基也。【伽藍開基記】云、五畿内攝之西宮東北有禪刹、京兆妙心退藏院派下也、開山禪師諱宗因、字無因、俗姓平氏、尾州人也、九歲投建仁寺可翁、雍染爲驅鳥、十七歲爲大僧、氣宇高潔、天性靈聰、素嗜杜詩、最善周易、值可翁住持東山、拳師爲侍者、後轉維那之職、會妙心授翁和尚、弘闡宗旨、震撼四方、學者羣集惟恐後焉、師大喜、每隨衆參請、久而愈篤、果達本源、遂嗣其法、爲關山國師之的孫矣、時有雲州太守波多野義公者、其家歷代歸曹洞宗、因在洛下、密扣師室、頗有見處、遂傾心臨

濟之道、就城中建院、以棲師、扁曰退藏、後師就此地、開巨鰲山海清寺、移錫居焉、大攝法雷、又主洛之圓福寺、嘗移建退藏院於妙心之中、其法子日峯舜公、於尾州大山創瑞泉寺、請師爲開山之祖、晚年大相國義持源公、欽其道欲請相見、師以老病不赴、遂退歸于海清、應永十七年六月初四日示寂、世壽八十有五、門人奉全身塔于寺中、得其法者、關西・德翁・日峯・春夫等、皆一方導師也、云云、
六洪寺 同郡西の宮北にあり。後村上帝御宇、康永年中、虎關和尚の開基也、山號寶多山と稱す。
親王寺 兎原郡打出村にあり。山號阿保山と稱す、三品彈正尹贈一品阿保親王廟院也、本尊彌陀慈覺大師手造を安置す、廟又其部に記す。
要文寺 同郡小路村にあり。開山日嚴上人法華の道場、川邊郡尼崎本興寺末院也。
藥師堂 同郡蘆屋村公光屋敷古跡にあり。當浦より有馬温泉山に流入の潮有、號て有馬潮と稱す、温泉寺の僧坊、月次參籠して、此尊像を拜す、號て湯元の藥師と號す。
十禪寺 同郡高羽村にあり。山號一尾山、本尊觀世音は、惠心僧都彫刻の尊像也。
願成寺 同郡住吉村にあり。中宮亮通盛卿の菩提所也、因通盛・小宰相局古墳、石碑有。

切利天上寺 同郡畑原村にあり。山上十八町、百九十八の壇石を登る、山號佛母摩耶山と稱す、是則天竺於佛會座、閻浮檀金を以つて釋尊令鑄之、十一面大悲尊像也、法道仙人得之、日域に持來し、大悲有緣の靈場を尋當山に留り、仙人自又觀世音を彫刻して、金像を籠納む、竝に佛母摩耶夫人の像を、別院に安置す、是を以つて佛母摩耶山切利天上寺の號あり、于時 孝德帝大化元年也、每歲二月初午を以つて詣日とし、諸人群を成り、歷世御朱印地也。夫人堂 右境内にあり。寺記云、梁武帝の時、女人難産の愁に溺れ、死する者不知其數、帝是を悲給ひ、夫人の影像二軀、一刀三禮して彫刻し給ふ、其一軀四分梁の帝都に納、一軀五分弘法大師入唐歸朝の期、得之納于當山、于時大同元年也、佛母摩耶山切利天上寺の額は、弘法大師所書之也、今猶堂上にあり。
開山堂 右境内にあり。開山法道仙人影像を置り、僧坊八宇、所謂普門院・本光院・慈眼院・福生院・玉藏院・大乘院・蓮藏院・明王院也。各寺役勤行せり。
【伽藍開基記】云、攝州兎原郡有觀世音之靈刹、號佛母摩耶山切利天上寺、乃天竺法道仙人所創、而在坂陽城西海畔八里、其峰最高而衆山仰之、登之者飄然如御雲、遙望南海、則漫々無際、誠一方名山也、初法道在天竺靈山仙苑中

與五百持明仙同修梵行、各獲道果、而遊十方界、利益人天、嘗乘紫雲、欲赴日域、而至支那、國謁西明寺道宣律師、律師乃以閻浮檀金所造十一面大悲像其長三寸、付法道曰、此尊像者、昔釋尊年四十二時、鑄之以與忉利天摩耶夫人、及佛泥洹之後、摩耶爲利下界之衆生、以此像付與阿那律尊者、其後有毛音毛頭者、持其像及佛舍利經論等、來寄此寺、諒此必靈像也、法道終携之至于當山、乃創精藍、尋造長一尺六寸十一面觀音、納金像於胸中、以奉之本殿、故號曰佛母摩耶山忉利天寺、遂成大伽藍、子院、僧坊不下三百所、晨鐘昏鼓響應山川、四來黑白、禮謁者甚多、實攝州第一名利也、漸廢今有子院八所、云、

瀧上寺 同郡瀧寺村にあり。本尊役行者の手造、馬頭觀音を安置す、惡源太義平影像あり、布引の瀧の水を以つて、瀧上寺と號す。土俗瀧の寺と稱す。

定門寺 矢田郡郡小野村にあり。禪宗妙心寺末派也。

安養寺 同郡坂本村にあり。當院始は川邊郡尼崎にあり、領主青山大膳亮、法諱道山公、菩提寺として今の勝地に移す、境内の舊跡、猶塚の部に然り。

廣嚴寺 同郡同村にあり。開山焰惠明極和尚草創、廣嚴勝寶禪寺と號す。本尊藥師如來は、後醍醐帝御寄附、本堂に安置、瑠璃殿と稱す、楠正成引導の師たるに依て、戰死甲冑

を帶するの像、竝に衣冠の影像、相共佛殿に置り。當時般西堂守之。佛前左右の連板に書曰、當時開山焰惠明極大和尚、示寂、建武三年丙子九月念七日、云、楠正成戰死、建武三年丙子七月念五日、云、今至元祿十二己卯年、既得三百三十四載、正成古墳其部に出づ。

勝福寺 同郡大手村にあり。山號桂尾山と稱す、聖樂上人開基、本堂本尊は、春日彫刻の聖觀音也、弘法大師の錫杖、竝に兵庫築島供養の幡、及花瓶等、五百羅漢像、馬邊等を寶物とす。源平の戰場たる事、其部に記す、禪昌寺月庵、暫く入院せり、今眞言僧守之。

眞福寺 同郡夢野村にあり。本尊觀世音菩薩は、魏王・魏女傳來の靈佛也。

眞光寺 同郡兵庫の津にあり。山號西月山、仁明天皇の御宇、惠尊法師入唐して、謁宋王、帝賜大悲尊像、既に歸朝の期に及で船を浮む、順風波靜にして、未幾當郷の終南和田碕に至る時、船不動、惠尊是則大悲有縁の靈場也、終に當院草創して、觀世音を安置す。建治二年、一遍上人中興開祖と成つて、閻浮檀金の大悲尊を置り。菅家の畫像繪贊相共に、後宇多天皇宸翰也、各當寺什物たり。今時宗の僧守之。

滿福寺 同郡同村にあり。山號梅松山と稱す、遊行二代上

人開基、本尊佛工運慶所造の彌陀を安置す。平氏薩摩守忠度所持の普神畫像、孤白道人贊之、當院寶物にあり。時宗派の僧守之。

福嚴寺 同郡同所にあり。山號巨巖山と稱す、開山佛燈國師、本尊釋迦・文珠・普賢の三尊を安置す。吳道子の觀音、尊氏將軍翰墨の額、各當寺傳來の寶物也。建武年中、後醍醐天皇一夕皇居の所也。

來迎寺 同郡兵庫にあり。平相國清盛公草創、應保元年七月十三日に成り、築島供養の依爲寺院、山號經島山と稱す、相國自作影像、同松王兒童の像、竝に彌陀像を安置せり。佛工運慶彫刻の彌陀、同洪慶の觀音、弘法大師傳來の辨財天女像、牛玉及梅實を以つて、七堂伽藍の靈場を畫き、細に彫刻之、是等の寶物、當院に寄附、今猶是にあり。經島は、其部に分ち、建武の陣所も、又古戰場の部に然り。千僧寺 同郡同所和田にあり。山號萬年山と稱す、解脫上人開基、本尊彌陀を安置す、佛工定朝所造也、圓光大師讚岐に下向の時、當院に於て、彌陀經一千卷、念佛一百萬遍を修し、無縁の靈を弔ふ所也。

藥仙寺 同郡同所の津にあり。山號醫王山、聖武天皇天平年中、行基僧正開基、聖德太子彫刻の彌陀の像を安置す、吉備公傳來の觀音、是則和州長谷寺本尊同體也。南愚自

畫の施餓鬼の繪、和朝無比の寶物也。開山行基當院に於いて、修萬僧供養、中興國阿上人、爲開祖之後、至于今時宗派僧守之。

觀音堂 同郡同所和田碕にあり。

福海寺 同郡同所の津にあり。山號大光山と稱す、源義滿公書之、又尊氏將軍自筆の額、福海興國禪寺と書り、延文元年丙午仲秋六日、征夷大將軍正二位源朝臣、云、又當寺三世天山和尚の額云、大福光海山寺と、六字二行に書之、

【伽藍開基記】云、攝州兵庫津大光山福海興國禪寺者、昔光嚴天皇建武年中、大將軍尊氏源公、爲祝國安民所創、中有運慶所造釋尊三聖像、榜曰雲會堂、延在菴圓有和尚、爲開山始祖、特捨莊田若干、溜殿飛樓輪囷盤結、四衆雲集、化風大振、師乃太宋徑山無準和尚之法子、兀菴禪師四世之孫、而道高德廣、爲衆所宗、貞和五年己丑霜月廿一日、書偈辭世、偈曰、八十四年笑倒祖佛、一句臨行寒嵐拂々、擲筆而逝、壽八十有四、京兆天龍石室玖和尚、讚其頂相曰、佛鑑嫡裔、兀菴眞孫、掃除枝葉、廓徹根源、權輿名利、無刀斧痕、茹草一葷主、元在法身、堅固鐵渾崙、延文殊、尊氏公征鎮西、泊此津、因謁之、手書其額、曰福海興國禪寺、厥後其孫義滿相國公、亦手書山寺之號、至今猶存焉、嘗有異僧、負篋來以觀世音像、并多聞天梓、奉之、言已即去、竟莫知所

自來、或曰、高野大師之化身也、既而嘉吉間、寺災一切俱毀、獨此尊像出于灰燼、不損一毫、靈驗特新、四方道俗、瞻禮者如蟻、先是寺在西南數百步、因火後乃移今之地、云云、滿福寺、同郡同所にあり。本尊大日如來は、弘法大師手造の靈佛也、征夷大將軍正二位源朝臣尊氏公の菩提所也。

明泉寺 同郡長田村にあり。本尊大日如來を安置せり。禪昌寺 同郡板宿村にあり。寺記云、當院開山月菴和尚、後光嚴院御宇、延文中中に創す、山號神撫山と稱す。本尊釋迦、惠教上人彫刻也。月菴和尚始此山頭に閑居すと云ども、山高く霧深して終に麓に下る、和尚門弟子入唐して一切經を求、當山に納しむ。歷世御朱印地也。【伽藍開基記】云、八部郡板宿村有山、號帝釋神撫、俗稱鷹取山、其山蔚然深秀、懸崖千仞、北擁千山、南望滄海、曠若無涯、雲帆雪棹、來往如飛、其風景可喜、中有寺、曰禪昌、開山禪師諱宗光、號月菴、延文中中、師就此地開創、殿中有安阿彌所造十一面觀音像、衲子蠟聚大播化風、康應元年三月廿三日、中夜座化、壽六十有四、賜諡正續大祖禪師、厥後遇豐臣公之變、寺產俱廢、至慶安年間、本郡太守念名山聖蹟、以聞相府、重復舊觀、特賜令旨、由是其上司京兆南禪眞乘院所藏、佛牙舍利、并開山月菴禪師自贊頂相・法衣等、鎮于當

(寺顯須)

山、於是煥然、一新山川生色、云云、福祥寺 同郡須磨村にあり。山號上野山、光孝天皇御宇、此浦に於いて、栴檀香木の救世正觀音の像、漁者の網に入る事を奏す、因て敕文鏡上人、寺院を創し、靈像を安置す、世須磨寺と稱す、爾時仁和二年也。亦藥師佛の像殿内にあり、厨子は源三位賴政、所爲寄附也。敦盛甲冑を帶し、馬上畫像、竝に笛一管、世曰松平周防守家臣石川作右衛門尉、笛の篋を寄附して、一首の和歌を表題せり。彌陀六字の名號、和歌一首、圓光大師翰墨を以つて、敦盛の纒に題、世曰熊谷入道授與して納之、追弔の和歌、名號爲敦盛靈空顏瑠莊菩提也、云云、又源義經公、携笛一管、寄附狀副之、敦盛善初の鏡、同自詠自筆の和歌云、

庭雪

音 壽 丸

よしやた、問れてもまたなくさまん、おのれ跡なき庭の白雪

寄松祝言

みとりなる松に千とせの色みせて、久しかれとや

軒の山かせ

又武藏坊辨慶、當山の制華之書云、此花江南所無也、一枝於折盜之輩者、任天永紅葉之例、伐一枝者、可剪一指、壽永三年二月日と、云云、右敦盛の遺物は、江府芝寶藏寺よ

り、貞享年中、是に送納す。此外弘法大師の法華經あり、各當寺の重寶也。境内の名木、舊蹟等の記、分部詳也。熊谷直實通俗、敦盛戰死の事、世に所謂、又【東鑑】に所載、古戰場の部、竝に塔石の部、寺院門淨橋寺記等に論之。歷世御朱印地也。

樓門 金剛力士を置り。佛工運慶、同湛慶父子、相共に所爲彫刻之也、僧坊十二字、所謂不動院・櫻壽院・慈眼院・花嚴院・蓮生院、熊谷直實善提院也正覺院・大聖院・東林院・掲之坊・西藏坊・東藏坊・安養坊、守之、【伽藍開基記】云、攝之坂陽城西去十餘里、抵須磨郷、有觀世音聖跡、號上野山福祥寺、世稱須磨寺、後擁群巒、前臨南海、長風時至、浪花接天、漁舟商舶、或王者樓船來往、簫鼓棹歌、白鷗鴛鴦、出沒其間、平沙曠竈、綠雲丹々、其風景絶出、未可以筆舌陳、非南海補陀之梵刹乎、昔此海中每夜有光、達雲漢、衆人異之、既而有漁父、下網捕魚、得一檀木所造觀音像、乃縮小宇、以安置之、其靈應特甚、凡有所求靡不隨意、由是達朝廷、光孝天皇仁和二年、敕文鏡上人營寶殿、丹青爛綺、照映林岳、遂成梵刹、於是懷香瞻禮者、日接踵於道、迄今八百餘歲、而聖跡猶存、厥後至久壽年間、源三位賴政公、重新修葺殿宇、支提鎮守神社等、煥然一新、山川增色、靈感益盛、先是平城帝之玄孫黃門在原行平者、有故諱此地、期七晝夜謁

(松顯鏡)

像、期滿夜、夢一白衣異人告曰、我非不護汝、以汝夙業所感、自作自受、如蠶處繭、如蛾赴燈、若能修善積德、三歲之後必得遂心、覺而忻然感激、無何有甥女姊妹、來給侍左右、儀容端麗、柔順慈仁、一曰松風、二曰村雨、經三白果蒙恩歸京、嗚呼觀世音菩薩、悲心無盡、愍念衆生、猶如一子、是故現種々形、利益衆生、使非大悲方便力、安能爾乎、臨別手栽松樹、以志之、俗曰磯馴松、至今猶存焉、云云、大龍寺 同郡宇治野村にあり。山號摩尼山と稱す、世俗再度俗曰多山と號す、稱德帝御宇、景雲二年、亞相清麻呂公の開創也、本尊如意輪大悲は、行基僧正一鑄三禮の像、亞相公、夢中に得るの所也、大同年中、弘法大師當山にあり、後亦觀應年中、大比丘善妙中興の開祖たり。多々比の山號、其部に論之。毎年三月十八日、觀音會諸人群を成り。【伽藍開基記】云、開基亞相清麻呂公、神護景雲二年、夢老僧、勸發大心、覺而異之、後三日、復夢前僧、以寶珠納其懷、亞相益異焉、未幾得一如意輪觀自在像、始知夢感、其像則菩薩僧行基所鑄、一鑄而三禮者也、亞相得之如護目睛、特樹利于此、以事其像、故命其山曰摩尼、榜其堂曰如意輪、自是其靈應日彰、延曆甲申年、弘法大師將入唐求法、特乞靈于像前、大同間、大師傳法、東旋復來禮大士像、尋駐錫以修密法、一日欲索淨水、俄于岩罅湧出甘泉、足供所需、因

就岩中、斷彌陀、彌勒、曼珠、編吉、不動尊王等像及諸梵字、以福人天、厥後厄於火、所有琳宮紺宇悉爲煨燼、獨大士像無恙、而祥光燭天、時人見像如故、悲喜交集、乃相與樹草堂、以棲之、觀應二年、本島刺史赤松範公、思菩薩勝迹不可湮墜、施金重新締構、無何而丹輝碧明、復照曜于岩壑、又捨田圃數十頃、以克禪悅、延大比丘善妙公、爲中興之祖、妙蓋本島名族之裔、而德重當世、永和乙卯春、後圓融帝有疾、敕諸僧禳之弗効、乃詔妙試其法、甫七日而疾愈、皇情大悅、賜宸翰寶器、以旌異之、迨妙逝後、成戰國、干戈縱橫、而梵宇復壞、田圃荒穢、久之竟化爲灌莽之墟、杳絕人跡、寬文中、南都招提寺沙門實祐公來居、有興復之意、不幸即化去、其徒賢正上人繼之、不忘先志創殿堂、每歲以三月十八日、設觀音會、四方道俗、隨喜瞻禮者、憧々不絕、云、

明要寺 同郡原野村にあり。山號丹生山、欽明天皇の御宇、百濟國聖明王太子、童男行者開基、本尊千手十一面大悲の尊像を安置せり。郡内藍那・坂本の二箇邑を寺産とす。天文年中、没取して、今纔に殘所也。醍醐三寶院末派眞言宗の僧舟井坊、院名號塔頭の僧大光院尾崎坊守之、安養寺 同郡同村にあり。醍醐三寶院門下、本尊大日如來、佛工運慶手造の佛像、同く二天の像を安置せり。

多聞寺 有馬郡唐櫃村にあり。山號六甲山、院名吉祥院と

號す。本尊毘沙門天を安置す、六甲山記山の部に詳也。

溫泉寺 同郡湯の山にあり、山號常喜山と稱す。額は黃檗山木菴書之、行基僧正開基、建久年中、仁西上人中興開祖たり、天正年中、羽柴秀吉公北政所、加賜再營、本尊藥師佛は、開山菩薩僧行基所造の靈佛也、良覺律師丈六の像を手造して、頂に籠納む、十二神將、不動、毘沙門、日光、月光等の像を安置す。寶物春日神相傳の佛舍利、平相國清盛公、一字三禮書寫の法華經、龜山院御宸翰の法華經、其外の重寶等、不遑枚舉、略之。當山溫泉入浴の旅客、救沈痾祈願所也、毎年正月二日、開山僧正中興上人の兩像、溫湯の室に祭り、入初の祭事と云ふ、同八日村民堂上に集會して、拜禮牛王寶印を調ふ、恒例の出仕と號す。猶委くは、溫湯の記に比せり。京兆智積院末寺眞言の僧權現坊守之、名所舊跡皆分部、【伽藍開基記】云、開基菩薩行基、神龜元年居武庫郡之毘陽寺、一日詣有馬溫泉所、值一病瘦臥道旁、基問其故、叟曰、我將抵溫泉、以病劇肚飢、弗克進、願師憫焉、基則與食、病人曰、我所食者非鮮魚不能飽也、基乃往長洲、得魚而返、烹其半以餉之、病人命基先嘗、基嘗之有異味、殆非世之所有、病人又曰、我舉身糜爛、痛不可忍、能爲我吮之、藥莫大焉、基覺其病體臭穢不可近、然以慈憫故忍而吮之、俄成紫磨黃金之身、視之乃藥師如來也、基驚

駭作禮、如來告曰、我常有溫泉、爲試聖者、故示病耳、言已乃没、基感嘆不已、尋以前之半魚、縱于昆湯池、遂成一目金魚、游泳而去、至今猶有其類、里民莫敢取食、食之則癩、基惟佛慈廣大、感應不測、特就溫泉之右創精舍、安樂師像、號溫泉寺、令一切人履其地、瞻其像、沐其泉、現世無疾延齡、將來證菩提果、得金色身、其願力如此、承德元年、當山罹水災、一一蕩盡、久之鞠爲草莽之場、狐兔之穴、無復知有遺址矣、後鳥羽院御宇、建久二年、吉野仁西法師、因詣熊野神祠、有遺身之誓、感神現夢令重興之、自時厥後、僂廢僂興、至於今日而勝境益盛矣、云、

報恩寺 同所にあり、本尊不動明王を安置、聖德太子の所造也、青面金剛の像あり、以庚申日令開帳、諸人拜謁群を成り、眞言の僧守之、當寺より溫湯の室内、夜燈を置る事、溫泉の記に詳也。

護摩堂 同所にあり。本尊不動明王、竝に弘法大師覺鑿の影像を安置す、紀州根來の法流、眞言新義を以つて兩像あり。

經藏 同所にあり。千手十一面大悲の像、一切經を納む。此本尊、元は紀州紀三井寺にあり。當國東生郡、在栖山清水寺の別當、清光院延海傳來して、當所の村民角坊、が下屋敷に安置して、新清水と稱す、後又是寄附して、經藏本尊

と成り。

二王門 同所西向にあり。金剛力士を置く、運慶所造也。

極樂寺 同所東の方にあり。本尊彌陀三尊像尊像を安置す、圓光大師洛東吉水に於いて、善導大師に謁して、明且所畫像、圓光大師自畫自讚也、當院第一の什物たり。題極樂寺額、青蓮院殿二品親王の翰墨也。淨土宗門の僧守之。

念佛寺 同所に相竝り。本尊彌陀三尊像尊像を安置す、安阿彌所造の佛也、狩野古法眼所畫之涅槃像あり、有野村正樂寺を末寺とす、淨土宗也。

清涼院 同所にあり。溫泉寺與院と號。本尊釋迦三聖像、竝に聖德太子所造の聖觀音を安置す、平相國清盛公、慈心房尊惠の塔、各境内にあり、其記其部に記す。【伽藍開基記】云、攝州有馬溫泉之東有禪刹、號清涼院、乃行基菩薩所創、慈心房尊慧上人爲中興之祖、上人初登天台山、修法華三昧、後住攝之河邊郡清澄寺、精修梵行、既而有馬溫泉山、觀林鬱幽邃、以爲靈區、駐錫居焉、常誦法華、時承安二年十二月廿二日、閻羅王爲利生安民、集十萬衆僧、修法華十萬部融通本願會、請尊惠上人爲慶讚導師、修法既畢、閻王以偈讚持經者、上人謂閻王曰、一切衆生、愚癡邪見、不識因果、死者受報、生者不知、以故受者方苦、作者仍熾、即宣之大聖金口、載之貝華寶函、尙疑而不信、良可悲愍、惟願

以方便救濟之、閻王乃書偈付與上人曰、
 妻子王位財眷屬 死去無一來相親
 常隨業鬼繫縛我 受苦叫喚無邊際
 譬如梅陀羅羅牛就屠所、歩々近死地、人命庶過是、亦曰、
 是日已過、命亦隨滅、如少水魚、斯有何樂乎、師以之示一
 切衆生、我愍有情猶如一子、衆生顛倒、而隨業受苦、今日
 死來者二百三人、其中往生樂土者九人、閻王以執照授之、
 便爲善人往生之契券、彼報之以銅錢六個、自此世人送葬
 死屍、則奠六錢也、稱之曰六道錢、上人問閻王曰、今日往生
 中、無女人何耶、曰、從來女人多貪嫉癡、而憍慢邪見、故得
 往生甚難、是以佛、說轉女成佛經、上人曰、願得其經、以利
 一切女人、閻王乃以經付之、上人大喜曰、我日域有大相國
 入道靜海平公、開攝州和田御崎、延一千僧執行經會、恭敬
 供養、以此經貢大相國、利益不少、閻王曰、彼相國者天台
 慈慧僧正之後身、而爲佛法擁護今爲相國矣、乃書偈以寄
 送、上人曰、貧通後生何處乎、閻王曰、師德鏡玄流、業高清
 素、精修苦行、而補助無量、卽勅冥官索簿勘驗曰、當教他
 人讀經一百一十一萬六千七百八十四部、講經二千一百六
 十座、念佛六百億七千一百四十萬遍也、又自所讀誦法華
 三萬六千七百五十四部、念佛三十六萬七千餘遍、大般若
 教誡品・教授品・讚般若品・難信品・授量功德品等、暗誦凡

二萬一千二百卷、如是有大福業、若壽報盡、則生第四天兜
 率、閻王乃手書金字妙經、以囑之曰、日本國有往生淨土梵
 刹、卽清澄寺、及溫泉山是也、又日域今上皇帝者、往昔讚
 州之金剛院主某之再生也、乘夙願而爲擁護三寶、惜聖算
 僅四七少一、上人曰、還有延壽術否、願垂方便、閻王曰、若
 能於溫泉山、建法華堂、延持戒淨行禪僧、修妙典會、以爲
 常法者、聖算增四十五矣、亦曰、溫泉山卽釋迦・藥師・觀音
 遊化之梵刹、而藥師如來悲願廣大、爲諸衆生乃化此泉、以
 利濟之、若有疾者至此地、禮藥師佛、沐浴溫泉者、非特現在
 治疾、于未來世必證菩提、上人大悅、乃構寶殿藏妙經、安
 多寶佛像、修法華會、遂成禪刹、近來有惟善公住焉、屬黃檗
 山派下也世稱曰溫泉之泉
 金剛寺 同所溫泉寺仁王門の南にあり。法華の道場なり。
 祖師日蓮上人眞筆曼荼羅寶物あり。
 林溪寺 同所の西にあり。本尊彌陀立像三尺、春日手造なり。
 祖師親鸞上人眞筆の名號を寶物とす、淨土眞宗の僧守之。
 舊屋の部、安藤亭の十二景に所載之、林溪楓葉當寺にあ
 り。
 施藥院 同所北の方にあり。行基僧正開溫湯、救沉痾、於于
 是藥草を殖、與病者、一字を建立して、聖德太子所造の藥
 師佛・地藏尊を安置し、僧正自又太子の影像を造り置て、

僧に令守藥園、因つて施藥の號あり。

善福寺 同所北西の川岸にあり。山號光徳山、關白秀吉公
 の叔父僧大清和尚の營建、曹洞禪寺越前國永平寺末院也
 本尊釋迦・文珠・普賢安置す。

阿彌陀堂 同所院内にあり。本尊彌陀の鑄像を安置す。寺
 記云、東天竺毘舍利城の長者、月蓋、閻浮檀金を以つて、造
 る所の鑄像也。推古天皇廿四年に傳來して、後當院に安
 ず、是則信濃國、善光寺の本尊と、一佛同體也と云、廚子
 の扉を左右へ開ば、月蓋長者夫婦の像、合掌して左右立、
 是亦金銅の鑄像也。烏丸光廣卿、溫泉入浴の日、題此尊像
 自書して云、

善福寺の御本尊は、一指手半の、閻浮檀金の鑄像、多田
 の新發意滿仲の持佛とかや、愚痴のわれ等がおもふや
 う、南無阿彌陀佛は、十劫已前に、正覺をとり給ふなり、
 さてそのまゝにありもせて、あんようせかいに淨土を
 もとめ、極重惡人にくみし給ふは、御ひが事が、たふと
 きか、しかのみならずありま山、夕霧わけて是までの、
 御來迎こそ有かたけれ。
 へうたんに入と見えぬる山からの、出てくるみを
 などまわすらん
 もし綺語結縁も、むなしからずば、決定往生をとけし

めたまへ、なまいだく。

光 廣

と云、是今當院にあり。

蘭若院 同郡同所東にあり。本尊彌陀三尊を安置す、因つ
 て世俗阿彌陀坊と稱す。寺記云、正覺國師溫泉入浴の日
 再興中興開祖とす、天文年中、豐臣秀吉公、當院に遊給ひ、
 時の住職僧澄西、形容異形にして、頭大にして、如も又猪
 頭なり、蘆屋の鑄物師を召て、澄西が頭の體に、釜を鑄さ
 しめ給、利休題之、直猪頭と稱す、此釜當院傳來せり。又
 烏丸光廣卿入浴の日、題盆山石、自書して云、

光 廣

ひつさけて床の上にそつるすゆる、大千世界九山
 八海

と、云、今猶存之、禪宗曹洞派の僧守之。

瑞寶寺 同郡同所京口の東南にあり。山號圓通山、本尊觀
 世音七尺聖德太子彫刻の尊像なり。黃檗山末院禪僧守之。
 寂照菴 同郡溫泉寺後の山岸にあり。本尊觀世音は、行基
 僧正彫刻也、聖德太子七歳の像、竝に惠比須の木像、左右
 に相竝べり、菴號の額、黃檗惠林和尚書之。

松風菴 同郡同所地獄谷の地にあり。於是盆地あり、畜獸・
 禽鳥・蟲介等の生類、此水を吞で惱死する事、不去池邊、因
 つて地獄の名あり、菴主於于是弔之、卒都婆供養の所也。

右有馬郡溫泉山の市中に有火、民家寺社悉く灰燼せり、此時靈佛什物等、多く焼失せり、于時元祿年中也。
善照寺 同郡船坂村にあり。本尊彌陀一尺鑄像は、播州加東郡久米村大江池池共云より、出現の靈像也、是に久米村鹿野山長光寺住侶如意坊、靈夢に隨て、池中に探求む、時に佛告て曰、攝州船坂村善照寺に安置すべし、衆生化度の宿縁あり、早守奉べしと也、佛命に諾して、攝州に赴、於半途靈像を請ぜんといと乞者ありと云へども、佛猶止り給ず、因つて其地を去、佛像肩に輕し、又善照寺の僧、此事を夢て道に迎ふ、猶夢の如、拜謁感歎して寺に歸り、修造を加へて、當院に安置す、于時寛正元年辰七月廿日也と云へり、今淨土宗門念佛の道場也。

淨橋寺 同郡生瀬村にあり。山號十方山と稱す、後嵯峨院の御宇、寛元年中草創、西山上人開基、往昔七堂伽藍の靈區也、本尊丈六の彌陀尊像、宇都宮彌三郎頼綱安置の佛なり、當寺の鐘の由來は、圓光大師配所より傳來し、西山上人附屬し給ふ名鐘也、中興爲兵火、伽藍灰燼すると云へども、本尊猶恙なし、鐘は凶徒に奪取れて、不知在所、近歲山城國南禪寺に有つて、鐘の銘文に隨ひ、再當寺に送り返して、今に存之、境内熊谷蓮生坊の塔あり、其部に分て論之、是則次郎直實の古墳也と、村民の所稱也。又【東

鑑】に所載、元久二年八月十六日、宇都宮彌三郎頼綱、於下野國遁俗法名、同出家、郎從六十四人と云、當寺本尊の緒歴、爰に附合せり、今四宗兼學の僧守之、古橋の跡、今の船渡し也、土俗極樂橋と稱し古跡とす、猶其部に比せり。

【續千】雜七

常盤井入道前太政大臣

淨橋寺といふ寺の柱に書付侍ける
たて置し誓も清き橋はしら、朽てや世々の人渡すらん

(師藥田平)

藥師堂 同郡平田村にあり。行基僧正手造の藥師佛を安置す、靈驗新にして、毎月八日、十二日、參詣群を成、諸願不滿と云ふ事なし、近里の村民、平田藥師と稱す。

法性寺 同郡道場川原村にあり。淨土宗門の僧守之。

欣勝寺 同郡桑原村にあり。山號大宗山、禪宗曹洞派、本尊釋迦、境内に一字有つて、藥師の尊像を安置す、牧溪和尚所畫の觀音竝に龍天善神の唐繪等を什物とす、山内に最明寺櫻あり、其記雜類に比せり。

心月院 同郡三田村にあり。山號清涼山と稱す、當庄の領主菩提禪寺也。

青龍寺 同郡福島村にあり。山號西方山、本尊藥師佛・日光・月光・十二神將を安置す、聖武天皇御宇、行基僧正の開基、

五畿境内四十九院隨一たり、貞觀四年、眞如法親王、當寺より入唐、後村上天皇曆應二年、夢想國師住山、佛心宗の僧守之、【元亨釋書】卷第十六云、釋眞如大同帝第三子也、大同四年、皇弟受禪即祚、尊大皇帝平城天皇爲太上皇、立高岳皇子爲皇太子、即如也、尙侍藤原藥子、及兄仲成、勸上皇爲變事發覺、上皇薙髮、藥子仲成伏誅、乃廢太子、太子元有出塵之志、爲沙門居東大寺、性聰敏志氣宏邁、學涉内外、習三論於道詮、稟密教於空海、既而得阿闍梨位、勤於教授、嘗言、密乘奧祕、此方未盡、當入大唐實所疑、彼地若此土、遠躡葱嶺焉、貞觀三年、上表奏事、四年泛海入唐、遍詢名德、不充如意、遂杖錫西邁、翩翩孤影、流離絕域、元慶五年、在唐留學沙門中瑾、寄書來曰、如皇子過流沙、傳聞到羅越國、逆旅蓬化、云、

觀音堂 同郡東野上村にあり。本尊如意輪觀世音の古佛を安置す、靈驗新也と云へり。
圓照寺 同郡加茂村にあり。淨土眞宗西本願寺門下也。
西光寺 同郡同村にあり。山號紫雲山、本尊古佛の彌陀を安置す、淨土宗知恩院末寺、有馬郡湯山念佛寺組下也。
太子堂 同郡生野村にあり。聖德太子所造の自影也、毎年此所より、新嘗會の供を四天王寺に送ると云へり。
地藏堂 同郡生野村名鹽村の間にあり。石像の地藏尊を置

(藏地場地)

り、村民稱之拋揚地藏と云へり。
觀音堂 同郡東末村にあり。本尊十一面觀音の古佛也、此尊像、始雨露の愁を村民に告て、終に一字を造立して、安置せり、靈驗新にして、毎月十七日、群を成し通夜をする者多、得利生満足也。

菩提寺 同郡尼寺村にあり。山號東光山と稱す、花山法皇草創、皇后薙髮當院に入、因つて尼寺の地名あり、琴彈坂、古廟各其部に記す、【帝王正統錄】云、人王六十五代、花山院諱師貞、母贈太皇太后懷子、伊尹公女、長徳二年花山法皇、自巡畿内近江、密通鷹司四君、伊周射之、其矢中腋、流伊周于筑紫、同類于出雲、云、

青林寺 同郡青野村にあり。山號青葉山、本尊毘沙門天立像六尺二寸を安置す、慈心房尊惠開闢、往昔、七堂伽藍の靈場也、丹波國多紀郡高城之城主歸依寺也、天正年中明智日向守、高城を責の時、當寺より山傳に密通して、兵糧を送る。勝利なく落城、明智内通を知て、當院に放火す、諸堂悉灰燼せり、本尊靈威厚して、本堂火災を所遁なり、尊惠上人、冥府將來の曼荼羅、寶藏にあり。

永澤寺 同郡母子村にあり。山號青原山、開基越前國永平寺道元和尙の末弟、通幻和尙の草創也、本尊救世觀世音は、閻浮檀金の鑄像、後圓融院の皇后、歸依佛也、開山通

幻自筆の正法眼藏道元將來天童山の佛舍利、毘首羯摩畫像の達磨、徽宗皇帝の白生鷹繪、休夢禪師出山釋迦の畫像等、各當寺の重寶たり。通幼姓は、永澤氏、因州磯崎の産也、其家名に因つて、永澤寺と號す、當院播磨・丹波・攝津三國の境地にして、攝津國母子村にあり、地名も又寺院開闢の縁に因れり、山内の龍池、分部于是略す、其龍の鱗九枚當寺にあり、今猶存之、歴世御朱印地也。【伽藍開基記】云、永澤寺開山禪師、名寂靈、號は通幻、洛陽勇士某氏子、其母初無嗣、因禱於清水寺觀音、限一百日誦普門品千卷、遂有妊、將欲分娩、其母遽亡、父悲傷不已、瘞于古廟之側、自後行人往來、輒聞廟側有嬰兒聲、聞及其父、開墾視之、師已誕矣、其父且喜且愕、懷歸沐浴、氣體芳潔、祖母撫育之、甫二歲父喪、稍長問祖母曰、人皆有父母、我獨無何也、祖母以實告、師連然泣下曰、我不幸早失恃怙、當與我出家、用報厥恩、祖母大喜、十一歲入台山、受業、天性英敏、凡內外經史、一經其目、無不通曉、座主及衆僧稱歎、十四薙髮、師慕禪門直指之說、乃往能登之總持寺、參峨山碩和尚、山永平五葉孫也、師禮拜才起、山問甚處來、師云、天台來、山曰、欲求何事、師云、某申於止觀之理、未決所疑、請師指示、山云、莫妄想便起去、師疑情愈熾、研究不忘、一日聞山舉心身脫落話、忽然大悟云、我會也、山云、汝作麼生會、

師云、和尚莫瞞人好、山云、心身脫落時如何、師云、倒騎佛殿出山門、山云、莫亂走、師云、羅籠不住、呼喚不回、拂袖便去、山微笑、後以古人公案節角諸訛處、一一詰問、師應答如流、逮山滅後、檀越細川氏、欽師玄化、創永澤寺、請師爲開山、每往來總持寺、越前刺史、乃於中路、立龍泉寺、爲師駐錫之所、應安年、後圓融帝、賜師爲天下僧錄、自是洞上之宗大扇於時、明德二年四月末、示疾、五月朔稍愈、至端午日、隨例上堂、午尅召大衆誡之曰、我去後、汝等諸人、當屏息萬緣、究明一大事、使洞上玄風不墮於地、若貪著文字、語言、名聞、利養、非吾徒也、時節已至、吾欲行矣、衆請遺偈、師書曰、閣浮來往滿七十年、轉身端的兩脚捎天、擲筆而逝、留龕三日、貌如生、門弟子奉龕、寔於寺之西北隅、云云、香下寺、同郡香下村にあり、山號羽束山、敏達天皇十二癸卯年、百濟國日羅開闢、本尊十一面千手大悲を安置す、是則山内の靈木を伐て、日羅手造の尊像、臺座相共に同樹一體立像三尺五尺也、上古は大伽藍にして、僧坊十二宇あり、今纔と成れり、郡内三田城主、鬼門擁護の願所とす。【和名類聚】に所載之羽束之也。

(佛體五の體鳴)

府に下向し、芝の地に住し、石像の五智光佛・木像の十三佛を彫刻して、其地に安置せり、今の俗芝の大佛と云是也、後亦山城國鳴瀧山に登り、五智光佛、十三佛の石像を手造して、自像を同して山内に置り、世俗鳴瀧の五體佛と云、上人影像奇妙佛と稱す。

鑄射寺 同郡山田村にあり、山號獨鈷山、聖德太子の開基、本尊千手大悲立像三尺六寸像、太子所造の靈佛也。【太子傳曆】云、敏達天皇十年辛巳春二月、蝦夷數千寇於邊境、天皇召群臣議征討之事、於時太子侍側、竦耳左右聞群臣論、天皇近召太子詔曰、汝意如何、太子奏曰、小兒何足議國大事、然今群臣所議、皆滅衆生之事也、兒意以爲先召魁帥、重加教諭、取其重盟、放還本洛、賜重祿奪其貪性、天皇大悅、卽勅群臣、召魁帥綾糟等云云、寺記云、是時蝦夷召を疑て不來、太子驪に乗じて虚空に翔り、向給ふ、蝦夷嬰兒を侮て、猶命に不隨、磐石を抛くと雷の如し、其留る所、播磨國今の抛石浦と云へり、又毒矢を放つ、太子鞭を以つて拂給へば、其矢紀伊國日前宮衛門に立、太子も亦吾朝の弓勢、強盛なるを爲令見、方便の弓に、智惠神通の鑄矢を番て放ち給ふ、夷城に鳴動して、天に登り、地に降くと數度、蝦夷是に驚怖して、終に命に隨ふ、自是以來不犯邊、其鑄矢當院にあり、因つて鑄射の寺號あり、或は其矢是に來

を以つて、蕪來寺とも書けり。
太子堂 同所院中の一字にあり、南無佛の尊像也、毎歲正月、四天王寺より供物を此像に獻す、其料田は、山の内にあり、地下の村民耕作して、寺産とす。
奧藏寺 同郡付物村にあり、山號大藏山、本尊帝釋天を安置す、昔は七堂伽藍にして、僧坊七十二宇あり、豐臣秀吉公、三木の城主別所小三郎を責るの時、坊舎半に寇火せり、中藏坊守之、其後亦燈明風に散て、諸堂にはびこり、悉く灰燼す、本尊靈威新にして、火中に殘、再草堂に安置す、昔源義經公、丹州三草合戦に發向して、勝利を得て凱陣の時、當寺専ら盛にして、暫く馬蹄を休む、於是義經公、般若經を拜覽して、裏書に題一句、武藏坊辨慶執筆す、是則當院重寶たり、今猶存之。
以上寺院草庵等、未知所有、而漏し殘るの地は、追而可尋加之。

攝陽群談卷第十五 終

攝陽群談卷第十六

後志 編集

〇名物土産の部

櫻鯛 住吉郡境浦にあり。【夫木集】和泉國に比す。今攝泉に懸て網之、春より夏に至り、多く捕得るを以つて、世に號之事非也。當浦の鯛厚味にして、鱗の櫻色成に因つて、號たるの所傳なり。

【夫木】^七雜

爲 家

行春の堺のうらのさくら鯛、あかぬ形見にけふや

引らん

遠里小野油 同郡遠里小野村の所傳云、昔於于是油を摺始め、住吉神に捧て後、例と成りて今に至るまで、燈明の油を獻と云へり。

【夫木】

讀人不知

待宵はとを里小野の油賣、曉方の皮香の聲

今市藥種 東生郡今市村の土人、所商之也。尤も田圃に於いて、和藥種を作れり、是則往古の藥園、于今相傳の所傳た

り。引書全く于是附合するに非と云へども、後鑑のため記之。【延喜式】卷第三十七典藥寮云、諸國進年料雜藥、攝津國四十四種、獨活漏蘆各五斤・菊母・松脂・桑根白皮各四斤・橘皮六斤・薔薇根・烏賊骨各四斤・桔梗廿三斤・香薷七斤・白朮廿三斤・枳實・黃蘗・玄參・人參・茯苓・升麻各三斤・厚朴・杜仲各三斤・松蘿・草薺・地榆・桑螵蛸各二斤・桃花十兩・夜干五斤・茜根一斤・蜂房七兩・兔絲子二升・罌瀝六升・桃仁一升・車前子一升・葶藶子・蓼子・蜀椒各三升・荳蔻子二升・胡麻子各四升・杏仁一升・龍甲四枚・鹿角四具・葵子大五升・杓杷六斤・右依前件、附貢調使送寮、檢收訖、即與返抄、其太宰便附別貢使、云云。

【三代實錄】卷第四十九日、仁和二年十月十九日甲子、攝津國島上・島下・河邊・武庫・菟原・八部・有馬郡宮田、五十二町八段三百一十一歩、賜典藥寮、爲月料田、云云。

高津瓦 西成郡西高津の地より、南瓦屋町の間にあり、此竈往古より、相傳へて不絶の所傳たり、土強して響鑢の如し、因つて遠國より設之、鬼形氣生形、隨所求造之。

【聖德太子傳曆】曰、玉造岸西方、瓦燒置二萬枚、埋藏竈穴、至修造時、鑿取用、云云、今の瓦燒場、玉造岸より西南に當れり、若其此地にして、竈の古蹟を追もの歟。

難波蘆簾 同郡に屬す。今も以蘆篇り。

【夫木】^四十

爲 家

すくもたく難波乙女かあしすたれ、よにす、けたる我身なりけり

前垂島蟹膏 同郡大坂道頓堀の西にあり。前垂島は、今の地名也、此島邊の蟹、蟹穴を出て水に遊ぶ、漁者蘆の葉に陰て同時、竹箒を以つて、數百の穴を掃塞て捕之、即浸鹽緹とす。多く百姓の家に来て、田植の時菜物とす。往古爲蟹の蟹膏、當國にあり、其所出方角不詳、蟹の漬物は、其に傳る歟。

【三代實錄】卷第三十五日、元慶三年正月三日癸巳、攝津國蟹膏、陸奥國鹿脂、莫以爲蟹膏御膳、云云。

宿野土器 能勢郡宿野村にあり。商之者、足附の籠に入れて荷出す、是則土師祖を、崇祭の心也と云へり。此所始め來狹々村と云るの證、處載于【日本書紀】攝津國來狹狹村、贊土師部の號ある處なり。亦【延喜式神名帳】能勢郡久佐々神社、今此宿野村に在て、土人正一位宿野大明神草々社と云り。狹の重字を、來狹の二字に用ひ、訛と見たり。又來狹々の唱を惡で宿野に轉する事、神社門に委く論之。攝津國駒 島下郡鳥養村の川中、今の馬島より出たるべし。所載于【延喜式】卷第四十八、攝津國鳥飼牧也、牧の部に論之。

【夫木】^三春

行 家

もえ渡るこやのあしへにあさりてや、津の國かひの駒いはゆらん

【同】^三

俊 成

はむ駒のあしけにのみもみゆる哉、難波の春やふかく成らん

【同】^三

寂 蓮

難波かた蘆の若葉の穂に出て、招くとみゆる駒のふりかみ

【同】^三

三島菅笠 島上郡三島江村に屬す。一説伊豆國三島に限る。

【萬】^十

三島笠いまた苗也時または、きすやなりなん三島すか笠

【夫木】^十雜

知 家

武士のゆつかにまける三島菅、みしま、ならばとけぬつれなき

【同】^四十

季 經

誰か行夏の野草の葉末より、ほのかにみゆる三島すか笠

【萬】^十

有馬菅笠 有馬郡平田村に屬す。此處菅岡の名所あり、岡の部に然り。

おほ君の御笠にぬへる有馬菅、ありつゝ、みれとこ
となきわきもこ

【同】

人 麿

皆人の笠に縫てふ有馬菅、ありての後もあはんと
そおもふ

難波菅笠 方角出所不詳、今東生郡深江村に笠縫在て、世
に深江笠と稱し、名物とす。此外難波の中に、笠縫の里不
見。

【萬】十

おし照や難波すか笠よきふるし、後はたかきむ笠
ならなくに

【延喜式】卷第十七曰、内匠寮御輿中子菅蓋一具、菅蓋得料
材、從攝津
國笠縫氏、菅翳二柄、同笠縫作、云、三鳥・有馬・難波共に、笠縫
里とするや。

熬筒瀧籠竹 【延喜式】卷第廿三曰、凡兵庫寮造箭柳籠、四
百廿、隼人司油絹料、二百隻、竝仰大和國、毎年交易令
送、前送以時採斫、
簡取強好、價竝運賃用正稅、其熬筒瀧籠等料竹、令
山城・河内・攝津國送、云、

交易雜器 同卷曰、攝津國槽十七隻、長各八尺、廣三尺、圓槽四隻、
三寸、手長一尺、槽六口・輿籠五十口・白八腰・杵十四枚・匏一百七十五柄・
置簧五十四枚、凡五畿内丹波等國、例進雜器并櫛、十月以

前充進、若致未進、移式部省、國司不聽、預新嘗會節、云、
青櫛荷葉 同卷第三十曰、東宮青櫛干櫛、各日別二十五把、
荷葉三十枚、侍從所青櫛・干櫛、各日別十五把、右青櫛荷
葉、大和・河内・攝津等國所進、干櫛播磨國所進、云、
貢進菓子 同卷曰、諸國貢進菓子、攝津國菓子二擔、覆盆子
四擔、楊梅子四擔、花橘子二擔、云、方角出所未考、今に山
林より市店に擔出る處ありと云へども、引書附合し難し。
前魚 武庫郡廣田海に網したる魚を云へり、肥膩ざりて甚
厚味にして世に所好之也、一説住吉浦の漁者前の魚は住
吉郡とす、【攝津國風土記】曰、今號廣田明神是也、故號其
海邊、曰御前濱、曰御前澳、云、

片目鮒 河邊郡昆陽池にあり、行基病者願に諾し、長洲濱に
出て求之、與彼割殘る魚を此池に放つ、化して一目の金魚
と成る事所載于【羅山文集】溫泉記に詳なり、于今一目鱗
あり、凡て此池の魚を食者必ず癩病を得ると云て、土人不
網釣をも不垂、世に昆陽御池の片目鮒と稱し名物とす。
以上古歌引書等に附合するの名物也。

桑山小粒藥 東生郡天王寺々町珊瑚寺にあり、桑山法印相
傳る小兒萬病の良藥也、關白秀吉公并桑山法印影像あり。
天王寺糍 同郡四天王寺村にあり、穀糍を平鍋に入れて煎て
穀を去、白花生と成し紅花を以つて染之、白きに交市に沽

れり、落花紅白を散敷に似たり、四天王寺參詣の貴賤土
産とす。味輕して、甘は砂糖糍と云へり。

同所溫糍 同郡同所竝阿部野の田圃に作り、市店に沽、色極
て白く、莖大にして、末の疲たる形也。春夏の間、漬物醢
等に用宜し。

同所蕪菁 同村に作り、形平均大にして、莖葉少し、味甚
甘して、如も輕和なり、乾蕪として、諸國に送る、西成郡
木津今宮の邊、住吉郡に懸て、作得たりと云へども、皆天
王寺蕪の名を以つて、市店に所商之也。

同所芝 同村所々の培塿岸端より切採、民家に商之、庭上
に假山を構へ、美景を樂む、人必ず設之、莖葉青して如も
叢生す。

同所纒車 同村民家に造之、纒綿を商ふ者設之、巡り輕し
て、能木綿の種に不殘云へり。

同所縹綿 右に同じ、諸國の市店に送る、因つて世に綿屋
町と地名せり。

同所鋸 同村民家に釧之。諸工求之、寺造・佛造工等、聖德太
子の御時、始て渡越せり、因つて百工具も、皆是に始と云
て、木匠専ら用之、太子講と稱して、毎月四天王寺に集會
し、或は當家に集り祭之。

阿部野大豆 同郡阿部野村の田圃に作り、味勝て宜、世

に能以求之、諸方に種を設く。

桑津溫糍 住吉郡桑津村の田圃に作り、市店に出す。地勢
宜を以つて、生堅く厚味なり。

同所餌 同村茶店にあり。先米を磨て粉となし、粘て形繩
目に作り蒸たるを、世に餌と云へり、旅人并幼童の輩所
求之也。

住吉神馬草 同郡住吉浦にあり。年始の飴、世云穗俵は、是
神馬草を設け、所造之也。

同所御祓餌 同所住吉社水無月の神祭に、民家に作之、米
の磨粉を粘し、蒸て凹にて、小豆を入、串に刺を云り、如
斯は皆稱此名。

同所洲蛤 同所洲崎にあり。漁者捕之、蚌を捨て、其子を升
に盛て市に沽、或は社參の貴賤、此松原に遊び、酒宴の興
に乗じ求之、芥酢を與ふ、因つて洲を醋に作り、稱醋蛤刺。

同所松露 同社の松原にあり。土人拾之、市店に送る、味他
に勝たり。

遠里小野嫩瓜 同郡遠里小野の田圃に作り、所々の市店に
出す、多是堺道にあり、大驚の卵の如く、色極て白く、求
て人の面を畫て、幼童の靨とす、間に黄色なるものあり、
黃白ともに美麗、勝て艶き形を以つて號之。

平野酒 同郡平野莊の民家に所造也。織田信長公、三好修

理大夫課役免許の處なり。其功酒を好するの徳に因り。同所鉛 同莊市店にあり。形管の如に作之、餘は隨所好、天正年中、豊臣秀吉公に獻じてより、課役を免賜ふの名物なり。

同所槍物細工 同莊市中にあり。始祖有樂は、利休時代の名人、茶湯者多く設之。

同所錫 同莊錫鍛冶作之、諸國の市店に送、或は京大坂の津に出て沽之、女工求之、車に懸て、木綿糸を牽の具也。錫或鈔錘の二字に作り、車も亦紡車と稱す。

同所線綿 同莊の田圃に作る木綿、竝に泉州・河州より、當所の市に送り、攪車に懸て、諸國に商ふ。用糸強して宜し、女工求之。

同所蒟蒻 同莊の田圃に作れり。則當所市店に於いて製之、所々に送る、味他に勝て宜し、因つて作之商者、惣て平野蒟蒻と云へり、不製蒟蒻玉として、諸國に沽渡せり。

(藥野平)

同所産後藥 同莊奥野宗順、同清順兩家にあり。難産前後に用之、宜治之、世に廣く所求之、平野藥と云へり。堺鐵炮 同郡堺櫻町にあり。鐵炮、日域に相傳るの濫觴【太平記】に載之、中興永正七年、北條氏綱、同氏康に至て、泉州堺鐵炮張國康と云者に仰て、多く合作之、根來法師、其術を教弘む。亦天文年中、島津修理大夫義久、大明國の俗

儒、渡越するの時、義久家臣種子島兵部丞時堯、能其術を習ひ、世に廣く成れり。其後依東照神君命、令張大筒、此祖芝辻の家にあり、子孫門葉榮て、第宅各同所に相竝り。土居原鋸 同町にあり。能削之、諸工普求之、此處より西の方、海に近くして、民家もなく土居あり、其側に住するを以つて、世に鋸の名と成り。後世民屋西に薄り、土居悉市店と成と云ども、終に鍛銘と成れり。出齒庖丁 同所北莊にあり。漁者或は魚商、多設之不用箸、魚を手に握り、洗濯料理するの刀劍也、宜削之他に勝たり、因つて堺出齒と稱し、庖丁と知り、此鍛冶常に齧あり、是を以つて出齒の號あるの所傳たり。一説庖丁の作り、本末細して中膨なるを以つて、出齒の號ありとも云へり。烟草庖丁 同所名物にあり。此鍛冶己妻に相槌擣せ、宜削之、夫婦共に鍛鍊して、世に御方庖丁と異名し、終に家銘と成れり、烟草を刻む刀劍也。商之者必ず求之。胃盛鍛冶 同所名物にあり。始祖宗鐵は、世に廣く知れるの名人也。利休好で茶器の類を造らしめ、自然と亦其妙を得たり。一説泉州堺南莊の産と云へり。小西白粉 同所にあり。容飾の具、製するの始、小西氏祖異國に於いて習得たる處なり。艶女設之、容顏猶妍しく、宜こと他に勝たり、延寶年中、受領して和泉目と成れり。

天神前櫛 同所天神社前にあり。世に此櫛の名を得こと、鋸を以つて挽之、自然と左右へ、挽の術を得たり、因つて髮筋不刻と云へり。

紅葉豆腐 同所宿屋町にあり。味魚肴に勝れ、櫻鯛に對し號之、城州淀城主永井三齋好之、毎日贈れりと云へり、今其末葉所々に殘て、紅葉豆腐の號あり。本家は終に絶たり。

安立町筆 同郡安立町にあり。筆工數十字、軒を竝て作之、諸國に送る雜筆なり。

同所櫛 右に同じ。雜櫛なり。

同所烟筒 右同所に作之、市店に出す。勝間木綿 西成郡勝間村にあり。當所の女工織之、所々の市店に出す、糸綿を撰て絹の如く、渡廣く、長足て、世俗の所好也。

新家白茄子 同所新家にあり。色白を以つて號之、姫瓜の大なるに似たり。

同所竈土 同所にあり。竈の下塗に用るの埴也、世に勝間土と云へり。

同所洲蛤 同勝間浦にあり。住吉に同じ。木津越瓜 同郡木津村田圃に作り、市店に出す、求之酒の糟に點じて、奈良漬瓜と云。

同所蕪菜菔 同村にあり、天王寺に同じ。

同所匏瓜 同村にあり。則當所に於いて、青皮を去、實の白を、革認の如く切廻て長續け、高牆に懸て、炎天に乾しむ。風に飄を遠く見る人、瀧の白糸に寄て秀句す。其能乾たるを世に干瓢と云ふ。【釋名】云、瓠蓄皮瓠、以爲脯、蓄積以待冬月時用之也、云云、今干瓢とす、瓠瓜も亦壺盧、或は胡盧と云へり。

今宮千生瓠 同郡今宮村の田圃、竝に民家の軒に作れり、瓠小くして數多生るを以つて、千生の名あり、世俗印籠・巾著を腰に垂るの留と云。今謂根附也。懸瓠の體、前後圓にして、結目正うして、跡先不知を闇夜と號け、稀に設之世に秘藏す。

地鳥 同所より東の方長町後、勝曼院の下に續く、田圃に餌喰する、田鳥・水鳥類、漁者獵師の網に懸り、竝に入、横に附るを捕ふ、一國中に於いて獵する類、皆地鳥也と云へとも、別て此地に捕鳥を宜とす。

長町千生瓠 同郡大坂南限長町にあり、今宮に同じ、世俗市店に立つて求之。

同所蘿蔔 同所東西の田圃に作り、市店に運送る、莖葉青して、根大に生つて、色濃赤し、味甘く匂馨く、世に多求之。

難波瓠瓜 同郡難波村に作之、製する事木津村に同じ。
島村蟹 同郡野里村の川面に多し、此蟹の甲人の怒る面あり、細川高國家人島村左馬助、享祿年中、此川面に於いて戦死、其怨念を留ると云ひ、或は正六位上兼右近衛府生秦武文、亡魂を以つて武文蟹とも云へり。川邊郡尼崎の浦邊にもあり、蟹とするもの歟。

佃野魚 同郡佃村の川川下也にあり、漁者四方に網を置廻して捕之、號けて狩網と云ふ。此魚の味、甚他に勝て宜を以つて、多鮓に作る。

同聚魚 同所川下潮境に於いて捕之、市店に送る、魚細小く煮之白し、因て世に白魚とす。

同梭鱸 同所に捕之、梭魚の子に似たるを以つて、世に梭魚子とも云へり、川邊郡尼崎・矢田郡兵庫津等の浦邊にも網之、魚油を煎探て、其辛を市店に送り、或は田圃耕作の家に求め、埋之地を肥せり。

稗島竝繩 同郡稗島村に作れり、天満市所々の市店に送る、龜物を以つて世に竝物と云ふ。此繩竝にして強を以つて、名物とす、求之多壁簀竹を編り、世俗倍志末と云ふの處也。

加島鞆 同郡加島村にあり。所傳云、昔此所鍛冶戸千軒の地、能兵家の具を作れり、銘盡等にも載之、後世退轉して、

漸農具を作る。

同筵 同所に作り市店に出す、毎歲臘月の式に用て餅筵とす、菓の穂先を打違て、中に織るを以つて、中繼筵とも云へり。

柴島晞 同郡柴島村の堤に於て、布木綿を、淀川の流に清潔、堤の芝に撞て晞之、南都の晞に劣ることなし、終に晞の地名と成れり。

江口溫菘 同郡江口村の田圃に作り、市店に送る、根淺して太し、口味勝て宜し。

海老江冬瓜 同郡海老江村より出る、口味宜く勝て大なり、野田鱸 同郡野田村の漁者、鱸釣の名を得て、所々の川、入

江、池、沼に入つて、釣を垂て捕之、市店に出す、終に漁者の住家の名物と成れり。水の濁に連て、近江國勢田より下る鱸也と云へり、因つて濁を待て必釣之。

同瘡下藥 同所村民家傳にあり。小兒の頭瘡久く不愈、或は疳癖疾等を治る妙藥也。

福島雀鮓 同郡福島村にあり、野魚の小を背割にして、潮に浸し令乾之、飯を入れて作之、魚の腹脹て、形雀に似たるを以つて號之。

川口鯊魚 同郡安治川の西潮境にて、漁者釣を垂て捕之、市店に出す。

澤上江綿帽子 同郡澤上江村母恩寺の尼作之、宜綿を撰て美を好す、當寺待賢門院菩提尼寺たり、世に母綿綿と稱す。

網島網 同郡大坂町の東、網島町漁者作之。
同青苔 同所より川口・木津・勝間・住吉の浦邊まで、船を通ひ苜之、於是製して以つて青苔となし、市店に出す、天満島木綿 同郡天満の地、所々の女工織出せり、宜木綿を撰て、模様所好常にあり、多くは田崎の地邊にあり、因つて川崎織とも云ふ。

宮前細溫菘 同所天神社の邊より、北の田圃の間に、種を求めて作之、遠く去て種を變ず、因つて近里の外に不出、凡て宮前の號あり、形小して長し多は河内國守口村に求て、酒糟に點じて、桶に移し、蓋を覆ひ、守口漬香物と銘して、諸國に送る。【本草綱目】云、形小而長者、名蔓菁蘿、云。

天神花 同郡天神社前に於いて作之、餌を赤く彩て串に貫き、花形を造り始む。
小絲地黃煎 同所衡門の南にあり。始て所作之、婦人名曰小糸の家に、因つて號之、口味甚宜く、諸國の市店に送る。菅原燒土器 同所にあり、雜器の類、隨所好造之、醬色の土器也。菅神靈廟の地に於いて以造之、菅原燒と號たり。

碁象戲雙六盤 同所神社の東にあり、嬉戲具を造る家、數宇相竝、世以無類、詳不論之。

象戲駒 同所竝に唐物町に造之、右に同じ。

天滿輪 同所吹戸屋町にあり、以造之世に地名とす。諸國に送り鍛冶戸求之。

大佛餅 同所難波橋筋の北にあり。洛陽大佛餅は、大佛殿の前を以つて也、以其大號之。

扇地紙 同所老松町に作之。諸國商家求之。

堂島蜆 同所の西堂島の頭、曾根崎村の漁者、淀大川の下、川口の間にて捕之。

高原燒土器 同郡高原の地にあり。茶器香器の類を造り燒之、高麗土器に劣る事なし。好茶人専ら設之。

難波燒土器 同所の西、道頓堀の川上にあり。茶器香器の類竝に飲食炊煮の器物、及雜器に至まで、風流を盡し、尤隨所好燒之。

新道和中散 同所の東新道の地にあり。

元智撞木 同所の東寺町口にあり。念佛を唱鐘を鳴し、鉦鼓を敲く、撞木也、僧尼道俗の輩用之、鐘の音を能すと云り。

三津寺瓠蓄 大坂市中三津寺町の市店にあり。木津・難波所々の瓠瓜を求て、是に製す、勝て宜を以つて人多設之。

香具 同所内兩替町、篠村越後家にあり。香具竝に丸散藥

(物名の中市坂大)

製之。
 金寶命蘇丸 同所高麗橋の西にあり。
 香具 同町宇野河内製之。
 阿伽陀圓 同所津村町にあり。此家落飾コナフシを作れり、因つて世俗飾屋セウジヤと云へり。
 五香湯 同所御靈社内にあり。
 五香湯 同所渡部町、座摩神社にあり。
 入殘目藥 同所北渡部町にあり。治諸眼。
 目洗藥 同所中之島常安町にあり。治諸眼。
 龍香圓 同所同町豐前座地にあり。小兒の萬病宜く治之。
 田邊屋振藥 同所土佐堀町にあり。手負打身等の類、宜く救急之藥也。
 錦袋子 同所聚樂町古林見宜堂にあり。宜治萬病、此藥方門葉の外に不出、此外當家より傳授の名方、竝に諸家の妙藥・名膏・多簡板に記所顯世、悉く拾之事、不違枚舉、因て略之。○凡大坂市中の名物、大手筋邊の、甲冑、兵家具、竝に刀劍、受領の鍛冶には、一竿子忠綱・小林伊勢守國輝・同大和守國英・粟田口近江守忠綱・攝津守源忠行・津田近江守助直・備中守行廣・小林河内守國助・富田備中守橘康廣・上村阿波守藤原康綱・文珠信濃守弘包・上野守助包・高井越前守源來信吉・丹波守吉道・筒井越中守包

國・丹波守兼道・神戸肥後守國康・陸奥守吉行・但馬守橘貞信・陸奥守輝政・文珠若狹守藤原包廣・文珠豐後守藤原包高・若狹守源宗吉・武藏守永道・出羽守源助信等は、刀・脇指・鑓・長刀を作る、此外小刀・剃刀・庖丁・挿刀・馬針・爪打・髮插等の鍛冶、所々に住居す、高麗橋筋の橋、竝に書林・經師・繪馬・衣服・古著、吳服町世俗日伏の絹布・唐物店、本町の吳服・古著、平野町弓矢師、傘張、島町大黒屋傘、道修町世目道修の藥種、疊刺、穀屋町の碁石・碁、唐物町の革細工・馬具、眞齋橋筋の書林、古道具、壹町目筋の拵物、刀脇指等、古道具、堺筋の塗物、南久太郎町南方の鐵、久寶寺町の雜菓子・紙子・澁紙・合羽類、安土町の厨子造、御堂前の數珠・木偶、鯛屋菓子、阿波座の戸障子・解船・石灰、西横堀・京町堀・長堀川等の材木、江戸堀川の竹、船町の丹後、常安町の豊後、受領の菓子、此外諸家の受領、寶貨・器物・衣服・米穀・飲食・果蔬・菜蔬・草木等に至るまで、市店に立て、萬物求るに無所不足、拾之不違枚舉、因つて略之、市に立る物は、皆悉く市の部に然り。
 筭筆算筆 島上郡鶴殿村の蘆を宜とす。因つて樂人設之、簧に作り、音を好すると云へり。
 富田酒 同郡富田村に造之、所々の市店に出せり、香味勝て宜し。

服部相思草

同郡服部村の田圃に作れり。莖細く、葉厚く、色虎の如にて斑なり、香遠く薫じ、香味相共に醇カサシくして、不飽、好で求之。

吹田田鳥子 島下郡吹田村の水田に作り、市店に出す、形小にして味大なるに勝たり、知之人求之。

豊島筵 豊島郡の一郡に屬す。藁を以つて篇之、世俗豊島席と云、或は豊島と云ひて席と知り、旅人不時雨具とす。

福井酒 同郡福井村の民家に作り、市店に送る、香味富田酒に同じ。

掠橋温菘 同郡上津島村掠橋の地に作之。形大にして莖本青く、能煮に割猶正して、味甚甘く、此るに似るものなし。箕輪燈蓋 同郡箕輪村に造れり。當所の埴土を以つて照燈、土器とする事宜し。

石蓮寺煎餅 同郡石蓮寺村にあり。味輕くして雪餅の如し。雨天に以不濕名物とす。

池田酒 同郡池田村に造之、神崎の川船に積しめ、諸國の市店に運送す、猪名川の流を汲で、山水の清く澄を以つて造に因つて、香味勝て、如も強くして輕し、深く酒を好者求之、世俗辛口酒と云へり。

(酒口辛)

同木綿 同所の女工、宜き綿を撰で、糸を細して所織也、當

所月次の市に立てり。同所鞆 同邑に作り、宜く所々に設之、多は牛馬を飼百姓の家に求む。

細郷谷樹 同郡木部・中河原・東山等山里に造り、大坂天満の植木屋に送る、此處の人、樹を撓接するの術を得たり。

東山柿 同郡東山村にあり。形大にして平は、大和柿、或は五所柿と云へり。大にして長は、久保柿也。此二品の果物を宜とす、味他に勝て、濕手に浸り、口の乾を止む、凡て此細郷の山内より、柑類の外、四季の果物を市店に出す。

池田の市にも立るを以つて、世に池田柿とも云へり。角之坊栗 同郡伏尾村久安寺山内にあり。栗大にして、萩薄く楔なし、實勝て白く、味甚美なり、數寄を好人、設之務栗とす、割正しきは、能熟したるを以つて也。

賞野草履 同郡賞野村の土人造之、市店に送る、藁草履なり。子薑繩 同郡平尾村の土人造之、所々の市店に沽、能薬を和け、強く攀て、曲を以つて、形薑の如し、因つて號之。

氷餅水飯 同郡勝尾寺山内の僧坊に製之。冬月雪水に浸し、晞之、雪より白く、味輕を以つて宜とし、紙囊に入れて氷餅と題す、霰の如は水飯なり、登山の輩設之、土産にす。

止々呂美松茸 同郡止々呂美村の山内にあり。甚香美の味、

他に勝たり、市店に立て求之、皆此名を貸と云へども、香氣各別也。

同所鐵砲銃藥 同村の土人作之。凡此邊は、山深して、畜獸の類田野に群り、耕作の愁あり、因つて獵師・狩人の輩は、鐵砲を携ふ、能鍛練して製する事を得たり。

北之坊榧 能勢郡川尻村にあり。味甚香美にして、如も大なるは、石工の鑿の如し、長一寸七八分を常とす、菓を以つて篇之、因つて能勢の篇榧と云へり。

同牛蒡 同所の田圃に作り、市店に出せり、香味諸國の名物に超たり。

野間韮 同郡野間村の土人、菓を以つて造之、驛に出せり、馬子尋求之。

木代軸竹 同郡木代村より切出せる、筆の軸竹也。其曲節あるを、破魔弓の箭竹として、京大坂の市店に送る。

吉川砥石 同郡吉川村にあり。磨刀劍宜し。

上杉蒔 同郡上杉村に造り、所々の市店に送る、月次池田の市に立り。

一庫炭 河邊郡一庫村の山中に、炭竈を造、山林の歴木を伐採、竈に入口を閉塞で、以土塗之、日を経て開之、市店に送るの始、先池田市に立を以つて、世に池田炭と稱す、今近郷に習得之、所々に竈を置り、此炭自然と香甚美に

(炭田池)

して、火氣強く和也、因つて茶爐に置り、竈本に撰除を折炭と號、沽市也。

同槽炭 同郡同所の山林、竝に豊島郡池田東山村の山家、歴木の根を掘探して、竈に燒、能火を持こと久し。

伊丹酒 同郡伊丹村の市店に造り、神崎の驛に送り、諸國の津に出す、香味甚美にして、深く酒を好人味之、當所の酒と知る事、他に勝る故也。

山本柿 同郡山本村の山林田圃にあり。多くは大和柿なり、厚味、豊島郡細郷の果に同じ。

同植木 同所より、大坂天満の市店に荷出、當所の土俗、木を槓接樹するの術を得て、樹接大夫と稱するの家あり、家は舊屋門に比す。

加茂植木 同郡加茂村に造り、市店に荷出で商之。凡て此邊の山家、樹を植養る事を宜す。

鴻池酒 同郡鴻池村に造之、香味の宜こと他に勝たり、因つて酒を商ふ家、此名を貸て沽之、土俗山中酒家と稱す。地名村の部に論之。

大鹿酒 同郡大鹿村に造之、凡て此邊の酒、山の流瀧水を汲で造るを以つて、甚香味なり。

平野土器 同郡平野村に造り、足附の山籠を以つて荷之市に沽、是則往古より相傳るの、始祖を重する心なり、亦此

埴土を設るの地。何の山谷に入つて雖取之、平野の土器燒と答るに、地主免之と云へり、前に記す贊の土師部の分たる歟。

阿古谷銅 同郡阿古谷村の山内にあり。

大原野箕 同郡大原野村に造り、市店に送る、體を能し、農家に用る事宜しと云へり。

千本銀 同所千本の地より出。多田銀山の奥也。

左曾利簀 同郡左曾利村の俗造之市に沽り。

杉生榧 同郡杉生村にあり。味美にして如も大なり、市店に送之。

若宮紺青 同郡若宮村の山内より出て製之、其色勝れて宜く、彩て後變する事なし。

篠部銀 同郡篠部村の山内にあり、鑛を製するの地、山下の町にあり、多田莊を以つて、世に多田の銀山と稱して地名とす。此山年久く繁榮して、瓢箪鍬等の名あり、銅・綠

鑿・紺青・綠青の類製之、各地に勝て宜と云へり。
簾引魚 同郡尼崎長洲濱に於いて、漁者捕之、竹を以つて簾を編、磯に置廻して、其中に入る鮪なり。簾引して魚を捕の業、此所の漁者始て造之。

煎雜喉 同所の漁者網して捕之、潮を以つて煎乾、市店に送り、或は所々に擔出て沽之。

鳥貝 同所の漁者捕之、形魁蛤に似て、生は鳥の背に似たるを以つて號之、此貝他國に乏し。當浦に多く、簾に干乾て市店に送る。

同浦海馬 同所の漁者網するの中に、自然と設之、形小にして蛟龍の如く、馬面也、因つて海馬の號あり。婦人産に望む時、手に握しむ、必安體也と云傳て祕藏せり、知者求之、即功を見と云へり。

高平烟草 同郡槻瀬村高平谷の山畑に作れり。香味勝て宜し、多く以不作、世に普く不知之。

武庫山籠 武庫郡武庫莊の土人作之、秣苺落葉を拾ふ筐なり。山家の俗能求之。

戎飴 同郡西宮町にあり。味常ならず、旅人求之、一名烏帽子飴とも云へり、皆是蛭兒神社に因れり。

西宮水饅 同所の漁者當浦に於いて捕之、味勝て宜し、市店に送り不立人求之。

同千小鯛 同所の漁者捕之、小き鯛の干物、重合せて小鯛と號け、市店に送り。

鳴尾西瓜 同郡鳴尾村の田圃に作り、所々の市に沽り、近歲人多喰之、瓢赤きを照と云へり、當所の西瓜、能照て味甚美也、種の黒を以つて宜とす。

田邊金瓜 栗原郡田邊村より、小路村の間に作之、形冬瓜

の大にて、色黄金の如く、青筋通りて味瓜なり、探皮喰之、甚美なる味あり。

同烟草 同所田圃に作之、服部烟草の種を設て、所製も亦習之、香味同く宜し、知る人求之。

御影石 同郡御影村より市店に出、此石武庫・兎原の山谷に於いて、刻取て、佛像・石碑或は衡門、竝礫・石牆等を用之宜し。

車楊梅 矢田郡車村の山林より、兵庫津に送り、大坂の市店に出、大き李の如く、能熟して味甚美なり、始兵庫に出るを以つて、世俗兵庫の車楊梅と云へり、因つて車の地名も、楊梅の大なるを以つて號之俗説あり。

兵庫鯛漬 同郡兵庫の津にあり、當浦の漁者、大網を下て引之、則潮を以つて製之鯛胥とす、香味甚美なる事、諸國に勝たり。

同簾干小鯛 同所に製之、胥鯛の所餘、簾を白濱に置て、炎天に干乾て、能干たる時、升に量り市店に送る、魚小く光在て銀魚の如し。

同醋 同所市店に作之、薄濁て甚酸く、香味亦美なり、好で諸國に求之。

同小石砂 同所海濱にあり、數石の中、皆同うして穀物の如く、量之市店に送る、設之第宅の大庭・前栽・飛石の間

に蒔石とし、或は盆山に置り。

須磨濁酒 同郡須磨村、旅客を待の家にあり、香味輕して美なり、多旅人の所求知、「酒は唯呑ねば須磨の浦淋」など、酒宴の興に舞謠も、此濁酒より謠初たると、所傳して進沽之。

生瀬石土 有馬郡生瀬村の山谷にあり、山城國御室燒の土器始て造る者、號仁和寺屋清右衛門、家名の頭の一、諸國に巡り、宜き字を取つて、世に御室仁清と稱す。諸國に巡り、宜き埴土を撰む、此土其數に入つて、如も強く埴を以つて、石土と號す。

名鹽紙 同郡名鹽村にあり、多は賤を作り、其色の美なる事、他に勝れて宜し、大坂の市店、或は有馬湯本に荷出で、入浴の旅客に商之。

同鳥子土 同所にあり、此土を設け、鳥卵紙に漉交へ、美を能す、卵色を以つて鳥子紙と稱す。

同島魚 同所谷川にあり、形鮠に似たり、白き堅筋在つて、女工の織る糸島の如し、因つて島魚或は島鯉と號て、名物と成せり、鱒を動せば、金銀魚の水に遊ぶが如し、俗設之盆水に放り。

道場川原酒 同郡道場川原村の市店、山河の瀧水を汲で造之、香味輕くして美なり、好で求之。

同平飴 同所旅店に製之、關白秀吉公、有馬温泉に遊玉ふ

の序、此平飴を獻す、味甚美なる事を感仰て、課役を免許し玉ふの名物なり。

三田酒 同郡三田市店、山川の水輕く清を以つて造之、香味甚美なり、所々の市に送れり。

九鬼殿石 同所の山谷川の流等より出る、水色の石也、領主九鬼氏祖、此石を以つて、八面の惡鬼に抛て防之、八鬼神に勝を以つて、號之と云傳へり。

小名田刃土 同郡小名田村にあり、此處三條小鍛冶宗近、竝に國久第宅の古跡あり、各此土を設て、劍戟の刃を作ること宜し、因つて刃土と號す、猶舊屋門に詳なり。

山田酒 同郡山田村の市店、山河の清水を以つて造之、香味尤美なり。

湯山竹細工 同郡有馬湯元にあり、料紙・硯匣・筒等の器用、竹の内皮を張て、鏽竹を以つて、畫紋或は詩歌の文字、隨所好作之。

同籠細工 同所にあり、花生・果盆・煙草入・盆・水漉等、凡て籠を用るの器物、好て令造之。

同杓 同所にあり、茶杓・手水杓・水打杓等、竹の内皮を曲て作之。

同楊枝 同所に削之旅店に沽、求之温泉に浸し漬て用るに、齒を能すると云へり。

同木地挽物 同所に作之、器用の類、形は隨所好、任所望、宜く挽之、都細工に勝たり。

同筆 同所筆工の所造なり、入浴の旅客、一度求之、宜を以つて、諸國に送る、多は皆夏毛にて製之。

同絲細工 同所にあり、幼童兒女の翫として、觸手令觀目之器用、嬉戲の類、色絲を以つて種々に卷飴之、美麗手際を盡こと、都に所不恥也。

木偶筆 同所にあり、色絲を以つて、筆の軸を卷飴、内に木偶を作り入、筆の反を以つて、出入の興あり、筆工・絲細工の兩家に作之。

同鍛冶 同所にあり、庖丁・小刀・裁刀・刀子等の類、隨所好、以上湯山名物は、諸國より湯治の旅客、異類・異形の好を以つて、土産を造しむ、因つて有謂風流を覺盡すこと、世に普く所知之也。

攝陽群談卷第十六 終

攝陽群談卷第十七

後志 編集

○雜類 名木・名石等類拾集之

住吉萱草 住吉郡住吉に屬す。

【古今】

紀貫之

道しらは摘にも行む住の江の、岸に生てふ戀忘れ草

【同】

忠 岑

住よしとあまは告ともなかるすな、人忘れ草生と云也

【後拾】

平 棟 仲

忘れ草摘て歸らん住吉の、きしかたのよは思ひ出もなし

早鳥船 同所に屬するの來由なり。

【歌林良材集】に、【播磨の國風土記】に云く、難波高津の宮天皇の御宇、明石の驛家に、駒手の御井あり、井のうへに楠木有、其長百丈、切て船に作りて奉る、其船足のはや

き事、鳥の飛がごとし、一旦明石の濱より發して、半時を以て、住吉の岸に至れり、時の人早鳥と名づく、歌に云く、

住の江の大くらむきてとへはこそ、早鳥といへい
つればや鳥

住吉忘貝 同所海邊にあり。

【萬七】

いとまあらはひろひに行む住吉の、岸によるてふ

戀忘れ貝

【同】

住の江に行といふ道にきのふ見し、戀わすれ貝こ
とにし有けり

遠里小野眞椽 同郡遠里小野村に屬す。往昔西海の諸船、

此木を見て、所知方角也と云傳たり。

【萬七】

住吉の遠さと小野の眞椽もて、すれる衣の盛過行

轉法輪石 東生郡四天王寺金堂前にあり。禮拜石・引導石・

影向石を加て、四石と云、寺記に論之、就中此轉法輪石は、
所載于【本願緣起】也寺記に引書するを以つて于是略之。

【拾玉】

難波津や古きむかしのあしかきも、まちかきもの

を轉法輪跡

慈鎮和尚

玉柏石 西成郡に屬し、難波に限るの俗説あり。

【續歌林良材集】に云、俊頼朝臣の歌に「難波江に藻に埋る、玉かしは、あらはれてたに人を戀はや」此歌になぞらへ、難波の玉柏は、石をいひて、難波に限るやうにおほゆる俗あり、其石を玉柏と云事、景行天皇十二年、つくしに幸して、柏ハハのハハ大野といふにやどり給ふ、其野にありつる、いしのことをいへる由緒より、おこれる歌也と、云云。

野田藤 同郡野田村眞入菴にあり。世俗吉野櫻、野田藤と對し、花の咲頃群を成り、下河邊長流、此藤に題して和歌を作り、庵主眞入に與ふ、其詞云、「さく花のしたにかくる、人おほみ」とよめるうたは、いにし散藤うらの、榮花のさかりに、よせたるなるべし。これは近かきよに、豊臣の大開、あさの衣のひとへよりおこりて、つひにわかおほやまとをさへ、おほひ餘れるそでのいきほひ、はるかなる、唐土までをおびやかし給ふる時に、あひに相たるさかりを見て、名は高濱を松のひ、きと、四方に聞えし、藤なりけむ、今その古根のひこばへ、猶此いほりの庭に残りて、春を忘れぬかた見なりければ、ゆかりの色をたづねきたりて、みる人の絶ぬもあはれなり、それが中に、ほり江の河の長き流れを、名とせる翁ありて、かく斂よみたりし。

みつ鹽の時うつりにし難波津に、有りし名残の藤
なみの花

水咫衝石 西成郡大坂川口にあり。今謂水尾木也。入津の諸船、水の深を知るの印の木を云へり。近歲火を燃て、夜走船の目當とす、此修理料、大坂廻船持・船問屋等の輩課役たり。水咫衝石とは、【萬葉集】に出たり、【類聚國史】云、難波江始建濬標、云、濬は、水深を云、
難波津頭海中、立濬標、若有舊標朽折者、搜求拔去、云云、
【土佐日記】に云く、二月六日、みをつくしのもとより出て、難波の津をきて河尻に入。略七日、けふは川尻に、ふねいりたちて、漕のほるに、河の水ひてなやみわづらふ。略八日、猶河のほとりになづみて、鳥養の御牧といふ邊にとまる。九日、心もとなきにあけぬ、から船を引つ、上れども、河の水なければ、いざりにのみぞいざる。此間に和田の泊りの、あがれの所といふ所あり、米魚など、凡は贈つ。かくて船引のほるに、
河内國にあり、汀の院といふ所を見つ、行と、云云、今按に、八日に鳥養の御牧に至り、翌日汀に至ること、所見河の隔纒なり、然るに亦和田泊は、西成郡大和田村の濱より外に、和田の地名なし、矢田部郡兵庫和田岬は、大坂の津より、十里を西に隔、如も潮海なれば、河の水と云に不同、西成郡大和田も、今の河尻より

少西に當る。然らば今謂江口は、昔の河尻にして、和田の號は、別に隱たる歟。今の水尾木は、大坂の西、安治川始の下波除山世に云瑞の西にあり。河尻川・堀江川にも論之。

【萬】^{二十} 夢をつくし心盡しておもふかも、このまももとな
夢にしみゆる

【後撰】^{五十} 大江玉淵朝臣女
難波かた何にもあらずみを盡し、ふかき心のしる
しはかりそ

【拾】^{十二} 元良親王
わひぬれは今はた同じ難波なる、みを盡してもあ
はんとそ思ふ

能因櫻 島上郡古曾部村にあり。邂逅山金龍寺記、竝に土俗の、所謂能因法師、此櫻を愛し、山寺の春の夕暮の、詞ありと云へり。所載于【羅山文集】兵部大輔大江公資、五條東洞院宅庭、有大櫻樹、毎年能因、自古曾部入洛、往玩其花、花亦依人、而其名稱顯、云云、成合村金龍寺記其部に然り。
冠柳 同郡冠村にあり。柳の梢冠に似たるを以つて號之、今は地名と成れり。惠慶法師家の集に云、難波にはらへにまかりける時、冠柳をよめると、云云。

連理枝 有馬郡香下村にあり。柏大樹、根は下に交り、中は二に分れ、上は枝葉相合り、一名相思樹とも云へり。連理枝、相思樹比翼鳥の故實は、【續歌林良材集】に詳なり。證歌此樹を指て讀るには非と云へども、其始あるを以つて是に引書す。

【良材】 秋になすことの葉たにもかはらすは、我もかはせる枝と成なん

【同】 傳にきく契りもかなし相思ふ、梢のおしのよなよ
なの聲

松風 【能因法師歌枕】攝津國名所に比す。方角所指、所立部不詳、因つて雜類に置り。
告磯石 住吉郡住吉邑淨土寺院内にあり。當院開基の時、礎・檀石等を、玉津島に求む、神惜之、津守國基、和歌を捧ぐ、神是に感得し玉て、所好之石、住吉磯に可寄之告在て、寺既に成れるを以つて號之。
誕生石 同所神社の側にあり。所載于【後太平記】右大將頼朝公、丹後局に馴て懐胎、北御方始之、本多何某に仰せ、由井濱にて、殺害すべき由を承りぬ、不便の事に思、俱して鎌倉を忍登り、當社の側に至る時、頻に惱煩ふ、本多勞

之、褥を此石に懸て、暫神に祈を以つて、易く産の紐を解て、男子を生り、于時建久元年十月三日、頼朝公上洛の序、本多告之。悅不斜、伊賀・伊勢兩國を賜ふ。同十三年、大隅・薩摩大守として、島津三郎忠久と號す。夫より島津家相續とあり、至于今、塙を造り、注連を曳、夜燈を置事、島津家より祭之。

夢想藤 同郡堺津大黒町金光寺境内にあり。人皇百一代後小松院御宇、此花の盛を窺聞まし、て、帝都に移植しめ玉ふ、藤樹の精靈、舊地を慕ふ御夢の事あり、因つて宸翰の御製を賜て、舊土に反し植て、枝葉再榮え、花は地に垂れりと云へり。

林寺蛙岩 東生郡林寺村、民家の裏に在て、鳥蟲の類是に留れば、石の頂二に割て、口を開が如、鳥蟲を墮入て、亦元の如なるを以つて、殺生石とも云傳たり。

影向石 同郡四天王寺東門の下にあり。此所は、東方の諸天王影向して、四天王寺伽藍、草創の助護し給ふの處なり、因つて影向印の石を残り。

禮拜石 同所南大門の内にあり。從是紀州牟婁郡熊野神前に、相向を以つて、印石を置て號之。

引導石 同所衡門の内にあり。當莊の人民、死を葬送するに、此石の邊に棺を置しめ、無常院の鐘を撞り、于時太子

聖靈、影向在つて、引導し給ふとなり、因つて號之。以上三石竝に始に記す。轉法輪石を加へて、天王寺の四石と云へり。
合法衛 同郡天王寺村相坂の下にあり。昔聖德太子、佛法興隆の時、守屋連破賊と成つて、比爭之處を以つて、合法と號けたりと云傳り。

七不思議梅檀 同所にあり。三水・四石の七不思議は、四天王寺の院中にあり、此梅は一本にして、七の名を持つこと、竝に此樹の本を、御所の内と云傳へたり。一説聖德太子、天王寺草創の時、假に宮造たる處、梅も亦數年の星霜を経ると云へども、枝葉相同きを以つて、七つの不思議を集合ても、猶餘あるの儀に因りと云へり。故實本證不詳。

谷町藤 大坂の市中谷町の地にあり。昔此處に池在て、或人愛子を池中に失り、其兒常に藤の花を好み、因つて池の側に藤を植て、靈魂を問ふ。後世池を埋み、地を開き、側に就て小堂を構へ、觀世音を安置し、藤の棚を造り、枝葉次第に溥り、手折る時は、尺地に餘り、藤の頃群を成す。往昔の池、水空に登る歟と疑ふ。

鎮座石 同所石町の地にあり。神社門に詳なり。
難波蘆 西成郡に屬す。或は河邊郡尼崎の廻り、島々に生たるも、莖葉同うして片葉也。世俗難波の蘆は、伊勢の濱

萩と云の諺あり、片葉に生たるを、勢州に於て濱萩と云へはなり。

【延喜式】卷第十六曰、凡追儼料、桃弓杖・葦矢令守辰丁造備、其矢料、蒲・葦各二荷、攝津國每年十二月上旬探送云云。

【古今】十

津の國の難波の蘆のめもはるに、しげき我戀人しるらめや

【續千】七

津の國の難波のあしよの中を、長閑にと思ふわ

か心哉

【續後拾】三

難波なる身を盡してもかひそなき、みしかき蘆のひとよはかりは

香乃梅 同郡九條村竹林寺にあり。香西哲雲老人、當寺修

造の時、此梅を植て、難波津の香の梅と號け、和歌を作り、花を折添て、鳥丸光廣卿に遣る、光廣卿反歌を賜ひ、終に名木と成れり。其歌是に顯し、寺院は其部に比す。

哲雲

敷島や道の名たかき君なれば、かさしに送る難波

津の梅

光廣卿

折る人のなくは都に誰しらん、色をも香をも難波津の梅

御旅藤 同郡或島天神御旅社地にあり。枝葉榮蔓薄り、花は地に垂て、人盛を不俟群を成せり。

神明藤 同郡曾根崎村の東大神宮の社内にあり。花の盛に興を催し、店下に晷忘る處なり。

天神藤 同郡天神社地にあり。表門の側、裏門の側、兩處に植て、近歲蔓葉店に溥り、花は地に垂て、店下に醉る人多し。

濱火 同郡濱村の墓所より、雨夜に出る火魂也。所傳云、昔

此處に食欲の土民在て、常に此墓所に隠忍て、墻卒都婆を破り、或は火葬の燒草を盜探て、己が竈に燒て、神を穢し、終に罰を請て、其罪を啗死するの猛火也。中頃當所源光寺の僧惠觀、融通大念佛一千日の執行、爲之罪を謝するの後、火炎勢薄く出る事邂逅なり。

尼之火 同郡海老江村尼之淵より出て、野邊に巡る火魂也。多是雨夜に出、一説山伏火とも云へり。尼之淵の所傳、池の部に詳なり。

主馬火 同郡木津村にあり。大手鞠の如く、雨夜に飛で、野邊に巡る火炎也。信長公の家臣、於是追討に討たる、猛火也と所傳せり、戰記不詳。

神輿昇 同郡今宮の村民、山城國祇園神社、六月祭禮の時、

神輿を昇の來由は、往昔神輿洗の時、爲洪水漂流して、勝間浦に寄たり、今宮村民昇揚之、先戎社に遷して後洛に送り、終に歳事と成の所傳たり。

成合種時

島上郡成合村にあり。當所の村民、毎年正月會合して粥を煮せ、管三本に、早苗・中苗・奥苗の札を附て、件の粥の釜に入れて、共に煮之、其粥管の中に入る、分量の多を以つて、種を落は、年料萬倍すると云へり。世俗成合を奈利和比と稱するも、農の歳事より出たる歟。

鳥養書流

同郡鳥養村産六左衛門、書始るの手蹟一流なり

釜飯岩

同郡成合村金龍寺山内にあり。依形號之。

仁王石

同郡大澤村根本山神峯仙寺山内にあり。所傳寺記にあり。于是略之。

笈笛懸石

同所山内にあり。所傳寺記に然り。

日光坊火

同郡高槻村より、雨夜に出る火魂也。往昔熊野

山行者日光坊、舊栖の地、或時行法を誤る、一派の山臥先達に訴、終に被處法罪之墳の跡也と云へり。一説、法を破るの山臥、二人共に同罪たるを以つて、火炎の中に、頭兩の形容を見と云へり、因つて一名二魂坊火とも云へり。遙の野外に飛、或は樹上に留る事暫あり、人近之亦遠去

れり、

虎宮火 島下郡別府村、虎宮跡と云處より出て、片山村の樹上に留る火魂也。多是雨夜に出、逢人火繩を見れば、必消となり、虎宮或は奈豆岐宮と稱す、是則日光坊之一族、其腦を祭神と云る俗傳あり。【延喜式】武庫郡名次神を祭る歟。

紅梅狐 同郡吹田村の野狐なり。年を積事久し、紅梅を手折て化人、因つて號之、或は毛色赤を以つて號とも云へり、人不成害、報を成ことなし。

白井螢見 同郡郡村白井水邊にあり。螢火大にして、星の地に降るが如し、時を俟て群を成事、宇治・勢田に劣なし。一説天正年中、明智日向守一族、戦死の火炎也と云へり。

九重櫻 豊島郡野島村にあり。土俗和歌に作る、八重九重の名花とす、櫻井は井水の部に論之。

影向石 同郡萱野村如意輪寺院内にあり。觀音菩薩影向の靈石なり。寺記其部に詳也。

藥師岩 同郡大宮寺山内にあり。勝尾山勝如上人は、時原

佐道の子、豊島郡の産、幼年より出家して、父母に不見、久して後、佐道の塚を尋て當山に登る、地主牛頭天王出現し、至て教之曰、是則所尋之古墳なり、上人合掌觀念の中、忽ち巖に藥師佛の像を、現玉ふ靈石也、佛像今猶然り。

大黒石 同郡勝尾寺山内にあり。此石自然と、大黒天神の像を備ふ、福德を祈る者、必ず利あり。

對面石 同所山内にあり。清和天皇于是行幸、行巡上人山下して、天顔を拜し玉ふの處なり。因つて對面石車寄と稱す。

腰懸石 同所山内にあり。藤原仲光一子幸壽丸、當寺觀世音を深く念じ、登山の度必此石に休り。因つて號之と云傳へり。

座禪石 同所山内にあり。開山開成皇子、此石上に座して、觀念執行の處なり。

不動石 同所山内にあり。石の形容自然と、不動尊像なり、祈之感得あり。

御石 同所山内にあり。天照大神、當山鎮護し玉ふの印を、見せしむるの石と云へり。

影向石 同所山内にあり。開成皇子當山に於いて、般若經を書寫し玉ふ時、八幡神此石上に、影向まし〜て、淨金水を與玉ふ。皇子問之、神以偈答曰、得道以來不動性、自八正道垂權迹、能得解脱苦衆生、故號八幡大菩薩、と告玉ぬ。猶【元亨釋書】の詳なる事、寺記に引書して于是略之。百濟樹 同所山内にあり。此樹百濟國より渡る白檀木なり、香氣今に馨し。

瓶花木 同所山内にあり。樹の形容、自然と立花の如し、因つて瓶花の號あり。

愛染木 同所山内にあり。明王德に因つて號之。

錫杖石 同郡箕面山にあり。役小角當山の瀧に入つて、龍樹大士に謁する事を夢て、終に伽藍を構の時、此石上に錫杖を立て、權迹を残せり、今猶杖の跡あり。寺記其部に詳なり。

座禪石 同所瀧の肩にあり。役行者密行を修するの處なりと云へり。

唐人戻巖 同所瀧の上道にあり。往昔唐土より通路自由の時、當山の瀧、三國無雙の名を傳て、高麗、百濟人渡越し、此山に登り、巖の肩を不得過之故に、唐人戻の號ありと云へり。

白龍石 同所山内にあり。當山辨財天女白龍に乘じ、降臨し玉ふ、其白龍化して石と成を以つて號之。【神社考】云、昔神功皇后征新羅而還、埋如意珠及甲冑、弓箭、寶劍、衣服等、故亦曰武庫、開目見之、天女乘白龍、擁白雲、向西南飛去、天女大辨財天也、白龍變石像、今猶在此地、又是役小角之舊趾也、云云、寺記其部に然り。

安營見 同郡伏尾村久安寺山内にあり。夏の暮諸人群を成せり、安の號は山谷にあり。

光明石 同所山内にあり。一名觀音石、或は大慈悲石とも云へり。寺記云、保延六年の冬、諸堂一時に回祿す、僧侶木尊を出し奉るべしと、烟中に入と云へども、不得所求、嗟嘆して空く數日を経たり、或夜行堂の時、山岨に光明あり、至て見之、千手千眼大悲の尊像、巖上に在す、呈近衛帝、終に諸堂再建成れり、因つて光名石と號す。

天神石 同郡池田村にあり。普神影向の靈石也。

木部火 同郡木部村にあり。多は雨夜に出る火魂なり、土俗高入道之火とも云へり。

一花草 能勢郡宿野村、正一位宿野神社（延喜式神名帳）境内にあり。葉は蔦に似て、莖僅貳寸可、冬節小寒に至て、始て葉を生じ、立春の朝、花忽開、一莖に一花綻ぶ、花形白梅に類へり、一花發而天下春也とする乎、世に多此花の不知所有、一日菅原苗裔、朝臣何某、觀之嘉歎して、迺求之、呈寬文帝、觀之畢て、尙書に命じ、令記祿之。此草夏節に入つて朽槁ぬ、其根を求植と云へども土地を去て、花の時を失ふ甚奇也とす。猶所載于社記、詳なり。來狹狹宿野に轉するの證、神社門に論之。

不動石 同郡大里村の山内にあり。當山月峰寺開闢日羅道者、山嶺に登て、不動明王の咒を誦す、于時利劍、岩上に天降て、日羅に與之、因つて劍尾山と號す、寺記其部に然

り。

七岩 同郡柏原村にあり。各駒の蹄趾あり。

神石 同郡木代村門大夫第宅にあり。圓二尋、高五尺、石神と崇祭り、常に注連を曳て夜燈を置、垢穢を忌り、當家亥子の歳事を勤るの規式、舊屋の部に比す。此莊に於いて、終に雷火の災なきも、石神の德に因と云へり。

釣鐘石 同郡大丸村にあり。所傳云、貝川三位、當郷開發の時、暫く于是遊歴して、祕藏するの名石也、大さ方二間、形鉦鼓の如く、磬之撞鐘の響あり、因つて釣鐘石の號を残す。今猶存之。

龍王硯石 同郡川尻村にあり。此石山頭に在て、豎三尺五寸可、石上凹にして、常に水あり、往昔弘法大師、此水を加持し、當山八大龍王神、牛王寶印を押しむ、是を以つて硯石の名あり、終に早魃する事なし。龍王叢祠神社門に然り。

難波梅 河邊郡尼崎にあり。亦同郡難波村に名の梅あり、何も、仁德帝皇居の地と云傳るに寄て、難波の梅とする歟。咲や此花の製歌、難波梅と極たる花に非すと云へども、世俗古を慕、自然の名所と成れるも、猶其德に因れり乎。

沖猛火 同所浦邊沖より、浮出るの火炎也、享祿年中、の戰

死、正六位上兼右近衛府生奏武文、亡魂の火也と云傳ふ。
 渡海の諸船、漁火を疑へり。
 長輪月 同郡長洲村の土俗、古より月の名所として、長輪と稱す、秋の夕暮、月見の興ある處也。
 高樹楠 同郡南野村了福寺境内にあり。聖武天皇の御宇、天平勝寶年中、行基菩薩毘陽寺建立の時、此樹の梢に、靈光ある事を夢玉ふ、高さ廿餘丈を以つて、高樹の名あり、寺記其部に詳也。
 塚口藤 同郡塚口村本願寺御堂にあり。蔓葉四方に溥り、花は地に垂り。
 猪名小篠 同郡猪名寺村の北にあり。猪名の篠原と讀る、歌に因て云へり、引歌原の部にあり。
 荻野火 同郡荻野村の野邊に出る火炎也。多は雨夜に出、扇野の火とも云へり。
 行基拋岩 同郡山本村にあり。行基菩薩、此邊遊行の時、大岩道路を妨ぐ、旅人の苦を助んと、側に抛玉ふ石也と所傳せり。
 鎧石 同郡安倉村の邊にあり。所傳云、聖德太子、仲山寺草創の序、此石を親て號之、左倉の倉、始は鞍に作る、鞍を安ずるの義に因つて、鎧石ありや、地名記は村の部に論之。

大將軍 同所田圃培塿の地名にあり。昔此邊は、往來する者跪時は、片袖を放捨、不捨之必死すと云へり、八將神の尤とするもの歟。
 麗馬石 同郡仲山寺山内にあり。聖德太子當寺草創の時、驪に乗飛行し玉ひ、暫く此石上に馬蹄を休しむ、其四足の趾今に然り。
 仲山火 同所にあり。俗傳云、此火島上郡山崎より出て、仲山寺に來る事毎夜なり、昔當山の寺僧上洛して、歸寺に赴く時、賊徒塞道、僧意念して觀自在の法を修し、祕文を誦し忽野あり、賊徒恐之、終に懺悔して、罪を許玉へと請、僧免之、其惡業を謝せんと、夜燈の油を寄進す、是を持せ運しむ、人其油を分盜で私用とす、死て後償之、罪障の火炎、是に通來と云傳へたり。
 白鳥石 同所山内にあり。應神天皇の兄忍熊王子、并に大仲姫遺體、白鳥と變じ、飛て石と化し、靈水涌出するの神石也。寺記其部に然り。
 腰懸石 同郡矢間村にあり。多田源滿仲公、暫く美景を遊覽し玉ふ、石の臺なり。
 烏帽子岩 同所にあり。形容に因つて號之。
 鱈吸火 同郡東多田村鱈吸にあり。此火人の容を現し、或時は牛を牽、手に火を携出、不知之人、其火を請て烟草を

吹、相語る事尋常の如し、曾て不成態、知て欲計之遠く去れり、多は雨夜に出る火炎なり、狸火とも云り。
 阿字岩 同郡多田莊矢間村にあり。弘法大師號て、阿字の梵字を書し給りと云の所傳たり。
 龍馬石 同所にあり。源滿仲公、龍馬の蹄の趾を残し、號之名石なり。
 烏帽子石 同郡東多田村にあり。因形號之。
 東方岩 同郡平井村にあり。最明寺瀧の八景、其一景に比す、東方を以つて號之。
 西方岩 同所にあり。西の方を以つて號之。
 般陀石 同所瀧の肩にあり。石の臺に足趾あり、土俗釋迦如來、轉法輪所にして、後世に其印を殘玉ふ足趾也と云傳り。
 菩薩頭 同所巖の名にあり。所傳菩薩影向の處也と云り、一名薩捶頭とも云へり。
 千歩沙 同所にあり。瀧の流、千歩の平沙を以つて號たりと云へり。
 屏風岩 同所北田原村大井の山内にあり。大巖屏風立たるに似たり、因つて號之。
 鬼之門 同所にあり。大巖を以つて山谷に濟し、雨を覆石を豎て柱とし、所造之門也、人力に及難の礎を以つて、鬼

神の所造也と云傳り。
 酌子岩 同郡杉生村の山嶺にあり。因形號之、地名も亦酌子峰と云へり。
 袖乞 武庫郡西宮東出口の地名にあり。
 釜巖 同郡越水村にあり。岩の形似たるを以つて號之、山崎宗鑑、此岩に題して、照日哉蒸ほど暑き釜巖と即興の句を吟じたる處なり。
 硬石 兎原郡住吉村住吉神前にあり。石の頭、凹にして、水溜在て、常に水なく、天水をも不受、每歲六月、土用の入式に至て、自然と水を溢、土俗時を知り、甚奇也とす。
 天狗岩 同郡笹原村の山内にあり。天狗此岩窟に、遊ことあるを以つて、號たりと所傳す。
 龍燈火 同郡蘆屋村の沖に見る火也。海中の鱗神龍を祭る火也と云傳り。
 有馬潮 同所磯邊より沖中にあり。有馬郡有間温湯は、紀州熊野神力を以つて、潮を交え鹽湯と成て和之、衆生沈疴の患を救玉ふ、因て紀伊の南海より、潮筋虹の如して、時あり神慮巖然の奇妙、今も猶絶せざり、因つて有間潮と號るの所傳たり。往昔は有馬温泉寺奥院と號け、藥師堂在て、僧房温泉山を出て、月次參籠の事あり、後世破壊して、印ばかりと成れり。

雲内杜丹 同郡熊内村の民家にあり。色紫にして、花の渡り尺に及び、高さ一丈可、莖の太五寸、葉は數あり、熊内村を雲内と云の處なり。

駒繫石 矢田郡郡神戶上邊或は上、頭部に作る。村にあり。壽永年、梶原平三景時、馬繫たる石と云傳へり。

籬梅 同郡生田宮村生田神社側にあり。壽永年中の軍に、薩摩守忠度卿、此梅を伐採籬に指、旅宿の題の和歌を、書たる短冊附し古木也と、世に普く所知也。忠度卿の戦死、所載于【東鑑】古戦場の部に引書せり。

敦盛秋 同所にあり。大夫敦盛卿愛此秋、和歌を作り、熊谷次郎直實に送るの俗語あり、敦盛熊谷【壽永軍記】【東鑑】の本文、古戦場の部に論之。

匂梅 同郡東尻池村と眞野橋の東にあり。昌泰四年、菅家大宰權帥に左遷の時、和田碇に船を留、順風を待玉ふ、此梅の香を尋て、于是來り愛之名木也と、所傳せり。

神馬秣 同郡兵庫津和田地にあり。昔神功皇后征新羅、歸朝し給て、暫く船を此岬に繫の時、有人秣を獻ず、因つて皇后第三子應神天皇廟、山城國雄徳山八幡神供と成る事、于今然と云へり。

若木櫻 同郡須磨村福祥寺世號須磨寺也境内にあり。大夫敦盛卿、此櫻を愛して、所題之也、亦敦盛卿の美容に准て號之、或

は老樹不朽、花猶美を以て、若樹の號ありとも云へり。漢竹 同所山内にあり。昔神功皇后征新羅之時、鮎を釣得玉ふ竿、其處に捨玉はず、歸朝して于是埋しむ、枝葉繁榮て、今猶根本溥、其末世に廣と云ふ所傳たり、皇后釣を垂玉て、鮎魚を得玉ふ事、故實の明なるを以て、謂之歟。

腰懸石 同郡丹生山田莊東下村にあり。壽永年中、源義經の要害を尋の序、暫く此石に腰を休玉ふ處を以つて、號之所傳たり。

唐櫃岩 有馬郡唐櫃村にあり。所傳云、神功皇后新羅を征し、還て甲冑・弓箭・寶劍・衣服等を石の櫃に入て、當山に埋藏を以つて、地名唐櫃と號と云へり、此處武庫の山中に續り、後世有馬の郡内と成れりや、混合して所不能詳之也。

夫婦岩 同郡藍本莊の町邊田圃の中にあり。俗傳云、往昔此處に、夫婦相談て、睦く相思ふ事、久方の天にしては比翼の鳥、地にあらば連理の枝と契り、年積て後、我死ば彼死ん、彼死ば我死べしと云通て、終に果ぬ、二人ともに石と化して、是に留る、互に十歩を間隔すると云ども、向こに相並るが如し、石の形容も亦相同じ、號て夫婦岩と云へり、男女縁を結の神石として、祈之云へり。

旗立石 同郡付物村ツツキにあり。壽永年中、源義經公一谷の戰場に赴の時、暫く是に旗を靡の處也。

百丈巖 同郡生野村鎌倉谷にあり。高さ數十尺、巡り數十歩、一國無雙の大巖也、最明寺入道時頼公、暫く遊歴の處、此岩に登て美景を求玉ふ。一説、岩臺百疊を敷るを以つて號しとも云へり、今亦百丈とするは、其廣大なるを量てなり。

幡立石 同郡大音所村にあり。筑紫字佐八幡神、白馬に乗じ飛行し玉ふ時、神幡を飛ばし降る所、此石上にあり、社家の傳記詳にして、神社門に比せり、因つて于是略之。

鈴石 同所にあり。【駒宇佐八幡社記】に所載之也。氷柱岩 同郡小柿村の後にあり。岩の形氷柱に似たるを以つて、號之と云り。

能登矢竹 同郡畑莊にあり。能登守則經、八島の戰場に赴の時、此竹を伐て矢筈を製す、其竹林後世に不絶、携弓箭士所設之也と、所傳せり。

最明寺櫻 同郡桑原村欣勝寺院中にあり。最明寺入道時頼公、鎌倉谷に遊歴の序、此花を愛し玉ふを以つて、號之所傳たり。烏帽子岩 同郡山田村鑄射寺の邊にあり。因形號たる岩なり。

車瀬螢見 同郡三田城下車瀬橋にあり。川の岸に集飛て、水面を照す、夏夕群を成て、詩歌連誹の題を求、或は酒宴遊興を催す處なり。

履石 同郡湯山蘭若院阿彌陀の坊也の庭中にあり。形履に似たり、關白秀吉公、遊于温泉之時、千利休を召御茶會あり、于時利休此石に題號す。

佛座巖 同所にあり。深草元政題之。萬年巖 同所守湯家、休所の下第宅に近し。黃壁高泉和尚題之、舊屋門安膝亭の記に詳なり。

林溪寺紅葉 同所林溪寺の庭にあり。大樹山河に枝を覆秋の錦を移し、冬の落葉を流す、見人龍田の川を准て、即興を催の處なり。

齒朶尾月 同所齒朶山の月を云へり。以上安膝亭の十二景の中に比す、舊屋の部に然り。

有明櫻 同所鼓瀧の側にあり。此花下に遊て、歸ことを忘て、明暮を不知、因つて花の火燃、有明の號ありと云の、所傳たり。

屏風岩 同郡湯山道四十八川の中にあり。高五丈可の大岩、形屏風の如し。昔弘法大師、彌陀六字の名號を此岩に書す、今猶雨降て濕之、薄く文字を見と云傳り。拋岩 同所同道端の山岸にあり。弘法大師温泉に赴玉の時、

此岩道を妨、旅人の煩と成れりと、是に抛揚道を廣す、洪水岸を崩と云ども、不落して今猶然り、見人危しとす。猿首岩 同郡生瀬村にあり。形猿に似て、首の如處、自然と眼・耳・鼻・口を備たり、因つて猿首と號す。

家隆舊栖松 東生郡天王寺勝曼院の後にあり。俗傳に云く、家隆卿、難波の浦見んと、假の宿りしける舊跡に、松一本のみ残れるを、家隆の松と云傳ふると云り。亦俊成の舊栖也とも云へり、猶舊屋の部に證歌あり。

駒繫松 同郡天王寺一心寺境内にあり。東照神君、駒繫せ玉ふ松樹を以て號之、寺記詳なり。

判官松 西成郡大和田村にあり。大坂より尼崎へ、渡海するに見る、土俗の傳に云、源義經西國に赴く時、爰に於て旅行の勞を休め、我一度運を開なば、枝葉繁り、青綠世々に、榮ん事を誓て、側なる松が枝を伐て地に指、今の世まで残りりと云へり、亦一説松の楊枝を指りとも云習せり。渡邊松 同郡福島村梅田川の岸にあり。俗傳云、渡邊綱が植たる松と云へり、亦渡部・福島と、地名の續きに寄而已歟。

老松 同郡天満老松町の民家にあり。俗傳に云、住吉大神影向の松にて、往昔樹下に祠あり、仍て住吉町と號す。枝葉を惜んで伐採の輩、必罰あり、驚恐れて、近歲石を疊み垣

となして崇敬す、今老松町に轉す。

山伏松 同郡本庄村にあり。俗傳に云、昔此所に於て、密法を修する山伏あり、惡意を以て人を妬み、己が爲に、此松に登つて咒咀すること一七日、天是を許さず、即松が枝に立嚙死す、後に亡火と成つて、夜毎に飛で往來を留む、今は名耳残ると云へり。

一本松 同郡野里村にあり。大和田の判官松に同じ、敬に威有あつて、枝葉誤て伐採者、必罰ありと云ひ傳へり。

行基松 住吉郡住吉にあり。俗傳に云、行基泉州の産、暫く爰に寓居して自植、星霜積る事久うして、枝垂青苔松露滑なり。

判官松 同郡同所にあり。俗傳に云く、義經西國に趣く時、海上風波穩に、再武運を開かしめ給へと、住吉大神に祈り、暫く松の下に遊ぶ、是故に判官松、或は腰掛松とも云ふと云へり。

笠松 同郡平野莊權現宮の境内にあり。熊野權現影向して、梢を照すこと、神社門に載、松樹枝葉生茂りて、木影を頼む旅客、雨漏の煩なし、是を以て笠松と云俗傳なり。

笈懸松 同郡泥堂と云地にあり。權現影向の時、此の松が枝に笈を懸し故、笈掛松と云といへり。一説、昔戰場より通れ去る者、此松の本に追詰られて、終に戰死す、是縁を

以て追懸松とも云へり。

大悲松 島上郡眞上村靈松寺境内にあり。寺記に云、當院其始、行基自地藏尊を彫刻して安置し、地藏院と號せり、中興妙應禪師、庭上の松樹、夜毎梢を照すこと、赫々たるを見る、禪師其光源を尋ねて、大悲の鑿像を得たり、故に靈松寺と成れり、千載の老松、于今綠を生る、因て號て大悲松と云ふ、委くは猶寺院に然り。

下松 同郡鳥飼村の西にあり。俗説判官松に同じ、西國下向を以て、下松と云と云り、一名義經松ともいへり、一名躍松と號す、初秋松下に以催興後大號之

八部松 同郡大澤村根本山神峯山寺山内にあり。所緣寺記に見えたり。

影向松 同所山内にあり。故緣右に同じ。笠松 島下郡安威村將軍塚の上にあり。枝葉四方に茂り重つて、塚の上に覆へるを以つて、笠松との名ありと云へり。

行基松 同郡佐井寺にあり。行基自植るを以つて、松の名とすと云へり。

投松 豊島郡畑村にあり。西成郡福島村の堤より、北に當て山頭に黒く見ゆ、隔る事五里餘、土俗の傳に云く、或人此山内に入つて樵、行脚の僧麓を過る時、松の枝折て道

を妨ぐ、僧是れを取つて、山頭に投る、枝葉朽すして青綠を増、是則弘法大師ならんと云つて、今に至るまで、弘法の投松と云習はすと云へり。

絹繫松 同郡池田村吳服宮より、良の山頭にあり。社家記に云く、吳織穴織の二女神、吳國より我朝に至つて、爰に於いて絹を繫て、裁縫の道をしむ、其の末葉を残し植て、絹繫松と云へり。二女神來臨の事、【日本紀】本文等神社門に委し。

兼好松 同所にあり。俗傳に云く、兼好法師假居して、木陰に宿りす、仍て松の號と成れり、猶古跡門にあり。

笠松 同郡伏尾村久安寺の東北にあり。古松枝彌り形笠の如し、旅客雨を凌を以て、笠松と號す。

膝行松 同郡下穂積村にあり。松の枝葉四方に彌りたるに依り、洞有て蛇住るよし。

西方松 同郡勝尾寺境内にあり。枝葉悉く西の方に靡く、是を以つて西方の松と云ふ、【元亨釋書】に所載寺記に然り。

禮拜松 同所にあり。寺記に云く、比丘妙觀合掌して、化觀音之靈應也、云、此松の梢に合掌禮拜するを以つて、松の名と成れりと云へり。

弓取松 同所にあり。俗傳に云く、此松の下に義經梶原景

時の古墳あり、武勇を以つて松の名を残すと云へり。
三光松 同郡箕面寺の境内にあり。土俗の傳に云く、三葉にして如も其色美く、日影に輝を以つて、三光の名あり、亦役行者當山に登て、靈地を知んとて、自三結を空中に飛しむ、此松の梢に留るを以つて、三結の松と云ふとも云へり。

布懸松 川邊郡多田院村にあり。土俗の傳に云、此松自然と布を懸る事あり。其布を取得んと、樹下に行者必命を落すと云ひ傳へり。

阿古屋松 同郡昆陽の庄内にあり。所傳未考と云ども、當郷舊跡と云習せり。歌の名所阿古屋の松は、陸奥國にあり。

雨乞松 能勢郡木代村鷹岡山にあり。古松枝を垂青苔滑なり、旱魃して田圃枯野の如くなるに及で、村民愁之、此松樹の下に於いて、祈雨必陰雨洪水すと云へり。

影引松 同郡切畑村にあり。所傳に云く、昔此松樹の下に、石像の地藏あり、光明四方に放ち、遙に西海を照す、魚鱗磯に寄すして、漁者歎之、其光源を尋ね爰に至り、石像に祈る、于時光明古松の影に陰れ、尊像も不見、時人影引松と云へり。

判官松 有馬郡加茂村の西より、山陰道に行街道端にあり。

に流れ寄、此松の下に迎へ、躍を拍子て神を諫ましむ。毎年四月神拜ありといへども、躍は終に止め、猶神社門に詳なり。

宿松 同郡脇濱村の西にあり、昔此所西國に通ふ旅宿あり、因て宿松の名を残せり。

天神松 矢田郡須磨村民家より、南海面の方森の中にあり。俗傳に云、菅家築紫に遠流せらる、時、此濱邊に船を留め、風波の難を凌ぐ、纜を此松の下に曲て、座する事暫あり、仍て以て天神松と云ふ。其後夜々に海中より燈を捧ぐ、此故に一名龍燈の松ともいへり。天神勸請の祠、神社門に出。

腰懸松 同郡須磨寺門前にあり、俗傳に云、本三位中將重衡卿の、腰掛松なりとぞ、今は枯て名耳残せるも猶哀なり。

遠山松 同郡須磨寺の後の山にあり。土俗の傳、松風の謠に寄ると云へり、「可笑や、因幡山・後の山」など云も此邊にあり、皆山類に比す。

磯馴松 同郡東尻池村にあり。竝木の松を總て云へり、行平卿須磨に配流せられし時、愛せらるゝを以て、袖馴松とも云ふといへり。

行平松 同郡東須磨村にあり。俗傳に云、行平卿の植し松、

土俗の傳に云く、源義經一の谷の戰場に赴く時、爰に於いて、松の枝を伐て地にさし、道路の等類と成す、仍て一名枝折松とも云へり、枝葉榮え、歳霜積る事久く、半朽て、人の住家とも成ぬべきといへども、未枯。

一本松 同郡長坂の地にあり。高さ十間餘、太さ三尋に餘れり、枝葉造り木の如し、諸木見る人なし、只此一本のみを以つて、長坂一本松と云へり。

相生松 同郡香下村にあり。太さ一尋に餘り、高さ九尋餘、土際より三尺計登て、男松女松左右へ分れたるを以つて、相生の松と云り。

三本松 同郡屏風村にあり。一本は太さ三尋餘、高さ十丈、

二本は太さ二尋餘、高さ八丈、三本一所に有を以て、三本松と云へり、俗傳に云く、關白秀吉公、播州三木の城へ發向の時、下枝を伐採しむ、其跡贅の如くに成れり、爰を以て、一名贅松とも云へり、山神是を惜んで、落葉を把す。

湯元松 兎原郡蘆屋村にあり。俗傳に云、往昔此所湯元の薬師と號け、寺院あり、有馬温泉の潮は、熊野權現の神力にて、南海より當浦に引、號て有馬潮と號す。温泉山の僧坊、月次參籠あり、後世伽藍破壊して、草堂と成れり。昔の松一本残り、仍て湯元の松と云へり。

躍松 同郡深江村にあり。今、森村の神社稻荷の神幣、當浦

(松贅)

歸洛の名残を惜み、枝葉悉東に靡くとなり、本一本に生じ、半より相生と成れり。

三品彈正尹贈一品、阿保親王御子大江音人・在原行平・守平・仲平・業平五男也、行平仁和三年、配流須磨、正二位民部卿中納言權帥在納言と號すと云へり。【三代實錄】第三十七云、元慶四年五月廿八日辛巳、天長三年、詔仲平・行平・守平等、贈姓在原朝臣、業平體貌閑麗、放縱不拘略、無才覺善作和歌、云。

盗人松 同郡野田村にあり。昔は松二本也、一木は朽て一本今にあり。高さ七間に餘れり、太さ四尋餘にして相生なり、「袖にもかゝる沖津白波」と讀る歌に寄ると云へり、盜賊を白浪と云ふ、此松海岸に在て、白波の懸るを以て、盗人松と云ふ歟、一名楠松共云り。

(松楠)

飛松 同郡板宿村にあり。俗傳に云、菅家筑紫に遠流の時、淀川に纜を解爰に至る、丞相常に梅櫻松を愛す、草木情なしといへども、梅は飛で筑紫に至る、櫻は朽て松耳残る、難面さよと云も敢す、松是に飛留るべくも非ず、終に船を浮ぶ、松も亦枯て失ぬ、土俗舊跡を惜み、一木の松を植て、名を今の世に残すと云へり。

鐘懸松 同郡大手村にあり。源平一の谷合戦に、時の鐘を此松の枝に釣、因て鐘掛松と云へり。

(松葉二)

源氏松 同郡駒林村にあり。高さ丈餘、本二尋に餘れり、枝五六間四方に蔓る、婦松夫松二葉に出る故、一名二葉の松とも云ふ、亦一名茶筌松とも云へり、松葉細やかにして、茶筌を見に似り、亦【源氏物語】須磨明石の巻に依て、松の名ともせり、或は一の谷の戦場に赴く源氏の諸勢、樹下に群居するを以て、源氏松と云ひ、或は古葉松とも云へり。

月見松 同郡東須磨村北の平山にあり。松は一本に非ず、摠て竝木の森を云ふ、行平是に於て月を詠む、其景色他に勝れたり。

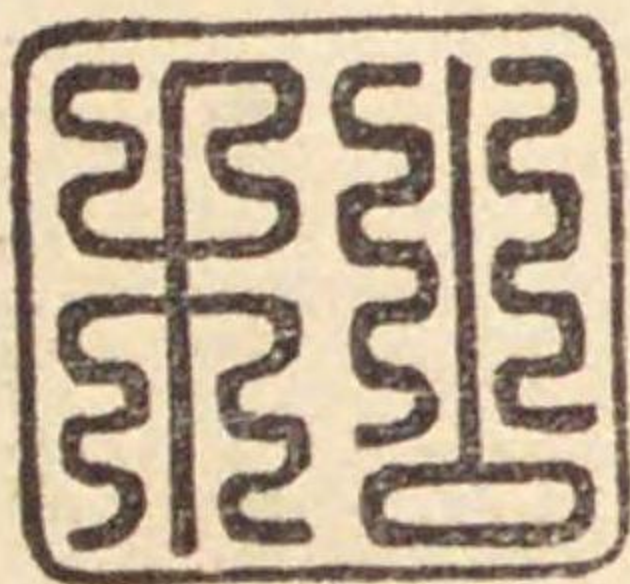
境松 同郡兵庫の西境川に近し、攝津・播磨兩國の境なり、是を以て境の松と云、深き謂なし。

以上所立部、十二郡中に於いて、悉く雖拾之、土俗來由を所不相辨、或は所不知所有、或は混合難分、亦知之所漏、多は以小智、國の大諺を集、訂考之不明、如も手足之有所不及足、追而可加之。

攝陽群談卷第十七 大尾

攝陽群談跋

攝州産岡田氏篋志者、幼樂螢囊之餘、且慕雪燭之勉、尋於既往之遠蹟、而備將來之所據、其國之人物土宜、參考砥礪而無遺焉、其所積蓄日就月將、近訪遠推、切々於群侶、諄々於密友、扁曰攝陽群談、乃志之所擴也、凡歷代之和書、壹是商略升於翰墨、其詞悠優溫雅、而過于尋常之述作焉、余猶取而矚之、即當今之碩學菊池氏先生序其端、可謂庶積咸熙矣、愚於于此人也、穉而擾、長而親、是以老懷不勝欣慰之至、以美壽梓之全功、置俚辭諸卷尾云、
元祿十四辛巳年孟春
難波陳人高岡氏旋容自書



元祿十四辛巳季夏開板

攝州大坂中之島和泉屋伊右衛門
 城州京三條姉小路池内次兵衛
 武州江戸日本橋南二丁目升屋五郎右衛門
 彫工大坂眞齋橋筋五郎右衛門
 畫工天滿大工町植木庄藏
 加筆大坂西高津町小西次郎右衛門
 同大坂中之島山縣甚助
 同 同 所林且右衛門
 同 同 所鱸常三
 攝西陳人岡田氏陸助誌之

○又享保版の奥に

享保二十歳九月需 大坂新町西口小濱町

書林 河内屋八三郎刊行

大正五年五月七日印刷

大正五年五月十三日發行

大日本地誌大系第九冊 非賣品

攝陽群談 全

日本歴史地理學會校訂

編輯兼發行者

蘆田伊人
東京市小石川區表町百九番地

印刷者

渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

印刷所

日清印刷株式會社
東京市牛込區榎町七番地

不許複製




發行所


東京市小石川區表町百九番地

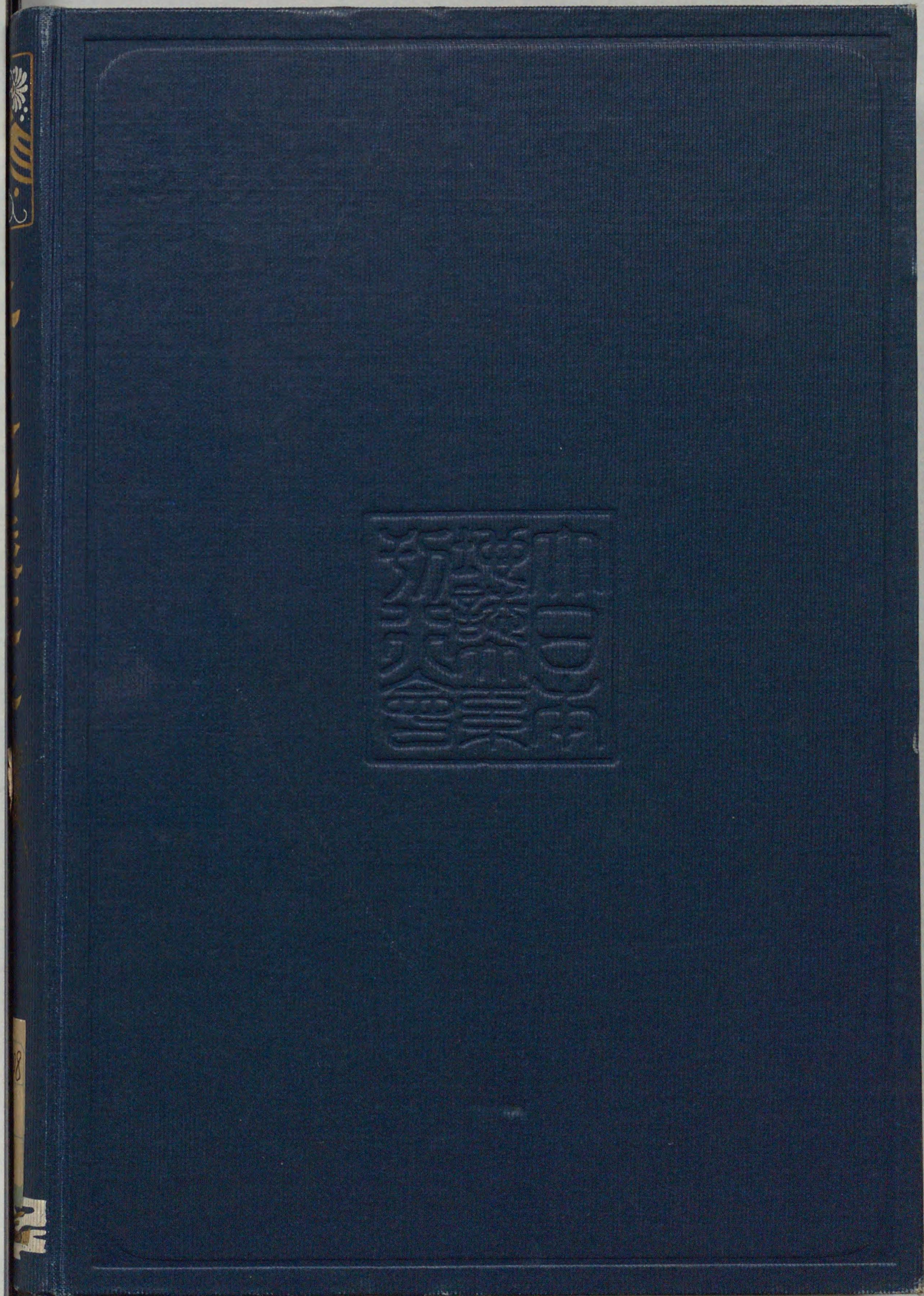
大日本地誌大系刊行會

振替口座東京二八七六二番

(東京岡山製本所製本)







養正書局



8